

第2節 主要援助国・地域機関の経済協力の概要

(DAC諸国に関してはODAについて記述)

1 オーストラリア (Australia)

援助政策等

1. 基本方針

オーストラリアは、前労働党政権時代、政府開発援助を国民総所得 (GNI) 比0.5%に増額するとの公約を掲げ、政府開発援助費を継続的に増加させた (2007年以降、2013年度までに開発援助予算を約80%増額)。この開発援助予算の急増について、当時野党であった保守連合は、①開発援助予算を急増させる一方で国防費予算を削減している、②援助の戦略的優先順位付けに満足できない、③オーストラリア国際開発庁 (AusAID: Australian Agency for International Development) および他の機関の援助プログラム管理能力に鑑み、増額された援助が効率的かつ効果的に実施されているかは疑問、として批判してきた。

2013年9月の連邦議会選挙で保守連合が勝利し、新政権が誕生すると、2013年11月にAusAIDの外務貿易省への吸収を発表。政策面では、開発援助について、外交、通商政策と一体となって効率的・効果的に実施し、国際的な経済成長の実現、ひいてはオーストラリアの国益増進に寄与するべきであるとし、経済開発分野への支援の重点化、国益重視が明確にされた。こうした中、2014年6月にビショップ外相は、「新援助モデル (The new aid paradigm)」と銘打った新方針を発表し、(1)公的な開発援助だけに頼らず、民間セクターも活用し経済成長を実現、(2)効果的・効率的な援助の実施のために豪州の国益に対する貢献や費用対効果といった新たなベンチマークを導入し、より効率的なプログラムに集中して資源を投下、(3)オーストラリア・被援助国が相互に説明責任を負うことを目的として、①インフラと貿易、②農業、漁業、および水資源管理、③被援助国における効果的なガバナンス、④教育と保健、⑤ (緊急) 人道支援、⑥女性の能力向上を重点分野として国別計画を策定、という方向性を打ち出した。その後、保守連合政権は、同援助方針に基づき、貿易のための援助 (Aid for Trade) 等の経済開発分野の支援を重視しつつ、民間セクター開発および人間開発を両輪とした援助プログラムを実施している。

なお、オーストラリアにおいて対外援助方針は不定期に策定されており、政権交代後に新たに発表されることが多い。対外援助の根拠法は存在しない。

2. 援助規模

開発援助予算については、2014年12月に2015–18年度の3年間で総額約40万豪ドル削減することが発表され、2015年5月に発表された2015–16年度予算において、40億5,170万豪ドルまで削減 (前年度比約2割減) された。また、2016年5月に発表された2016–17年度予算は38億2,780万豪ドルであり、前年度に比べ更に5.5%削減された。

3. 重点分野

2016–17年度予算の発表の際にも、豪州の国益を促進することが改めて強調されるとともに、①インド太平洋地域における開発支援、②アジアにおける経済連携の確立、③2020年までに援助予算の20%をAid for Tradeにあてること、④女性のエンパワーメント、⑤インド・太平洋地域における自然災害被害への対応等が重点分野として挙げられた。また、民間投資や国内資金調達を進めるための革新的な取組 (「イノベーション・エクステンジ」) の推進や、援助のパフォーマンス向上のための取組の重要性についても改めて言及された。

4. 日本との開発協力

日本と豪州は、開発分野の協力に関する定期的な意見交換の場 (日豪開発政策対話) を設けており、この中で、日豪の開発協力政策および両国が実施している援助プログラムに関する情報共有の他、援助の重複の回避や今後の日豪協力の方向性等について協議が行われている。また、2016年2月の日豪外相会談の際には、太平洋島嶼国の経済的繁栄および地域の平和と安定を強化するための努力を支援すべく、日豪が太平洋地域において開発援助分野を含む協力を促進する「太平洋における協力のための日豪戦略 (太平洋戦略)」が合意された。

実施体制

1. 外務貿易省

開発援助政策の企画・立案、実施を行うことを目的として1995年3月に設置されたAusAIDは、2013年11月をもって外務貿易省に吸収された。その後、外務貿易省内での開発援助担当部局の扱いに関する検討を経て、2014年7月に外務貿易省内の新体制が確立された。

新体制の下では、二国間援助は、援助供与国との二国間外交を担当する部局が外交政策の一環として担当することとなった。一方で、その他の多国間協力、総論的な開発協力政策、人道支援および調達・官房業務の担当部局については、概ね旧AusAIDの機構が外務貿易省内で維持されている。吸収される前のAusAIDは、40の海外拠点に駐在員を派遣し、職員数はオーストラリア国内1,301名、在外823名（うちオーストラリア政府職員227名、現地スタッフ596名）の合計2,124名（2012年6月時点）であったが、現在は援助関係だけを取り出した人員配置の状況は公表されていない。

2. その他実施機関

オーストラリアは、外務貿易省以外にも移民・国境警備省や連邦警察、オーストラリア国際農業研究センターなどの政府機関が独自に援助プログラムを実施しているが、国際協力の実施に当たって政府が全体となって取り

組む方針（政府全体アプローチ）を掲げている。また、政府はNGO・市民社会や民間企業との連携も進めており、オーストラリアNGO協力プログラム（ANCP）などを通じて多くの開発協力NGOを支援している。旧AusAID時代には、オーストラリア政府内に対外援助に関する調整メカニズム（定期会合）が存在していたが、同メカニズムは廃止され、現在は必要に応じアドホックな調整が行われている。

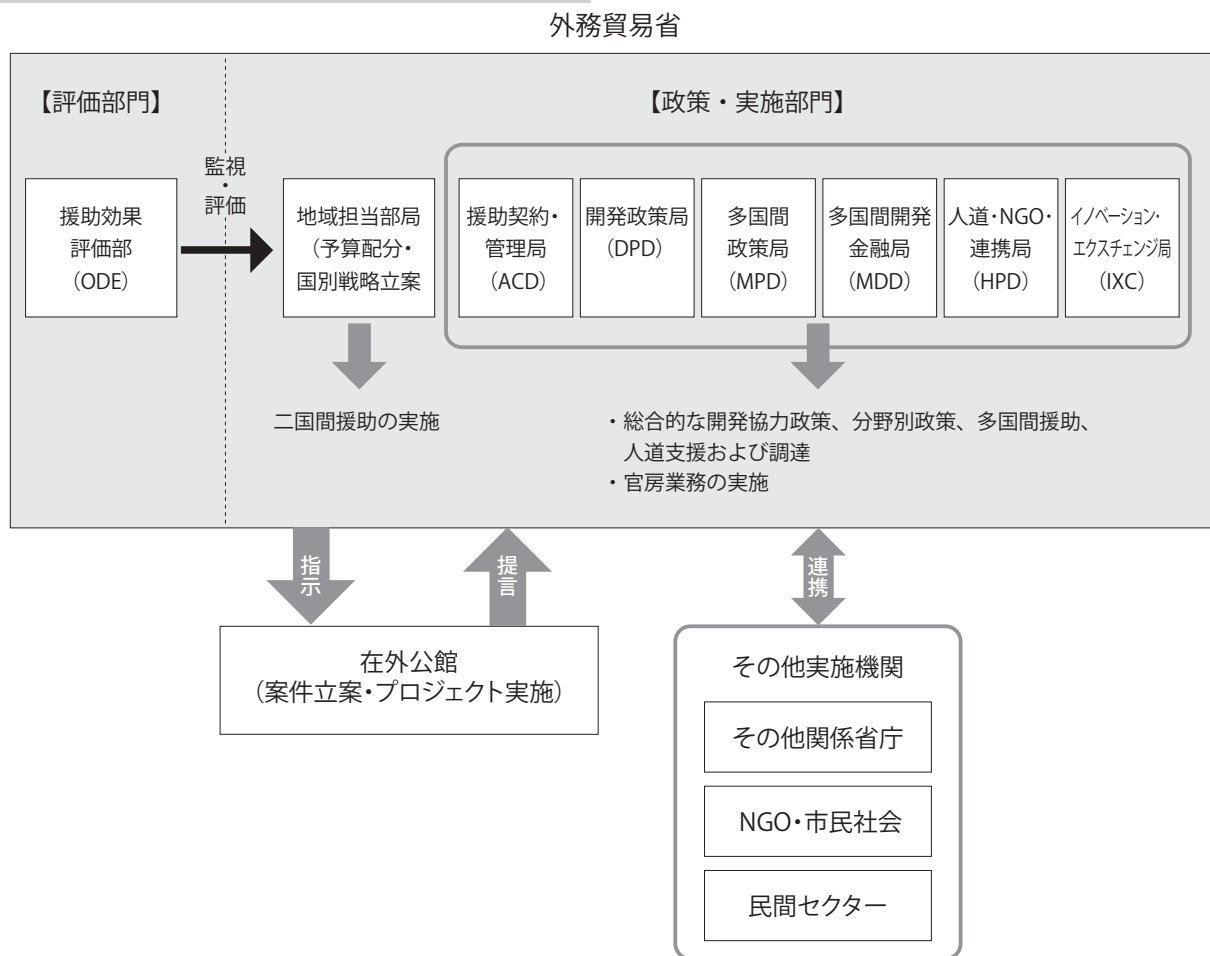
● ウェブサイト

- ・外務貿易省（開発援助部分）：
<http://aid.dfat.gov.au/Pages/home.aspx>

● 書籍等

- ・「DFAT Annual Report」（外務貿易省年次報告書）
毎年9–10月に同省所掌大臣に提出。この中で開発援助についても言及。
- ・「Australian Aid Budget Summary 2016–17」（予算関連資料）
2016年5月の予算案発表時に公表（オーストラリアの予算年度は7月–6月）。
- ・「Performance of Australian Aid 2014–15」（対外援助に関する年次報告書）
2016年2月発行（外務貿易省作成）

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位 10 か国

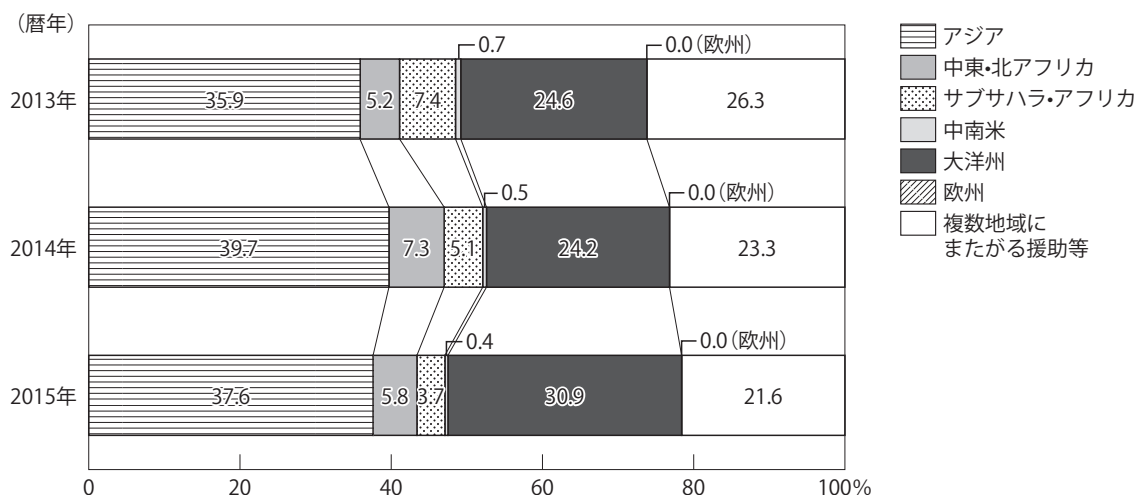
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	インドネシア	549.33	13.2	1	インドネシア	448.00	12.8	1	パプアニューギニア	416.45	15.1
2	パプアニューギニア	474.25	11.4	2	パプアニューギニア	418.31	12.0	2	インドネシア	372.96	13.6
3	ソロモン	198.53	4.8	3	アフガニスタン	148.78	4.3	3	ソロモン	122.00	4.4
4	ベトナム	147.17	3.5	4	ソロモン	138.94	4.0	4	ベトナム	103.88	3.8
5	フィリピン	143.30	3.5	5	フィリピン	132.05	3.8	5	フィリピン	92.50	3.4
6	東ティモール	108.57	2.6	6	ベトナム	125.80	3.6	6	バヌアツ	89.98	3.3
7	アフガニスタン	104.44	2.5	7	東ティモール	89.64	2.6	7	アフガニスタン	79.13	2.9
8	バングラデシュ	91.91	2.2	8	ミャンマー	89.00	2.5	8	東ティモール	62.98	2.3
9	カンボジア	71.95	1.7	9	バングラデシュ	85.73	2.5	9	ミャンマー	55.43	2.0
10	ミャンマー	70.01	1.7	10	カンボジア	79.06	2.3	10	パキスタン	52.83	1.9
10位の合計		1,959.46	47.2	10位の合計		1,755.31	50.2	10位の合計		1,448.14	52.6
二国間ODA合計		4,149.28	100.0	二国間ODA合計		3,498.29	100.0	二国間ODA合計		2,752.19	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

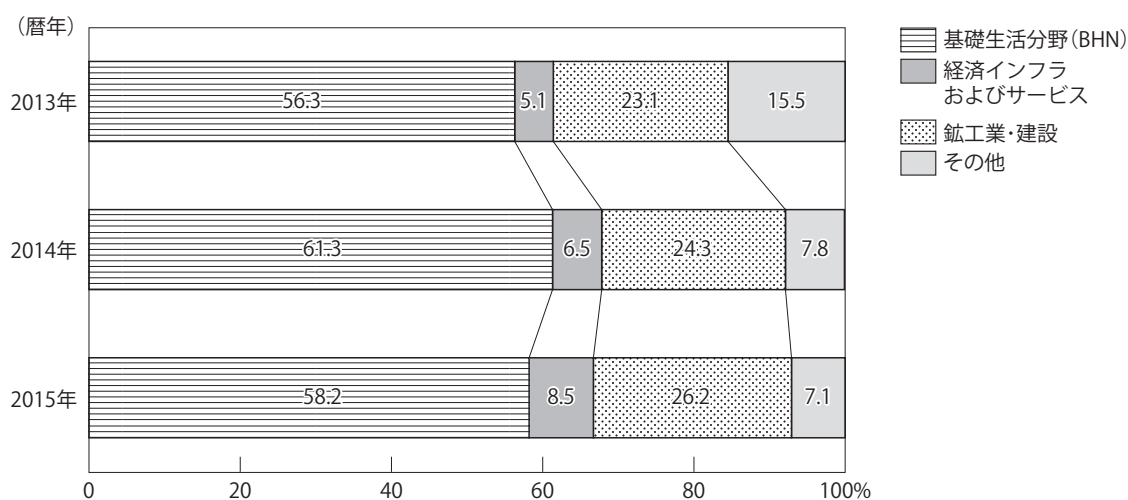
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

② オーストリア (Austria)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

オーストリアODAの根拠法である連邦開発協力法（2002年に採択、2003年に一部改正）は、オーストリアODAの包括的な目標を①貧困削減、②平和と安全の確保、③環境維持および資源保護、と定めている。

(2) 基本方針

オーストリア外務省は「3か年開発援助プログラム」により、オーストリアODAの基本方針や戦略的枠組みを規定している。同政策は毎年閣議決定により改訂され、政府全体の指針となるが、特に外務省の監督下にあるオーストリア開発庁（ADA：Austrian Development Agency）の開発協力実施計画としての役割を果たす。現在は2016～2018年版が実行されており、以下の方針を掲げている。

- ・経済界を強いパートナーとして重要視
- ・人々に発展の希望をもたらす教育
- ・移民対策として人々の生活条件を向上および人道支援を強化
- ・個人の支援に対する意識の向上

オーストリアのODAは、次項2. 援助規模で触れるように、2014年に着実に増加しているが、厳しい財政的条件の中で増加幅は抑制されている状況にある。しかし、政府はODAを2030年までに20億ユーロに増加させ、国際目標であるGNI比0.7%を達成する計画を打ち出している。現行の「3か年開発援助プログラム」では、途上国開発におけるオーストリアの経済界の役割を重要視すると書かれており、貧困削減に企業などが中心的役割を果たすことを政府が期待していることがうかがわれる。

2. 援助規模

2014年のODA実績は総額9億3,000万ユーロで、前年比5.5%の増加。対GNI比は0.28%にとどまっている。2014年のODA総額の48.4%が国際機関（EUや国連機関等）への拠出で、51.6%が二国間援助となっている。2015年のODA総額は暫定値で10億9,000万ユーロ。これは対GNI比で0.32%に相当し、目標の0.7%とは大きくかけ離れている。

3. 重点地域・分野

2014年のオーストリアによるODAのうち、二国間援助による被援助国の上位は支出純額でミャンマー（8,060万ユーロ）、トルコ（2,230万ユーロ）、ボスニア・ヘルツェゴビナ（2,130万ユーロ）、コンゴ（1,000万ユーロ）、アルバニア（980万ユーロ）、中国（920万ユーロ）と続く。なお、前述の「3か年開発援助プログラム」では、二国間援助の優先地域を、ドナウ地域・西バルカン、黒海地域・南コーカサス、パレスチナ、西アフリカ・サハラ、東・南アフリカ、ヒマラヤ・ヒンデークシュ、カリブ地域としている。その中で優先国は、コンゴ、アルバニア、ウクライナ、グルジア、アルメニア、モルドバ、ブルキナファソ、ウガンダ、エチオピア、モザンビーク、ブータンとしている。内容的には教育支援、人権・移民対策、水利・エネルギー・食糧供給、経済開発が掲げられている。なお、クルツ外相は、持続的な経済発展を通じて貧困を撲滅し、法治国家を強化することで、急進化と移民を防止出来るとし、とりわけ現地における安定の重要性を強調している。

4. 日本との開発協力

日本とオーストリアは、アフリカ開発銀行（AfDB：African Development Bank）が、民間セクター開発戦略実現のため2005年に設立したアフリカ民間セクター支援基金（FAPA：Fund for African Private Sector Assistance）に拠出（ドナー国は2国のみ）を行い、アフリカ諸国における投資環境の構築、金融システム強化、インフラの構築、中小零細企業開発の促進、貿易の促進を支援してきている。同基金により承認されたプロジェクト数は、2016年3月までに59件に上り、平均予算規模はUSD850,000となっている。

実施体制

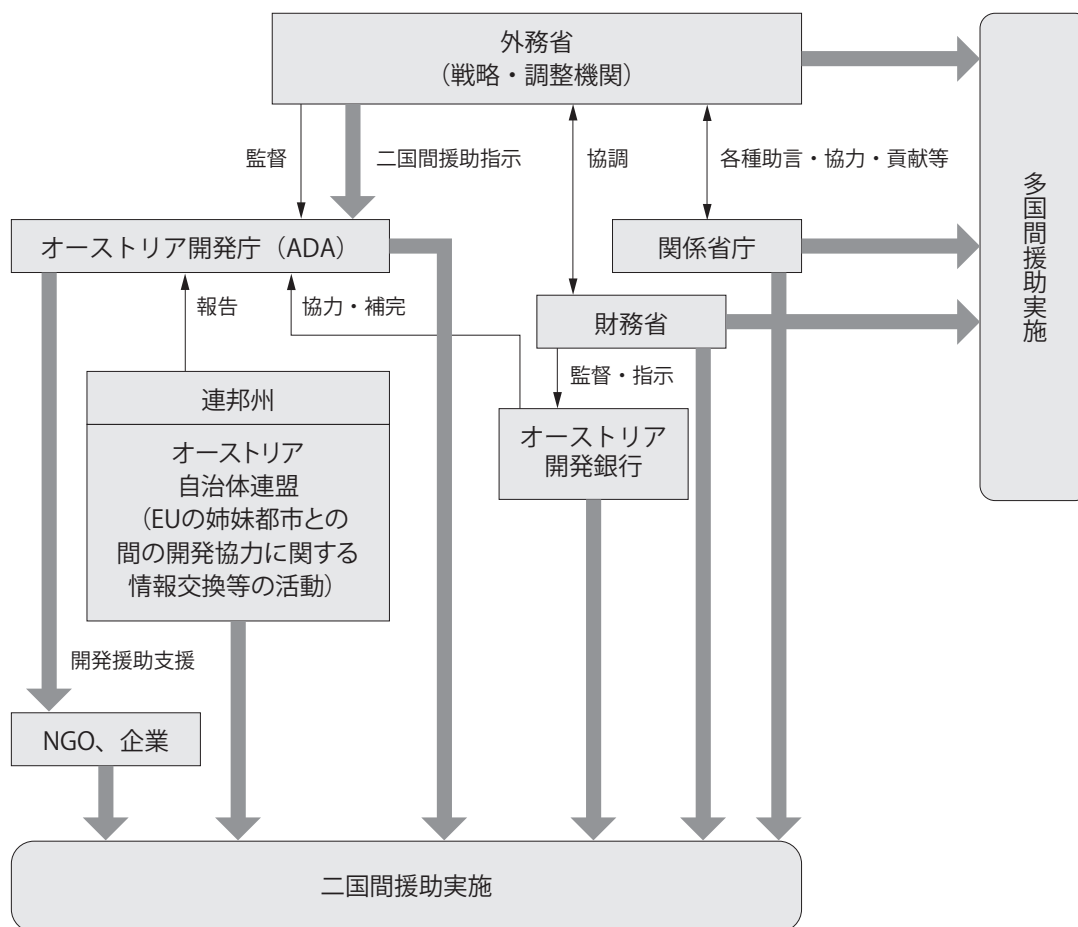
オーストリアではODAの執行主体・予算が一元化されておらず、連邦政府レベルでは各省が自律的に実施しており、支出額では財務省を筆頭として、外務省（とその監督下にあるADA）やその他の省が続く。また9つの州と市町村も独自にODAを実施している。連邦政府はこれらの実績を総合して経済協力開発機構開発援助委員会（DAC）に報告している。

外務省が所管するODAは、ADAが民間セクター、具

体的にはNGOや企業等と協力して実施することとなっている。ADAは有限会社の法人格を有し（100%オーストリア連邦政府資本）、海外13か所に在外事務所を置く。職員は内外合わせて152名の体制である。ADAと民間セクターとの協力スキームとして、オーストリア系NGOが現地パートナーとの間でプロジェクトを実施す

る場合や、オーストリア企業が現地に子会社ないし合併会社を作る場合、あるいは自らの事業に重要な原料や商品確保する必要がある場合に資金供与が行われている。特に後者においては、企業意識と開発協力の知見を総合することが期待されている。ADAによる2014年のODA実績は7,691万ユーロである。

援助実施体制図



※ODA実施機関

- ・外務省
- ・オーストリア開発庁
- ・関係省庁(財務省、内務省、農林省、国防省、文部省、経済省、家族省)
- ・連邦州
- ・自治体連盟(市町村)
- ・NGO、企業

(1) 政府開発援助上位10か国

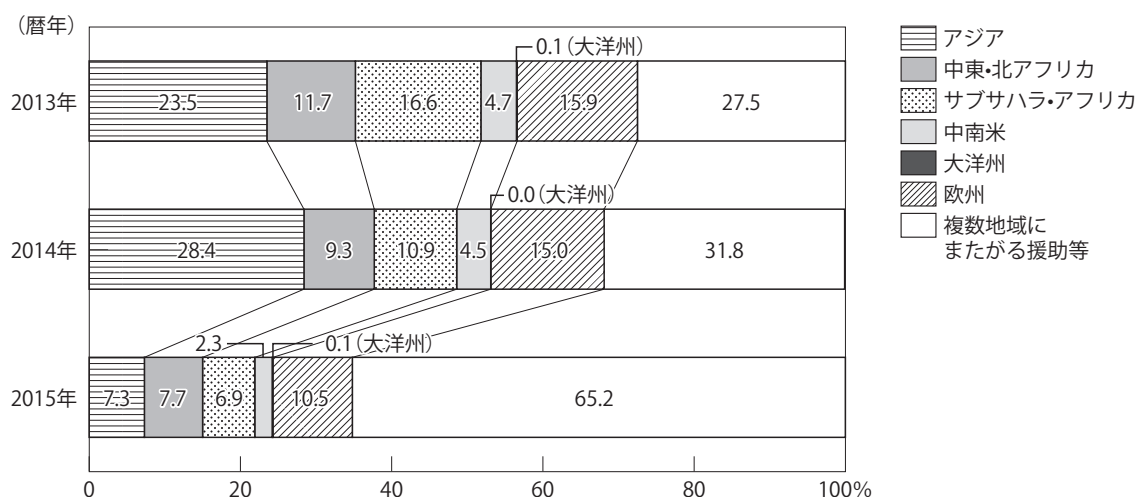
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ミャンマー	34.92	6.4	1	ミャンマー	106.95	16.8	1	トルコ	24.69	3.2
2	トルコ	33.85	6.2	2	トルコ	30.35	4.8	2	ボスニア・ヘルツェゴビナ	20.20	2.6
3	ボスニア・ヘルツェゴビナ	22.65	4.2	3	ボスニア・ヘルツェゴビナ	28.30	4.4	3	ウクライナ	12.61	1.6
4	中国	20.25	3.7	4	コンゴ	13.28	2.1	4	セルビア	10.54	1.3
5	ウガンダ	17.43	3.2	5	アルバニア	13.04	2.0	5	アルバニア	10.28	1.3
6	コンゴ	12.54	2.3	6	中国	12.23	1.9	6	ウガンダ	9.56	1.2
7	セルビア	11.59	2.1	7	セルビア	11.54	1.8	7	イラン	9.12	1.2
8	エチオピア	10.63	2.0	8	ウガンダ	10.85	1.7	8	モンゴル	8.72	1.1
9	アルバニア	10.11	1.9	9	エチオピア	9.67	1.5	9	エチオピア	8.07	1.0
10	イラン	8.36	1.5	10	イラン	9.48	1.5	10	コンゴ	7.36	0.9
10位の合計		182.33	33.6	10位の合計		245.69	38.6	10位の合計		121.15	15.5
二国間ODA合計		543.28	100.0	二国間ODA合計		636.61	100.0	二国間ODA合計		782.50	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

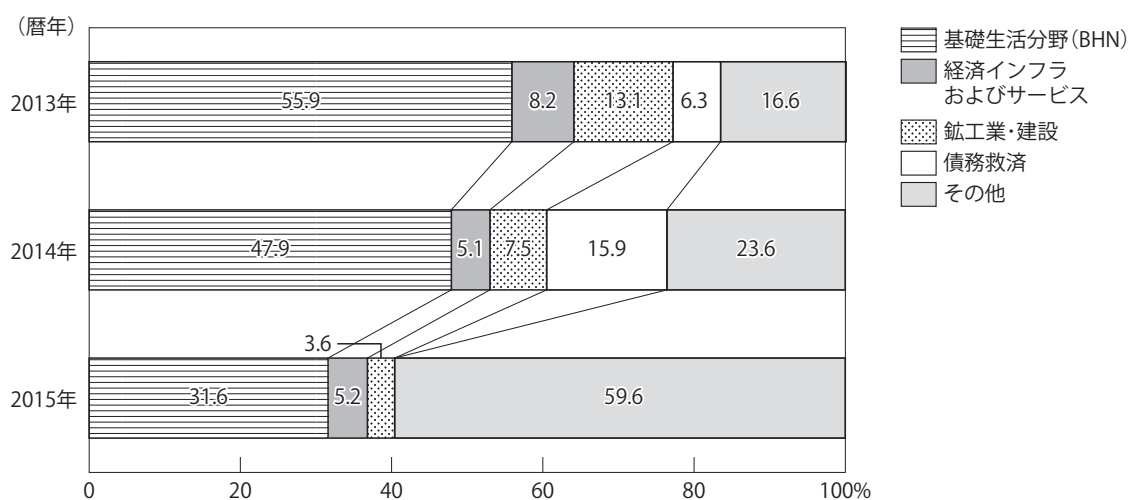
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

③ ベルギー (Belgium)

援助政策等

連邦制を採っているベルギーでは、連邦政府機関のほか、地域・共同体政府も各々の政策に基づき開発協力を実施しているが、ベルギーの開発協力総額のうち通常9割以上を連邦政府が占めていることから、以下では主に連邦政府の取り組みについて述べる。

1. 外交政策と開発協力の関係

ベルギー外務省は外交政策目標として、①平和と安全保障、②人権、および③世界規模の連帯の実現のための国際社会における積極的な貢献を掲げており、これら目標達成のための非常に重要なツールとして開発協力を位置付けている。

2. 基本法・基本方針

2013年3月には新開発協力が発効し、ベルギーの開発協力の主な目的として、①持続可能な人的開発、②民主主義および法の支配の発展と強化、③人間の尊厳、人権および基本的自由の尊重、④包括的かつ平等で持続可能な経済発展の促進等を掲げている。また、援助の基本的方針として、①国連の各原則・宣言・条約の重視、②政府開発援助（ODA）総額の対GNI比0.7%達成、③援助効果向上（援助の調和化、アラインメント、成果重視の管理強化、共有する責任の重視、援助予測性向上、特定国・分野への援助の集中）、④EUおよび多国間機関の協力との調和化促進、⑤国内の地域・共同体政府との調整促進、⑥ODAにおけるアンタイド原則の重視等を規定している。

3. 援助規模

ベルギーの開発協力の予算総額は、政府の予算削減を受け、2010年の約30億393万ドルをピークに減少傾向にあり、2015年は約18億9,438万ドル（DAC暫定値）と、前年比約22.6%の大幅な減少が見込まれている。

なお、ベルギーは2002年の法律で、2010年までにODA総額の対GNI比0.7%を達成することを目標と定めていたが、達成できていない。近年では、2014年度は0.46%、2015年度は0.42%であり、EUが設定する0.51%の目標をも下回っている。

4. 重点分野

- (1) ベルギーは長年、開発協力において人権を重視している。新開発協力法では、テーマ別優先課題として、①人権、②持続可能なディーセントワーク、③社会基盤強化を規定しているほか、ベルギーの開発協力のすべての戦略および活動において、④ジェンダーおよび⑤環境保護に係る視点を重視している。2015年には、2002年採択のジェンダーに係る戦略文書の改訂作業に着手した。
- (2) ベルギーは2015年、①開発政策の中心に置かれた人権、②万人のための社会保護、③包括的、公平、持続可能な成長促進、④農業と食料安全保障、⑤ジェンダー、⑥環境保護の6つのテーマ別アプローチを軸とする活動を行った。
- (3) ベルギーはこれまで、世界の最貧国または歴史的に関係の深いパートナー国に絞り戦略的に援助活動を実施してきたが、2015年、援助対象国としてのパートナー国の見直しを行い、主に北アフリカおよび大湖地域を中心とする14か国・地域が、新たにパートナー国として設定された（アフリカ13か国およびパレスチナ）。2015年度は、連邦政府の援助予算全体の約37.3%がアフリカ地域に向けられており、中でも、特に関係の深い大湖地域（コンゴ民主共和国、ルワンダ、ブルンジ）に対する援助の占める割合が高い。ベルギーのODAの二国間援助におけるこれら3か国向け援助額総計は、2014年度の二国間援助の実施額全体の約19.2%を占めている。
- (4) なお、1983年に設立された食料安全保障のベルギー基金（FBSA）は、2016年末での廃止が決定されたのに伴い、農業と食料安全保障に係る戦略文書が今後改訂される予定である。

実施体制

1. 外務省開発総局（DGD）

- (1) ベルギー外務省開発総局（DGD）が開発協力政策の企画立案、評価等を実施しており、外務大臣と同格の開発協力大臣がDGDの補佐を受け、援助政策の基本的枠組みを決定している^{（注1）}。2012年以降のDGDの組織改編により、開発総局長および同総局長補の下、開発のための政策一貫性の促進および開発協力大臣に対する政策提言を目的とする戦略委員会が設置される

とともに、同委員会の下に地域局、課題局、市民社会局、組織運営局が設置されて4局体制となった。

2014年、DGDは新6ヵ年管理計画を採択し、①後発開発途上国（LDCs）および脆弱国への配慮、②DGDの役割強化、③人道支援と開発協力のより良い補完性の保証、④開発政策への支持を得るための社会的基盤の強化、⑤開発のための政策一貫性を目指した取組、⑥援助効率および成果指向の重視、⑦組織の機能改善といった7つの目標を提示した。また、政策一貫性のメカニズムにかかわる二つの組織として、①DGDおよび他の16省庁の各代表により構成される省庁間委員会（CICPD）、②DGDおよび大臣官房の他、NGO、学術界からの各代表により構成される諮問会議が発足した。

2015年、DGD課題局内に政策一貫性室が設置された他、組織・分野横断的課題に対応するため、①2030アジェンダ、②EU-DAC、③マリ・ニジェールの3テーマの下で局横断チームを設置した。また、2012年以降の組織改編の成果をより確固なものとするため、①健全性政策、②フォローアップ、監査と評価、③プロセスとリスク、④ナレッジ・マネジメントの4分野からなる2015~17年の行動計画を策定した。

- (2) 開発協力を担当しているDGD職員は、在外公館勤務者を含め182名（2016年6月現在）。援助対象国の在外公館に配置されている国際協力担当アタッシェは、政府間援助事業、多国間協力事業等の責任者として、関係者間の調整等の業務を行っている。

2. 実施機関

(1) ベルギー技術協力公社（BTC）

ベルギーのODA実施は、1998年の法律により設立されたベルギー技術協力公社（BTC）に委ねられている。BTCはベルギー連邦政府との5ヵ年事業管理契約に基づき事業実施を行い、ベルギー連邦政府はBTCの運営を管理する立場にある。ベルギー連邦政府による政府間援助事業は、BTCが実施する全事業の9割以上を占め、その他に欧州委員会や世界銀行等と共同で実施する経済協力事業などがある。2014年、BTCは18か国で計186の事業を実施し、主な援助スキームは、技術協力、プログラム支援、援助対象国政府に対する

資金協力等である。BTC職員は、海外勤務者を含め1,401名（2015年12月末時点）である。2015年予算（支出）は約2.2億ユーロである。

(2) ベルギー投資公社（BIO）

また、他のベルギーの開発協力の実施機関として、2001年の法律により設立された、開発途上国のためのベルギー投資公社（BIO）が挙げられる。BIOは、DGDからの資金拠出を通じ、途上国および新興国の社会経済発展に向けた民間セクターへの投資を行っており、支援対象はパートナー国の政府機関ではなく主に民間の中小企業である^{（注2）}。2014年のBIO設立法改正法により、BIOはベルギー連邦政府との間で5ヵ年事業管理契約を締結して事業実施を行うことが定められ、ベルギー連邦政府はBIOの運営管理を行う。BIO職員は46名、52か国・地域で218事業を実施しており、事業の約21%がベルギーの開発協力のパートナー国向け、約29%がLDCs向けである（2015年12月末時点）。2015年には22の新規投資案件（計1億1,500万ユーロ）が理事会で承認された。2015年末時点での投資残高は約4.1億ユーロである。

3. NGOとの関係

2009年、ベルギー連邦政府とNGOの間で、援助活動をより効果的に実施するための合意が結ばれた。合意の内容は、DGDがNGO関連の支出を2011年から毎年3%ずつ増加すること、少なくとも年2回はNGOとの間で政策について議論する場を設けること等となっている。また、NGOの質と専門性を高めること等を目的に、NGOの援助活動を評価するための指針も定められている。

2012年、DGDの組織改編に伴い市民社会局が設置され、NGOとの連携を強化するための体制が整った。新開発協立法において、NGOを含む様々な非政府アクターとの新たなパートナーシップのあり方が示されている。具体的には、助成金のモダリティ改定による活動の質の向上、相補性と相乗効果向上のためのローカル・アクターとの連携、資金の透明性の向上、リスク管理改善および業務手続きの簡素化などが挙げられる。2014年には、NGOの認証手続きのプロセスが開始された他、NGO代表の参加の下、開発のための政策一貫性にかかわる諮問会議が立ち上げられた。また、同年、DGDが

注1: 2002年以降、DGDは外務省に置かれてきたが、基本的に外務省とは別の主体として運営されている。他方、省内でDGDと関係各局間の調整を促進するための調整委員会において、外交における開発協力の位置付けに関する議論が行われており、伝統的外交を行う外務省と開発協力を行うDGDとの連携がより一層強化されている。

注2: そのため、BIOの活動は非ODAに分類される。

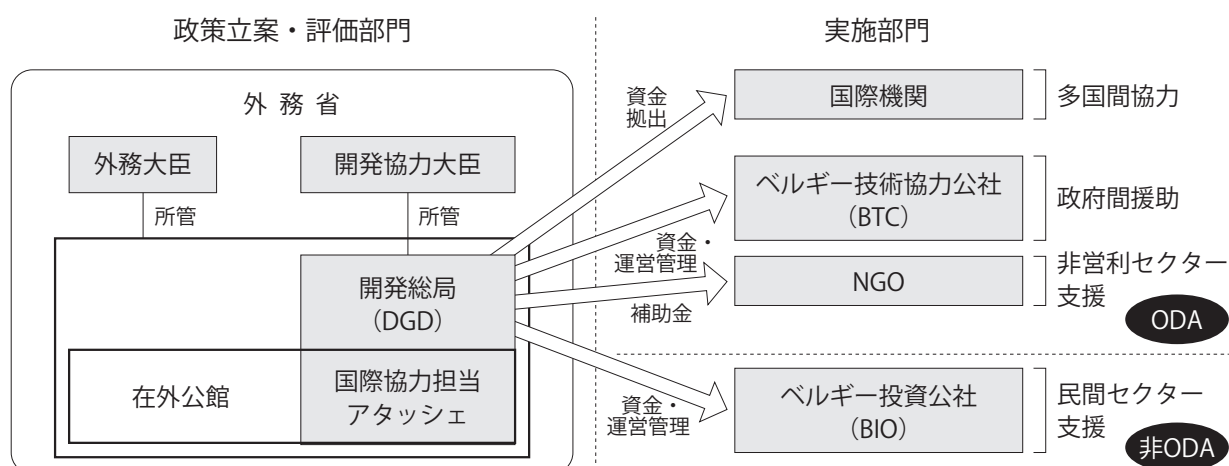
らNGOへの助成金の手続き・計画・実施・監査等を担当するNGO助成金フォローアップ部が設置され、2015年には監査官等の業務の手引きが策定されている。

● ウェブサイト

- ・ベルギー外務省開発総局ウェブサイト（英語）：
http://diplomatie.belgium.be/en/policy/development_cooperation
- * 白書・年次報告書は“Multimedia Library”の項目から閲覧可能。
- ・ベルギー技術協力公社ウェブサイト（英語）：
<http://www.btcctb.org>
- * 年次報告書は“Publications”の項目から閲覧可能。

- ・開発途上国のためのベルギー投資公社ウェブサイト（英語）：
<http://www.bio-invest.be/en/index.php>
- * 年次報告書は“Library”の項目から閲覧可能。
- ・フランドル対外庁ウェブサイト（英語）：
<http://www.vlaanderen.be/int/en>
- * 白書・年次報告書は“Flemish ODA”の項目から閲覧可能。
- ・ワロン・ブリュッセル・インターナショナルウェブサイト（仏語のみ）：
<http://www.wbi.be>
- * 開発協力に関しては以下のサイト参照。
<http://www.wbi.be/fr/cooperation>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

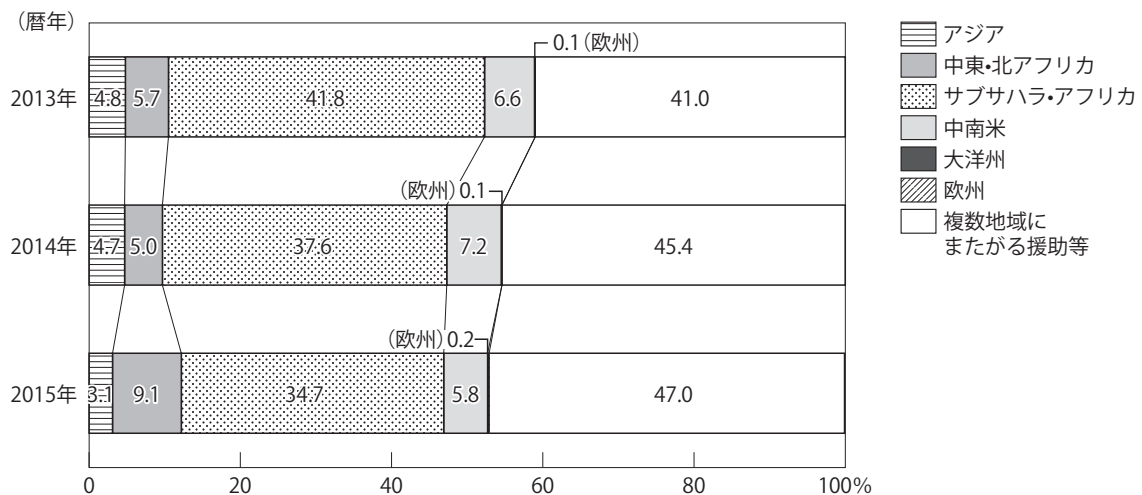
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	コンゴ民主共和国	144.89	11.1	1	コンゴ民主共和国	150.61	11.4	1	コンゴ民主共和国	89.45	8.0
2	ブルンジ	65.21	5.0	2	ブルンジ	61.75	4.7	2	ブルンジ	48.72	4.4
3	ルワンダ	47.58	3.6	3	ルワンダ	42.19	3.2	3	ルワンダ	35.88	3.2
4	[パレスチナ自治区]	33.54	2.6	4	ウガンダ	24.17	1.8	4	シリア	29.59	2.7
5	モザンビーク	30.90	2.4	5	ベトナム	23.51	1.8	5	[パレスチナ自治区]	24.23	2.2
6	ベトナム	29.82	2.3	6	ペルー	23.07	1.7	6	マリ	21.63	1.9
7	マリ	29.71	2.3	7	ベナン	21.15	1.6	7	ベナン	19.56	1.8
8	ニジェール	25.01	1.9	8	モザンビーク	21.08	1.6	8	モザンビーク	18.98	1.7
9	ベナン	24.15	1.8	9	[パレスチナ自治区]	20.66	1.6	9	セネガル	17.84	1.6
10	セネガル	23.87	1.8	10	エクアドル	19.39	1.5	10	ニジェール	17.13	1.5
10位の合計		454.68	34.8	10位の合計		407.58	30.9	10位の合計		323.01	29.0
二国間ODA合計		1,307.23	100.0	二国間ODA合計		1,320.94	100.0	二国間ODA合計		1,112.58	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

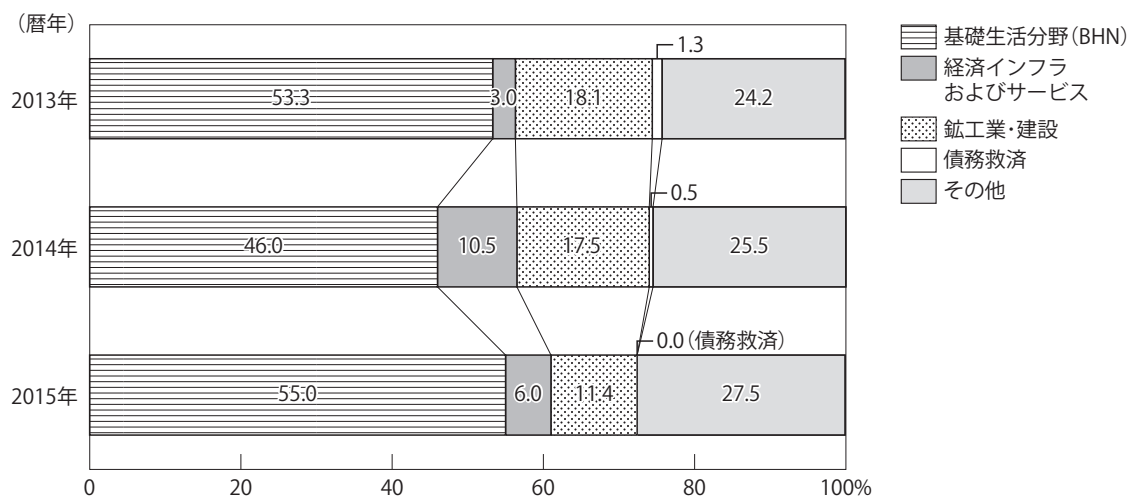
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4 カナダ (Canada)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

カナダの開発援助の中心課題は貧困削減である。2008年5月に成立した「政府開発援助説明責任法」(Official Development Assistance Accountability Act)は、政府開発援助における透明性を確保するため、カナダ政府が貧困削減の目標を達成する際の説明責任を強化することを定めている。同法に基づき、国際開発大臣は、毎年、議会の両院に対し、報告書の提出を義務付けられている。

(2) 基本方針

カナダ政府は、貧困削減に貢献すること、貧困層の視点を考慮すること、国際的人権基準と合致することを援助の基本方針としている。

2013年以来、カナダの国際開発援助の中心的組織は外務貿易開発省であったが、2015年10月の政権交代を受け、同省はグローバル連携省(Global Affairs Canada)へと名称が変更された。トルドー新首相は、ビボー国際開発・仏語圏大臣に宛てた職務指令状(Mandate Letter)においてカナダの開発支援政策を見直すよう指示しており、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」との整合性の確保、包摂的で透明性のあるガバナンス、平和的多元主義、多様性の尊重、特に女性や難民の人権の尊重、といった事項に配慮するとともに、母子保健分野での貢献で目に見える成果を出すよう明記されている。この見直し作業の一環として、カナダ政府は国内外のステーク・ホルダーとのコンサルテーションを2016年5月から7月にかけて実施した。

(3) 近年における特徴・傾向

近年、援助政策を経済・外交政策に整合させる傾向を強めつつあり、2013年のカナダ外務国際貿易省とカナダ国際開発庁(CIDA)との統合、民間セクターによる途上国への投資を奨励するための融資、技術支援、アドバイス等を提供する「開発金融イニシアティブ」(DFI)の設置などが進められて来ている。

トルドー政権は移民・難民問題にも積極的に取り組んでおり、就任直後の2015年11月にはシリア難民2万5千人の受け入れを発表した。また、2016年9月に行われた「難民及び移民に関する国連サミット」でも人

道的支援を増加させることを表明している。

またカナダは、2010年6月のG8サミット以来、母子保健の向上を重要課題として国際的取組を主導し、2014年5月にトロントにて「すべての女性と子供を救うためのサミット」を開催した他、2016年9月にはトルドー首相が「世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバル・ファンド)第5次増資会合」を主催し、向こう3年間で約8億カナダドルの拠出を発表した。

2. 援助規模

(1) 2014年度実績

カナダの2014年度の政府開発援助は約58.4億カナダドルで、この内約64%が外務貿易開発省(現在のグローバル連携省)、約23%が財務省(世界銀行、IMF等の国際金融機関等への拠出や借款を担当)、3%が国際開発研究センター(IDRC:途上国の知的開発やイノベーションへの投資)、10%がその他政府機関(国防省、移民・難民・市民権省、連邦警察、州・準州政府など)によって実施された。

2014年度の最大の二国間援助の対象国(借款を含む)はウクライナで、第2位アフガニスタン、第3位エチオピアとなっており、二国間人道支援の対象国は、第1位イラク(シリア難民への人道支援を含む)、第2位南スーダン、第3位はシリアであった。地域別の援助実績比率は、アフリカ41%、アジア22%、米州、東欧がそれぞれ10%、中東7%。二国間支援と多国間支援の割合はそれぞれ68%、32%であった(以上出典:カナダ政府2014年度国際開発支援統計レポート)。

非政府機関、NGOを通じた民間支援の例としては、上述のグローバル・ファンドへの拠出の他、2014年度に赤十字国際委員会に対して54百万カナダドル、国際人道支援NGOであるMercy Corpsに対して18百万カナダドル、ヘレン・ケラー財団を通じた主にアジア、アフリカの視覚障害者支援に13百万カナダドルを支出している。

(2) 2015年度実績

カナダの2015年度の政府開発援助は約43億米ドル(暫定値)、対GNI比は0.28%となっており、支援総額では世界第8位、対GNI比では14位で、2012年以来初めて援助実績が増加に転じた(以上出典:DAC)。

(3) 2016年度予算

グローバル連携省の2016年度の国際開発予算（同省予算のうち、国際開発、国際人道支援、国際安全保障・民主主義の発展の3項目の合計）は約31.3億カナダドルとなっている（出典：Treasury Board of Canada）。なお、2016年3月に公表された予算書の第6章「世界の中のカナダ」において、カナダは国際的影響力を取り戻すことを視野に、多国間主義を支えるための努力を改めて行うこととしており、政府全体での国際支援関連予算（International Assistance Envelope）を今後2年間で2.6億カナダドル増大させるとしている。

3. 重点分野・地域

(1) 重点分野

援助の重点分野は、「食料安全保障の強化」、「子どもおよび若年層の将来の確保」、「持続可能な経済成長の確保」、「民主主義と人権の増進」および「安全と安定の促進」の5分野であり、さらに分野横断的なテーマとして、「環境面での持続可能性の向上」、「ジェンダー平等の増進」および「ガバナンスの強化支援」の視点がカナダの開発援助政策および事業に組み込まれることとしている。

(2) 重点国・地域

2014年6月27日、外務貿易開発省（当時）は、グローバルな貧困撲滅に向けたカナダのコミットメントを強化するため、二国間援助の90%を重点対象国25か国・地域^{注1}に集中させるとの発表を行った。重点対象国を決定する条件は、被援助国におけるニーズ、カナダ政府の援助が効果的に活用されること、カナダの外交政策との整合性、とされている。

実施体制

カナダの開発支援において、援助の優先政策の立案や見直しはグローバル連携省が主導し、国際的に重要で緊急性の高い事案（大規模自然災害、脆弱国復興支援等）は首相府および枢密院との調整の下、関係省庁が連携して行っている。

開発支援の実施面においても、グローバル連携省は主導的な役割を果たしつつ、他の政府機関、NGO等と連携・協調しつつ支援を実施している。グローバル連携省の職員数は2016年3月末日現在で6,527名（うち在外職員は1,224名）。

● ウェブサイト

- ・カナダ政府国際開発支援ポータル・サイト

<http://www.international.gc.ca/development-developpement/index.aspx?lang=eng>

- ・国際開発支援統計レポート

<http://www.international.gc.ca/development-developpement/dev-results-resultats/reports-rapports/sria-rsai-2014-15.aspx?lang=eng>

- ・2016年度カナダ連邦政府予算

<http://www.budget.gc.ca/2016/docs/plan/toc-tdm-en.html>

- ・カナダ行財政管理調整委員会

（Treasury Board of Canada）

<http://tbs-sct.gc.ca/hgw-cgf/finances/pgs-pdg/gepme-pdgbpd/20162017/me-bpdpr-eng.asp>

注1: 重点対象25か国・地域

アジア（アフガニスタン、ミャンマー、バングラデシュ、インドネシア、ベトナム、フィリピン、モンゴル）

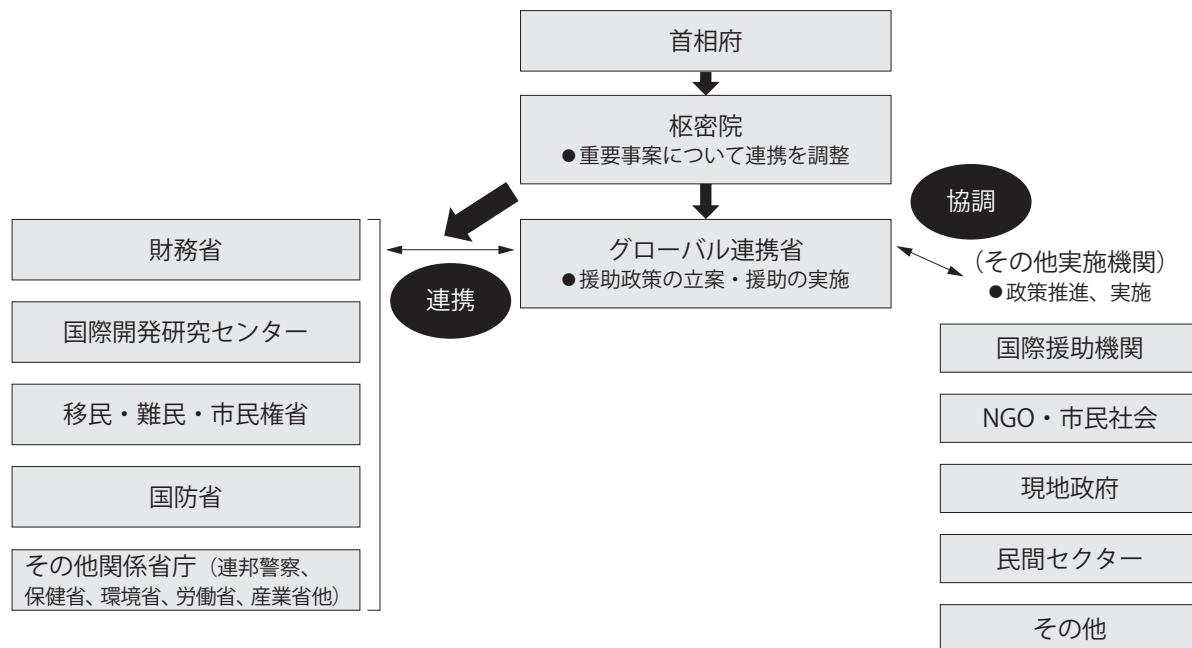
アフリカ（ブルキナファソ、ベナン、コンゴ民主共和国、エチオピア、ガーナ、マリ、モザンビーク、セネガル、南スーダン、タンザニア）

中南米（ハイチ、ホンジュラス、カリブ海諸国、コロンビア、ペルー）

欧州（ウクライナ）

中東（ヨルダン、パレスチナ自治区のガザ地区とヨルダン川西岸地区）

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

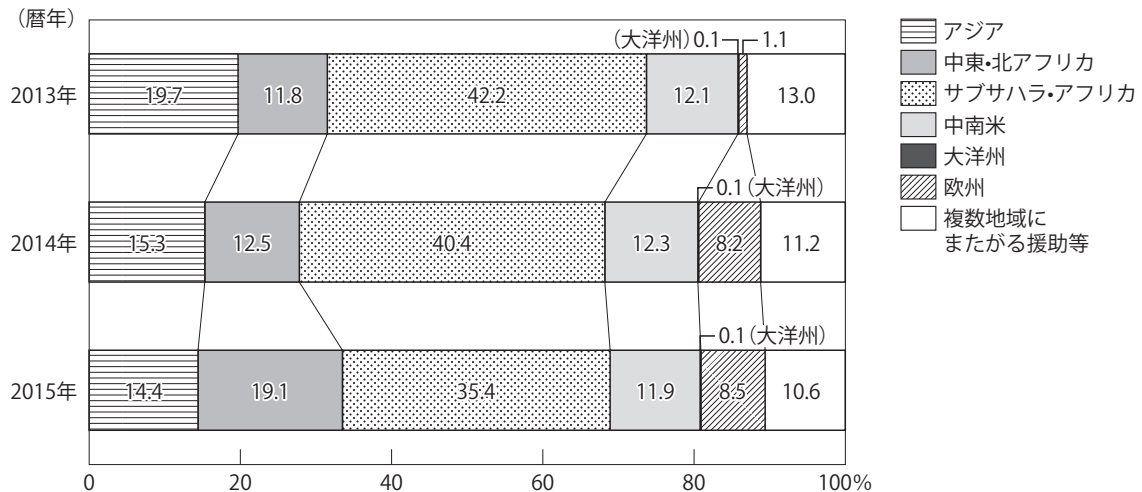
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	タンザニア	163.68	4.7	1	ウクライナ	244.13	7.4	1	ウクライナ	218.65	7.4
2	エチオピア	131.84	3.8	2	エチオピア	108.12	3.3	2	アフガニスタン	148.08	5.0
3	アフガニスタン	122.12	3.5	3	マリ	99.90	3.0	3	エチオピア	103.24	3.5
4	モザンビーク	107.74	3.1	4	南スーダン	87.00	2.7	4	ヨルダン	97.41	3.3
5	ハイチ	105.95	3.0	5	タンザニア	85.79	2.6	5	南スーダン	88.03	3.0
6	ガーナ	99.72	2.8	6	アフガニスタン	84.19	2.6	6	マリ	87.95	3.0
7	バングラデシュ	81.76	2.3	7	ハイチ	81.06	2.5	7	タンザニア	82.73	2.8
8	フィリピン	71.08	2.0	8	ガーナ	78.55	2.4	8	イラク	74.96	2.5
9	パキスタン	67.09	1.9	9	モザンビーク	75.68	2.3	9	ガーナ	74.72	2.5
10	南スーダン	66.05	1.9	10	セネガル	73.56	2.2	10	ハイチ	74.23	2.5
10位の合計		1,017.03	29.0	10位の合計		1,017.98	31.1	10位の合計		1,050.00	35.3
二国間ODA合計		3,511.55	100.0	二国間ODA合計		3,278.33	100.0	二国間ODA合計		2,971.99	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

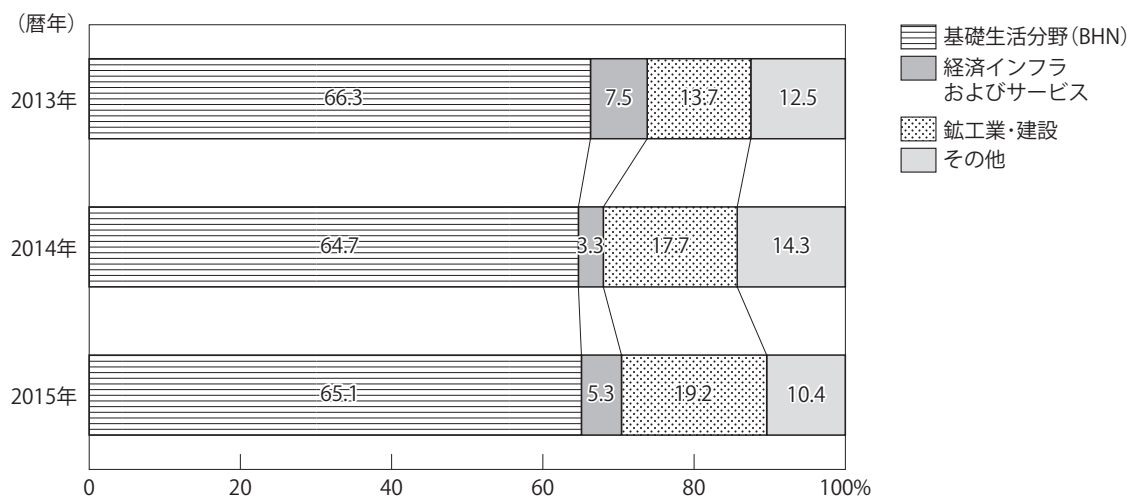
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

⑤ チェコ (Czech Republic)

援助政策等

1. 基本法

「開発協力および人道支援法（The Act on Development Cooperation and Humanitarian Aid、同法改正2010年7月1日発効）」第1章第2条において、開発協力を「ミレニアム開発目標（MDGs）の達成を見据え、経済社会開発、環境保護、民主化、人権保護およびグッド・ガバナンス促進による持続的な開発を通じて貧困撲滅に貢献すること」、人道支援を「生命喪失の防止、苦難の根絶、災害後に基本的な生活水準へ回復させること」と規定している。

2. 基本方針

開発協力および人道支援法の下、「チェコ開発協力戦略2010～2017年（The Development Cooperation Strategy of the Czech Republic 2010～2017）」を策定し国際協力を行っている。

二国間援助に関しては、環境保護、農業支援、社会基盤整備、エネルギーを含む経済開発および民主化・人権保護等を重点分野としている。さらに、分野横断的にグッド・ガバナンス促進、環境と気候変動、基本的人権・労働社会権への配慮を、それぞれの発展段階に応じて行うこととしている。活動支援評価は、被援助国の開発ニーズへの関連性、受益者集団に対する活動のインパクト、事業実施の有効性・効率性、および活動支援終了後の持続可能性などのDAC基準に基づいて行われる。

多国間援助に関しては、チェコ開発協力戦略2010～2017年のほか、「チェコ多国間援助開発協力戦略2013～2017年（The Multilateral Development Cooperation Strategy of the Czech Republic 2013～2017）」を策定し、国連、EU、世界銀行、OECD等を通じた国際協力を行っている。この中で、グローバル援助目標へのチェコによる効果的な関与を示すべく、以下の4つの戦略的目標を掲げ、二国間援助と同様の重点分野や配慮事項を設定し援助を行うこととしている。

- (1) グローバル開発目標を達成するためチェコによる関与と優先順位を向上
- (2) 多国間事業実施におけるチェコ機関の参加促進
- (3) 国際機関におけるチェコ人専門家の関与促進
- (4) 国際機関の意思決定過程におけるチェコの関与促進

3. 援助規模

OECD DAC統計報告書によると、2015年の開発援助総額は1億9,894万ドルで、前年比11.1%増となった。このうち、二国間援助は7,008万ドル（構成比35.2%）、国際機関への拠出に当たる多国間援助は1億2,885万ドル（同64.8%）となった。各国際機関への拠出についてはEU1億663万ドル、国連機関1,115万ドル、世界銀行グループ705万ドルの順となっており、EUへの資金拠出が最も多い。なお、ODAの対GNI比は0.12%であった。

開発援助総額のうちの二国間援助の比率はここ数年ほぼ横ばいである。多国間援助（国際機関への拠出）については、EU予算（開発援助を含む）に対するチェコの拠出によって定められており、EUに拠出された資金の使途は、欧州連合理事会で決定される。

チェコのODA予算については、関係省庁に当初よりODA予算として明示されて割り当てられた予算を利用する他、具体的な用途が明示されずにプールされた予算から関係省庁によるODA事業の実績額が拠出される、といった仕組みとなっており、具体的な内訳は公表されていない。

4. 重点分野

2015年の二国間援助では、社会インフラ開発、難民支援、人道支援を中心に支援が行われた。分野別、所得階層別、援助形態別、各々の実績の詳細は次のとおり。

(1)支援分野別内訳	社会インフラ開発(37.5%)、難民支援(20.1%)、生産基盤(7.2%)、人道支援(12.0%)、経済インフラ(7.5%) 等
(2)所得階層別内訳	低中所得国(29.4%)、後発開発途上国(18.2%)、高中所得国(24.3%) 等
(3)援助形態別内訳	プロジェクト・タイプ支援(40.2%)、難民支援等(22.2%)、専門・技術支援(6.9%)、教育助成(6.9%)、行政経費(5.7%) 等

5. 重点国

開発協力プログラムを有する優先援助国はアフガニスタン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、エチオピア、モルドバ、モンゴルの5か国である。これらの国を選定するに当たり、①以前からの事業の実績、OECD-DACや世界銀行の勧告、②貧困撲滅とMDGs達成のための開発協力の最適なバランス、③チェコによる援助の比較優位性、④地理的なバランス等を考慮している。

上記各国を選定した個別の理由は以下のとおり。

- ・アフガニスタン：長期にわたる政治的安全保障と経済安定化への支援実績。
- ・ボスニア・ヘルツェゴビナ：EU加盟に向けた体制変革と統一への高いニーズ。
- ・エチオピア：チェコのNGO等の関与が期待できる相互関係が深いアフリカのLDC。
- ・モルドバ：今までの協力事業が高く評価され、経済体制変換についてチェコの経験が活用可能。
- ・モンゴル：今までの協力事業が順調であり、チェコの協力を高く評価。

6. 日本との開発協力

被援助国からドナー国となったヴィシェグラード4か国（V4：チェコ、ポーランド、スロバキアおよびハンガリー）から、日本の国際協力における経験を学びたいとの要望があり、2013年11月に開催された第5回「V4＋日本」外相会合で、「V4＋日本」共同プロジェクトを実施することが合意された。具体的には、①セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロの中小企業支援分野（2014年10月）、②モルドバの医療分野（2015年12月）、③セルビアのエネルギー関連分野（2016年10月）支援に関するワークショップが開催され、各国専門家と知見が共有された。

実施体制

開発協力を調整する外務省が、開発協力戦略・二国間開発協力計画の策定、中期見通し作成、開発プロジェクトの評価、二国間援助実施機関であるチェコ開発協力庁（CzDA：Czech Development Agency^{注1)}）の管理等を行っている。

CzDAは二国間開発協力の実施機関としてプロジェクトの形成、入札・補助金等の選定手続き、契約署名、モニタリングなどを行っている。その際、NGO、民間企業のほか、欧州の他の援助国や援助機関とも連携している。

また、開発協力委員会（Council for Development Co-operation）が設置されており、分野ごとに作業部会を形成し、CzDA、外務省、関連省庁、NGO間の調整を行うほか、開発協力事業の情報共有や市民社会との連携、政策方針への提言を行っている。

プロジェクト実施国の大使館は、適切なプロジェクト案件の形成やモニタリング実施などを行い、被援助国の政府・その他機関とチェコの援助機関との連絡窓口を担っている。

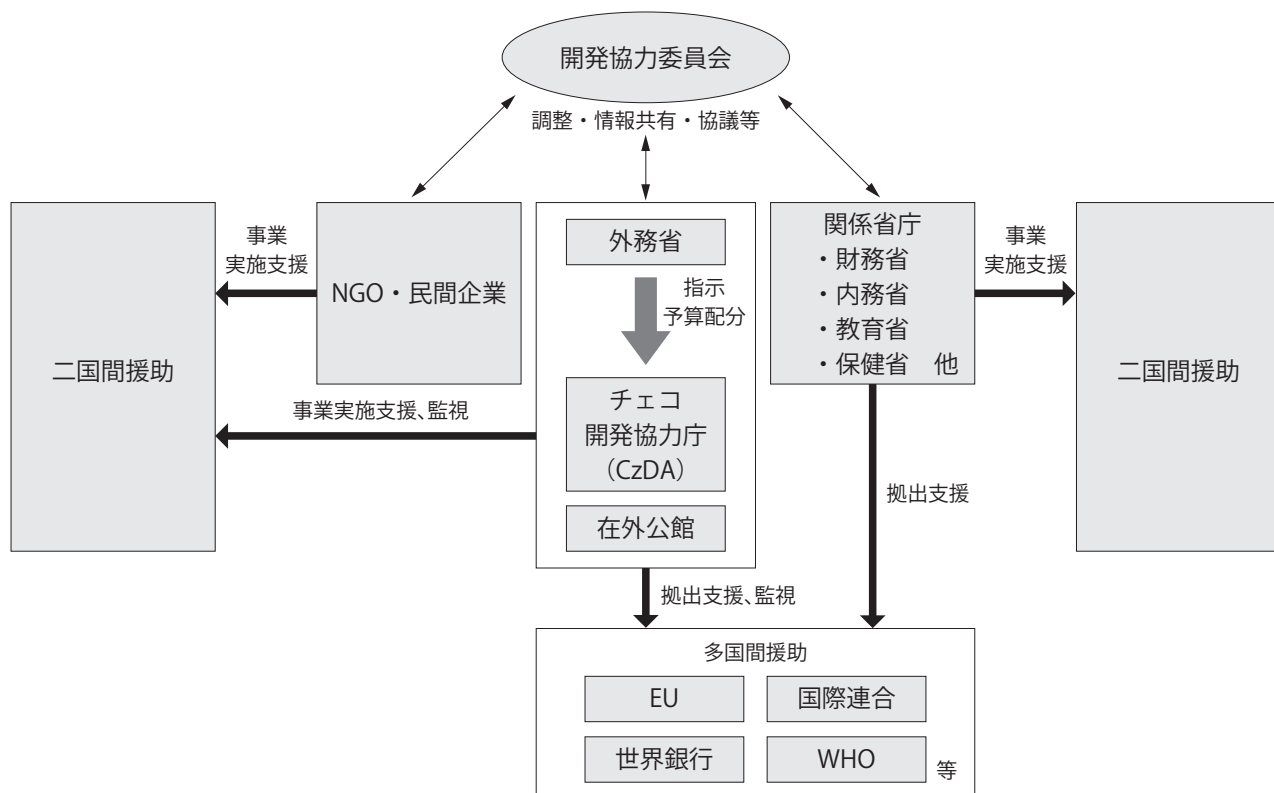
多国間援助においては、外務省は開発援助機関および人道支援機関（UNDP、UNICEF、UNV、OCHA等）の活動への支援の調整を行うとともに、他省庁が支援の一部またはすべてを担当する専門機関（たとえば、世銀・EBRDは財務省、ILOは労働社会省、WHOは保健省、FAOは農業省、UNEPは環境省など）の活動についてモニタリングを行う。これらの省庁間の調整も上記の開発協力委員会で行う。

● ウェブサイト

- ・チェコ外務省：<http://www.mzv.cz>
- ・チェコ開発協力庁：<http://www.czda.cz>

注1:2008年1月、外務省傘下の機関として設置。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

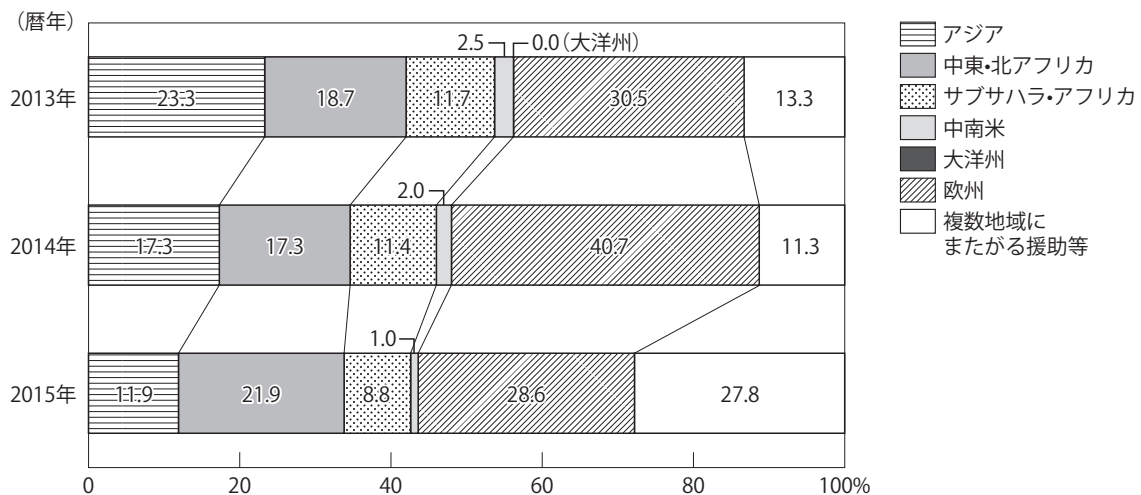
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	モルドバ	4.29	7.5	1	ウクライナ	8.26	13.2	1	モルドバ	4.07	5.8
2	モンゴル	3.82	6.7	2	アフガニスタン	5.83	9.3	2	ウクライナ	3.73	5.3
3	アフガニスタン	3.79	6.6	3	モルドバ	5.00	8.0	3	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.72	5.3
4	エチオピア	3.59	6.3	4	エチオピア	3.72	5.9	3	アフガニスタン	3.72	5.3
5	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.54	6.2	5	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.67	5.9	5	エチオピア	3.23	4.6
6	ジョージア	2.95	5.2	6	ジョージア	2.88	4.6	6	ヨルダン	2.99	4.3
7	ウクライナ	2.78	4.9	7	モンゴル	2.73	4.4	7	ジョージア	2.80	4.0
8	セルビア	1.61	2.8	8	コンゴ	2.16	3.5	8	セルビア	1.86	2.7
9	シリア	1.52	2.7	9	シリア	1.86	3.0	9	コンゴ	1.66	2.4
10	ベトナム	1.48	2.6	10	セルビア	1.71	2.7	10	モンゴル	1.62	2.3
10位の合計		29.37	51.5	10位の合計		37.82	60.4	10位の合計		29.40	41.9
二国間ODA合計		57.04	100.0	二国間ODA合計		62.57	100.0	二国間ODA合計		70.10	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

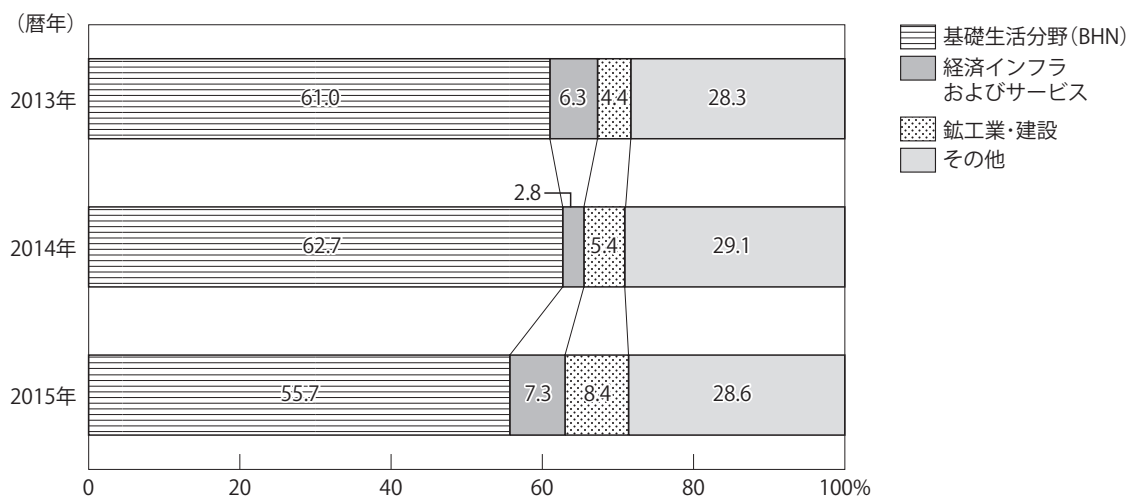
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

⑥ デンマーク(Denmark)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

1971年に国際開発協力法が制定され、これがデンマーク開発援助の基本法となっている。国際開発協力法は、開発協力が、貧困の削減や国連憲章および国連人権宣言の定める民主主義、持続可能な開発、平和構築と安定化を推進すること、そしてより平和で、安定し、平等な世界でのデンマークの国益追求に貢献することを規定している。また、毎年、開発協力に係る予算の4か年計画を議会に提出すること、開発支援管理の透明性を確保することを規定している。

(2) 基本方針

デンマークは、国連総会決議等で掲げられた「政府開発援助の対GNI比0.7%」を達成している数少ない国の一つであり、2012年は対GNI比0.83%、2013年および2014年は0.85%を達成した。しかし、2015年6月に発足した現政権は、0.7%に引き下げる意向を示し、2015年は対GNI比0.73%まで引き下げた。

2015年9月、デンマークは、2016年から2019年の開発協力の優先分野および予算方針を発表し、「脆弱国への支援」、「難民および国内避難民のホスト国を保護および支援し、移民・難民の発生の原因を突きとめる」、「移民の出身国における持続的な成長を実現するための投資」を重点分野とし、デンマークの民間セクターを「開発」に関与させることで、途上国における持続的な成長に貢献することを目指している。

また、デンマークは、2015年9月に国連総会において採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の実施にも積極的に取り組んでおり、①リプロダクティブ・ヘルスおよびその権利を含む男女平等、②教育、③平和な社会と権利、④水、エネルギー、環境と気候を含む持続的かつ包括的な成長、の4つを優先的取組課題としている。

2. 援助規模

2015年政府開発援助実績は約155億8,200万デンマーク・クローネ(DKK)で、そのうち、全体の約78.43%が二国間援助、約21.57%が多国間援助である。なお、二国間援助の内、17.12%が対アフリカ、12.71%が対アジアである。2015年の最大被援助国はアフガニスタン

(5億8,033万DKK)、次いでシリア(3億771万DKK)、モザンビーク(2億9,587万DKK)である。

3. 重点分野・地域

援助対象分野は多岐に亘り、2015年は「開発途上国の政府および市民社会団体」が23.17%を占め、「デンマーク国内における難民受入費用」21.87%、「人道支援」10.02%、「教育」4.19%、「農業」4.10%、「水と衛生」2.97%、「健康」2.81%、「エネルギー」0.57%、「NGOへの支援」0.11%、「その他」30.19%の割合となっている。

2015年6月、デンマーク政府は、デンマークが最も変化をもたらすことができるアフリカに重点を置いた14の国および地域(アフガニスタン、バングラデシュ、ブルキナファソ、エチオピア、ガーナ、ケニア、マリ、ミャンマー、ニジェール、パレスチナ自治区、ソマリア、南スーダン、タンザニア、ウガンダ)をDANIDA(デンマーク開発協力事業の総称)優先国に選定し、政治的および財政的に長期的な支援を行おうとしている。優先国の選定方法は、①世界銀行が公表している情報を基に、貧困状況が深刻な国、②後発開発途上国であること、③デンマークの関心である「難民の流入を防ぐこと」および「デンマーク経済の発展に繋がること」としている。

デンマークは、2012年にニカラグアおよびカンボジアを、2013年にはベナンおよびザンビアを、2014年にはブータン、2015年にはベトナムをDANIDA優先国から除外した。さらに、2015年6月まで優先国に含まれていたボリビア、インドネシア、パキスタン、ネパール、モザンビーク、ジンバブエについては、優先国からの除外のみならず、2020年までに徐々に開発援助をフェーズ・アウトする予定である。

効果的な援助を行うためにDANIDA優先国を絞ること、必要な政治・経済改革が限定的であること、汚職対策に向けた政治の改善が見られないこと等を理由としている。

実施体制

1. 援助担当機関

デンマークの開発協力は、かつてはデンマーク国際開発庁が所管していたが、1991年に同庁は外務省に統合され、以後外務省内にいる開発協力大臣の責任の下で、援

助政策の立案から実施までが一元的に所管されていた。しかしながら、2015年6月に発足した現政権においては、貿易・開発協力大臣ポストが削減され、外務大臣が開発協力も所管する体制がとられている。開発援助にかかる優先課題等全体戦略の立案は、外務省グローバル開発協力局（Center for Global Development and Cooperation）が中心となっており、個別事業案件の計画・実施は在外公館（援助対象国所在の公館および国際機関代表部）に権限が委譲されている。これにより、被援助国やドナー国との密接な対話が保たれ、柔軟な調整・協調、適時の判断が可能となることから、援助の効率向上につながっている。2013年より、改正国際開発協力が施行され、デンマーク開発協力の透明性の向上が図られ、援助活動としての「途上国への支援」に重点を置いていた改正前と比較し、デンマークと途上国とのパートナーシップ強化を目的とした「開発協力」に重点を置く改正内容となった。また同法により、労働組合、民間セクター、同国研究機関、市民社会団体等から構成される開発政策理事会が設置された。同理事会メンバーは、外務大臣により3年の任期で任命される15名から成り、年に4回の会合を開き、同大臣に開発援助の計画・実施に係る助言を行う。

2. NGO・企業等のアクターとの協力

デンマークはNGOの活用にも積極的で、特に、人道

支援においては、NGOの重要性を認識しており、デンマークが人道支援を行う際は、中心的な役割を担っている。デンマーク政府は、2010年より、デンマークおよび国際NGOとの戦略的パートナーシップ合意に注力し、人道危機が発生した際は、これらNGOと連携し、迅速な対応をとることを可能としている。

デンマークは、途上国の持続的な経済成長には、民間企業の参画が不可欠との認識の下で、デンマーク民間企業の途上国ビジネスへの参入を積極的に支援している（DANIDA Business）。デンマーク政府は、1967年に同支援を目的に「途上国への投資基金（Investment Fund for Development Countries（IFU）」を設立し、この投資基金の融資を受けた約500ものデンマークの民間企業がその資金を活用し、これまでに150か国におよぶ途上国への投資を実施してきた。また、デンマークはDANIDA優先国、特にアフリカ地域においては、持続可能な成長に寄与するインフラ事業に対してDANIDA事業融資（Business Finance）を通じた譲許的融資を行っている。

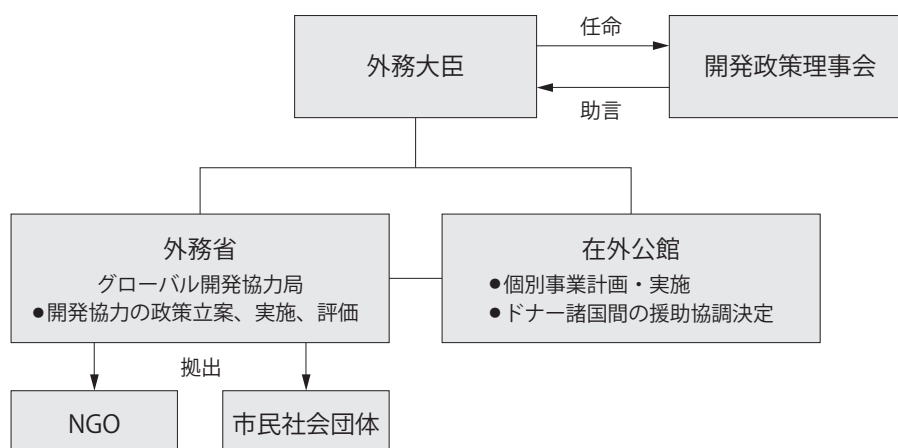
● ウェブサイト

・デンマーク外務省：

<http://www.um.dk/en>

（政府開発援助年次報告書、評価報告書等閲覧可能）

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位 10 か国

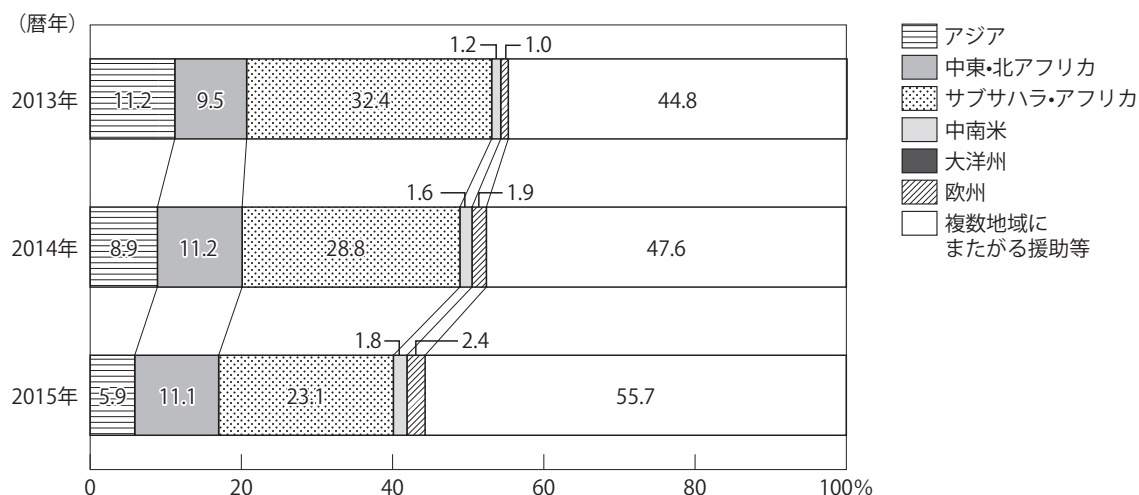
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	タンザニア	88.63	4.2	1	アフガニスタン	77.77	3.6	1	アフガニスタン	86.25	4.6
1	モザンビーク	88.63	4.2	2	タンザニア	70.71	3.3	2	ケニア	55.37	2.9
3	ガーナ	80.71	3.8	3	ブルキナファソ	69.64	3.3	3	モザンビーク	49.19	2.6
4	アフガニスタン	59.44	2.8	4	モザンビーク	57.41	2.7	4	シリア	45.19	2.4
5	ウガンダ	55.24	2.6	5	シリア	53.90	2.5	5	タンザニア	41.37	2.2
6	ケニア	48.18	2.3	6	ウガンダ	50.24	2.4	6	ブルキナファソ	41.13	2.2
7	シリア	47.69	2.2	7	ケニア	49.49	2.3	7	ガーナ	38.64	2.1
8	ブルキナファソ	46.47	2.2	8	ガーナ	47.83	2.2	8	ウガンダ	29.28	1.6
9	ベトナム	40.82	1.9	9	ザンビア	41.77	2.0	9	ジンバブエ	26.76	1.4
10	マリ	40.54	1.9	10	南スーダン	36.43	1.7	10	[パレスチナ自治区]	25.79	1.4
10位の合計		596.35	27.9	10位の合計		555.19	26.1	10位の合計		438.97	23.3
二国間ODA合計		2,134.52	100.0	二国間ODA合計		2,130.71	100.0	二国間ODA合計		1,880.44	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

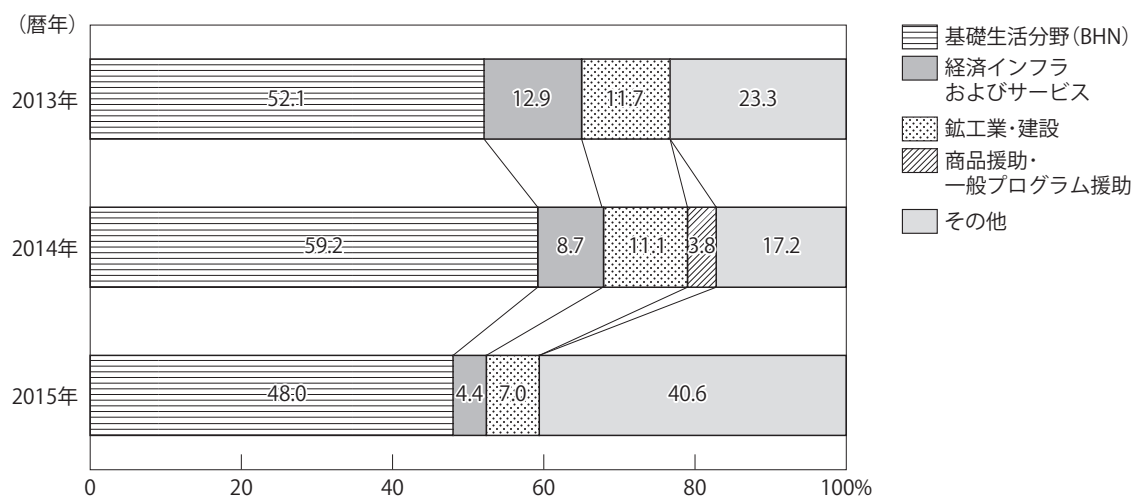
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

7 欧州連合 (EU)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

EUの開発援助は、欧州連合運営条約（リスボン条約、2009年12月1日発効）の第208条1により、EUの対外活動の原則と目的の枠組みの中で、加盟国の政策を補完し強化する形で実施されなければならないと規定されている。開発政策については、貧困の削減・撲滅を主要な目標とすることが定められている。

(2) 基本方針

2005年、欧州委員会、外務理事会、欧州議会の三者により、開発政策に関する共通ビジョンである「開発に関する欧州のコンセンサス」(The European Consensus on Development) が合意され、EUとEU加盟国間との開発のための政策一貫性 (PCD) を確保し、援助効果を上げていくことや加盟国のODAを2015年までに対GNI比0.7%に引き上げることが確認されたが、2015年の対GNI比は0.47%にとどまり、2030年までの達成を新たな目標としている。

2009年、リスボン条約発効により欧州対外活動庁 (EEAS : European External Action Service) が創設され (2010年12月に発足)、新興国の被援助国から援助国への変貌および新たな地球規模課題の発生等を受け、欧州委員会は、開発におけるEU共通政策を策定するため、2011年秋に「変化のためのアジェンダ」 (Increasing the Impact of EU Development Policy : Agenda for Change) を作成し、同アジェンダは2012年5月の外務理事会にて採択された。これまで、欧州委員会および各EU加盟国が個別に援助政策を進めていたが、同アジェンダにより、加盟国の援助政策の調整について欧州委員会の役割が一層期待されるようになった。同アジェンダは、改めて貧困撲滅をEU開発政策の第1目標とした上で、人権、民主主義、グッド・ガバナンス、および人的開発のための包摂的かつ持続可能な成長に焦点を当て、EUの開発援助が最大限効果を発揮する地域への注力や、1国への援助を最大3セクターに絞る政策等を打ち出した。

EUは2015年に国連にて採択された持続可能な開発のための2030アジェンダを歓迎し、域内では循環型

経済の推進等を通じ、域外では他国による2030アジェンダの実施を支援するための対外政策を通じ、同アジェンダの実施を推進としている。

2. 援助規模

(1) 開発援助総額

2014年のEUによる開発援助総額 (支出純額ベース) は165億ドルである (DAC統計2016年6月時点)。DACに加盟するEU加盟国19か国^(注)の開発援助総額は752億ドルであり (同2016年6月時点)、これらを合わせると、約917億ドル。

(2) 予算制度

EUの予算は多年度財政枠組み (Multi-annual Financial Framework) と呼ばれる2014年から2020年までの7か年予算であり、外交や開発援助など対外的に使われる予算はそのうち約6%の約663億ユーロ。さらに加盟国が任意で拠出する欧州開発基金の予算305億ユーロを加えると7年間で968億ユーロになる。

予算の裏付けとなるEUの収入源は、主として28の加盟国のそれぞれのGNPの規模に基づいて算出される拠出金。

(3) 予算分類

EUのODAには、ACP諸国 (かつてのヨーロッパの植民地であったアフリカ、カリブ、南太平洋諸国79か国) に対する援助として拠出する欧州開発基金 (EDF : European Development Fund) と、ACP諸国以外の地域および個別分野に対する対外援助を実施している一般予算とがある。EDFは、1959年から開始され、特定のEU加盟国との歴史的関係を背景に、伝統的にEU予算外で扱われてきた。

なお、人道支援については、EUの一般予算を主な財源として実施されている。2015年の欧州委員会人道支援・市民保護総局 (DG ECHO : Directorate-General for Humanitarian Aid and Civil Protection) の人道支援額 (実績額) は、約15億ユーロである。なお、2016年については、現下の難民問題に対処するため、3億ユーロの追加予算が計上された。

(4) 予算枠組み

EUの外交・援助をカバーするGlobal Europeには多

注: オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国。2013年よりチェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニアが加盟。

くの予算インスツルメントと呼ばれる予算枠組みがある。大別すると、①経済財政安定、民主主義と人権、人道支援、原子力安全、食料安全保障など、分野に着目したテーマ別のインスツルメント（thematic instrument）と、②低所得国・地域向けの開発協力インスツルメントや東欧・コーカサス・中東・北アフリカ向けの近隣国支援インスツルメントなど、対象国や地域に着目した地理的インスツルメント（geographical instrument）とがある。

3. 重点分野・地域

EUの開発協力の対象には、主に、ACP諸国、近隣国および後開発途上国（LDCs）等がある。

(1) ACP諸国

かつてのヨーロッパの植民地であったアフリカ、カリブ、南太平洋諸国79か国（ACP諸国）。EUそして28の加盟国すべてが、ACP諸国とのコトヌー協定に署名している。2000年6月にベナンのコトヌーで調印されたコトヌー協定は、援助や貿易に限らず、マクロ経済、政治、観光、文化、ジェンダー、環境・気候変動、テロ対策、移民などの幅広い問題で、ACP諸国とEUとの協力関係を規定。その附属文書でEUのACP諸国との関係維持のための資金援助を規定しており、EU加盟国全てがEU予算への拠出とは別に積み立てる欧州開発基金（EDF：European Development Fund）より支出。

(2) 近隣国

東側の近隣であるアルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ジョージア、モルドバ、ウクライナの旧ソビエト連邦の6か国および、南側の近隣であるアルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、リビア、パレスチナ自治区、シリア、モロッコ、チュニジアの9か国1地域。民主主義や市場経済の普及を通じた安定化を図ることによって、加盟国および加盟候補国の国益に寄与するための支援。

(3) その他の開発途上国

上記以外のLDCs等。貧困削減を主な目的とした援助。

4. 日本との開発協力

日本とEUは共に主要なドナーの一つであり、様々な国際的な開発課題への対応に取り組んでいる。2009年5月、第18回日EU定期首脳協議の際に発出された共同プレス声明において、双方が、開発分野におけるキープレ

イヤーとして、開発政策に関する年次協議を開催することに合意したことを受け、2010年4月に第1回日EU援助政策協議が開催された。その後2015年7月の第4回日EU開発政策対話（注：援助政策協議から改称）まで、4回の対話が開催され、両者間の開発分野における緊密な連携の促進が図られてきている。

実施体制

1. 欧州対外活動庁

（EEAS：European External Action Service）

欧州対外活動庁が、外交政策全般の立案を行っている。欧州委員会の開発協力総局等と共に、開発政策を立案する。

2. 欧州委員会開発協力総局

（DG DEVCO：Directorate-General for International Cooperation and Development）

欧州対外活動庁と共に、外交政策に沿った形で開発政策を立案する。また、援助の実施については、欧州委員会開発協力総局が、プログラムの特定・策定から、予算策定、プロジェクトの実施・モニタリング、事後評価に至る一連のプロセスを一括して受け持つ（人道支援を除く）。

3. 欧州委員会人道支援・市民保護総局

（DG ECHO：Directorate-General for Humanitarian Aid and Civil Protection）

EU加盟国以外の地域での軍事的紛争・自然災害等の被害者救援のための緊急援助を実施。防災や災害軽減に関する国際協力も実施。

● ウェブサイト

- ・ 欧州対外活動庁：
http://www.eeas.europa.eu/index_en.htm
- ・ 欧州委員会開発協力総局：
http://ec.europa.eu/europeaid/index_en.htm
- ・ 欧州委員会人道支援・市民保護総局：
http://ec.europa.eu/echo/index_en.htm

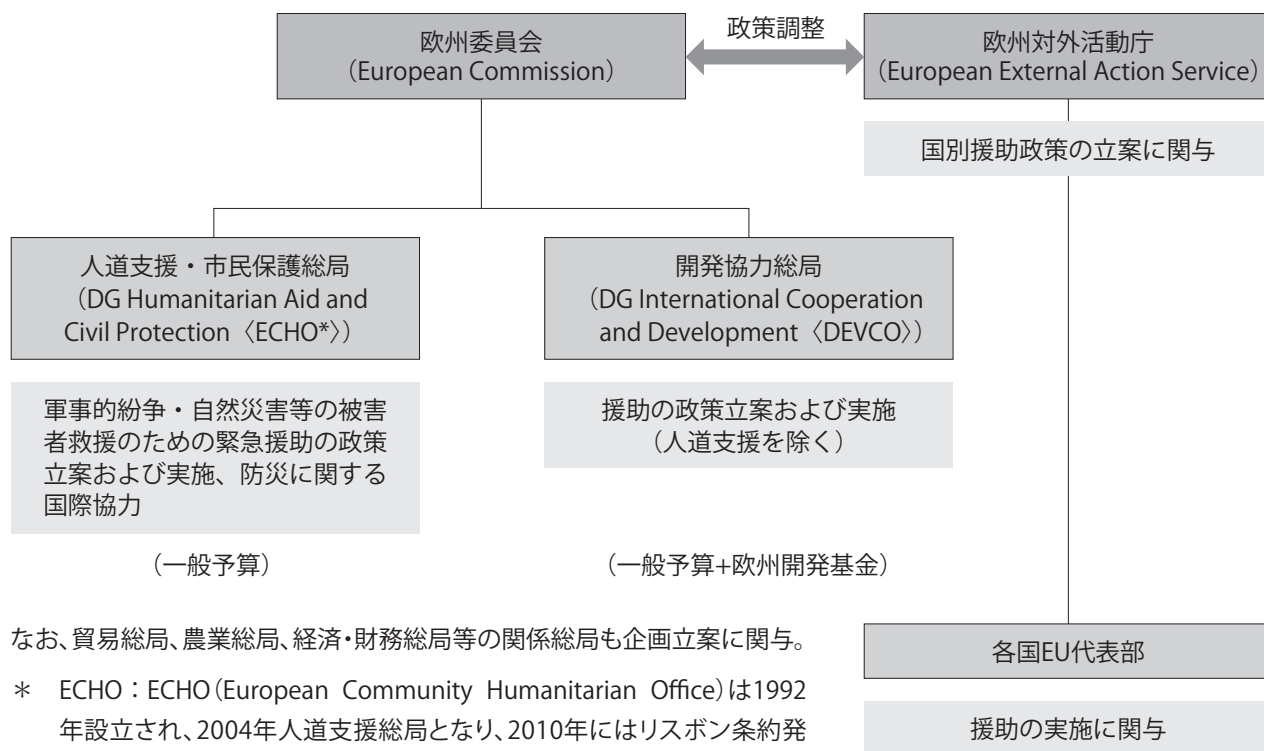
● 参考資料

2015年度版開発・対外支援政策とその実施に関する年次報告書（2015 Annual Report on the European Union's Development and External Assistance Poli-

cies and their Implementation in 2014) :

• https://ec.europa.eu/europeaid/sites/devco/files/2015-annual-report-web_en.pdf

援助実施体制図



なお、貿易総局、農業総局、経済・財務総局等の関係総局も企画立案に関与。

- * ECHO : ECHO (European Community Humanitarian Office) は1992年設立され、2004年人道支援総局となり、2010年にはリスボン条約発効による組織改編により市民保護を統合。しかし、ECHOの名称は国際的に認知されており、引き続き同名称を使用している。

(1) 政府開発援助上位 10 か国

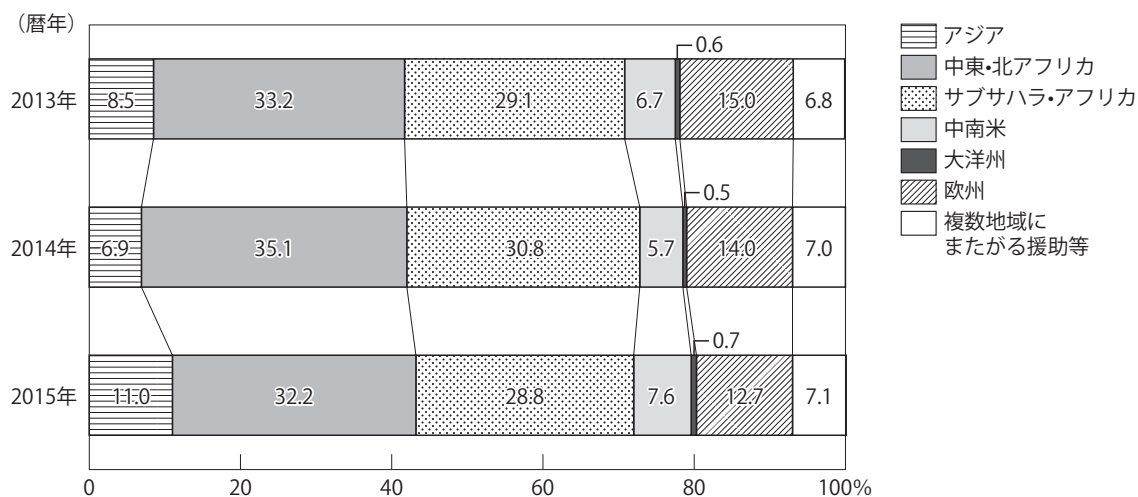
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	トルコ	2,493.94	15.9	1	トルコ	2,698.28	16.5	1	トルコ	1,802.90	13.3
2	セルビア	593.84	3.8	2	モロッコ	525.10	3.2	2	[パレスチナ自治区]	406.26	3.0
3	モロッコ	551.37	3.5	3	ウクライナ	490.46	3.0	3	モロッコ	348.66	2.6
4	チュニジア	439.17	2.8	4	[パレスチナ自治区]	481.26	2.9	4	チュニジア	322.70	2.4
5	ウクライナ	368.69	2.3	5	チュニジア	452.68	2.8	5	ブラジル	285.28	2.1
6	[パレスチナ自治区]	357.89	2.3	6	アフガニスタン	358.90	2.2	6	インド	264.70	2.0
7	コンゴ民主共和国	335.92	2.1	7	ボスニア・ヘルツェゴビナ	333.09	2.0	7	南アフリカ	260.78	1.9
8	マリ	296.72	1.9	8	マリ	308.80	1.9	8	ウクライナ	234.85	1.7
9	ボスニア・ヘルツェゴビナ	283.47	1.8	9	エジプト	305.89	1.9	9	ニジェール	227.20	1.7
10	アフガニスタン	250.14	1.6	10	エチオピア	267.85	1.6	10	シリア	222.32	1.6
10位の合計		5,971.15	38.0	10位の合計		6,222.31	38.0	10位の合計		4,375.65	32.3
二国間ODA合計		15,722.70	100.0	二国間ODA合計		16,389.30	100.0	二国間ODA合計		13,545.56	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

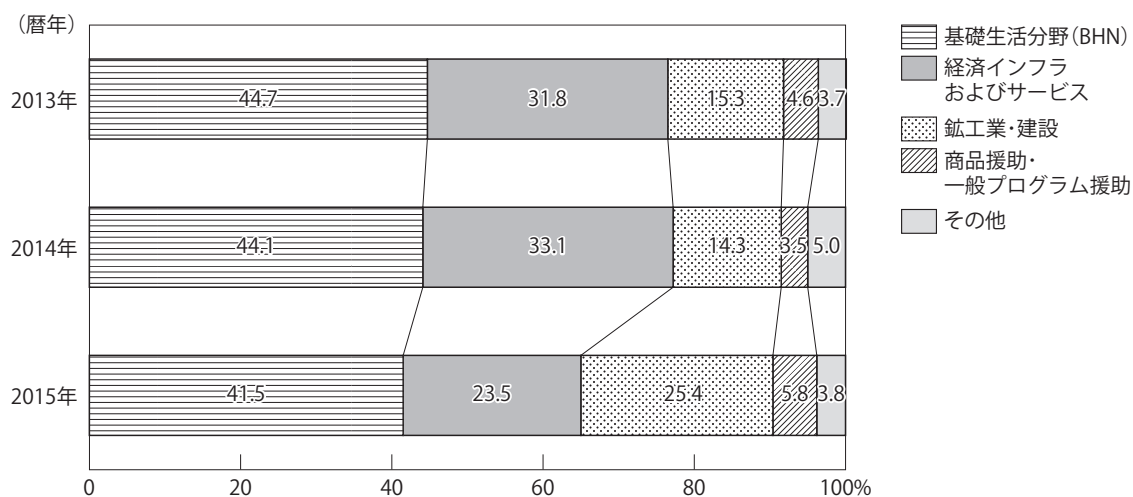
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

8 フィンランド(Finland)

援助政策等

1. 基本方針

フィンランドは開発協力政策を外交・安全保障政策の重要な一部と位置付け、政策全体の整合性を図っている。2016年2月、国会に提出された開発援助に関する政府報告書「フィンランドの開発政策」（注：国会からも肯定的な評価を得た）では、2015年に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダを基盤として開発計画を策定し、貧困と不平等の根絶を第一の目標としている。

開発予算は削減傾向にあり、政策評価を通じてより効果的な援助へ予算および人的資源を投入できるよう、常に規定や執行方法の変更を行っている。

基本法は存在しないものの、開発協力政策の策定は、フィンランドが締約国となっている国際人権法、環境関係の条約、憲法の人権規定等に基づいている。

2. 援助規模

- (1) 開発協力予算は1994年以降伸び続け、2014年には執行額は12億ユーロ（対GNI比で0.6%に相当）に達したが、政府全体の予算削減の一環で2015年の執行予算は11.6億ユーロ（GNI比0.56%）となった。2016年の予算は8.18億ユーロ（GNI比0.38%）で、うち4.93億ユーロが外務省のODAに充てられる。政府の予算削減により開発協力予算は前年にくらべ約2億ユーロ削減されたほか、1.3億ユーロ分の無償資金協力が資本投資および社会貢献企業に対する融資へと変更された。さらに2017～2020年の政府一般予算計画では、2018年4月から毎年2,500万ユーロの開発援助削減が予定されている。
- (2) フィンランドは、ODAの対GNI比0.7%達成を長期目標としており、その実現のため、収入の多様化によりODA実績額の対GNI比増加を図っている。その一環として、ETS（EU内の排出権取引）から得た収入の全てを開発協力資金に充当し、2014年にはその額は6,900万ユーロに達したが、2015年5月に発足した内閣の下で、2016年以降のETS収入の開発協力資金への充当の取り止めとなった。
- (3) フィンランドの開発協力予算は、外務省ODA予算とその他の開発協力基金に分けられており、後者は難民受け入れ費用、EUの開発協力予算に対する拠出額

等で構成される。2015年執行額においては、前者が約80%、後者が約20%を占めた。

- (4) フィンランドの開発協力予算は、二国間援助と多国間援助に分類することも可能である。2015年執行額においては、総額11.6億ユーロのうち前者が約54%、後者が約46%となった。

3. 重点分野・地域

(1) 重点分野

政府報告書「フィンランドの開発政策」では2030アジェンダを基礎とし、さらなるフィンランドの重点分野として①女性および女性の権利と地位の向上、②途上国における仕事・生活手段・福祉創出を促進し自立を促すこと、③民主的で機能的な社会、④食糧安全保障、水およびエネルギー資源へのアクセス、自然エネルギーの持続可能な利用の4点を挙げている。

援助対象分野は多岐に亘り、予算面では2015年の二国間援助のうち「人道支援・災害予防」が12%を占めた。続いて、「公共・市民社会」10%、「産業・ビジネス」と「農林水産」が合わせて8%、「教育」8%、「行政支出」8%、「水・衛生」6%、「紛争予防」6%、「分野横断的セクター」5%、「難民受入れ」5%、「エネルギー」4%、「保健・人口政策」4%、「その他」23%の割合となっている。

(2) 重点地域

二国間協力ではエチオピア、ソマリア、ケニア、タンザニア、ザンビア、モザンビーク、アフガニスタン、ネパール、ミャンマーを開発パートナー国としている。さらなる援助を必要とする国や脆弱国家に支援を集中するため、重点地域の中でもアフリカではエチオピア、ソマリアへの援助を増加、ケニア、タンザニア、モザンビークへの援助を継続、一方で所得レベルが増加したザンビアについては民間企業の関与も得て支援の方法を多様化させるなど状況に応じて柔軟に対応している。パートナー国の他、紛争の続くシリア、イラクへの復興支援やウクライナへの支援も行っている。

多国間援助にも力をいれており、主な拠出先は、国連関係機関（2015年約36%）、EU（約29%）、世界銀行（約22%）、地域開発銀行・基金（AfDB等）（約8%）である。

実施体制

1. 実施体制

フィンランド外務省がODAの政策立案・実施を所掌しており、具体的には外国貿易・国際開発大臣率いる開発政策局が担当している。（ただし、開発協力予算の中には一部他省庁の所掌事項もある）

2. NGO・企業等多様なアクターとの協力

フィンランド政府は伝統的に開発協力に於いてNGOを支援してきており、約300のフィンランドNGOが約100カ国でフィンランドのODAを実施しており、政府は

とりわけ経験豊富な16のNGOをパートナー機関と指定している。

民間企業との関係においては、Finnfund^(注1)、Finnpartnership^(注2)、BEAM^(注3)等のプログラムを通じて、途上国におけるフィンランド企業の活動を支援している。支援の多様化をめざし、NGO、民間企業、研究機関、高等教育機関などの多様なアクターの開発協力への関与が追求されている。

● ウェブサイト

・フィンランド外務省：<http://formin.finland.fi>

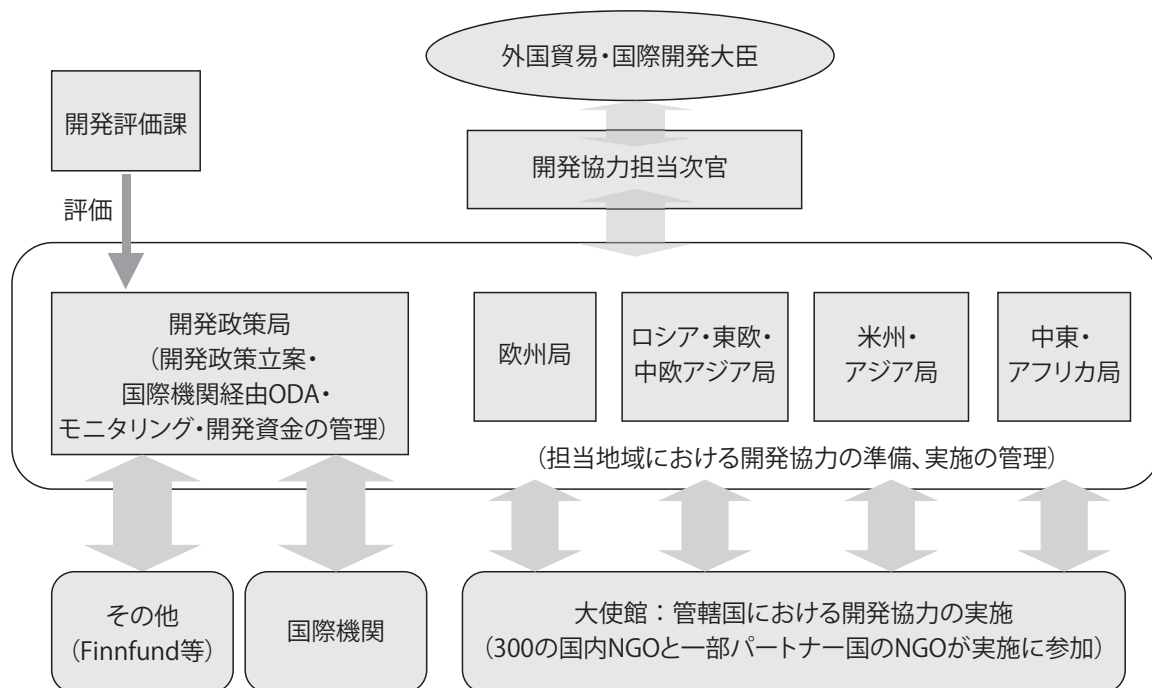
注1:外務省が運営する政府系開発金融機関。発展途上国の開発や経済援助への資本投資に対する融資を行う。

注2:外務省が資金提供するフィンランドと途上国の特に中小企業が共同で行う試験的なプロジェクトに対する経済支援を提供する。

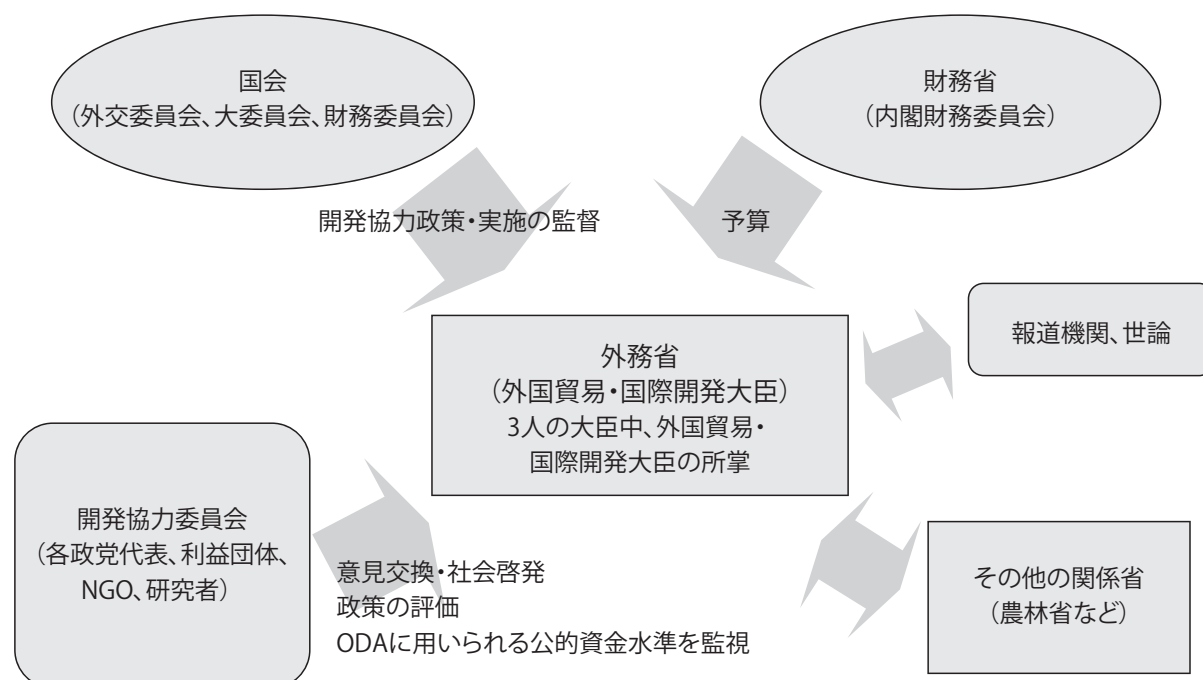
注3:2015年に始まったフィンランド技術庁 (TEKES) および外務省によるプログラム。途上国企業と協力するフィンランドの企業および活動に対して、イノベーションをもって開発問題を解決し、そこから持続可能なビジネスを展開できるように支援する。資金の50%は民間資金。

援助実施体制図

1 フィンランド外務省（開発協力政策立案・実施主体）の開発協力にかかわる関係図



2 開発協力関係主体の関係図



(1) 政府開発援助上位 10 か国

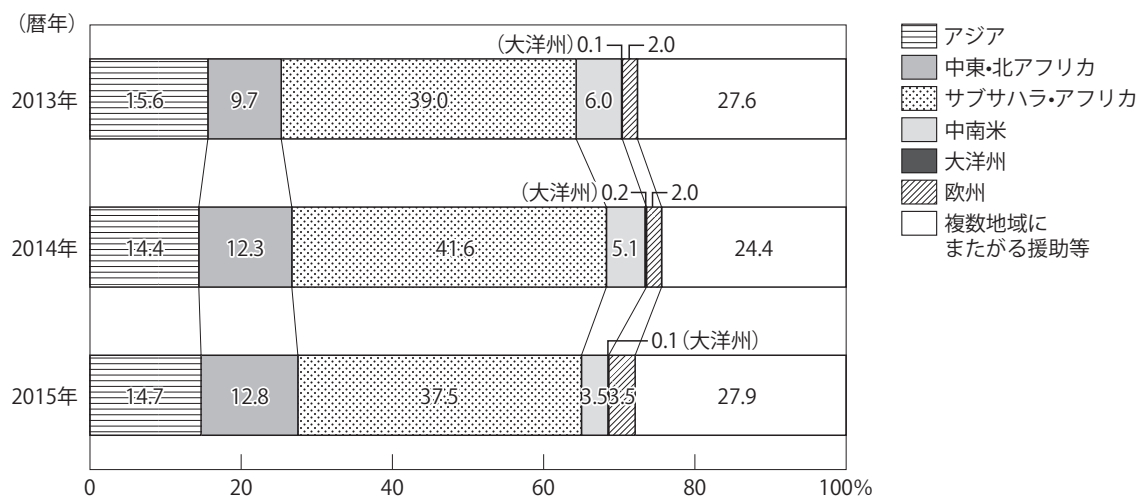
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	タンザニア	45.24	5.5	1	ケニア	56.87	6.1	1	アフガニスタン	29.25	4.2
2	ザンビア	40.57	4.9	2	タンザニア	54.22	5.8	2	タンザニア	29.04	4.2
3	アフガニスタン	34.41	4.2	3	エチオピア	40.89	4.4	3	ネパール	26.82	3.8
4	ケニア	29.52	3.6	4	アフガニスタン	37.77	4.0	4	モザンビーク	26.33	3.8
5	モザンビーク	28.88	3.5	5	ネパール	37.54	4.0	5	エチオピア	24.75	3.5
6	ネパール	27.21	3.3	6	ザンビア	28.64	3.1	6	ケニア	20.93	3.0
7	ベトナム	24.72	3.0	7	モザンビーク	28.49	3.0	7	ソマリア	17.75	2.5
8	エチオピア	20.64	2.5	8	ソマリア	27.47	2.9	8	ザンビア	15.89	2.3
9	[パレスチナ自治区]	14.17	1.7	9	ベトナム	19.61	2.1	9	[パレスチナ自治区]	13.41	1.9
10	南スーダン	14.14	1.7	10	イラク	16.71	1.8	10	シリア	12.97	1.9
10位の合計		279.50	34.0	10位の合計		348.21	37.1	10位の合計		217.14	31.1
二国間ODA合計		822.20	100.0	二国間ODA合計		937.62	100.0	二国間ODA合計		697.86	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

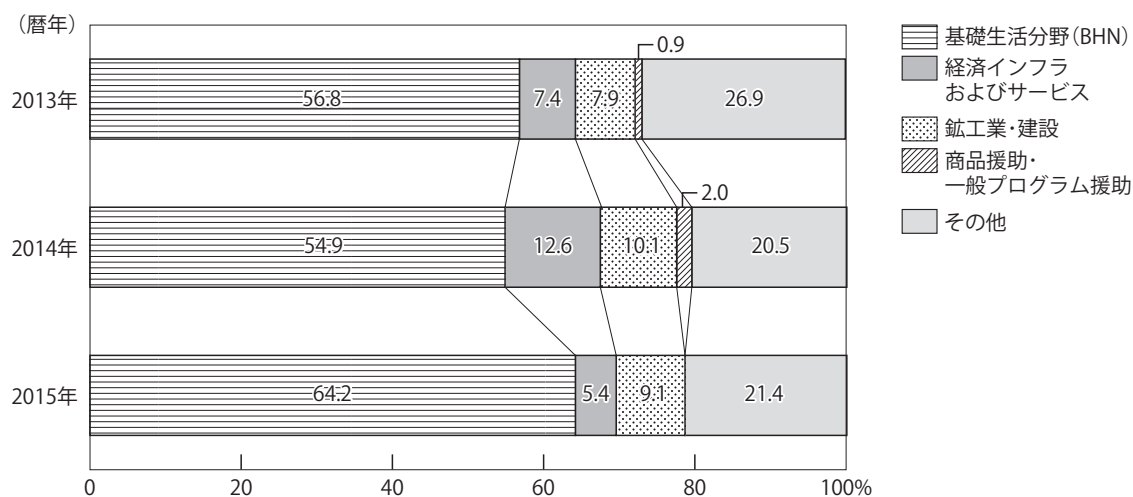
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

9 フランス(France)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

フランスは、2012年に発足したオランド政権の下、新興国の台頭や気候変動問題等新たな情勢に適合した開発政策の改革に着手。2013年7月、国際協力および開発に関する省庁間委員会（CICID）を4年ぶりに招集し、「28の政策決定」を発表。この決定を基礎として、フランスにとって初めてとなる開発についての法案が準備され、市民社会や国会での議論を経て2014年7月に「開発・国際連帯政策方針・プログラム法」（Loi d'orientation et de programmation relative à la politique de développement et de solidarité internationale）（以下「開発法」）が公布された。なお、同法には公布から5年後に改定される旨が規定されている。

(2) 基本方針

フランスの開発政策実施に当たっての方針としては、途上国において持続的な開発を実現し、極度の貧困と格差是正に向けた国際的な取組に貢献することが規定されている。

2. 援助規模

2014年のODAの実績は、総額80億5百万ユーロで、二国間援助が全体の61%、多国間援助（EU経由を含む）が39%を占め、この内二国間援助の金額は、無償資金協力が34億1千万ユーロ、有償資金協力が14億6千万ユーロであった。

ODAの対GNI比は、2030年に0.7%を達成するとの目標を掲げているものの、現時点では0.37%にとどまっており、2020年までにフランス開発庁（以下、AFD）の年間ODA額を40億ユーロ増額するとしている。

3. 重点分野・地域

(1) 重点分野

開発法では、取組を進める分野として以下10分野を挙げ、また、分野横断的な目的として、女性の自立支援および気候変動への対応を挙げている。2015年12月にCOP21を開催したフランスは特に気候変動対策を重視し、実施機関であるAFDは、援助の50%以上を気候変動対策にプラスの影響を与えるものとする「気候・開発戦略（2012–2016）」の実施に充ててお

り、2015年は55%の援助が同戦略に沿ったものであった。

【取組を進める10分野】

①保健・社会保障、②農業・食料安全保障と栄養、③教育・職業訓練、④民間セクター・企業の社会的責任、⑤国土の均衡ある開発、⑥環境・エネルギー、⑦水・衛生、⑧ガバナンス・汚職対策、⑨人の移動・移民・人材育成、⑩貿易・地域統合

(2) 重点地域

フランスは、新興国の登場等により開発途上国間での格差・多様性が増しているとの認識に基づき、被援助国を下記4カテゴリーに分類。

① 優先貧困国（Pays pauvres prioritaires）

上述「28の政策決定」において優先貧困国として指定された16か国（ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、ジブチ、コモロ、ガーナ、ギニア、マダガスカル、マリ、モーリタニア、ニジェール、中央アフリカ、コンゴ（民）、チャド、トーゴ、セネガル）に対し、政府の無償援助の2分の1、AFDの無償援助の3分の2を供与するとしている。2014年にはAFD無償援助の約66%が供与された。

② アフリカと地中海諸国

サブサハラ・アフリカ並びに地中海の南側および東側諸国にフランスの海外援助のうち85%を供与するとしている。2015年には90%が供与された。

③ 危機に瀕している国・危機を脱した国・脆弱国

④ その他の地域

経済発展を続ける中所得国が多い状況に鑑み、経済面での関係発展を軸として包摂的なグリーン成長を促進する取組を進める。

4. 日本との開発協力

フランスは日本にとって古くからの開発パートナーである。近年は特にアフリカにおける協力が発展している。

2015年10月にヴァルス仏首相が訪日した際、「アフリカにおける持続可能な開発、保健及び安全のための日仏計画」が策定された。また、2016年8月に開催されたTICAD VIIには、フランスからヴァリニ仏外務・国際開発大臣付仏語圏・開発担当長官が出席し、TICAD VI公式サイドイベント「アフリカのための日仏パートナーシップ」

が開催された。同サイドイベントにおいて、コートジボワール政府、JICAおよびAFDとの間で、アビジャンにおける持続可能な都市についての業務協力協定（MOC）が締結された。

5. その他

多様なアクターとの連携については、2013年7月に上記CICIDにより、フランスの開発政策に関するNGO、民間セクターおよび研究機関の対話の場として「全国開発・国際連帯評議会」（CNDSI）が設置された。2014年5月に最初の会合が開かれ、その後、これまでに計6回開催（2016年6月時点）。

評価について、政府は2年に一度、開発政策に関する報告書を両議会の委員会、CNDSAおよびCNCD（地方分権協力全国委員会）に提出することとされており、2014年には2012–2014年の開発政策を報告する第2次報告書が提出された。

実施体制

フランスの開発政策の指針や優先事項は上記CICIDが中心になって定められており、首相が長を務め関係閣僚が出席する（事務局は外務・国際開発省、AFD、経済財政省国庫総局）。実施に当たって、二国間援助については

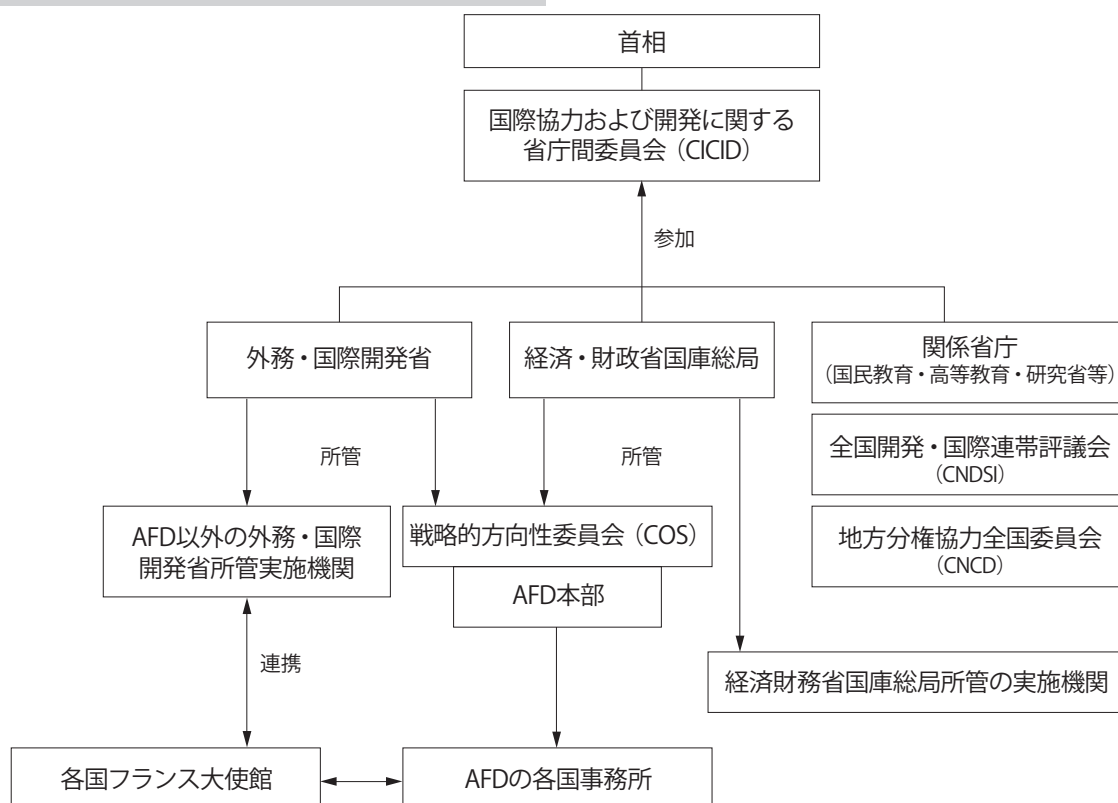
実施機関であるAFDが有償援助、無償援助を含めて中心的な役割を果たす他、国民教育・高等教育・研究省、経済財政省国庫総局からの拠出も多い。フランスのODAの約40%を占める多国間援助については、欧州開発基金（EDF）、UNDPや世界基金等を所管する外務・国際開発省および国際開発金融機関への拠出等を所管し、パリクラブの事務局も務める経済財政省国庫総局を中心に実施されている。

AFDは、全世界に70の事務所を有し、職員数は約1,750人（2016年、海外領土の事務所含む）。「目的および手段に関する契約（Contrat d'objectifs et de moyens）」を通じて外務・国際開発省および経済財政省国庫総局が所管しているが、理事会（Conseil d'administration）には専門家や国会議員も参加しAFD業務の方針等を決定している。

● ウェブサイト

- ・フランス外務・国際開発省（MAEDI）：
<http://www.diplomatie.gouv.fr/fr/>
- ・フランス開発庁（AFD）：
<http://www.afd.fr/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

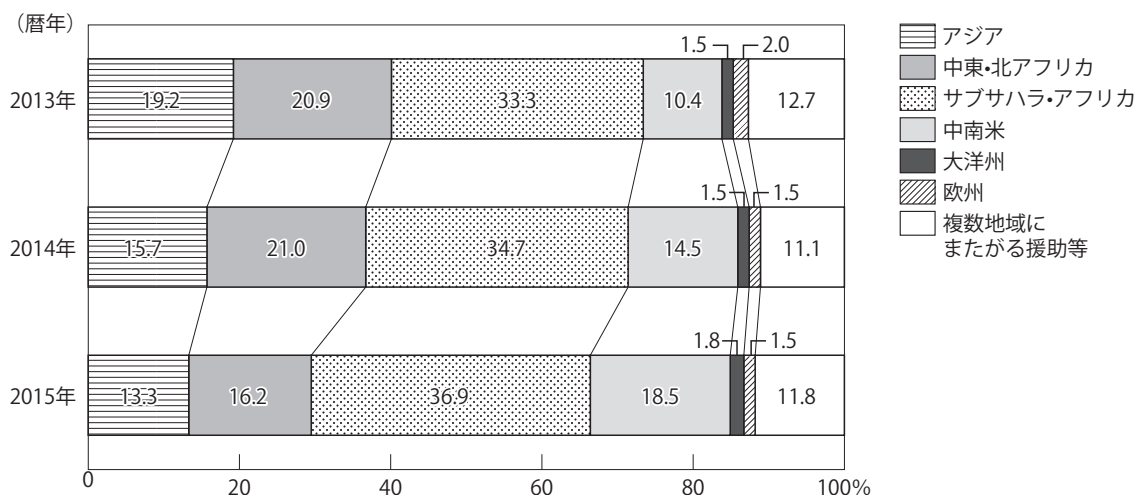
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	モロッコ	681.99	10.0	1	モロッコ	539.46	8.3	1	コロンビア	459.24	8.9
2	ミャンマー	579.45	8.5	2	コロンビア	477.72	7.3	2	モロッコ	214.00	4.1
3	南アフリカ	301.02	4.4	3	セネガル	293.96	4.5	3	ドミニカ共和国	199.09	3.9
4	メキシコ	262.92	3.9	4	ブラジル	222.90	3.4	4	ブラジル	181.03	3.5
5	コロンビア	217.68	3.2	5	メキシコ	219.91	3.4	5	カメルーン	162.23	3.1
6	セネガル	189.57	2.8	6	トルコ	182.57	2.8	6	マリ	148.33	2.9
7	ベトナム	177.27	2.6	7	カメルーン	167.11	2.6	7	南アフリカ	122.73	2.4
8	カメルーン	172.04	2.5	8	ベトナム	158.48	2.4	8	ヨルダン	116.29	2.3
9	ケニア	158.59	2.3	9	フィリピン	130.68	2.0	9	セネガル	110.22	2.1
10	中国	148.74	2.2	10	インド	117.26	1.8	10	[ワリス・フテュナ]	105.59	2.0
10位の合計		2,889.27	42.5	10位の合計		2,510.05	38.5	10位の合計		1,818.75	35.3
二国間ODA合計		6,800.78	100.0	二国間ODA合計		6,513.68	100.0	二国間ODA合計		5,157.49	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

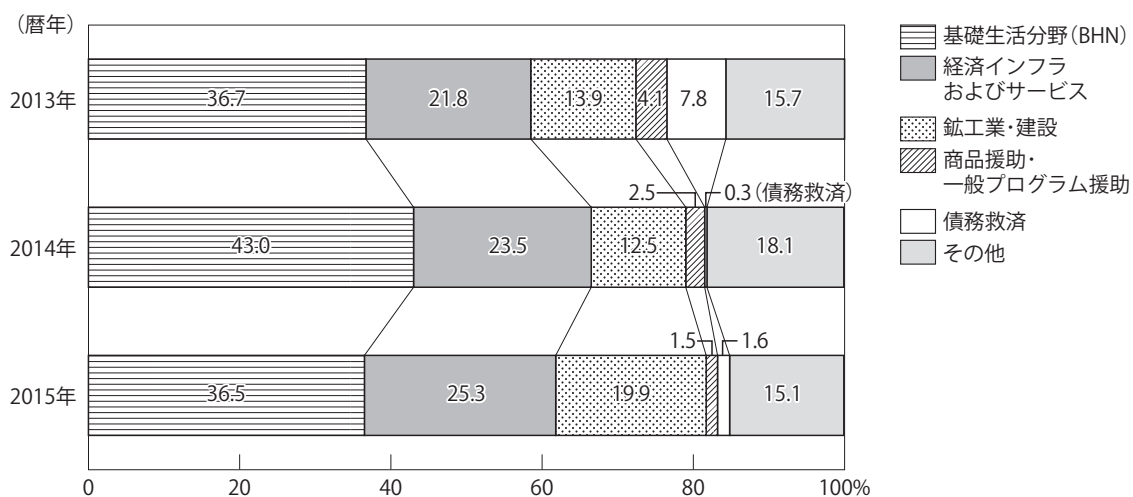
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

10 ドイツ (Germany)

援助政策等

1. 基本方針

ドイツは、開発政策を国際貢献・参画の最重要手段と位置付け、グローバルな開発課題に取り組んでいる。日本と同様に伝統的に二国間援助を重視し、民間企業、NGO等との連携に力を入れるとともに、後述の復興金融公庫（KfW）を通じて積極的に借款を実施している。

2014年11月には、有識者、経済界、NGOおよび国民からの幅広い意見を集約した開発政策の基本方針である「未来大綱（Zukunftscharta）」を発表。

2015年6月にドイツが議長国を務めたG7サミットでは、ポスト2015年開発アジェンダ、サプライ・チェーンにおける基準、保健、気候変動、食料確保、女性等がテーマとなった。

2. 援助規模

2015年のドイツの政府開発援助（ODA）実績は、前年比7.32%増の177億7,900米ドル（速報値）であり、ドイツは米・英に次いで世界第3位の援助国である。同年のドイツODAの対GNI比は0.52%。なお、ドイツ援助政策の中心を担う連邦経済協力開発省（BMZ）（後述）の2016年予算は前年比約14%増の74億ユーロであり、うち約31億ユーロが二国間援助、16億ユーロが多国間援助機関への拠出金として計上されている。二国間援助および多国間援助機関への拠出ともに増加しているが、全体に占める二国間援助の割合が増加傾向にある（2014年ODA実績124億8,590万ユーロのうち、二国間は87億3,490万ユーロ、多国間は37億5,110万ユーロ）。

3. 重点分野・地域

(1) 重点分野：「未来大綱」の行動目標

- ① 世界全体における尊厳ある人生の実現
- ② 自然環境の保全および持続可能な利用
- ③ 持続可能性および尊厳ある雇用に基づいた経済成長
- ④ 人権の尊重およびグッド・ガバナンスの要求・促進
- ⑤ 平和構築および人間の安全保障の強化
- ⑥ 文化的・宗教的多様性の尊重および保護
- ⑦ 変革を実現するためのイノベーション、新技術およびデジタル化の活用
- ⑧ 新たなグローバル・パートナーシップおよび多様な主体とのパートナーシップの構築

(2) 重点地域

ドイツは、67か国のパートナー国を選定し、二国間援助をパートナー国に集中的に実施。その内訳は、アフリカ24か国、アジア18か国、中南米・カリブ諸国9か国、中東欧・コーカサス7か国、近東9か国。

実施体制

1. 主務官庁としての連邦経済協力開発省（BMZ）

援助政策の企画・立案は、1961年に設立された連邦経済協力開発省（BMZ）が所管しており、二国間援助（資金協力、技術協力）および国際機関を通じた援助について同省（本省定員約980名）を中心に調整が行われる。ODA予算については、6割がBMZに計上されているが、人道支援関連については外務省、国際開発金融機関関連の一部については財務省、その他所管事項の国際協力について各連邦省庁がそれぞれの予算からの政府開発援助を実施する。政府開発援助の実績についてのとりまとめもBMZが行っており、同省を通じてドイツ全体としての政府開発援助実績がOECD-DACに報告されている。

外交政策との関連からは、BMZは外務省と協議を行うこととなっている。また、途上国の現場での経済協力の実施については現地のドイツ大使館が調整しており、BMZからはドイツ在外公館に計85名が出向している。

2. 実施機関

(1) 国際協力公社（GIZ）

国際協力公社（GIZ）は、連邦政府を出資者とする有限会社の形態をとっており、130か国を超える地域で活動している（従業員は17,319名、そのうち約70%は現地スタッフ）。GIZは、本部をボンとフランクフルト近郊のエッシュボルンに置いている（国内事務所16か所、海外事務所約90か所）。GIZの事業予算約20億ユーロのうち約17億ユーロはBMZからの委託金であるが、それ以外にも各連邦省庁、地方公共団体や一般企業に加え、国際機関や第三国政府からの委託による事業も実施している。

(2) 復興金融公庫（KfW）

復興金融公庫（KfW）は、復興金融公庫法に基づく公法人であり、連邦（80%）および州（20%）がその所有者となっている。KfW（厳密には同グループ内

の「KfW開発銀行」〈本部フランクフルト〉の従業員は650名で、そのうち190名が途上国等に勤務しており、約70か所の在外事務所を有する。資金協力事業（有償・無償とも）を実施。

(3) その他の実施機関

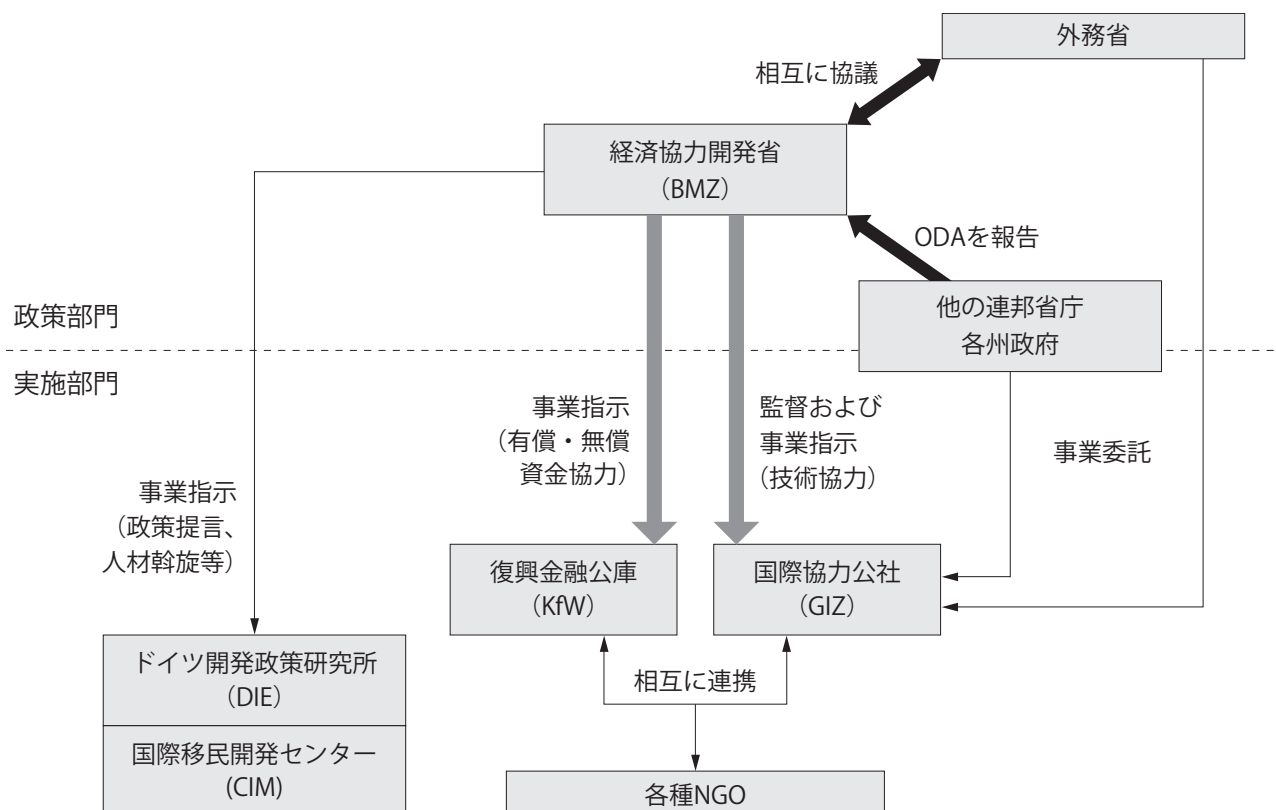
その他、開発政策に関する研究・教育機関であるドイツ開発政策研究所（DIE）、ドイツに居住している被援助国出身者の開発分野での人材斡旋などを行う国際移民開発センター（CIM）などが、BMZの指揮の下に援助政策の実施に携わっている。

自然災害時における重要なアクターとしては、緊急・人道支援の大半を実施しているドイツ赤十字をはじめとするNGOが挙げられる。また、外国における自然災害等において現場で機動的に援助を行う機関として日本の国際緊急援助隊と同様の機能を果たしている内務省所管の連邦技術救援庁（THW）がある。

● ウェブサイト

- ・経済協力開発省（BMZ）：
<http://www.bmz.de/en>
- ・国際協力公社（GIZ）：
<http://www.giz.de/en/html/index.html>
- ・復興金融公庫（KfW）：
<https://www.kfw-entwicklungsbank.de/International-financing/KfW-Entwicklungsbank/>
- ・ドイツ開発政策研究所（DIE）：
<http://www.die-gdi.de/en/>
- ・国際移民開発センター（CIM）：
<http://www.cimonline.de/en/index.asp>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位 10 か国

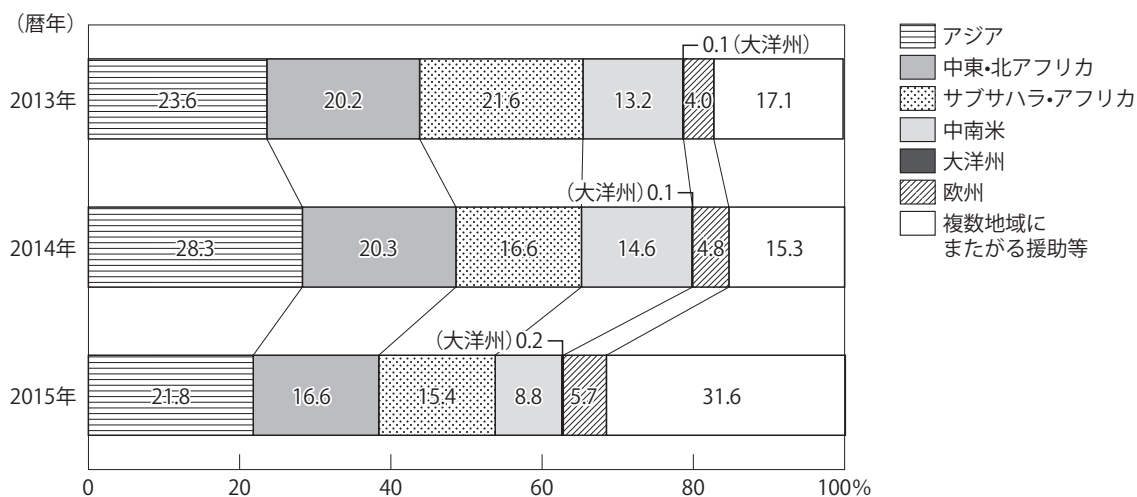
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アフガニスタン	548.69	5.8	1	アフガニスタン	529.39	4.6	1	インド	751.61	5.3
2	インド	472.68	5.0	2	ブラジル	468.04	4.0	2	中国	545.12	3.9
3	中国	371.57	3.9	3	インド	435.62	3.8	3	南アフリカ	387.13	2.7
4	シリア	311.90	3.3	4	中国	425.47	3.7	4	ウクライナ	372.39	2.6
5	トルコ	228.75	2.4	5	モロッコ	414.69	3.6	5	アフガニスタン	362.07	2.6
6	ブラジル	217.91	2.3	6	ミャンマー	353.43	3.0	6	モロッコ	351.92	2.5
7	エジプト	188.10	2.0	7	トルコ	343.87	3.0	7	トルコ	319.53	2.3
8	ベトナム	144.29	1.5	8	シリア	276.50	2.4	8	インドネシア	311.47	2.2
9	メキシコ	139.51	1.5	9	メキシコ	249.17	2.1	9	シリア	277.10	2.0
10	イエメン	124.08	1.3	10	チリ	162.46	1.4	10	ブラジル	269.44	1.9
10位の合計		2,747.48	29.1	10位の合計		3,658.64	31.6	10位の合計		3,947.78	28.0
二国間ODA合計		9,451.12	100.0	二国間ODA合計		11,589.34	100.0	二国間ODA合計		14,112.97	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

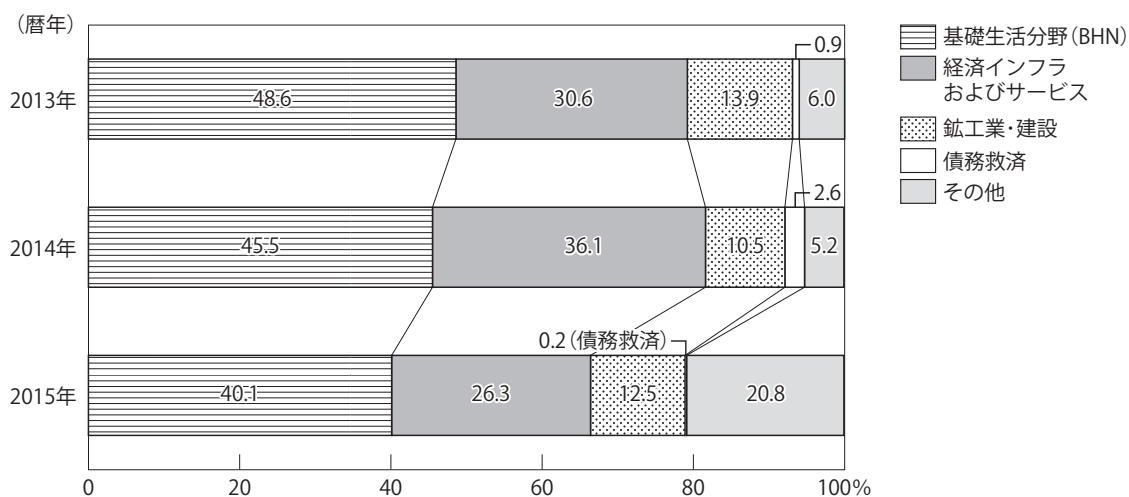
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

11 ギリシャ (Greece)

援助政策等

1. ギリシャの援助政策をめぐる動き

ギリシャは、1997年から多国間の支援枠組みでODAを開始したが、経験が蓄積され、利用可能な資源も増加したため徐々に二国間支援を拡大した。1999年にOECD開発援助委員会（DAC）に加盟。ギリシャは、2010年以降、財政・経済立て直しのため欧州等から財政支援を受けているが、主に「モンテレイ合意」、「援助効果向上に関するパリ宣言」、「開発に関する欧州コンセンサス」、「アクラ行動計画」、「援助効果向上に関する釜山パートナーシップ」および「開発に関する欧州のコンセンサス」等、国際的な取り決めに基づき、できる限りの範囲で量的・質的目標の達成に努め、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成に貢献した。

2. 基本法・基本方針等

(1) 基本法

1999年7月、法律2731/1999号により、外務省に国際開発協力総局（Hellenic International Development Cooperation Department）（通称Hellenic Aid）が設置された。

2000年9月、大統領令224号により、Hellenic Aidは、法律2594/1998の定義に従い、外務省から独立しているが一体的・有機的な組織となり、外務大臣直轄の下、緊急人道支援および他の形態の支援に関する監視・調整・監督、NGOおよび政府省庁等による開発途上国向けの開発支援およびインフラ整備に関する権限が付与された。

2002年6月、大統領令159号により、Hellenic Aidの組織、人員、機能等が定められた。

(2) 基本方針

現在のギリシャは、第3次支援プログラムの下、欧州から財政支援を受けているが、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」に重点を置きつつ、「アディス・アベバ行動目標」および「気候変動に関するパリ協定」を元にして、政府横断的な取り組みを行っている。ギリシャのODA予算は縮小され、開発支援プログラムもあらゆるレベルで縮小している。限られた予算と資源を最大化するためには、絞られたプロジェクトに焦点を当てた優先順位化を行うとともに、効率化が鍵である。

ギリシャによる開発支援は現在、国境を越えない支援（高等レベル教育の奨学金、外国人学生の帰属費用、難民関係費等）を中心としている。多国間レベルの支援は、限定された国際機関への分担金支払いに限られている。過去の約200件の支援プログラムは終息に向かっている。インフラ設備の近代化、生産部門への投資促進、民主化支援、行政・地方自治体の近代化などを通して南東欧地域の政治的、経済的、社会的安定を図る「ギリシャ・バルカン復興計画」は2011年で終了したが、ブルガリアおよびルーマニア向けのプロジェクトのみ2020年まで延長された。

(3) 基本目標

- ① 2015年までにODAを対GNI比0.7%とする。
- ② 2015年7月の「アディス・アベバ行動目標」で示されたODA数値目標（2015年以降のODA対GNI比目標は0.7%）はEUの目標でもあり、ギリシャもそれに従う。

3. 援助規模・目標達成状況

(1) 援助規模

2014年のODA総額は対GNI比0.11%（約2億4,800万ユーロ）。うち、多国間ODAは約2億200万ユーロ、二国間ODAは約4,600万ユーロである。厳しい財政状況により、ODAの実施は現在奨学金の支給、学習経費の補助、難民対策の3分野に絞って行われており、これらの経費はHellenic Aid以外から支出された。

(2) 目標達成状況

2015年までにODAを対GNI比0.7%にするとの目標は、ギリシャの深刻な財政的逼迫により達成できなかった。2015年以降については、厳しい財政状況により、ギリシャでは現在、今後数年間の被援助国向けの支援額等に関する多年度ODA予算およびODA中期計画は作成されておらず、単年度予算の枠内で限定的にODAを実施している。

実施体制

ODAの実施は、外務省所管の独立組織で外務省の行政の不可分組織である国際開発協力総局（Hellenic Aid）がその一部を担っており^{（注1）}、残りは他省庁が独自に行っている。

Hellenic Aidの所掌事務は以下のとおり。

1. 開発協力に関連する国家予算、政府省庁・機関および国内外の公的・民間基金の管理。
2. 公的当局、NGO、他の市民社会組織により実施される事業／プロジェクトの監視と支援。
3. ギリシャによる開発支援に関する統計データの収集、加工処理とDACへの提出。
4. DACおよび欧州連合（EU）の作業グループ・ネットワークによる作業のフォロー。
5. 持続可能な事業の実施から最大限の成果を上げるため、優先国向けの将来の開発政策戦略に関する提案を作成し、国際経済関係組織調整閣僚委員会に提案。

6. 以下に関する財政的活動：

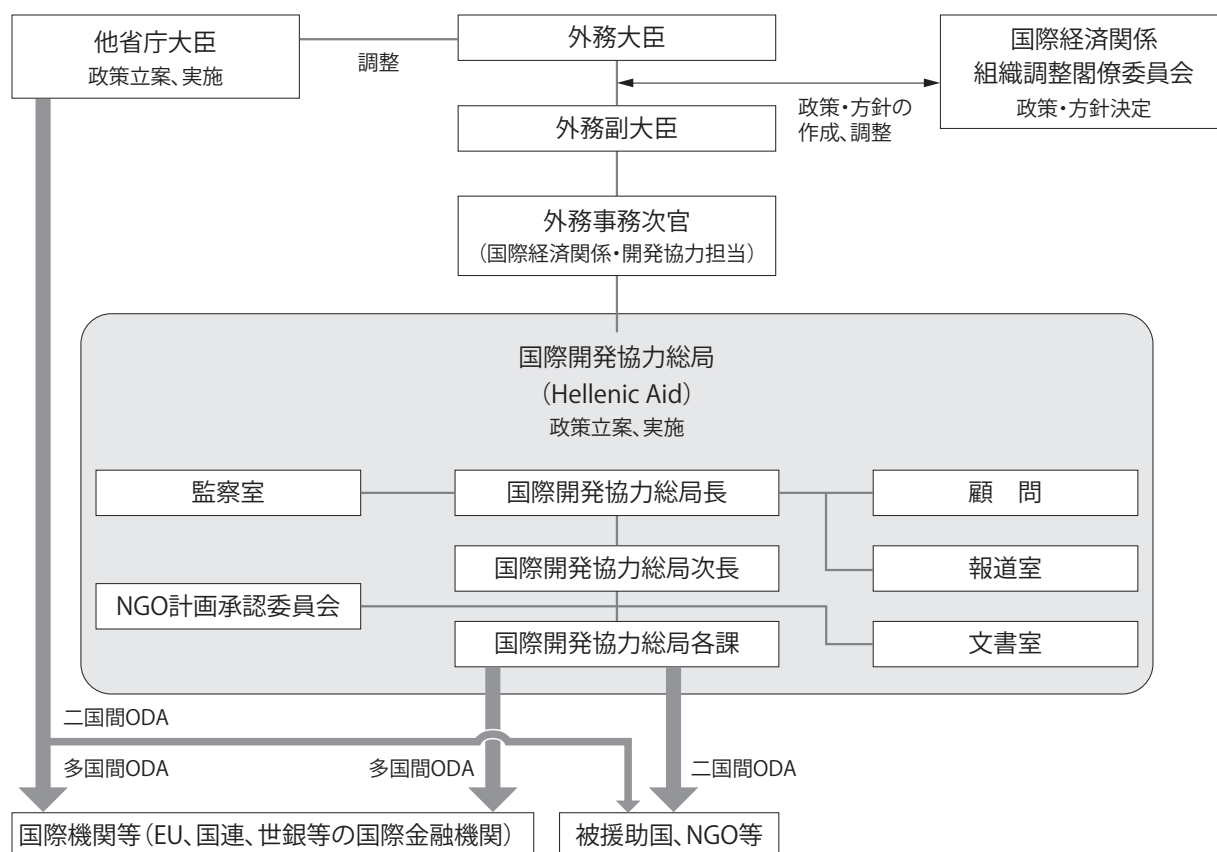
- ・緊急人道支援。
- ・復興、開発事業・プロジェクト。
- ・開発教育、ギリシャおよび開発途上国におけるボランティア精神促進に関する情報提供。

7. 欧州委員会人道支援・市民保護総局（ECHO）、欧州委員会国際協力・開発総局（EUROPE AID）、EUおよび他の国際機関によって実施される事業へのギリシャの参加の支援。

● ウェブサイト

- ・国際開発協力総局（Hellenic Aid）：
<http://www.hellenicaid.gr>

援助実施体制図



注1:日本のJICAに当たる組織はなく、Hellenic Aidが直接、実施機関（学校、研究機関等の公益法人、NGO等）と調整を行う。Hellenic Aidのスタッフは21名で外務省（6名）、専門家（4名）、経済商務担当（1名）、その他職員（10名）。ODAの実施においては、在外公館が補完的な役割を担う。Hellenic Aid自体の在外事務所は、2006～2007年にスリランカへの支援のためコロンボに設置（1名）された例があるのみだが、現在は閉鎖されている。

(1) 政府開発援助上位10か国

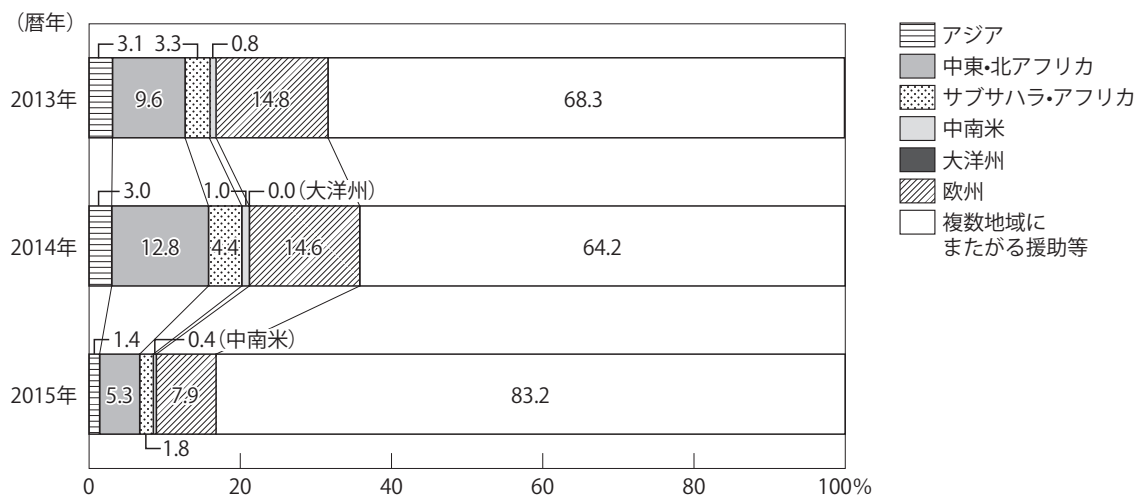
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アルバニア	2.34	5.4	1	ウクライナ	2.35	5.1	1	ウクライナ	1.92	2.7
2	ウクライナ	2.16	5.0	2	アルバニア	1.75	3.8	2	アルバニア	1.59	2.2
3	[パレスチナ自治区]	0.78	1.8	3	[パレスチナ自治区]	1.52	3.3	3	[パレスチナ自治区]	0.71	1.0
4	シリア	0.77	1.8	4	コンゴ民主共和国	0.83	1.8	4	コンゴ民主共和国	0.60	0.8
5	エジプト	0.69	1.6	5	シリア	0.80	1.7	5	シリア	0.59	0.8
6	コンゴ民主共和国	0.64	1.5	6	エジプト	0.73	1.6	6	エジプト	0.49	0.7
7	イラン	0.59	1.4	7	イラン	0.68	1.5	6	イラン	0.49	0.7
8	モルドバ	0.49	1.1	8	トルコ	0.60	1.3	8	トルコ	0.46	0.6
9	アフガニスタン	0.42	1.0	9	モルドバ	0.57	1.2	9	モルドバ	0.44	0.6
9	ジョージア	0.42	1.0	10	ベラルーシ	0.44	1.0	10	ベラルーシ	0.36	0.5
9	ベラルーシ	0.42	1.0	10	セルビア	0.44	1.0				
10位の合計		9.72	22.3	10位の合計		10.71	23.2	10位の合計		7.65	10.6
二国間ODA合計		43.61	100.0	二国間ODA合計		46.10	100.0	二国間ODA合計		71.88	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

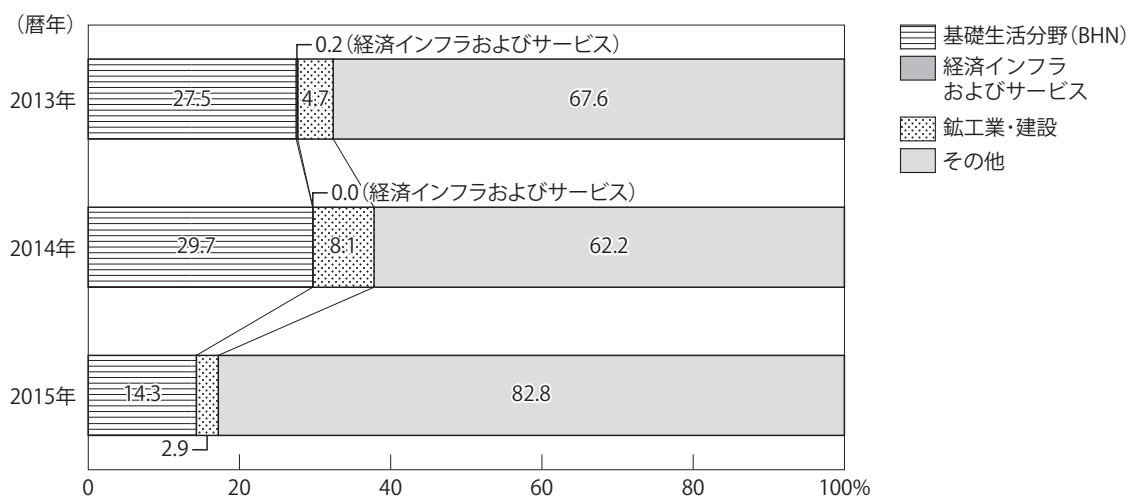
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

12 アイスランド (Iceland)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

アイスランド国際開発協力法が基本法となっている。同法では、国際開発協力の主な目的は、貧困と飢餓を根絶および人権、教育、保健、男女平等、持続可能な開発および持続可能な資源の活用を含めた経済社会開発を促進するための被援助国政府の努力を支援することであると規定している。

(2) 基本方針

被援助国およびアイスランド納税者に対して大きな責任を負っていることに留意し、被援助国の現地情勢等を常に考慮しながら、専門的かつ組織的なアプローチを行うことを基本方針としている。また、国連重視の観点から、2000年の国連ミレニアム宣言に基づきアイスランド開発援助戦略(2013-2016年)を策定し、関連の諸政策実施に務めている。(2015年9月に国連サミットにて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、2017年度以降の新たな経済協力プログラムに反映される予定。)

2. 援助規模

- (1) 2015年の開発援助予算総額は、約5,154百万アイスランド・クローナ(以下ISK)(対GNI比0.24%)で、その全額が援助先に対し資金供与として提供される。このうち90%が外務省の所管であり、10%が内務省、福祉省等の所管となっている。また多国間援助への予算が51%、2国間援助への予算が49%を占める。
- (2) 援助予算の支出内訳は、国際機関への拠出金が21%、国際機関・組織によるプロジェクトへの支援が26%、プロジェクト支援が30%、債務救済が10%、等となっている。

3. 重点分野・地域

- (1) 援助の重点分野としては、天然資源、社会インフラ、および平和構築の3分野にプライオリティーが置かれている。これらの分野の中でも、漁業、再生可能エネルギー(特に地熱)、教育・保健、グッド・ガバナンスおよび災害復興に焦点を当てている。
- (2) 地域別の援助先としては、サブサハラ地域が51%、中東地域が11%、東欧が4%、南アジアが3%、ラテ

ンアメリカが0.4%、その他約29%が特定の地域を定めない援助となっている。

- (3) 二国間援助ではマラウィ(約6億ISK)、ウガンダ(約4億6千万ISK)、モザンビーク(約4億2千ISK)が重点被援助国である。またパレスティナ自治区(約9千万ISK)、アフガニスタン(約8千万ISK)が主要被援助地域、被援助国となっている。
- (4) 国際機関との援助協力については、世界銀行、ユニセフ、UN Womenおよび国連大学が主要パートナーとなっており、特に国連大学では地熱エネルギー利用技術研修プログラム(UNU-GTP)、国連大学水産技術研修プログラム(UNU-FTP)に加え、土壌回復(UNU-LPT)およびジェンダー(UNU-GEST)に関するプロジェクトがアイスランドにより行われている。
- (5) また、人道援助分野への援助を重視する立場から、近年、NGOや国連中央緊急対応基金(CERF)、国連世界食糧プログラム(WFP)、国連人道問題調整事務所(OCHA)との協力を強化している。

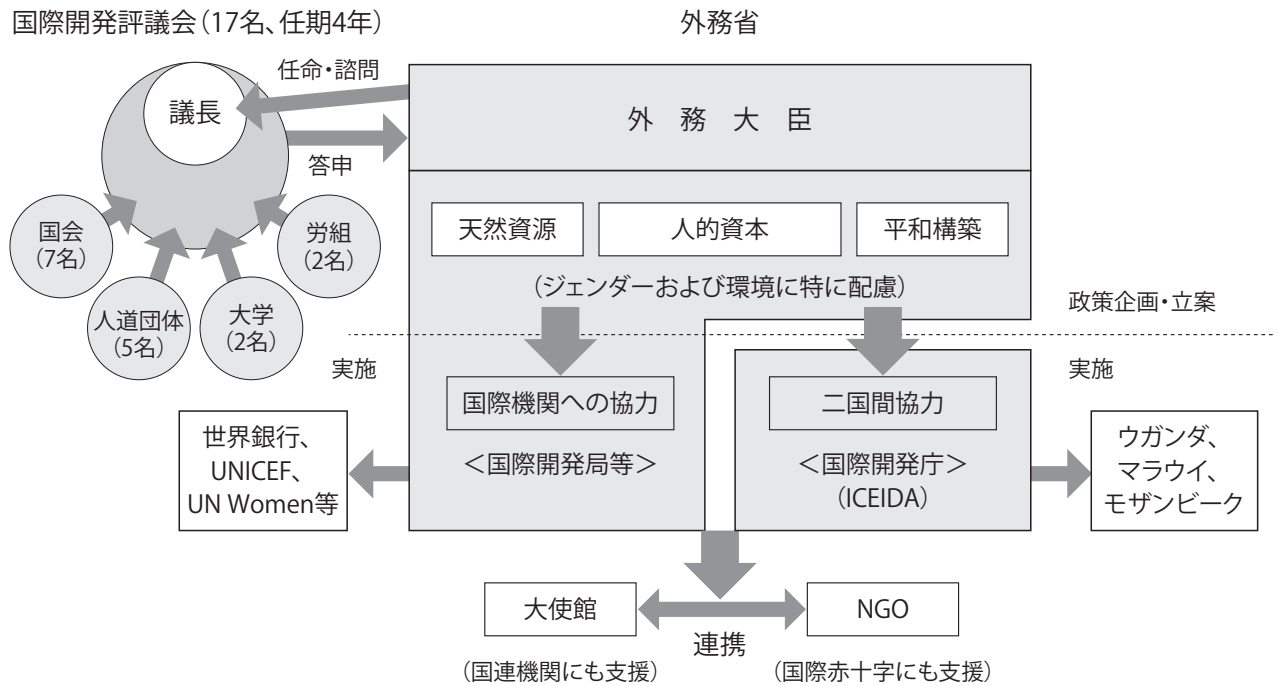
実施体制

- (1) 援助実施体制についてみると、外務省が国際機関を通じた協力を、また、同省が管轄するICEIDAが二国間協力を各々実施している。
- (2) アイスランド国際開発協力法は第3条において、2年に一度、4年間の国際開発協力戦略を策定し、外相は同戦略を国会決議にかけなければならないこと、および同戦略には政府開発援助(ODA)に割り当てられる予定の予算額の対GNI比を明記すべきことも定めている。また、17人の委員からなる国際開発評議会が設置され、同評議会は開発戦略を策定するに当たり諮問を行うこととなっている(同法第4条)。

● ウェブサイト

- ・アイスランド外務省：<http://www.mfa.is>
(政府開発援助：<http://www.mfa.is/foreign-policy/development-cooperation/>)
- ・アイスランド国際開発庁：
<http://www.iceida.is/english>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位 10 か国

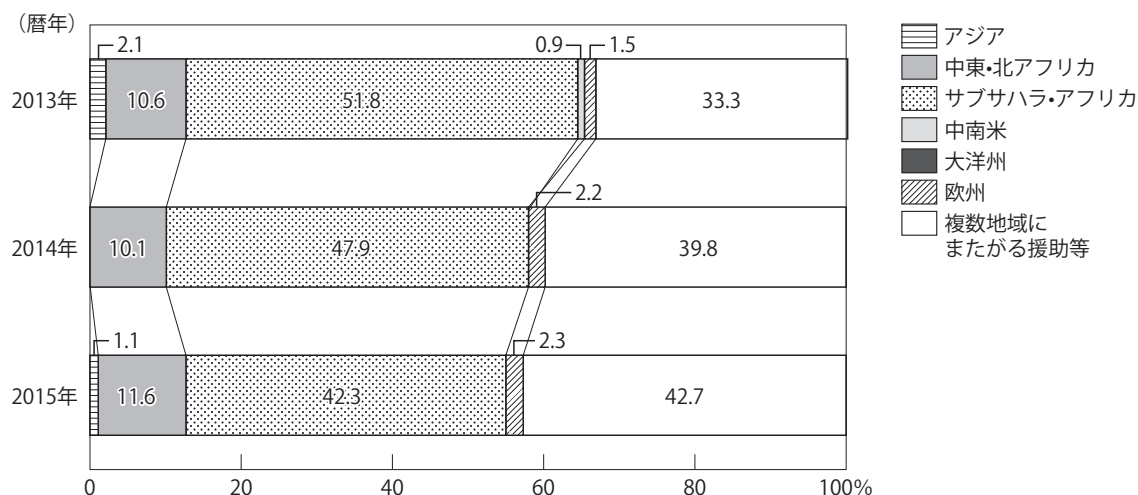
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	マラウイ	5.66	19.2	1	マラウイ	5.29	17.1	1	マラウイ	4.59	14.8
2	ウガンダ	4.17	14.2	2	ウガンダ	3.33	10.8	2	ウガンダ	3.38	10.9
3	モザンビーク	2.88	9.8	3	モザンビーク	2.75	8.9	3	モザンビーク	3.22	10.4
4	[パレスチナ自治区]	1.77	6.0	4	[パレスチナ自治区]	1.81	5.9	4	レバノン	1.14	3.7
5	アフガニスタン	0.75	2.6	5	アフガニスタン	0.72	2.3	5	シリア	1.00	3.2
6	シリア	0.59	2.0	6	シリア	0.60	1.9	6	[パレスチナ自治区]	0.73	2.4
7	フィリピン	0.40	1.4	7	エチオピア	0.42	1.4	7	アフガニスタン	0.63	2.0
8	ソマリア	0.25	0.9	8	ウクライナ	0.25	0.8	8	エチオピア	0.42	1.4
9	エチオピア	0.19	0.6	9	シエラレオネ	0.21	0.7	9	ウクライナ	0.30	1.0
10	パキスタン	0.14	0.5	10	ベラルーシ	0.20	0.6	9	ネパール	0.30	1.0
10位の合計		16.80	57.1	10位の合計		15.58	50.4	10位の合計		15.71	50.6
二国間ODA合計		29.41	100.0	二国間ODA合計		30.94	100.0	二国間ODA合計		31.04	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

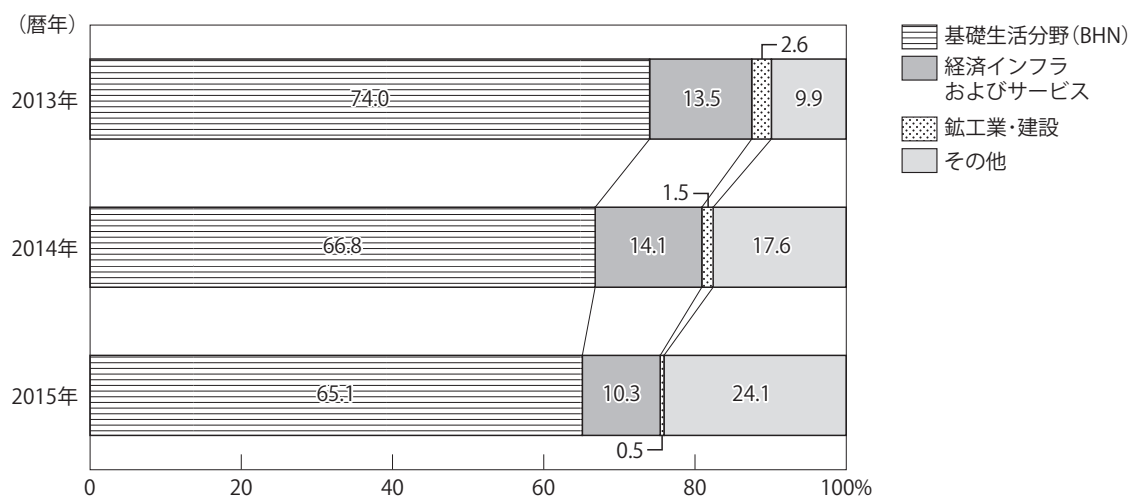
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

13 アイルランド (Ireland)

援助政策等

1. 基本政策

開発援助政策は、数年ごとに見直しが行われている。近年では2006年に援助白書が発表されて基本方針・政策が示された後、このレビューを経て、2013年に現行援助政策（「一つの世界、一つの未来：国際的な開発のためのアイルランドの政策」）が発表された。現行政策に係わるレビューは、2016年に始まるとされている。なお、アイルランドにおいて開発援助に係わる根拠法はない。

2. 援助規模

2015年のODA総額は約6.48億ユーロであり、前年実績（約6.15億ユーロ）から5%増加した。ただ、これは、アイルランドが深刻な経済危機に陥る前の2008年と比べれば3割減の水準である。また、政府は、対GNI比0.7%を開発協力に割り当てることを目標としているが、2015年実績は0.36%に留まった。

3. 重点分野・地域

(1) 重点目標・分野

最優先課題として貧困削減が掲げられている。また、優先して取り組むべき分野や内容として、①世界的規模の飢餓、②脆弱国家支援、③気候変動と開発、④貿易と経済成長、⑤必要不可欠な社会サービス（教育、HIV/エイズ対策、保健・社会的保護）の質の改善、⑥人権とアカウンタビリティが挙げられている。

(2) 重点地域・国

アフリカ、特にサブサハラ地域への援助を重視している。アイルランドは、重点国として9か国を主要パートナー国に指定し、計画的な援助を展開しており、うち8か国がサブサハラ地域である。同9か国は次のとおり：①エチオピア、②レソト、③マラウイ、④モザンビーク、⑤タンザニア、⑥ウガンダ、⑦ザンビア、⑧シエラレオネ、⑨ベトナム。

また、2015年には、緊急人道支援として、南スーダンやシリアおよび同難民に係わる援助が積極的に実施された。

4. 日本との開発協力

2013年に日・アイルランド首脳の相互訪問が実現し、

共同宣言が発出された。この中で、両国が、途上国の教育、農業および貧困撲滅のために協力していくことが確認された。具体的には、マラウイ中南部に暮らす住民の安全な水へのアクセスを改善するために深井戸建設プロジェクトを日本と連携して実施したことが協力例として挙げられる。（日本側案件名：平成25年度草の根・人間の安全保障無償資金協力「ンチュウ県ガンヤ地区安全な水供給計画」）

実施体制

開発援助の責任は外務・貿易省にあり、外務・貿易大臣の下に、援助担当の国務大臣（移住者・対外開発援助担当）が置かれている。さらにその下で、外務・貿易省開発協力局（通称「アイルランド援助庁」(Irish Aid)）が開発協力に係わる施策立案・調整・実施を担っている。2016年、同「援助庁」の職員数は約170名（国内：約130名、海外：約40名）である。

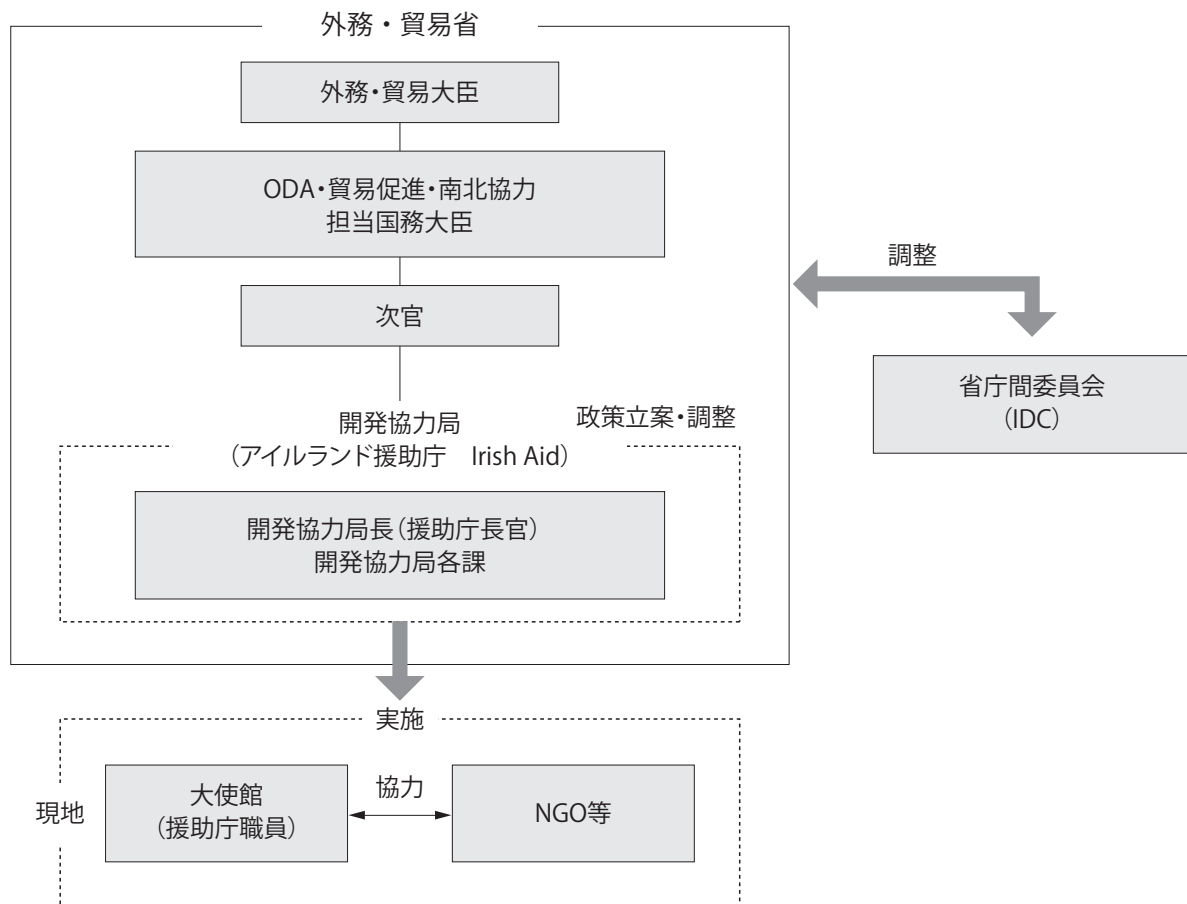
開発協力予算の約75%は外務・貿易省（「アイルランド援助庁」）から、残りがその他の省庁等から拠出されている。また、2015年の同予算の64%は二国間援助に、残りが多国間援助（主な拠出先：EU、UNDP、世銀、WFP、UNICEF等）の枠組みを通じた支援に使用された。

アイルランドは、NGOを重視しており、政府と国際機関による業務を補完し、被援助国の市民・コミュニティの意見と参加を確保する上でNGOが重要な役割を果たし得るとしており、国内外NGOとの連携・活用を重視し、緊密に協力して援助を実施している。

● ウェブサイト

・アイルランド援助庁 (Irish Aid) : www.irishaid.gov.ie/

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

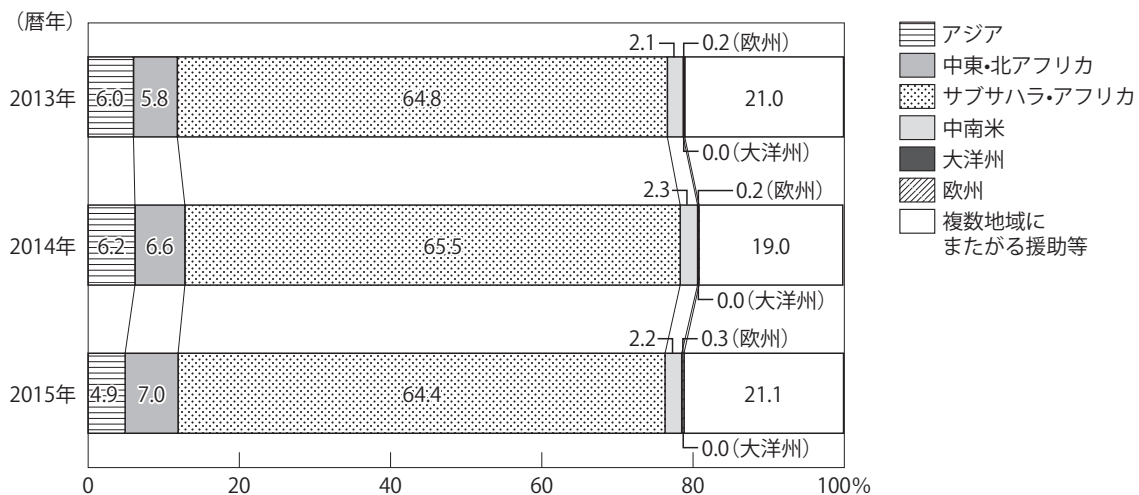
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	モザンビーク	55.25	10.1	1	モザンビーク	53.27	10.3	1	モザンビーク	40.92	9.6
2	エチオピア	45.77	8.4	2	エチオピア	48.27	9.3	2	エチオピア	38.78	9.1
3	タンザニア	43.56	8.0	3	ウガンダ	37.04	7.1	3	タンザニア	31.59	7.4
4	ウガンダ	31.67	5.8	4	タンザニア	33.13	6.4	4	ウガンダ	25.45	6.0
5	マラウイ	26.99	4.9	5	マラウイ	25.81	5.0	5	マラウイ	21.94	5.1
6	ザンビア	26.28	4.8	6	ザンビア	23.24	4.5	6	ザンビア	19.29	4.5
7	ベトナム	17.14	3.1	7	ベトナム	16.80	3.2	7	ベトナム	12.56	2.9
8	シエラレオネ	12.05	2.2	8	シエラレオネ	16.26	3.1	8	南スーダン	12.21	2.9
9	コンゴ民主共和国	11.54	2.1	9	南スーダン	12.82	2.5	9	シエラレオネ	11.45	2.7
10	シリア	10.38	1.9	10	シリア	10.40	2.0	10	シリア	9.96	2.3
10位の合計		280.63	51.4	10位の合計		277.04	53.4	10位の合計		224.15	52.4
二国間ODA合計		545.59	100.0	二国間ODA合計		519.13	100.0	二国間ODA合計		427.46	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

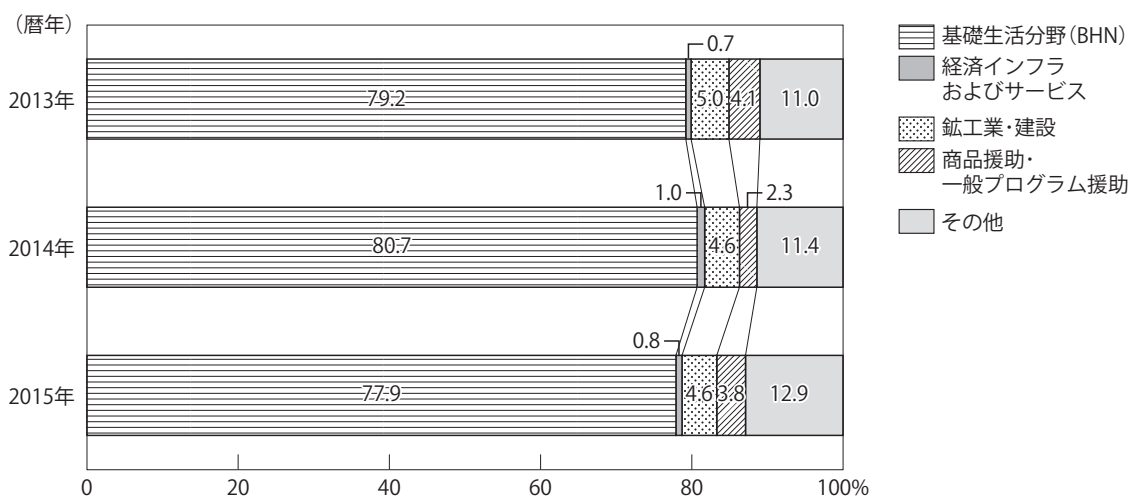
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

14 イタリア (Italy)

援助政策等

1. 基本政策

2014年、政府開発援助基本法は、27年ぶりの改正が行われた。開発援助を「イタリアの外交政策の一部であり、国連憲章、およびEU基本法の原則に従って、平和と正義の促進、民族間の団結という目的を追求する（第1条）」ものと規定し、また、「国連、EU、その他の国際機関の国際的戦略や計画に沿って、貧困と不平等の削減、持続的発展、人権の尊重、男女平等、紛争の未然防止、平和プロセスの促進、和解、紛争後の安定化、民主主義の強化を目指す（第2条）」としている。

開発援助政策の方針は、外務大臣が主催する開発協力運営委員会において決定される。同委員会には、経済財政省、経済振興省関係者等が参加する。現在執行中の「開発援助指針2014年～2016年」は、全ての関係機関が透明性を保ちながら協働し、援助の効果を上げるという原則に基づいて策定されている。

2. 援助規模

2015年のODA実績は30億713万ユーロで、対前年比0.48%減。また、ODAの対GNI比は0.19%（2014年も0.19%）であった。

イタリアは経済危機の影響により、2012年にODA予算を大幅に削減（前年比38%減）し、2013年から再び回復あるいは横ばいとなっている。レンツィ政権はG7諸国中最低であるODA予算規模を、G7の議長国である2017年中に第4位にまで引き上げるとしており、最終的には国連目標である対GNI比0.7%を達成するとの野心的な目標を発表している。

3. 重点分野・地域

優先分野は、①人権・民主主義促進、②農業・食料安全保障、③人材開発・保健・教育、④民間セクターの内部的・包括的・持続可能な発展、⑤環境・文化財保護であり、それ以前の開発協力計画と比べ、中東や北アフリカでの体制転換を迎え民主主義促進が優先順位を上げたのが特色と言える。また、旧植民地等との関係を通じて伝統的にイタリアが深い関係を持つ北アフリカ、アフリカの角地域では、特に現地のニーズに応じて農業、食料安全保障分野の援助を重視している。イタリアは農業用器具の生産国でもあり、またFAO、IFAD、WFPの食料

安全保障に関係する国際機関は本部がローマにある。2015年ミラノ万博のテーマが「食」であったことから、食料安全保障はイタリアのODAにおいて大きな比重を占めている。

さらに、2014年に改定された政府開発援助基本法では、それまでの伝統的な教育、医療と言った分野の人道支援だけでなく、裨益国の産業育成に繋がる人材開発、官民連携案件の発掘の強化が打ち出されており、イタリアの産業界からのヒアリングが行われている。

最優先支援地域はサブサハラ・アフリカ（セネガル、スーダン、南スーダン、ケニア、ソマリア、エチオピア、モザンビーク、ニジェール、ブルキナファソ）で、次が北アフリカ（エジプト、チュニジア）、バルカン（アルバニア）。2016年夏～秋に改訂予定の開発戦略（3カ年計画）では、従来の優先地域に加え、最近のサブサハラ・アフリカ諸国からの移民問題を受けてケニア、スーダン、エチオピア、エリトリアへの支援強化が盛り込まれる見込み。さらに、重点分野としては新たに文化遺産の保護活動が加えられ、イスラム過激派による文化遺産の破壊がみられるアフガニスタン、中東での支援が強化される見込み。

実施体制

1987年の政府開発援助基本法により、二国間援助（有償・無償資金協力、技術協力）および国連関係機関に対する拠出は、外務・国際協力省が一元的に管理・実施し、世界銀行等国際金融機関に対する拠出については、経済・財政省が管轄することが規定されている。両省で政府開発援助予算の9割を管轄しており、残りは他省庁等に配分される。関係政府機関の調整は、開発協力運営委員会で行われる。また、100万ユーロ以上の援助案件は、開発協力運営委員会が審査し実施の可否を決定する。

外務・国際協力省は12課から構成され、職員数は233名（2016年6月）であり、うち131名が外交官の資格を有する者、96名が庶務を担当する者、6名が専門家である。2016年1月の開発援助庁の発足を受け、同5月に外務・国際協力省の組織改編のための法律が議会で承認されたため、300名以上が在籍した外務・国際協力省の職員数はすでに上記のとおり233名にまで削減され、秋頃までにさらに人員削減が行われる見込み。

援助の有効性を上げるための専門の援助実施機関として、新しく制定された政府開発援助基本法に基づき2016年1月に発足した開発協力庁が設置され、2016年6月時点で職員数は130名、これに加え在外事務所の人員は約40名であるが、2016年末までにさらに職員数を40名増員する計画を有している。17の独立した海外事務所の他に、在外公館の中にも5つの事務所を有し、合計22の海外事務所を有している。

国別援助計画は引き続き外務・国際協力省が策定している。また、200万ユーロを超える案件については、開発協力運営委員会の承認を得てから実施する。同委員会は外務・国際協力大臣が委員長となり、外務・国際協力副大臣、外務・国際協力省開発局長、開発協力庁長官が参加し、投票権を持たない参加者として経済振興省およ

び案件ごとの関係各省の代表が参加する。国際機関を通じた援助については引き続き外務省が所掌している。

有償資金協力は、外務・国際協力省の要請を受けて開発協力運営委員会で承認された案件につき、経済財政省の委託を受けた民間銀行（CDP銀行）が借款契約締結、貸付実行、回収業務を行っている。

● ウェブサイト

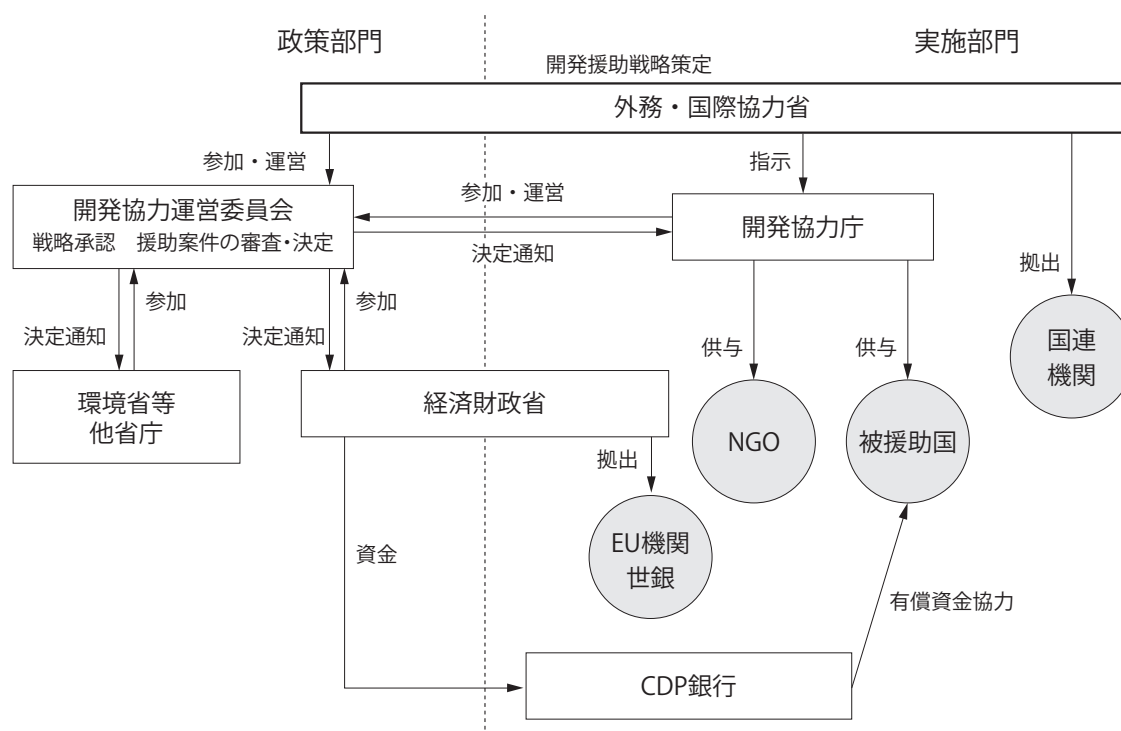
・外務・国際協力省：

<http://www.cooperazioneallosviluppo.esteri.it/pdgcs/index.php>

・開発協力庁：

<http://www.agenziacooperazione.gov.it/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位 10 か国

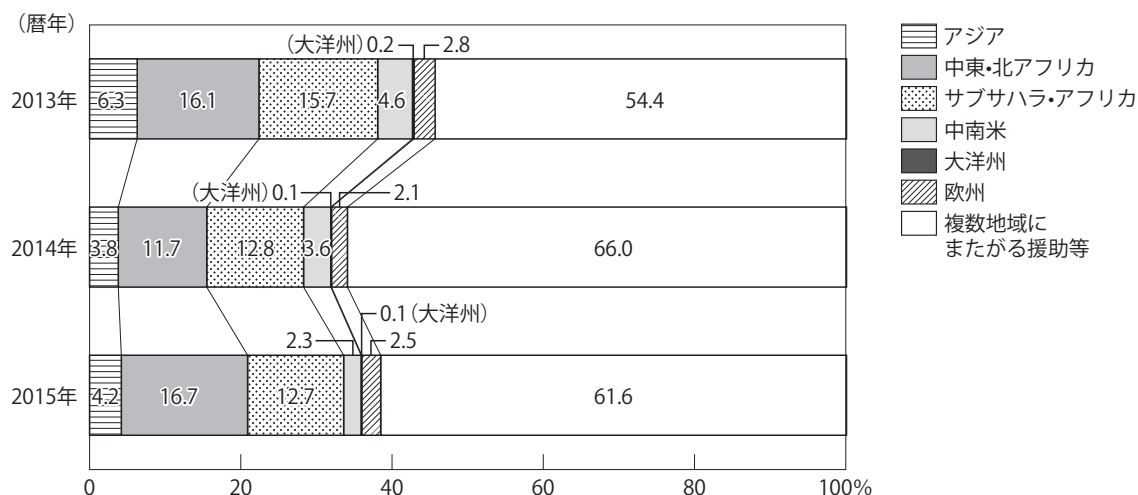
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アフガニスタン	59.47	6.9	1	アフガニスタン	31.60	2.3	1	アフガニスタン	103.57	5.7
2	モザンビーク	22.25	2.6	2	レバノン	27.45	2.0	2	イラク	51.05	2.8
3	セネガル	19.13	2.2	3	モザンビーク	23.66	1.7	3	パキスタン	44.12	2.4
4	レバノン	17.08	2.0	4	[パレスチナ自治区]	20.20	1.5	4	[パレスチナ自治区]	31.27	1.7
5	チュニジア	16.95	2.0	5	チュニジア	19.47	1.4	5	エジプト	30.83	1.7
6	シリア	15.00	1.7	6	シリア	14.92	1.1	6	チュニジア	26.82	1.5
7	パキスタン	14.94	1.7	7	アルバニア	14.13	1.0	7	アルバニア	25.68	1.4
8	ガーナ	14.56	1.7	8	イラク	13.93	1.0	8	レバノン	22.40	1.2
9	[パレスチナ自治区]	12.13	1.4	9	エチオピア	10.63	0.8	9	ケニア	20.84	1.1
10	フィリピン	10.43	1.2	10	南アフリカ	10.19	0.7	10	モザンビーク	19.56	1.1
10位の合計		201.94	23.3	10位の合計		186.18	13.6	10位の合計		376.14	20.6
二国間ODA合計		867.41	100.0	二国間ODA合計		1,372.30	100.0	二国間ODA合計		1,829.98	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

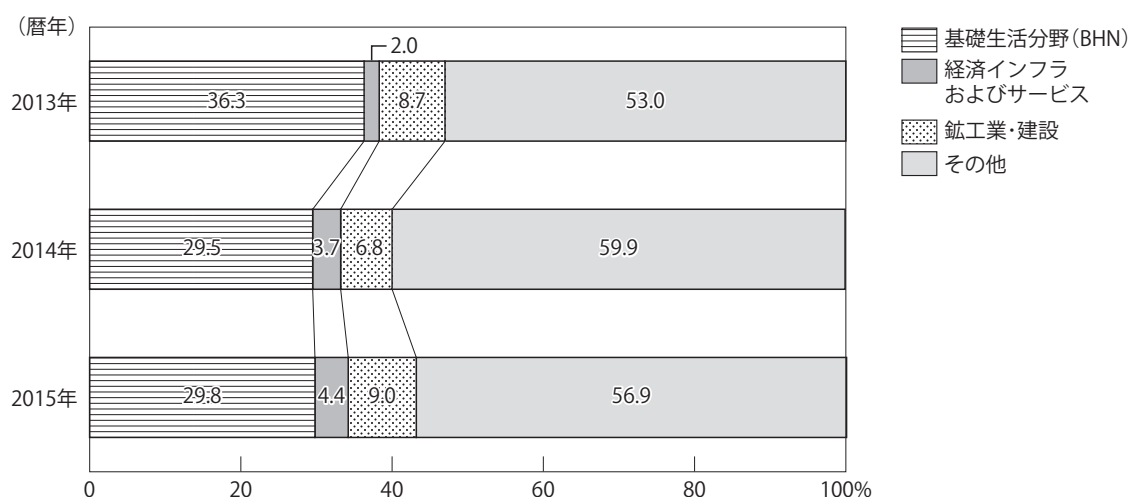
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

15 ルクセンブルク (Luxembourg)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

ルクセンブルクの開発協力は、「開発援助に関する1996年1月6日法」を基本法とし、「開発協力と人道に係る法」(2012年3月採択)が同法を補完している。途上国の貧困撲滅という明確な目標を掲げ、持続可能な開発の原則に沿った事業を行っている。事業の大半は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に合致しており、保健・福祉、教育、総合地域開発が中心分野になっている。

2000年以降、国連が定めた「対GNI比0.7%目標」を達成してきたが、2009年には初めて対GNI比1%に達した(1.11%)。2013年に誕生した新政権は、「対GNI比1%の維持」を公約としている。2015年は0.95%と減少したものの、これは当国におけるGNIが13%増加したことにより起因するものであり、援助額自体が減少したものではない。

2013年、開発協力・人道支援大臣が2回交代したが、政府は政策の継続性を強調している。2014年11月、より効率的な開発協力を目指した2016年までの行動計画が策定された。

2. 援助規模

2015年の開発援助額は3億2,494万ユーロに上った。ODA予算の26.36%(2015年)を多国間援助に充て、国連、EU、世界銀行等と協力している。

人道支援に対して2015年に4,251万ユーロを支出したルクセンブルクは、(1)緊急援助、(2)移行・復興・再建、(3)減・防災を3本柱としているが、緊急援助に予算のほとんどが充てられている。

3. 重点分野・地域

(1) 重点分野

ルクセンブルク政府は、インフラ整備および社会サービスを重点援助分野と位置付け、教育および保健に注力している。それに加え、2015年は農業、造林および漁業を始めとする生産セクターが、インフラ整備に次いで支援額の多い分野として位置づけられている。

(2) 重点地域

ルクセンブルクはまた、効率性とインパクトの観点

から、ブルキナファソ、マリ、ニジェール、セネガル、カーボヴェルデ、ラオス、ベトナム、ニカラグア、エルサルバドルの9か国を「パートナー国」として集中的に支援している。開発の進むベトナムにおいては援助を徐々に削減し、その代替としてミャンマーの観光業における人材育成を支援する。同じくエルサルバドルにおいても、移行期パイロットプロジェクトとして三角協力および南南協力を取り入れていく意向。その他、アフガニスタン、タジキスタン、コソボ、モンテネグロ、セルビア、モンゴル、パレスチナ自治区に対しても支援を行っている。

実施体制

1. 外務欧州省

外務欧州大臣と共に省内で執務する開発協力・人道支援大臣の下、外務欧州省開発協力局が対外援助のほとんどを所掌している。

2. ルクス・デベロップメント

二国間援助の多くを実施するのが、ルクス・デベロップメント(LuxDev)である。LuxDevは株式会社形態で、政府が98%、国立開発金融公庫が2%の株式を保有している。取締役には政府の代表やNGO関係者が含まれる。ルクセンブルク政府によるODA原資のほとんどを管理している。主要業務のほか、政府の要請に基づき、緊急援助活動や他のドナー国や欧州委員会の支援する計画の管理なども行う。2015年に外務欧州省から割り当てられた予算は8,758万ユーロ。本部約50名、在外約60名のスタッフを擁する。在外地域事務所はブライア(カーボヴェルデ)、ダカール(セネガル)、ワガドゥグ(ブルキナファソ)、プリシュティナ(コソボ)、ハノイ(ベトナム)、マナグア(ニカラグア)の6か所にある。

3. 民間企業との連携

ルクセンブルクのODAはアンタイドであるが、IT通信分野では、ルクセンブルク企業の競争力が高く、自国企業が採用されている例が多い。また、政府は民間企業に対して、企業の社会的責任(CSR)の観点から開発協力事業への参加を積極的に勧めている。

民間企業との連携の一例が、同国が近年人道支援の目玉としている緊急時の衛星通信システム「Emergency.

lu」である。大規模災害や内乱等の緊急事態が発生した際に、迅速かつ効率的な人道援助実施を確保するための人工衛星を利用した通信用端末システムで、外務欧州省および国内の3社（HITEC Luxembourg、SES TechCom、Luxembourg Air Ambulance）から成るコンソーシアムが協力して開発、運用している。2012年に南スーダンで運用されたのが最初。その後も、インドネシア、ネパール、ベネズエラ、フィリピンで活用されてきた。2015年においては、バングラデシュやベナンにおける設置と拡充が計画された。

4. NGOとの連携

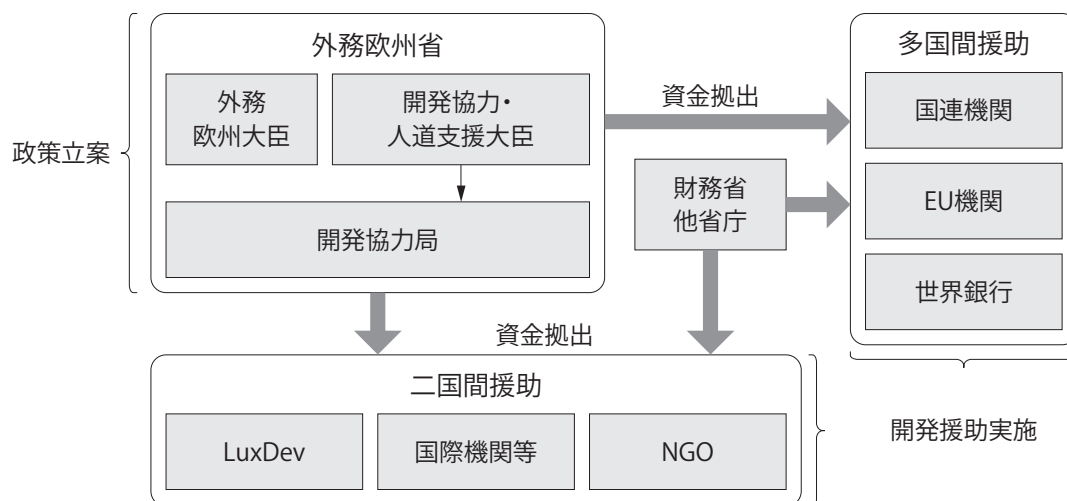
ルクセンブルクは、特に政府による援助活動が行き渡らない地域においてNGOを積極的に活用しており、

ODA全体の約16.28%が、NGOによって実施されている。2013年には、人道支援をより効率的に実施するための方策の一環として、NGOの政府による厳格な認定基準を設定した。年に一度、外務欧州省開発協力局により開発支援関係者を集めて開催される国際協力会議“Assises de la Cooperation”には、同局関係者、議会の外交委員会メンバー、LuxDev関係者、パートナー国の代表と共に、NGO関係者もその一員として参加している。

● ウェブサイト

- ・ 外務欧州省開発協力局： <http://cooperation.mae.lu/fr>
- ・ LuxDev： <http://www.lux-development.lu/>
- ・ 2015年白書： <http://www.cooperation.lu/2015/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

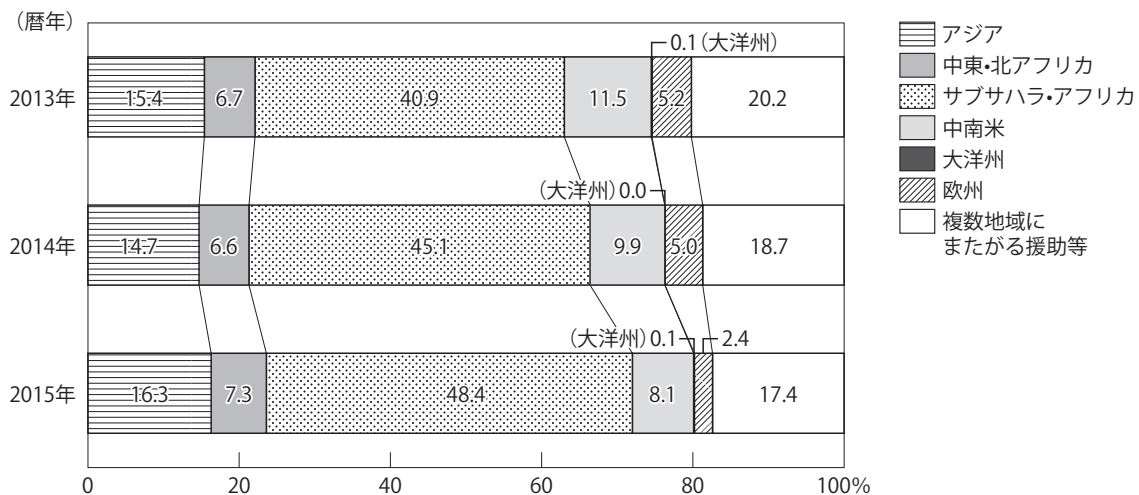
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	マリ	22.74	7.6	1	ブルキナファソ	31.07	10.3	1	ニジェール	23.64	9.0
2	ブルキナファソ	20.47	6.9	2	セネガル	22.12	7.4	2	ブルキナファソ	21.50	8.2
3	カーボヴェルデ	18.98	6.4	3	ニジェール	19.76	6.6	3	セネガル	20.25	7.7
4	ラオス	17.76	5.9	4	ラオス	17.60	5.9	4	ラオス	16.17	6.2
5	ニジェール	15.50	5.2	5	カーボヴェルデ	15.17	5.0	5	カーボヴェルデ	15.18	5.8
6	ニカラグア	15.39	5.2	6	マリ	13.36	4.4	6	マリ	14.10	5.4
7	セネガル	14.42	4.8	7	ベトナム	12.50	4.2	7	ベトナム	11.34	4.3
8	ベトナム	12.38	4.1	8	ニカラグア	11.78	3.9	8	[パレスチナ自治区]	8.33	3.2
9	エルサルバドル	9.80	3.3	9	コンゴ	9.14	3.0	9	ニカラグア	7.82	3.0
10	コンゴ	9.03	3.0	10	エルサルバドル	8.92	3.0	10	シリア	5.95	2.3
10位の合計		156.47	52.4	10位の合計		161.42	53.7	10位の合計		144.28	54.9
二国間ODA合計		298.81	100.0	二国間ODA合計		300.43	100.0	二国間ODA合計		262.68	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

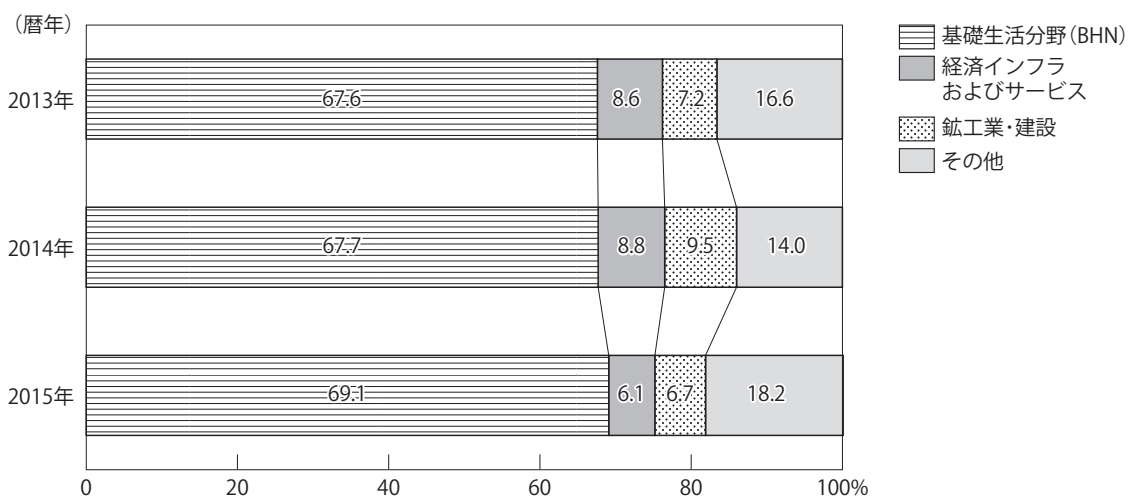
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

16 オランダ(Netherlands)

援助政策等

1. 基本方針

開発援助政策は、外交にとって不可欠な政策の一部と位置付けられている。援助方針として、①極度の貧困の撲滅、②世界全体での持続可能で包摂的な成長の促進、③オランダ企業の海外での貧困対策活動の支援を掲げている。政府は、貧困対策にとって市場経済は不可欠であるとの判断に基づき、投資や貿易を推進している。

2. 援助規模

(1) 政府開発援助実績

2015年の政府開発援助の実績^(注1)は、対GNI比0.76%、約58億ドル（対GNI比ベースで世界第5位、援助額ベースで同第7位）であった。前内閣では、2010年に0.8%であった対GNI比を、2012年までにDAC基準である0.7%まで徐々に減らしてきたが、現政権では援助額を年間7億5千万ユーロ削減し、対GNI比を2016年：0.56%、2017年：0.57%、とする考えである。2015年に増加が見られた理由は、亡命してきた難民のケア、人道支援および世界銀行（国際開発協会：IDA）への支払いといった費用が増加したためである。

二国間および多国間援助額の比率は、過去10年間の平均が多国間1に対し二国間2.75である。傾向としては、2011年からの5年間の平均が1対2.37と、二国間援助の占める割合が高くなっている。

(2) オランダ成長基金（Dutch Good Growth Fund）・国際安全保障予算

開発に関連した事業や投資計画を有する中小企業のための回転資金であるオランダ成長基金は、2014年：1億ユーロ、2015年：1億5,000万ユーロ、2016年：1億5,000万ユーロ、2017年：3億ユーロの予算が計上され、2014年7月から申請の受け付けが開始されている。実績は、2014年：約8,200万ユーロ、2015年：約6,900万ユーロで、2016年は5月12日現在で約66万ユーロ、2014年7月から2015年9月までの間に計32件、1億2,300万ユーロが支出されている。

3Dアプローチ（外交、開発および防衛）の枠組みの活動に用いられる国際安全保障予算は、2015年か

ら国防省予算となっており、2015年：2億9,350万ユーロ、2016年：3億6,480万ユーロ、2017年：3億1,530万ユーロが計上されている。

3. 重点分野

オランダの産業界および学界が知見を有して独自の価値を供与できる①安全保障と法の支配（2015年実績約2.22億ユーロ、2016年予算約1.9億ユーロ）、②水（2015年実績約1.7億ユーロ、2016年予算約1.9億ユーロ）、③食の安全保障（2015年実績約3.0億ユーロ、2016年予算約3.3億ユーロ）および④性と生殖に関する健康と権利（2015年実績約3.9億ユーロ、2016年予算約4.2億ユーロ）の4分野を二国間援助の重点分野としている。オランダは、持続可能な開発のための2030アジェンダを自国援助政策のガイドラインと位置付けている。

4. 重点地域

二国間援助の対象国数については、断片的な援助を回避し、より効果的な支援を実施するため、現在は以前の33か国から、紛争等の影響もあり独力で貧困から脱却できないとされる7か国・地域^(注2)に縮小されている。援助予算の約50%が「アフリカの角」地域およびアフリカ大湖地域の最貧国を中心としたアフリカ向けである。

5. 多国間援助

国連や世界銀行のような国際機関を通じた援助にも重点を置いている。政府はこれら組織による付加価値を、オランダ外交政策への貢献の観点から有効性と妥当性について点数を付けて精密に評価している。世界銀行、国連開発計画（UNDP）および国連児童基金（UNICEF）をオランダの多国間開発援助の中心としているほか、世界エイズ・結核・マラリア対策基金にドナーとして直接貢献している。

注1：DACホームページ（暫定値）

注2：アフガニスタン、ブルンジ、マリ、パレスチナ自治区、ルワンダ、南スーダン、イエメン

実施体制

1. 外務省国際協力局の援助体制

- (1) 外務省国際協力局（DGIS）が援助政策の立案・実施に関し主要な責任を有し、同省に外務大臣に加えて、援助政策を担当する外国貿易・開発協力大臣が就任している。
- (2) 政府開発援助予算のすべてを外務省が所掌し、援助政策の基本的枠組みは外務省が決定する。また、EUレベルでの政策決定に臨む際の準備作業の段階で行われる省庁間協議の場で、援助政策における利害関心事項について協議・調整される。
- (3) 二国間援助に関しては、それぞれの地域におけるODAプロジェクトのための予算が在外公館に委託されており、在外公館は政策目標の範囲において、開発資金の配布を決めることができる。また、援助計画の作成および案件発掘の役割も担っている。援助受入国に所在するNGOは在外公館に対して案件を提示する

ことができ、それをもとにして在外公館は本省へ事業提案を行う。

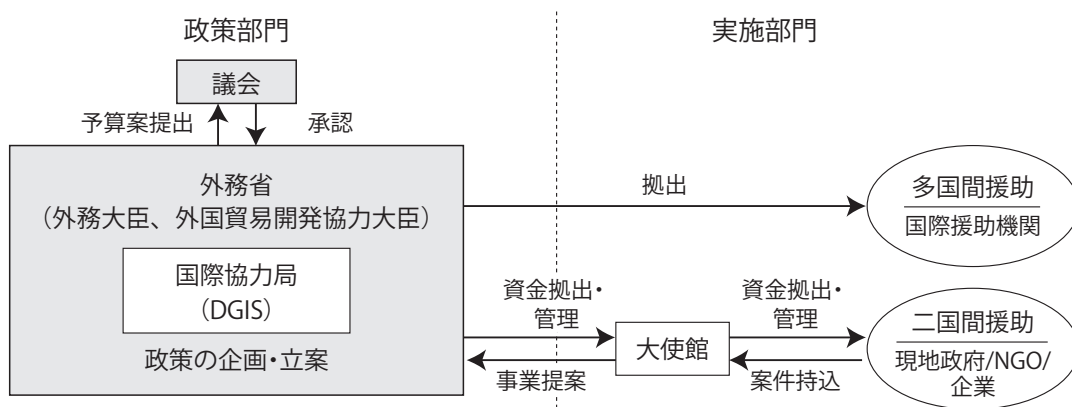
2. 援助実施形態

独自の開発援助実施機関が存在しないため、援助の実施は3つの主要な形態（①二国間援助（多くがセクター別支援、すべて贈与）、②多国間援助（世界銀行・国連等の国際機関）、③民間セクター（企業・NGO）への補助金交付）により行われており、民間セクターは重要な役割を担っている。また、NGOの独立が尊重され、対等な立場で外務省との情報交換、事業報告書の提出、モニタリング等が行われている。

● ウェブサイト

- ・オランダ外務省（開発援助関連ページ）：
<http://www.government.nl/issues/development-cooperation>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位 10 か国

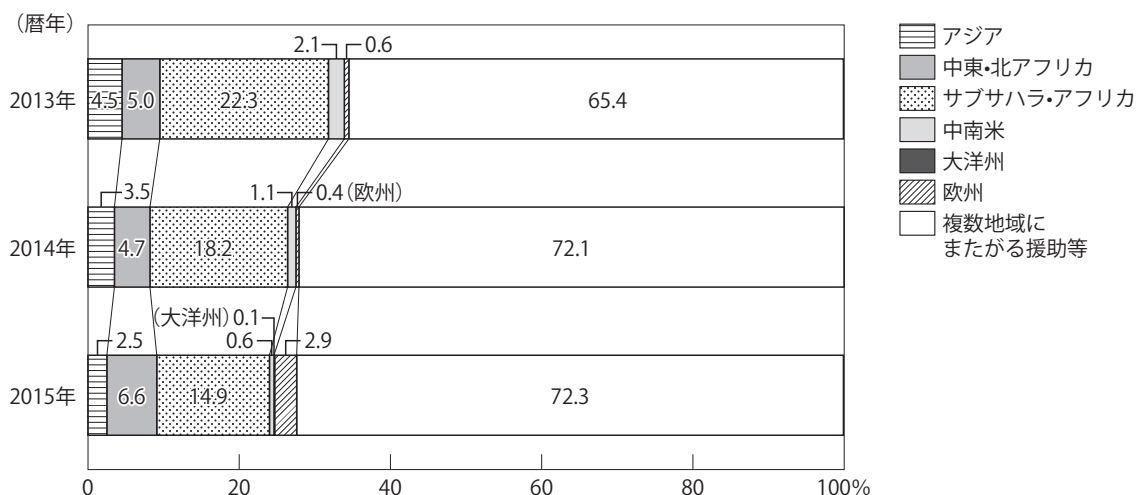
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アフガニスタン	79.95	2.2	1	エチオピア	89.95	2.2	1	エチオピア	80.48	1.9
2	エチオピア	76.65	2.1	2	バングラデシュ	70.22	1.7	2	アフガニスタン	55.44	1.3
3	バングラデシュ	72.01	2.0	3	南スーダン	54.80	1.4	3	バングラデシュ	46.60	1.1
4	モザンビーク	62.30	1.7	4	アフガニスタン	50.75	1.3	4	シリア	45.77	1.1
5	マリ	60.26	1.7	5	ルワンダ	50.66	1.3	5	南スーダン	42.08	1.0
6	南スーダン	55.21	1.5	6	モザンビーク	47.67	1.2	6	ルワンダ	40.83	1.0
7	ルワンダ	49.58	1.4	7	マリ	44.36	1.1	7	イラク	40.31	1.0
8	シリア	47.32	1.3	8	シリア	43.54	1.1	8	レバノン	37.85	0.9
9	ブルキナファソ	42.83	1.2	9	ベナン	42.58	1.1	9	マリ	37.47	0.9
10	ベナン	37.78	1.0	10	[パレスチナ自治区]	31.50	0.8	10	モザンビーク	35.08	0.8
10位の合計		583.89	16.0	10位の合計		526.03	13.1	10位の合計		461.91	11.1
二国間ODA合計		3,646.86	100.0	二国間ODA合計		4,027.13	100.0	二国間ODA合計		4,162.86	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

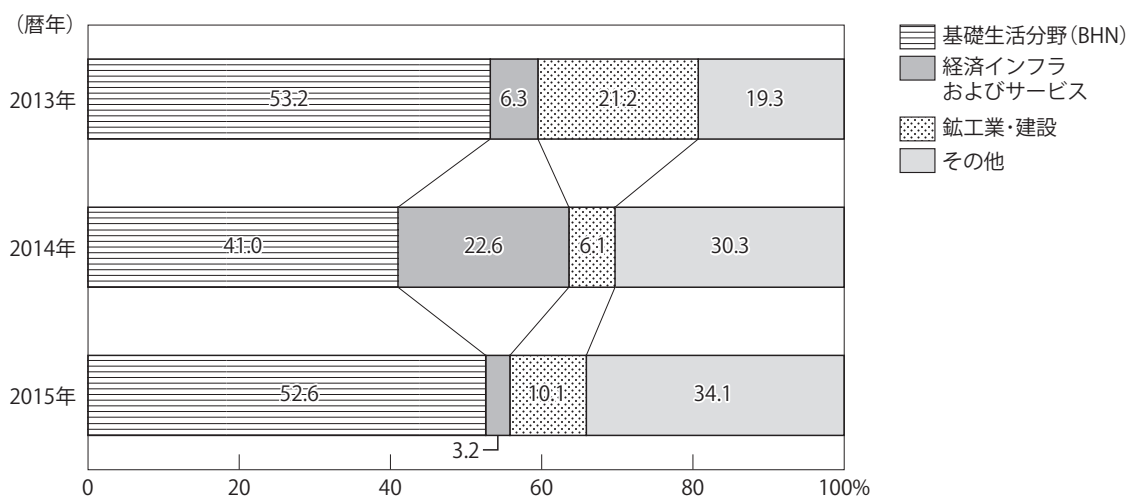
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

17 ニュージーランド (New Zealand)

援助政策等

1. 基本方針

ニュージーランド政府の開発援助は、「世界の貧困削減およびより安全且つ公平で豊かな社会構築に貢献するため、途上国における持続的開発を支援する」との理念の下、ニュージーランドの持つ優位性を最大限活用して、対象国の開発目標の実現に向けて取り組んでいる。基本方針はニュージーランド外務貿易省により定期的に見直されており、現在は「2015年～2019年ニュージーランド援助戦略計画」に基づいた支援が実施されている。

2. 援助規模

ODA予算は増加傾向にあり、2015/16年度のODA実績は約5億8,932万NZドル、2016/17年度のODA予算は約6億5,900万NZドル、2017/18年度の推定ODA予算は約6億6,000万NZドル(出典：財務省2016/17年度予算資料)。現在のODAの同国GNIに占める割合は約0.27%である。

3. 重点分野・地域

(1) 重点分野

12の分野(再生可能エネルギー、農業、情報コミュニケーション技術、経済ガバナンス、法と正義、保健、漁業、観光、貿易・労働の流動性、教育、災害対策、人道的対応)を重点分野として掲げており、その中でも、ニュージーランドが専門的知識を有し、持続的かつ包括的な開発支援が見込まれる再生可能エネルギーおよび農業を最重点分野としている。

(2) 重点地域

対象地域としては、歴史的および文化的に密接な関係を有する大洋州地域を優先地域として援助総額の約6割を当てている。その他の国では、近年援助を増加しているASEAN諸国を始めアジア、南米およびアフリカ等に対し、特定の分野や国に的を絞った援助を行っている。

また、2015/16および2017/18の2年度で約10億NZドルが大洋州諸国へ、約2億NZドルがASEAN諸国に使用される予定。

4. 日本との開発協力

2014年から2015年にかけて行なわれた日・ニュージーランド首脳会談では、両国の自然災害の経験を踏ま

え、アジア太平洋地域における地域枠組を通じて防災の強化のために協力し、自然災害に対して脆弱な太平洋島嶼国への支援で協力していくことが表明された。

実施体制

1. 実施機関

- (1) ニュージーランドでは、外務貿易省が政府の開発援助所掌機関と援助の実施機関を兼ねており、同省国際開発グループ(IDG: International Development Group)が援助政策の企画・立案から実施、評価にいたる業務を担っており、年次報告書を作成している。
- (2) IDGおよび在外公館の援助担当官は、外交官の他、企業経営者、講師、経済学者、漁業や農業関係者等様々な経歴を有する援助の専門家となっている。IDGは、5つの局(持続的経済開発局、開発戦略および評価局、パートナーシップ・人道および広域開発局、太平洋二国間開発局、地球規模問題局)から構成されており、ウェリントンに150名、在外公館に19名が所属している(2016年6月現在)。
- (3) 開発援助の実施に当たっては、他政府機関、地域・国際機関、NGO、民間セクター(観光、漁業および農業分野)等と協働してこれに当たっており、特に被援助国で活動しているニュージーランドNGOは、ODAを効果的に活用する上で重要な役割を担っている。

● ウェブサイト

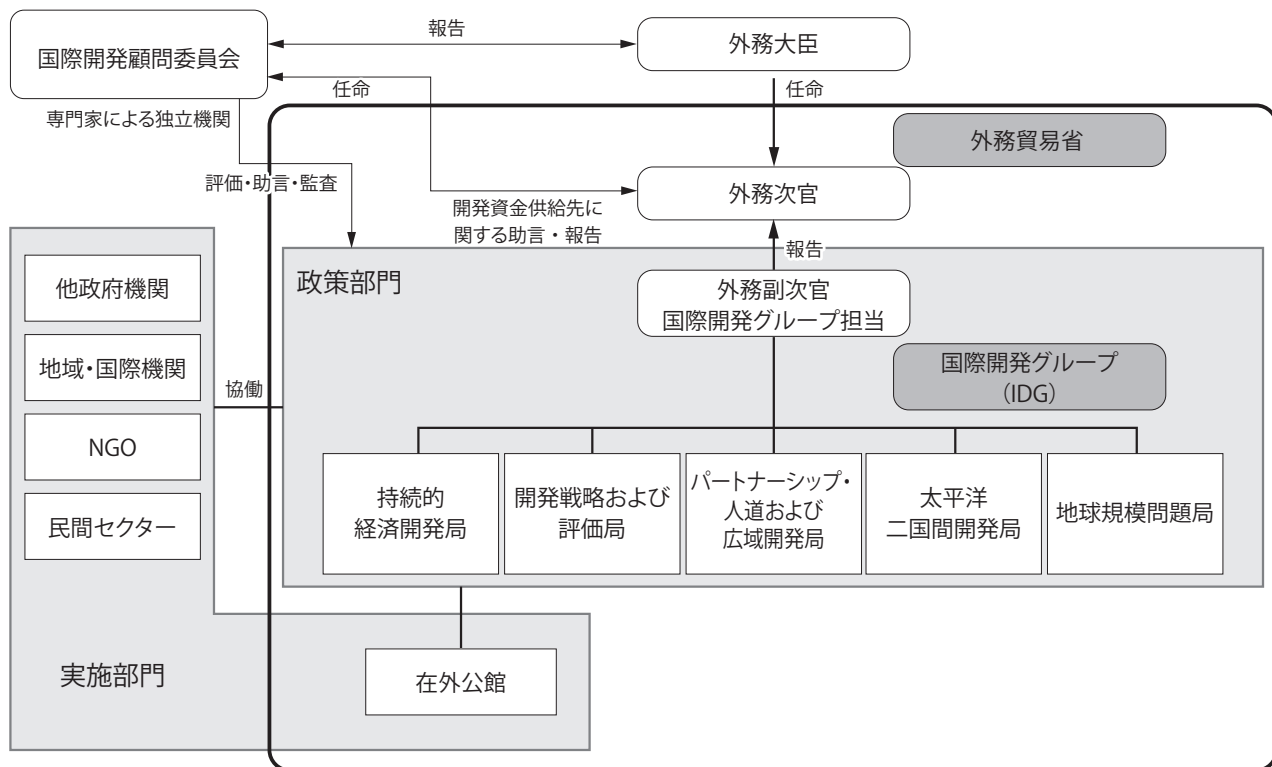
- ・New Zealand Foreign Affairs and Trade : <http://www.mfat.govt.nz/en/aid-and-development/>

● 資料

※いずれも上記ホームページからダウンロード可能

- ・「New Zealand Aid Programme Strategic Plan 2015-19」
- ・「New Zealand Aid Programme Investment Priorities 2015-19」
- ・「Development Effectiveness Action Plan 2014-16」

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

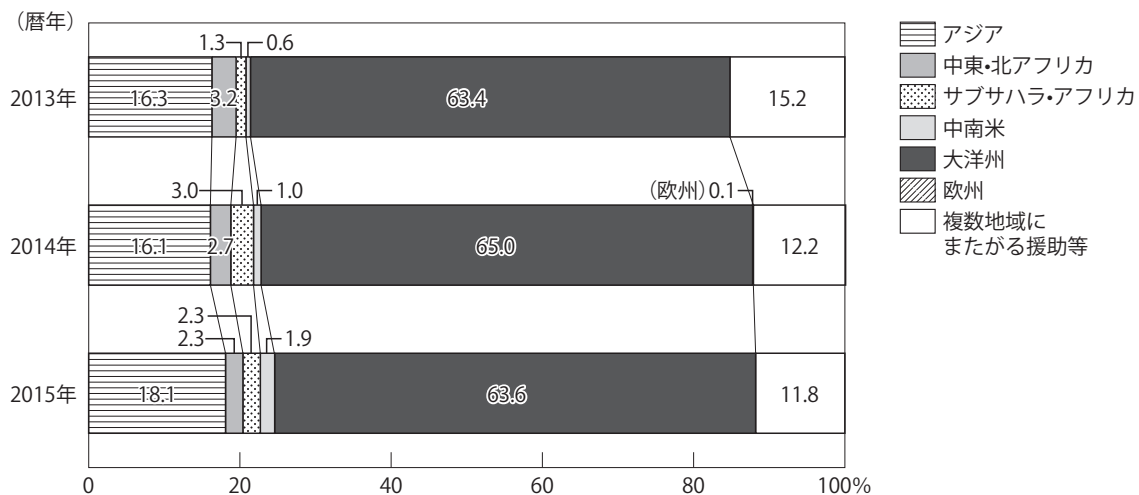
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ソロモン	33.86	9.7	1	ソロモン	26.84	6.6	1	バヌアツ	26.88	7.5
2	[トケラウ]	23.13	6.6	2	バヌアツ	25.27	6.2	2	ソロモン	20.28	5.7
3	サモア	22.04	6.3	3	パプアニューギニア	22.76	5.6	3	パプアニューギニア	19.64	5.5
4	パプアニューギニア	19.07	5.4	4	クック	21.52	5.3	4	ニウエ	16.72	4.7
5	バヌアツ	14.92	4.3	5	サモア	21.14	5.2	5	クック	16.01	4.5
6	トンガ	13.21	3.8	6	[トケラウ]	18.00	4.4	6	東ティモール	14.91	4.2
7	ニウエ	12.52	3.6	7	キリバス	15.89	3.9	7	ツバル	14.22	4.0
8	フィリピン	10.16	2.9	8	トンガ	15.27	3.7	8	トンガ	14.11	3.9
9	ベトナム	9.89	2.8	9	インドネシア	13.57	3.3	9	サモア	13.80	3.9
10	クック	9.69	2.8	10	東ティモール	10.80	2.6	10	キリバス	13.61	3.8
10位の合計		168.49	48.1	10位の合計		191.06	46.7	10位の合計		170.18	47.5
二国間ODA合計		350.54	100.0	二国間ODA合計		409.09	100.0	二国間ODA合計		358.06	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

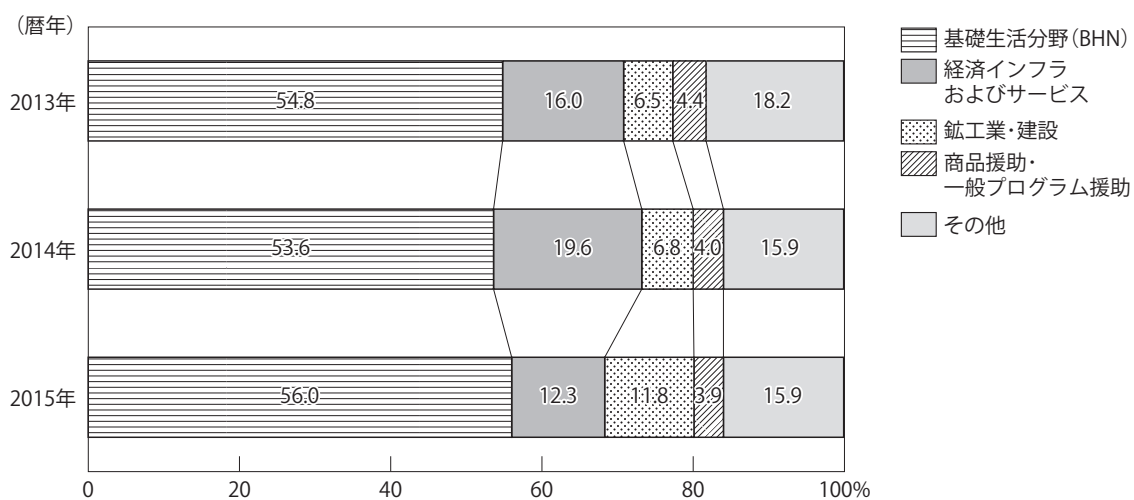
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

18 ノルウェー(Norway)

援助政策等

1. 基本方針

ノルウェーは開発援助を重要外交政策の一つと位置付け、①経済開発、②民主化、③人権、④良い統治（グッドガバナンス）、⑤貧困撲滅の促進を目的に掲げている。重点分野は教育、人道支援、公衆衛生、民間セクター支援、気候変動、人権。アンタイドかつ無償協力を基本とし、少なくとも2012年以降は毎年、すべての援助をアンタイドとしてOECDに報告している。2015年は二国間援助が77%、多国間援助が23%を占めた。パートナーとしては国連機関や赤十字、NGOを重視し、国際機関を通じた援助が総額の45%を占める。

2015/2016年度の白書では「開発のための平和と安全（Peace and Security for Development）」が重要だとし、開発政策、外交政策、司法政策、防衛政策を含む包括的かつ幅広いアプローチを採用する方針を打ち出した。ノルウェー外務省は各分野につき適宜、評価レポートと年次報告書を発刊している。

2. 援助規模

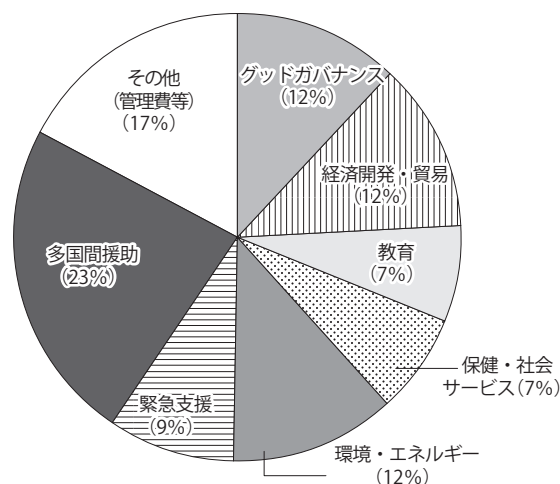
政府は従来、政府開発援助（ODA）額の対GNI比率1%達成を目標にODA予算を設定しており、2015年は総額344億9,710万クローネ（NOK）を支出。対GNI比は1.05%だった。2016年も対GNI比1%を維持する見通し。

3. 重点分野

分野別では持続可能な開発目標（SDGs）のうち特に教育、グッドガバナンスと人権、ジェンダー平等、エネルギー、保健を優先する計画を明らかにしている。また、石油生産国としての自国の経験を踏まえ、独自の援助方針として「開発のための石油（Oil for Development）イニシアティブ」を策定し、資源収入の適切な管理・運用システム構築のための支援を実施。天然資源を産出する開発途上国において当該国民への裨益（自国の貧困対策資金への充当等）を図るとともに、利益配分をめぐる対立の防止を目指している。この中で採取産業透明性イニシアティブ（EITI）^{（注1）}にも注力し、支援国であると同時に先進国唯一の実施国として積極的に活動している。

なお、ソールベルグ首相は国連SDGsアドボカシーグループの共同議長を務める。

2015年分野別援助比率（実績）



4. 重点地域

援助額の内訳を地域別に見ると、2015年はアフリカ地域が約15.7%（主要国はマラウイ、南スーダン、エチオピア、タンザニア、ウガンダなど）、中南米地域が約5.6%（主要国はブラジル、コロンビアなど）、アジア地域が約7.8%（主要国は、インド、パキスタン、中国、ベトナム、カンボジアなど）、中東地域が約7.0%（主要国・地域はパレスチナ自治区、シリア、レバノン、など）、地理的に限定されない援助（多国間援助を含む）が約61.8%となっている。

毎年特定の国・地域および脆弱国家を重点国・地域として重視する方針を取っており、2016年はソマリア、南スーダン、パレスチナ自治区、アフガニスタン、ハイチ、ミャンマー、マラウイ、ネパール、マリ、エチオピア、モザンビーク、タンザニアの12か国・地域が、重点国・地域となっている。国別ではブラジルへの支援額（12億6,770万NOK/2015年実績）が最も大きい、これは97%が熱帯雨林保護のためのアマゾン基金への拠出である。

注1:石油・ガス・鉱物資源等の開発にかかわるいわゆる採取産業から資源産出国政府への資金の流れの透明性を高めることを通じて、腐敗や紛争を予防し、もって成長と貧困削減につながる責任ある資源開発を推進するという多国間協力の枠組み。

実施体制

ノルウェーにおいては2013年10月の政権交替にともない、開発援助大臣が廃止され、援助政策は外務大臣の所管となった。引き続き外務省の外局であるノルウェー開発協力庁（NORAD）が中心となり援助を実施する。また、関連機関としてノルウェー開発途上国投資基金（NorFund）がある。

1. 外務省

国際機関を通じた援助および二国間援助は原則外務省（主に在外公館）で実施される。外務省は援助政策の立案、国別援助戦略の策定、援助の実施を担当する。対外援助は重要外交政策であることから、国会が政策・予算の策定に大きく関与している。主要援助受取国の選定を含む援助政策は外務大臣と国会の協議を経て決定される。

2. NORAD・NorFund

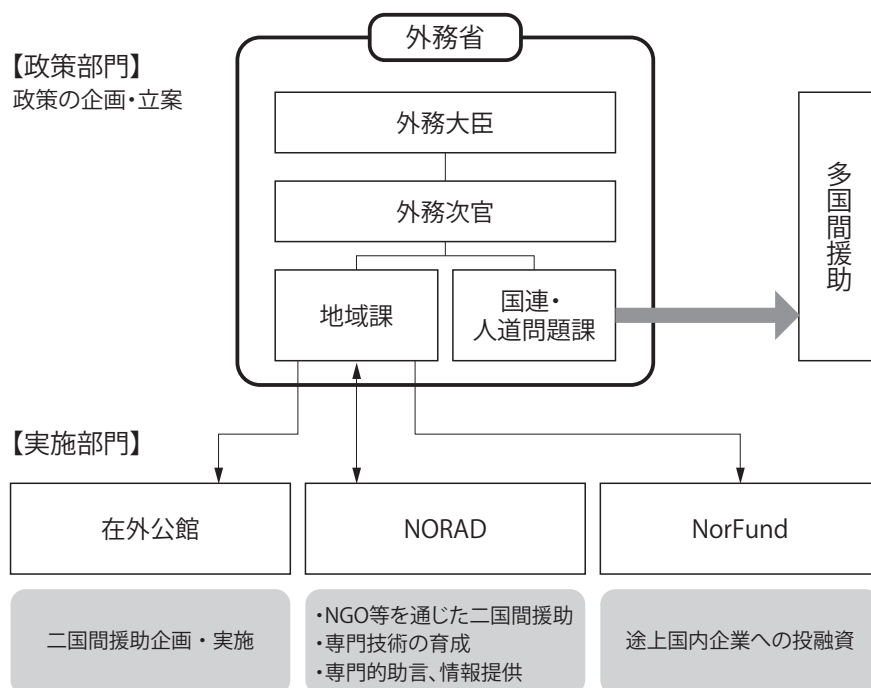
NORADは援助政策の重要なパートナーであるNGOに加え、国際機関や研究機関、途上国で活動するノル

ウェー企業を通じた資金支援という形で援助の一部（2015年は援助総額の約13%）を実施している。また、援助の効率的実施に向けた専門的助言および情報提供、実施状況のモニタリングならびに評価を担当する。一方、NorFundは途上国の貧困削減と持続可能な産業への貢献を目的として、途上国における高収益かつ持続性のある事業に投融資および融資保証を実施している。2015年には、新たに23億9,500万NOKを投資し、同年末時点の投資確約金額は151億2,700万NOKとなっている。新規投資の内訳を見ると、金融機関への投資が約14億8,500万NOK（62%）と、大部分を占める。

● ウェブサイト

- ・ノルウェー外務省（開発援助関連ページ）：
http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/selected-topics/development_cooperation.html?id=1159
- ・Norad：
<http://www.norad.no/no/om-bistand/norsk-bistand-i-tall>
- ・NorFund：<http://www.norfund.no>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位 10 か国

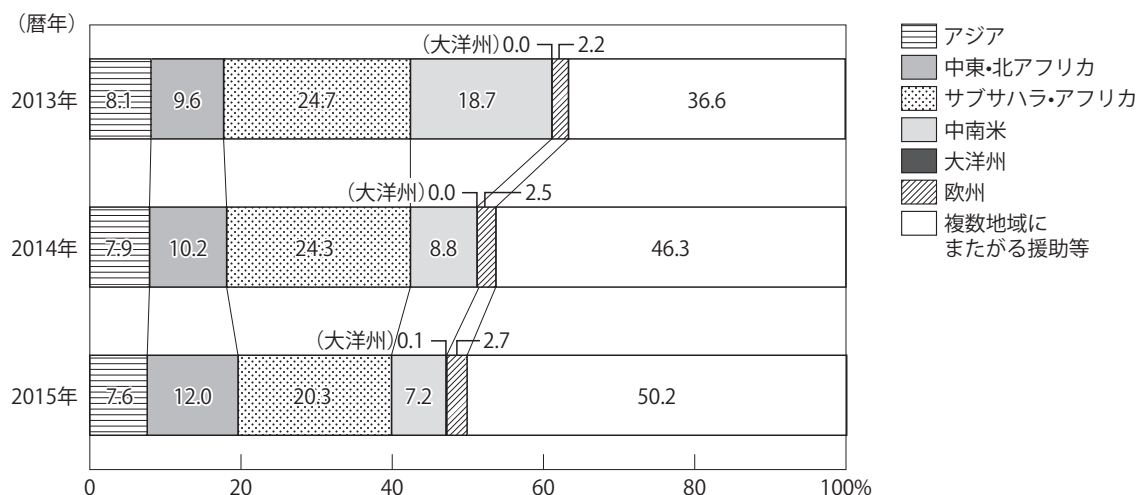
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ブラジル	678.60	15.7	1	ブラジル	140.05	3.6	1	ブラジル	157.20	4.8
2	アフガニスタン	126.64	2.9	2	アフガニスタン	120.24	3.1	2	アフガニスタン	85.71	2.6
3	[パレスチナ自治区]	107.49	2.5	3	[パレスチナ自治区]	117.54	3.0	3	[パレスチナ自治区]	78.17	2.4
4	マラウイ	107.36	2.5	4	南スーダン	94.97	2.4	4	マラウイ	73.26	2.2
5	タンザニア	99.45	2.3	5	ガイアナ	92.32	2.4	5	シリア	64.04	1.9
6	南スーダン	91.12	2.1	6	マラウイ	84.41	2.2	6	ネパール	61.03	1.8
7	ウガンダ	69.97	1.6	7	タンザニア	71.81	1.8	7	南スーダン	58.58	1.8
8	シリア	68.84	1.6	8	ウガンダ	65.07	1.7	8	エチオピア	48.34	1.5
9	ソマリア	63.05	1.5	9	ソマリア	63.29	1.6	9	タンザニア	47.68	1.4
10	エチオピア	61.07	1.4	10	エチオピア	60.06	1.5	10	ウガンダ	44.60	1.3
10位の合計		1,473.59	34.1	10位の合計		909.76	23.4	10位の合計		718.61	21.7
二国間ODA合計		4,315.82	100.0	二国間ODA合計		3,889.01	100.0	二国間ODA合計		3,306.79	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

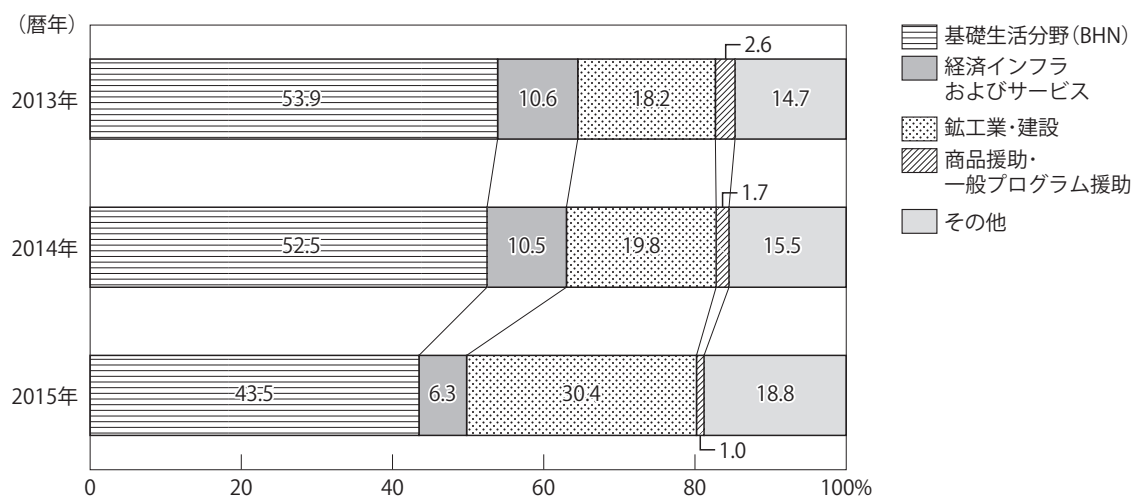
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

19 ポーランド (Poland)

援助政策等

1. 外交政策と政府開発援助政策の関係

ポーランドにとって開発援助とは、近隣国および一部の遠隔地域に関与していくための外交政策の重要な要素である。また、開発援助の第一目的は「開発途上国の持続的発展を可能にする環境整備をするとともに、国際関係および国際協力の観点から、ポーランドの責任ある、信頼できる、そして国際社会に注目される国としての地位を強化させることにある」としている。

2013年10月には、第28番目のDAC加盟国となり、開発援助がしっかりと法的基盤の上で機能していることを内外に示した。

2. 基本法・基本方針(短期および中長期)

ポーランド政府は、開発援助の効率化を目的として2012年1月1日に施行された開発協力法 (Development Cooperation Act) に基づき、最初の多年度計画 (Multiannual Development Cooperation Programme) を策定して援助を開始した。計画期間は2012～2015年の4年間で、民主主義および人権 (democracy and human rights) と政治・経済体制の移行支援 (political and economic transformation) が横断的テーマとなっている。

多年度計画はポーランドの開発政策の目標を示すとともに、対象とする地域・分野を特定している。また、OECDガイドラインに沿った形での資源有効活用を可能にしており、外務省の単年度計画の基礎ともなっている。対象国・地域における情勢の変化やEU内での変更・見直しの結果を踏まえて4年に1度の頻度で状況確認 (Review) が行われる。変更を行う場合は閣議での承認が必要となる。

3. 援助規模等

ポーランドの開発援助は、多国間援助および二国間援

助に大別され、以下のように整理される。

(1) 多国間援助

EU (の予算への貢献) を通じた支援、欧州開発基金 (European Development Fund) を通じた支援、国連をはじめとする国際機関等を通じた支援

(2) 二国間援助

外務省が少額無償援助を中心に行っている支援、外務省以外の政府機関が行っている支援および外務省が外部のパートナーを通じて行っている支援

(3) 予算規模

援助政策の中心的存在は外務省であるが、予算面で見られるとおり、ポーランドの援助の大部分は多国間の枠組みを通じて行われている。たとえば、2014年の全実績額の約82% (約12億ズロチ〈約396億円〉) を多国間援助が占め、残りの18%の二国間援助額 (約2億5,900万ズロチ〈約85億4,700万円〉) を大きく上回っている。なお、多国間援助の大半は、EU基金約9億ズロチ (約297億円) となっている。2014年における開発援助の対GNI比は0.09%であった。

4. 重点地域

多年度計画に基づき援助の優先対象国を規定しており、以下の二つのグループに分類される。

・東方パートナーシップ諸国

アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ジョージア、モルドバ、ウクライナ

・貧困レベルの高い国々

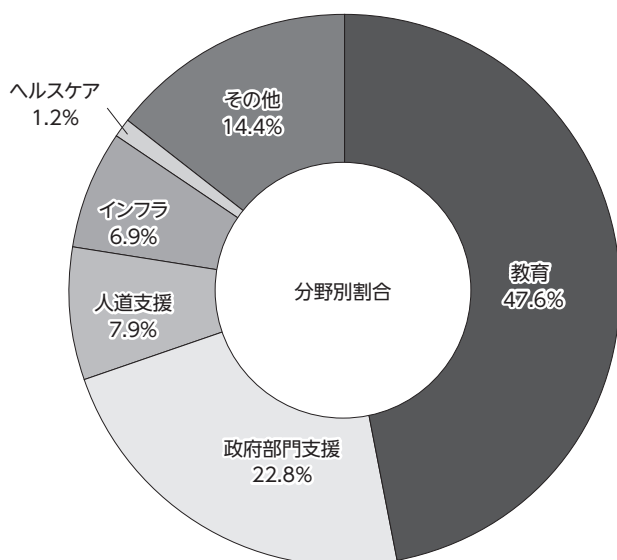
アフガニスタン、リビア、チュニジア、ブルンジ、エチオピア、ケニア、ルワンダ、ソマリア、南スーダン、タンザニア、ウガンダ、パレスチナ自治区、キルギス、タジキスタン

2014年の外務省関連の援助実施予算金額のうち59%が東方パートナーシップ諸国向けとなっている。

5. 重点分野

(2014年二国間援助、ただし債務救済と貸付は除く)

(2014年二国間援助、ただし債務救済と貸付は除く)



6. 日本との開発協力

被援助国からドナー国となったヴィシェグラード4か国（V4：チェコ、ポーランド、スロバキアおよびハンガリー）から、日本の国際協力における経験を学びたいとの要望があり、2013年11月に開催された第5回「V4＋日本」外相会合で、「V4＋日本」共同プロジェクトを実施することが合意された。具体的には、①セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロの中小企業支援分野（2014年10月）、②モルドバの医療分野（2015年12月）、③セルビアのエネルギー関連分野（2016年10月）支援に関するワークショップが開催され、各国専門家と知見が共有された。

実施体制

1. 二国間援助

外務省のほか、他省庁の予算でも実施される。外務省の予算による事業は、NGO、他省庁、地方自治体、大学や研究機関に実施が委託される。大使館が小規模無償で実施する事業もある。

2. 多国間援助

外務省と財務省により、主としてEU、国連、OECDへの分担金や任意の資金拠出を通じて、貧困の根絶、体制移行支援、人権・民主化支援、伝染病撲滅、医療の改善、教育へのアクセス拡大、途上国への人道支援に貢献している。

2012年に施行された開発協力法に基づき、諮問機関である開発協力政策評議会（Development Cooperation Policy Council）が設置された。同評議会は、議会、企業、NGO、学術・研究機関、主要省庁の代表21名で構成され、開発協力の優先地域・分野についての提案、単年度・多年度の計画の評価、政府の年次報告の評価等を行う。なお、外務省の開発協力担当次官が開発協力のナショナル・コーディネーターであり、また開発協力政策評議会の議長も務める。

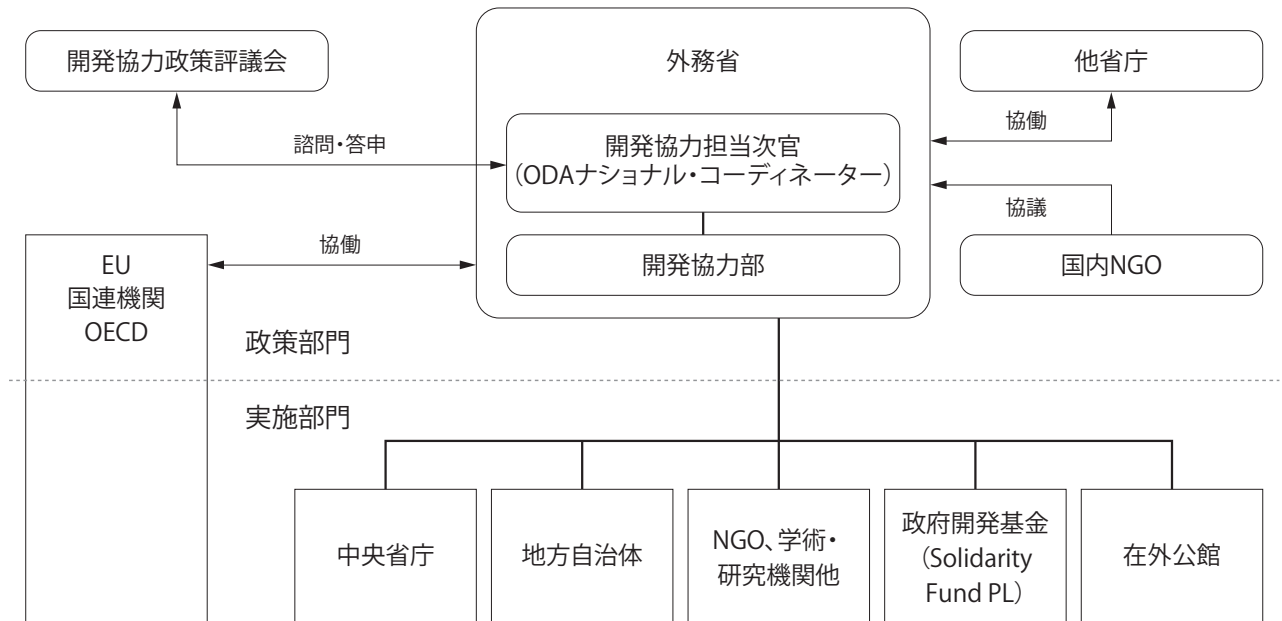
3. NGOとの関係

外務省は海外における現場での援助実施を展開しているNGOと協働しており、年次会合であるDevelopment Cooperation Forumをはじめとする意見交換の場を設置している。

● ウェブサイト

・ポーランド外務省：<http://www.msz.gov.pl/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位 10 か国

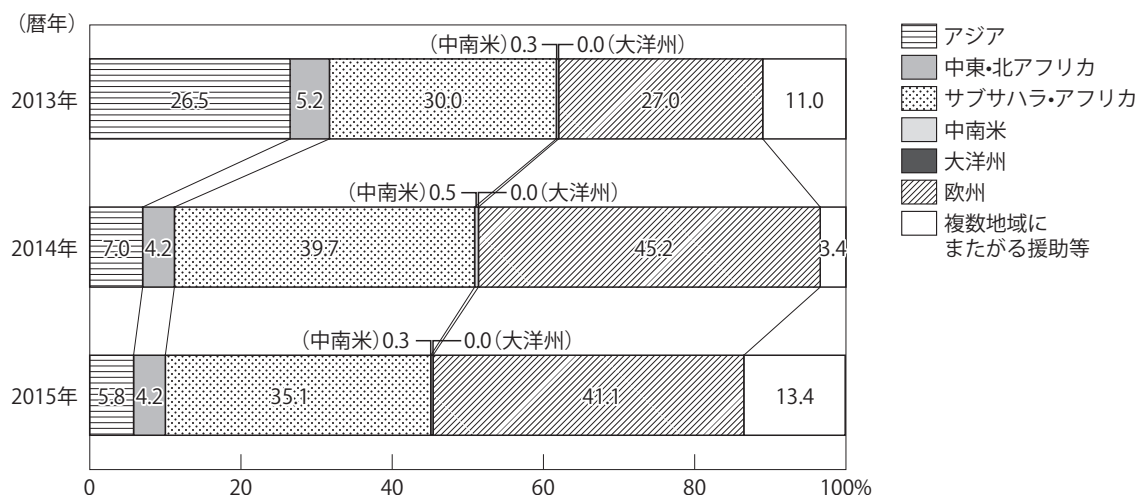
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アンゴラ	40.44	31.8	1	エチオピア	23.48	28.5	1	ウクライナ	28.85	28.8
2	ベラルーシ	21.12	16.6	2	ウクライナ	21.95	26.7	2	エチオピア	27.29	27.2
3	ウクライナ	14.97	11.8	3	ベラルーシ	20.02	24.3	3	ベラルーシ	18.77	18.7
4	中国	13.85	10.9	4	アンゴラ	14.45	17.6	4	アンゴラ	13.84	13.8
5	ベトナム	4.30	3.4	5	モルドバ	3.18	3.9	5	シリア	2.97	3.0
6	ジョージア	3.45	2.7	6	ジョージア	2.54	3.1	6	モルドバ	2.46	2.5
7	アフガニスタン	3.43	2.7	7	シリア	1.34	1.6	7	ジョージア	1.99	2.0
8	シリア	2.52	2.0	8	アフガニスタン	1.29	1.6	8	カザフスタン	1.08	1.1
9	モルドバ	2.25	1.8	9	カザフスタン	1.22	1.5	9	[パレスチナ自治区]	1.03	1.0
10	カザフスタン	1.42	1.1	10	ケニア	1.12	1.4	10	カンボジア	0.99	1.0
10位の合計		107.75	84.8	10位の合計		90.59	110.1	10位の合計		99.27	99.1
二国間ODA合計		127.11	100.0	二国間ODA合計		82.28	100.0	二国間ODA合計		100.19	100.0

- *1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。
 *3 2014年の二国間のODAの合計金額が、10位までの被援助国に対する合計金額より少なくなっているのは、10位以下の被援助国への供与額の合計が、貸付などの回収額の合計を下回り、マイナスとなったことに拠る。

(2) 地域別割合の推移

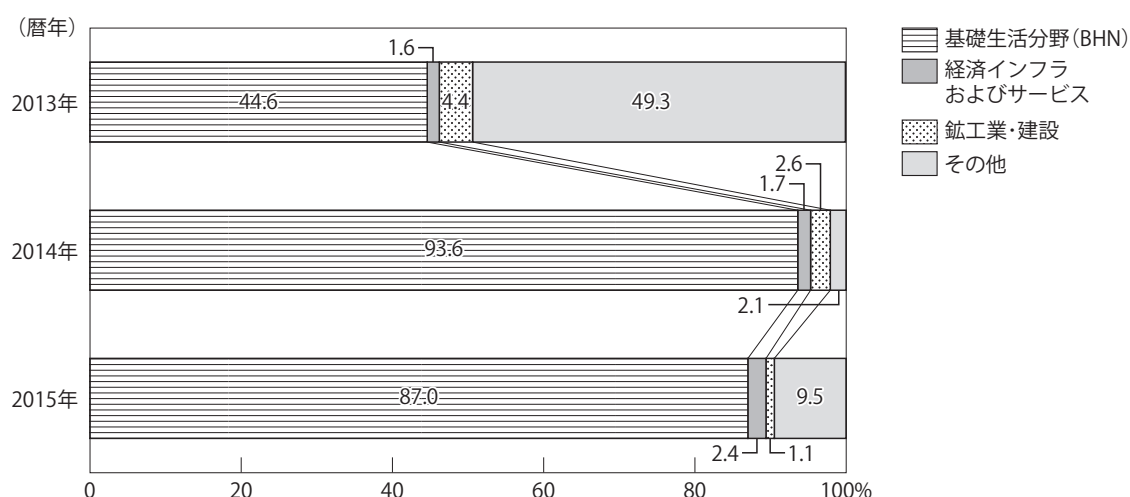
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

20 ポルトガル(Portugal)

援助政策等

1. 基本政策

ポルトガルのODAは、外交政策における重要なツールの一つとしてとらえられている。特にポルトガル語を公用語とする諸国を重視している。2014年にはポルトガル開発協力のための戦略的コンセプト2014-2020 (Conceito Estratégico da Cooperação Portuguesa 2014-2020) が策定され、開発協力を外交政策の重要な柱と位置づけつつ、受益国の利益を踏まえながらも、ポルトガルの国益に資すべきものとした。また、同戦略的コンセプトにおいて、①二国間協力および国際的取組への参加による持続可能な開発の支援、②教育および能力の開発の支援、③緊急・人道支援をポルトガルODAの柱として掲げている。

2. 援助規模

2015年のODA実績は約2億7,500万ユーロ（前年3億2,400万ユーロ）で、多国間援助が53%（1億4,600万ユーロ）、二国間援助が47%（1億2,900万ユーロ）を占める。援助の種別では、13%が借款、87%が贈与となっている。実績規模はDAC加盟28か国（欧州連合を除く）中23位、シェアは0.24%。2011年の欧州債務危機に際し、IMFをはじめとするトロイカからの融資を受けることとなったポルトガルは大幅な歳出削減に取り組んでおり、ODA予算も削減の対象となり、この傾向は当面続くことが予想されている。

3. 重点分野・地域

(1) 重点分野

重点援助分野は、被援助国の重点政策とポルトガルの支援の強みを生かせる分野を勘案して決定されており、教育（言語教育含む）、人材育成を中心とするガバナンス支援、インフラ整備、公衆衛生等となっている。

(2) 重点地域

二国間援助対象地域は、歴史的つながりの深いポルトガル語圏アフリカ諸国5か国（PALOP：カーボヴェルデ、モザンビーク、サントメ・プリンシペ、ギニア

ビサウ、アンゴラ）および東ティモールで、総援助額（支出純額ベース）の約69%を占めている。このうち、カーボヴェルデ（34%）、サントメ・プリンシペ（17%）、モザンビーク（12%）が援助対象上位3か国となっている。

多国間援助については、2009年に採択された多国間援助戦略に基づき、国連、欧州連合（EU）、地域開発銀行を通じて行い、二国間援助対象地域外にも力を注いでいる。

実施体制

1. カモンイス協力言語院

カモンイス協力言語院^(注1)はポルトガル外務省の監督下に置かれており、行政自治権を持つ機関である。カモンイス協力言語院は、ポルトガルの開発援助政策の総合的調整機関として機能しており、各省庁をはじめ民間セクター、NGO等と連携・調整の上でポルトガルの開発援助政策を策定している。主な役割は、自らの開発援助予算の管理に加え、開発援助活動の指導・調整・データ収集を行うことであり、ポルトガル外交政策の戦略的方针に従い開発援助活動を行っている。職員数は146人（2015年）であり、活動計画書および年次報告書等の提出が義務付けられている（後述のウェブサイトに掲載）。

2. カモンイス協力言語院と各アクターとの関係

(1) 各省庁：省庁間委員会（CIC）

外務・国際協力担当副大臣が委員長を務め、開発援助プログラムを実施している10の省庁の国際関係局責任者および首相補佐官ほかで構成されている。2年ごとに総会が開催されるほか、委員長もしくはメンバーの3分の1の要請がある場合には特別会合も開催される。CICは、各種開発援助プログラムの調整および諮問機能的役割を担っており、委員会メンバーは各省庁に開発政策の指針伝達、および省庁レベルでの協力調整を行う。

(2) 民間セクター

ポルトガルODAにおいて民間セクターは重要なパートナーとなっており、被援助国の民間セクターとの共

注1:2012年末、当国の政府開発援助（ODA）を担っていたポルトガル開発援助庁（IPAD）は統合され、新たにカモンイス協力言語院が設置された（IPADの権限は同機関へ移譲）。

同作業や民間ならではの機動性を生かした現場に根ざしたODAを行うために重要な役割を果たしている。2008年には政府が60%を出資し、SOFID (Sociedade para o Financiamento do Desenvolvimento, Instituição Financeira de Crédito, S.A.) と呼ばれる政府系開発支援銀行を設立し、被援助国の民間セクターの持続可能な開発への支援を行っている。

(3) NGO

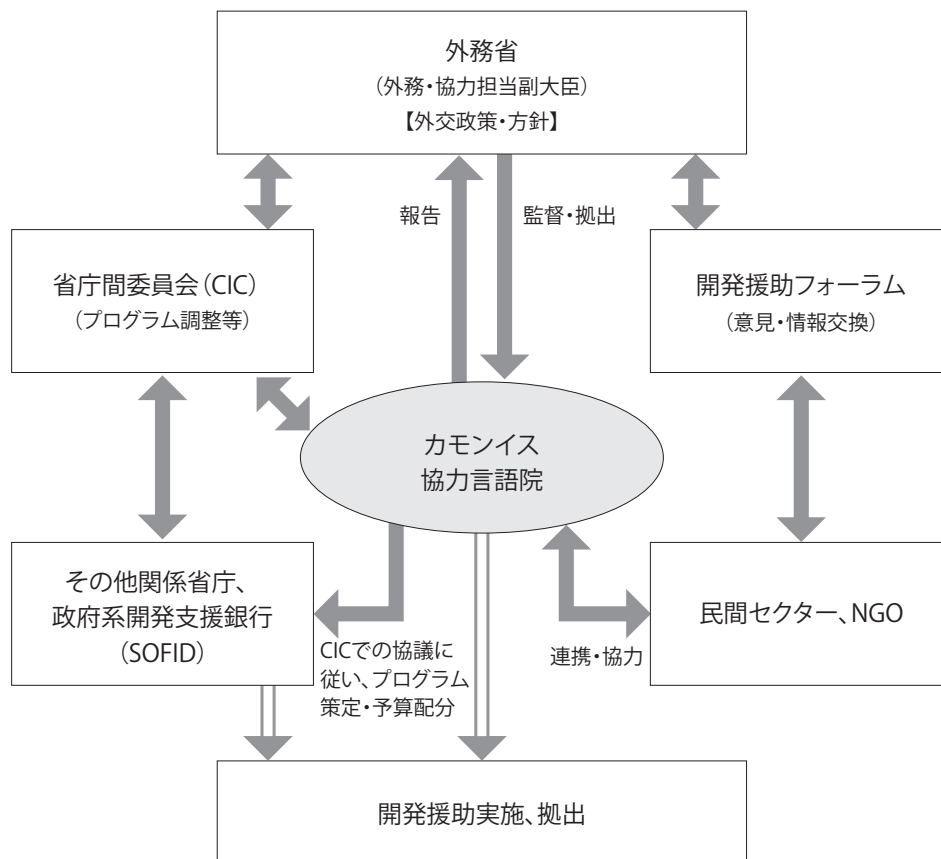
カモンイス協力言語院には開発予算の中にNGOに関する特別予算が組まれるなど、NGOは伝統的に重要なパートナーと位置づけられている。また、カモン

イス協力言語院が事務局機能を担い、外務・協力担当副大臣が長をつとめる「開発援助フォーラム」が定期的に開催されており、政府とNGOや大学との間で開発援助政策に関する意見交換、情報交換を行っている。このフォーラムは開発問題に関する諮問機関としての役割も果たしている。

● ウェブサイト

- ・カモンイス協力言語院のHPアドレス：
<http://www.instituto-camoes.pt/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

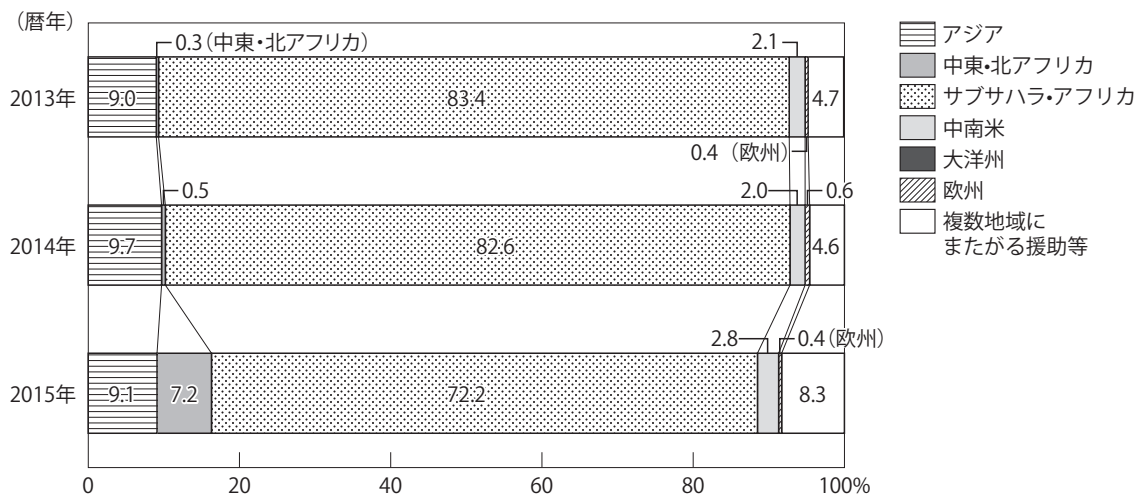
順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	カーボヴェルデ	159.13	52.6	1	カーボヴェルデ	137.39	55.7	1	カーボヴェルデ	49.85	34.1
2	モザンビーク	66.93	22.1	2	モザンビーク	53.41	21.7	2	サントメ・プリンシペ	24.86	17.0
3	東ティモール	17.33	5.7	3	東ティモール	17.68	7.2	3	モザンビーク	18.97	13.0
4	サントメ・プリンシペ	17.21	5.7	4	サントメ・プリンシペ	13.21	5.4	4	ギニアビサウ	13.86	9.5
5	中国	12.63	4.2	5	ギニアビサウ	11.16	4.5	5	東ティモール	12.97	8.9
6	ギニアビサウ	8.04	2.7	6	中国	9.80	4.0	6	モロッコ	10.99	7.5
7	ブラジル	4.73	1.6	7	ブラジル	3.69	1.5	7	中国	4.02	2.8
8	南アフリカ	1.46	0.5	8	南アフリカ	1.62	0.7	8	ブラジル	3.08	2.1
9	ルワンダ	0.82	0.3	9	モロッコ	0.49	0.2	9	南アフリカ	1.26	0.9
10	シリア	0.41	0.1	10	セルビア	0.45	0.2	10	シリア	0.70	0.5
10位の合計		288.69	95.3	10位の合計		248.90	101.0	10位の合計		140.56	96.3
二国間ODA合計		302.80	100.0	二国間ODA合計		246.44	100.0	二国間ODA合計		146.00	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*2 2014年の二国間のODAの合計金額が、10位までの被援助国に対する合計金額より少なくなっているのは、10位以下の被援助国への供与額の合計が、貸付などの回収額の合計を下回り、マイナスとなったことに拠る。

(2) 地域別割合の推移

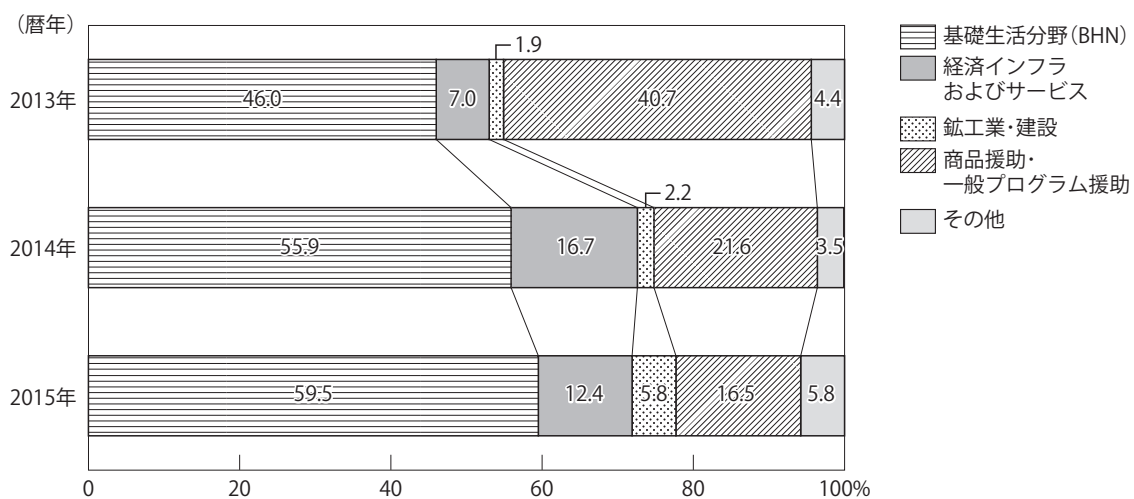
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

21 韓国 (Republic of Korea)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

2010年にDACに加盟した韓国は、同年1月、韓国の開発援助の目的、定義、基本精神、原則、国際開発協力委員会を中心とする実施体制等について定めた「国際開発協力基本法（以下、基本法）」を制定し、法的基盤を整えた（同年7月に施行）。

同年10月、国際開発協力委員会において、韓国の開発援助の政策的基盤となる「国際開発協力先進化方案（以下、先進化方案）」が決定された。先進化方案を具体化するための中期戦略「分野別国際開発協力基本計画（2011～2015）（以下、基本計画）」、年次計画「国際開発協力総合施行計画（以下、施行計画）」も、それぞれ国際開発協力委員会において決定されている。2015年には、第2次国際開発協力基本計画（2016～2020）が同委員会において決定された。

2013年2月に発足した朴槿恵（パク・クネ）政権も、ODAを重視し、同年5月に発表された「朴槿恵政府140の国政課題」は、課題の一つとして、「ODAの持続的拡大および模範的・総合的開発協力の推進^{（注1）}」を掲げている。

2. 援助規模

2015年のODA予算総額は、約19.1億ドルであった（前年比約2.9%増、2013年は約18.6億ドル）。うち二国間援助は約14.6億ドル（無償資金協力^{（注2）}：約8.9億ドル、有償資金協力：約5.6億ドル）、国際機関を通じた援助が約4.5億ドルであった（いずれもDAC統計暫定値）。

2015年のODA実績の対GNI比は、0.14%であった（DAC統計暫定値）。

3. 重点分野・地域

基本計画は、有償資金協力について、グリーン成長、経済インフラ（交通、エネルギー、農業）、社会インフラ（教育、保健、ガバナンス）を重点分野としている。

無償資金協力については、5大重点分野として教育、保健、公共行政、農林水産、産業エネルギーを挙げている。2014年は、交通・物流（16.0%）、教育（15.4%）、水資源・衛生（10.5%）、保健（10.3%）、エネルギー（6.8%）、公共行政・市民社会（6.3%）の順で二国間援助予算が配分された。

先進化方案は、二国間援助予算の地域配分をアジア（55%）、アフリカ（20%）、中南米（10%）、中東・CIS（10%）、オセアニア等（5%）とする旨を定めている。また、26か国の重点協力国^{（注3）}に対しては、二国間援助予算の70%を配分するとしている。2014年は、二国間援助予算の45.1%がアジア、23.9%がアフリカ、7.8%が中南米地域に配分された。

4. 日本との開発協力

2016年4月、韓国において第16回日韓開発政策対話が開催された。同対話において両国は、それぞれの開発協力政策や、持続可能な開発のための2030アジェンダ、効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ（GPEDC）、世界人道サミット、インフラ開発、国際保健、自然災害対策など、様々な開発課題に対する両国の取組につき意見交換を行った。両国は、同じアジアにおける2か国だけのDACメンバーとして、開発課題の解決に向けて引き続き二国間および国際場で協力していくことを確認した。

実施体制

1. 総括および調整機関

（1）国際開発協力委員会

国際開発協力に関する政策を総合的・体系的に推進するため、基本計画や施行計画を含む主要事項に関する審議・調整を行う。国務総理を委員長とし、外交部長官、企画財政部長官、国務調整室長、大統領令で定める中央行政機関および関係機関・団体の長、有識者など最大25名で構成される（以上、基本法第7条）。

注1：具体的な推進計画は、①ODAの対GNI比を国際社会の水準に合わせ持続的に拡大、②「第2次国際開発協力基本計画（2016～2020）」の策定、③ODAの統合推進および協業体系の強化、④重点協力国の調整および国家協力戦略の策定・改善、⑤発展経験の活用等を通じた被支援国における開発効果の向上、⑥開発協力に関するグローバルな人材の養成を通じた海外進出支援、⑦官民の意思疎通の活性化である。

注2：韓国では、無償資金協力に技術協力も含まれる。

注3：アジア11か国（ベトナム、インドネシア、カンボジア、フィリピン、バングラデシュ、モンゴル、ラオス、スリランカ、ネパール、パキスタン、東ティモール）、アフリカ8か国（ガーナ、コンゴ民主共和国、ナイジェリア、エチオピア、モザンビーク、カメルーン、ルワンダ、ウガンダ）、中東・CIS2か国（ウズベキスタン、アゼルバイジャン）、中南米4か国（コロンビア、ペルー、ボリビア、パラグアイ）、オセアニア1か国（ソロモン諸島）

不定期に開催される（2014年は3回開催）。2014年3月には初のODA白書を発刊した。

(2) 国務調整室開発協力政策官室

国際開発協力委員会の事務局としての役割を果たすとともに、国際開発協力委員会の決定等に従い、ODA統合戦略の樹立および履行状況の点検、国際開発協力関連関係機関協議体の運営、国際開発協力の事業評価等を行う。

2. 所掌政府機関

(1) 外交部

無償資金協力を所掌。無償資金協力分野の基本計画および施行計画の作成、履行状況の点検、実施機関（韓国国際協力団）との調整等を行う。

(2) 企画財政部

有償資金協力を所掌。有償資金協力分野の基本計画および施行計画の作成や履行状況の点検を行うとともに、実施機関（対外経済協力基金）と協力しながら事業の発掘および評価等を行う。

3. 実施機関

(1) 韓国国際協力団（KOICA）

外交部傘下であり、無償資金協力の実施機関^{注4}。

職員数は343名（2016年5月時点）。海外44か国に在外事務所を有する。2016年予算は、6,288億ウォン（うち6,069億ウォンは政府からの支援）。

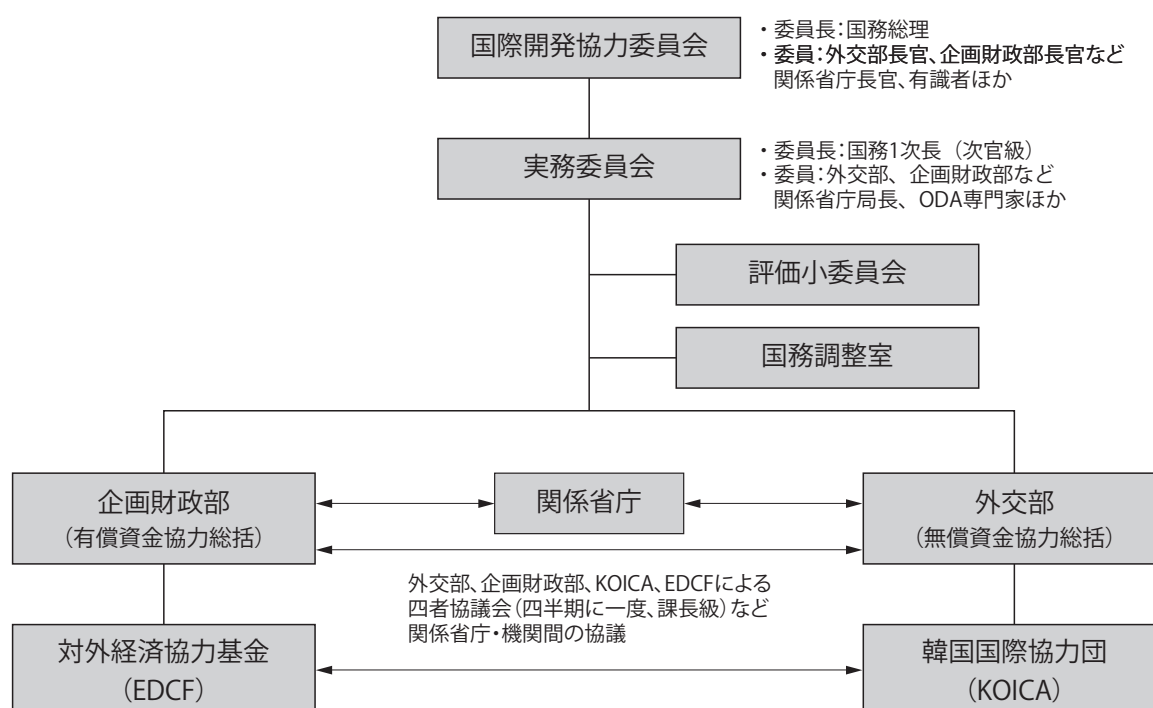
(2) 対外経済協力基金（EDCF）

韓国輸出入銀行内に設置された政策基金であり、有償資金協力を実施している。海外16か所に韓国輸出入銀行の在外事務所が設立されている。2015年は1兆4,237億ウォンの新規事業を承認した。1987年設立以降2016年6月末までに53か国、357の事業に対し13兆5,111億ウォンの承認を行い、累計執行額は6兆76億ウォンである。

● ウェブサイト

- ・韓国のODA政策総合サイト：
<http://www.odakorea.go.kr/ez.main.ODAEngMain.do>
- ・韓国国際協力団（KOICA）：
<http://www.koica.go.kr/>
- ・対外経済協力基金（EDCF）：
<http://www.edcfkorea.go.kr/edcfeng/index.jsp>
- ・韓国外交部による開発協力に関するサイト：
<http://www.devco.go.kr>

援助実施体制図



注4：ただし、約30の政府機関および地方自治体も一部の無償資金協力事業を実施している。

(1) 政府開発援助上位 10 か国

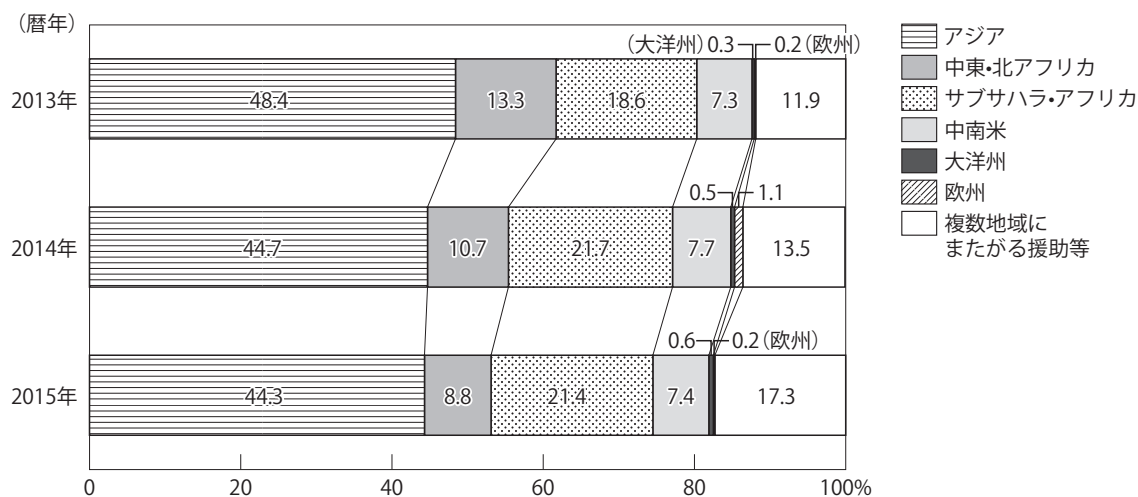
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ベトナム	234.56	17.9	1	ベトナム	178.84	12.8	1	ベトナム	217.16	14.2
2	アフガニスタン	122.41	9.3	2	タンザニア	79.84	5.7	2	ラオス	87.63	5.7
3	カンボジア	60.54	4.6	3	カンボジア	68.62	4.9	3	タンザニア	71.29	4.7
4	モザンビーク	57.08	4.4	4	バングラデシュ	68.06	4.9	4	カンボジア	65.85	4.3
5	タンザニア	56.87	4.3	5	アフガニスタン	64.36	4.6	5	アフガニスタン	54.60	3.6
6	スリランカ	44.93	3.4	6	フィリピン	60.93	4.4	6	バングラデシュ	52.16	3.4
7	バングラデシュ	44.71	3.4	7	モザンビーク	56.51	4.0	7	エチオピア	46.02	3.0
8	フィリピン	42.74	3.3	8	スリランカ	44.78	3.2	8	フィリピン	44.04	2.9
9	パキスタン	35.85	2.7	9	エチオピア	42.91	3.1	9	モザンビーク	42.29	2.8
10	インドネシア	31.50	2.4	10	ヨルダン	40.16	2.9	10	ガーナ	39.84	2.6
10位の合計		731.19	55.8	10位の合計		705.01	50.5	10位の合計		720.88	47.1
二国間ODA合計		1,309.58	100.0	二国間ODA合計		1,395.77	100.0	二国間ODA合計		1,531.00	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

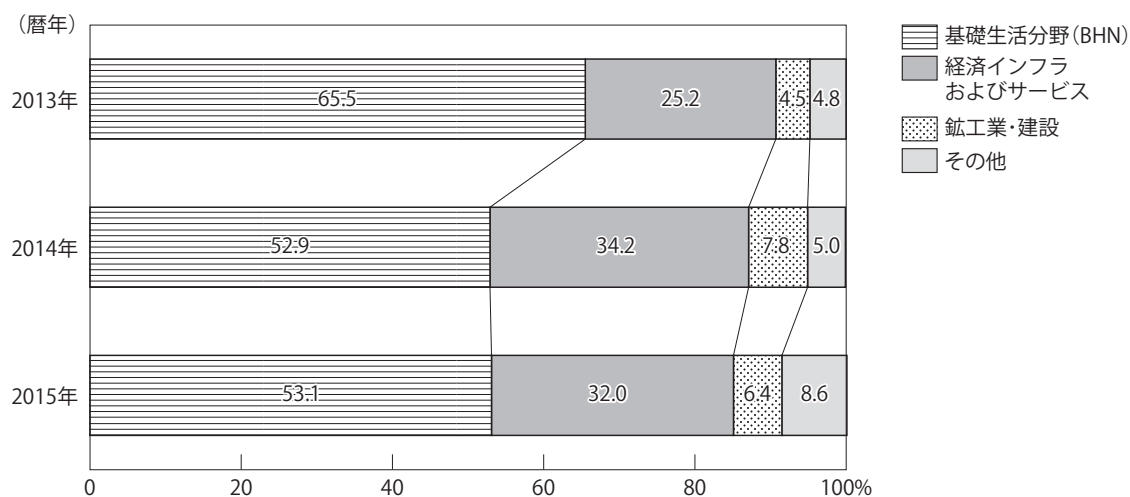
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

22 スロバキア (Slovakia)

援助政策等

1. 基本方針等

開発援助は外交政策の不可欠な一部であり、スロバキアの外交、経済の優先課題を反映し、EUや国際的な援助政策の原則とコミットメントに合致するものとされている。この考え方の下、「援助の効率性」と「開発政策の一貫性」がスロバキア開発援助の原則として掲げられている。

「ODAの目標」などが記載されているODA関連法規（政府開発援助法）は2007年に施行された法律であり、現状に合わせ、2014年から併せて「中期政府開発援助戦略」において基本方針や目標を定めている。具体的には、2013年にスロバキアが正式にDAC加盟国となったことなどを踏まえ、政府は開発援助方針等の策定プロセスを見直し、5年ごとの「中期政府開発援助戦略」において、援助の基本方針・目標、優先援助対象国、優先援助対象分野等を定めることとした。

2014～2018年の「中期政府開発援助戦略」では、基本方針を「主に貧困削減、民主主義とグッド・ガバナンスの強化を通じた持続可能な開発への貢献」とし、基本目標として「主に教育と雇用への支援を通じたパートナー国の人づくり」と「市民社会と国家機関との対話を含めた民主主義とグッド・ガバナンス支援」を掲げている。また、上記方針および目標の達成に当たり、スロバキアの体制移行や国際機関等への加盟の経験および開発援助の被供与国としての経験を活用するとしている。

2. 援助規模等

2015年の二国間援助の予算は全体で約1,602万ユーロであり、そのうちの約4割を外務・欧州問題省が担う。このほか内務省、農業・農村開発省、教育・科学・研究・スポーツ省、財務省、防衛省にも二国間援助予算が割り当てられ、それぞれの所管分野における援助を行っている。2015年の多国間援助の予算は全体で約6,105万ユーロであり、EU、その他の国際機関に拠出された。

2014～2018年の「中期政府開発援助戦略」では、国内経済状況を考慮しつつ、2015年までに国民総所得（GNI）に占めるODA額の割合を0.33%にするというEU 2004年加盟国としてのコミットメントを踏まえ、二国間援助を中心に増額を図っていくとしているものの、2015年の割合は0.103%にとどまった。

3. 重点分野・地域

2014～2018年の重点分野としては、教育、保健、グッド・ガバナンスと市民社会構築、農業と林業、水と衛生、エネルギー、市場環境開発・中小企業への支援の7つが挙げられている。

重点国はプログラム援助とプロジェクト援助の二つのカテゴリーに分けられる。2014～2018年は、プログラム援助が、アフガニスタン、ケニア、モルドバ向けに、プロジェクト援助がアルバニア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ジョージア、コソボ、ウクライナ向けに行われる。このほか、南スーダンを「特に人道・開発ニーズが高い国」に指定している。

2015年に上記重点国に対して実施した援助の総額は約670万ユーロで、ウクライナに対して約196万ユーロ、ケニアに対して約185万ユーロ、モルドバに対して約110万ユーロ、コソボに対して約49万ユーロ、などであった。

4. 日本との開発協力

被援助国からドナー国となったヴィシエグラード4か国（V4：チェコ、ポーランド、スロバキアおよびハンガリー）から、日本の国際協力における経験を学びたいとの要望があり、2013年11月に開催された第5回「V4＋日本」外相会合で、「V4＋日本」共同プロジェクトを実施することが合意された。具体的には、①セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロの中小企業支援分野（2014年10月）、②モルドバの医療分野（2015年12月）、③セルビアのエネルギー関連分野（2016年10月）支援に関するワークショップが開催され、各国専門家と知見が共有された。

実施体制

1. 政府内の調整メカニズム

外務・欧州問題省が中心となってODAの企画・実施の調整が行われている。外務・欧州問題省の諮問機関として、政府開発援助調整委員会が設けられており、内務省、財務省、環境省、農業・農村開発省等の関係政府機関の代表者がメンバーとなっている。

2. 実施機関

スロバキアの二国間援助の最大部分の実施は、外務・

欧州問題省の下に設置されているスロバキア国際開発協力庁（SAMRS、英語名SAIDC）が担っている。SAMRSの2016年予算は約598万ユーロであり、職員14名、海外事務所はない。主な活動として専門家の派遣、NGO等からの申請に基づいたプロジェクトに対する補助金支給、児童支援等を行っているほか、ケニアとモルドバに「開発協力担当外交官（Development diplomat）」を派遣している。

また、外務・欧州問題省の他、内務省、内務省移民事

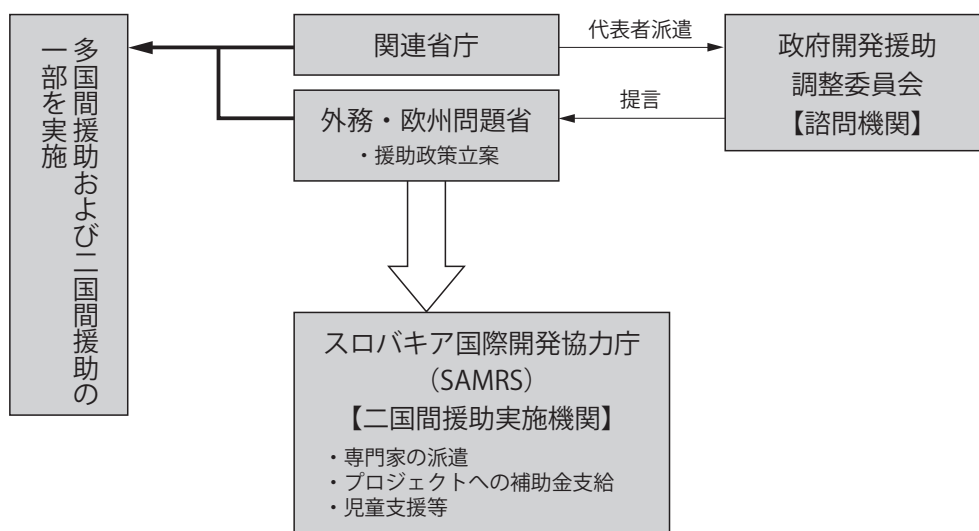
務局、教育・科学・研究・スポーツ省、財務省、農業・農村開発省、原子力監督庁が二国間および多国間援助を実施している。

● ウェブサイト

・ <http://www.slovakaid.sk/>

（年次報告書等各種資料の閲覧可能〈年次報告書はスロバキア語版のみ〉）

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

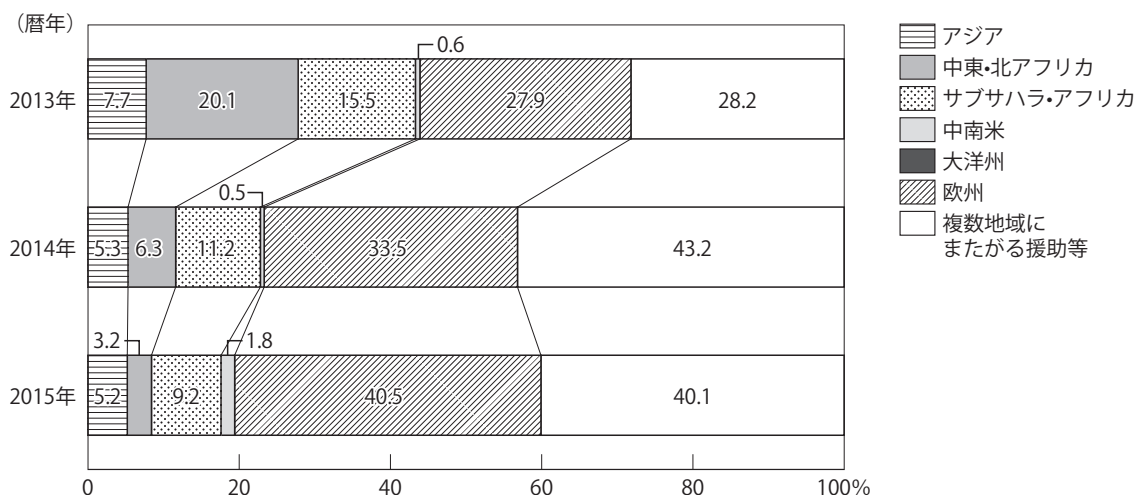
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アフガニスタン	2.40	14.8	1	セルビア	1.31	8.0	1	ウクライナ	2.47	14.4
2	ケニア	1.63	10.1	2	ケニア	1.22	7.4	2	セルビア	1.53	8.9
3	セルビア	1.39	8.6	3	ウクライナ	1.07	6.5	3	ケニア	1.32	7.7
4	ウクライナ	1.05	6.5	4	モルドバ	0.69	4.2	4	モルドバ	0.85	4.9
5	南スーダン	0.69	4.3	5	ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.56	3.4	5	ジョージア	0.37	2.2
6	ジョージア	0.55	3.4	5	アフガニスタン	0.56	3.4	6	コンゴ	0.34	2.0
7	モルドバ	0.43	2.7	7	コンゴ	0.46	2.8	7	アルバニア	0.31	1.8
8	コンゴ	0.40	2.5	8	南スーダン	0.39	2.4	8	アフガニスタン	0.26	1.5
9	チュニジア	0.39	2.4	9	ジョージア	0.37	2.3	9	ハイチ	0.24	1.4
10	ベラルーシ	0.32	2.0	10	モンテネグロ	0.29	1.8	10	ベラルーシ	0.22	1.3
10位の合計		9.25	57.2	10位の合計		6.92	42.2	10位の合計		7.91	46.0
二国間ODA合計		16.17	100.0	二国間ODA合計		16.38	100.0	二国間ODA合計		17.20	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

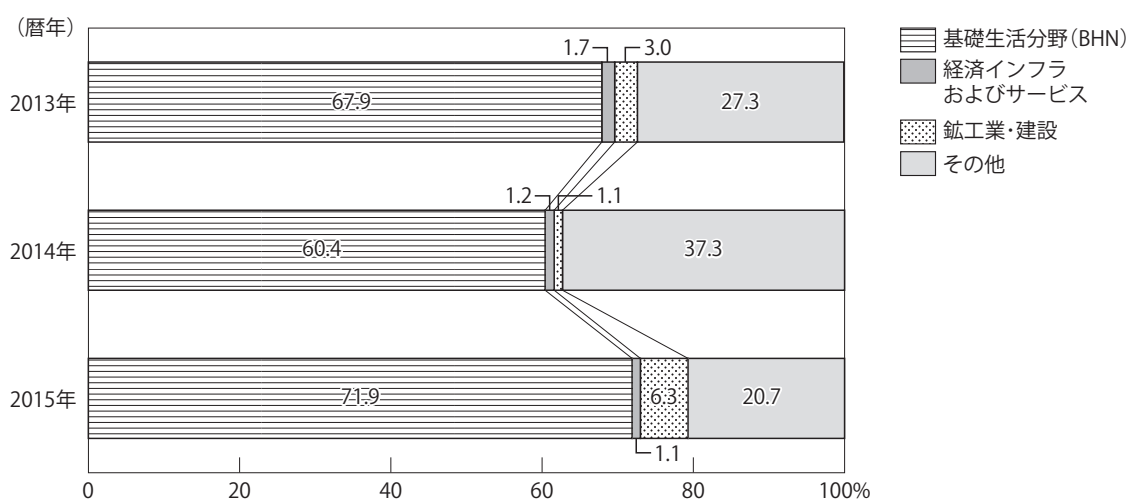
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

23 スロベニア (Slovenia)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

スロベニアは、2004年に正式にドナー国入りして以来、政府開発協力（ODA）を外交政策の重点事項の一つに掲げており、2006年に基本法として「スロベニア共和国国際開発協力法」が議会により採択された。同法においては、国際開発協力の目的として、貧困やエイズ・マラリア対策、平和と人間の安全保障、教育、持続可能な開発等を列挙、外務省を調整官庁に指定している。

(2) 基本方針

2008年に議会が採択した「国際開発協力決議」において、2015年までの二国間・多国間双方のODA基本方針が規定されている。同決議においては、重点地域として、①西バルカン、②東欧・コーカサス・中央アジア、③アフリカが規定され、重点分野として、①人道・紛争後支援（貧困・飢餓削減、地雷対策、児童支援）、②社会サービス（保健・教育政策、科学・技術協力、市民社会構築）、③経済サービス・インフラ（交通・通信・エネルギー・医療・教育インフラ、中小企業支援）、④分野横断的援助（環境、グッドガバナンス・法の支配・人権、軍民協力）が規定されている。

2. 援助規模

2015年のODA総額は5,709万ユーロで、対GNI比0.15%。内訳は、二国間援助が2,257万ユーロ（5分の2）、多国間援助が3,452万ユーロ（5分の3）。

2015年の二国間援助の地域別内訳は、西バルカン（53.2%）、中東（2.8%）、アフリカ（2.7%）、東欧・コーカサス・中央アジア（2.2%）、東・南東アジア（0.9%）、中南米（0.2%）、地域割なし（38.0%）。分野別内訳は、社会サービス（34.5%）、分野横断的援助（13.2%）、経済サービス・インフラ（2.0%）、人道・紛争後支援（11.8%）、その他（難民危機対策費を含む）（38.5%）。

2015年の多国間援助の内訳はEU予算が2,201万ユーロ、欧州開発基金が612万ユーロ、世銀が274万ユーロ、国連が212万ユーロ、その他が153万ユーロ。

3. 日本との開発協力

スロベニアと日本は、人間の安全保障分野において協力して途上国支援を行っている。近年では、バルカン諸国での地雷除去、犠牲者支援を目的としてスロベニア政府により設立されたITF（人間の安全保障強化のための国際信託基金）の、ボスニア・ヘルツェゴビナにおける地雷除去支援活動に、日本政府より2009年／20万ユーロ、2011年／35万ユーロ、2012年／42万ユーロ、2015年／約1億円の無償資金が提供され、またクロアチアにおける活動を支援するため、2012年に8万ユーロの贈与に関するMoUが当該基金との間で締結されている。

実施体制

1. 政府内の調整メカニズム

ODAのナショナル・コーディネーターに指定されている外務省の「開発協力・人道支援部」が、省庁間作業部会等を通じて、ODAの政策・実施の全体調整を担い、ODA予算全体を管理している。

2. 実施機関

政府を代表してODAを実施することが認められた民間の非営利団体「国際協力・開発センター（CMSR）」のほか、地雷除去など紛争後の復興を支援する「人間の安全保障強化のための国際信託基金（ITF）」、候補国のEU加盟プロセスを支援する「欧州展望センター（CEP）」、南東欧を中心とする財務省・中銀関係者の能力構築（キャパシティビルディング）を支援する「財務効率センター（CEF）」（2015年より国際機関）等の政府機関がODAを実施している。

2015年は秋頃より深刻化した難民・移民流入対策にODA予算が充てられ、内務省や警察等の関係機関、その他人道支援を行うNGOに配分された。

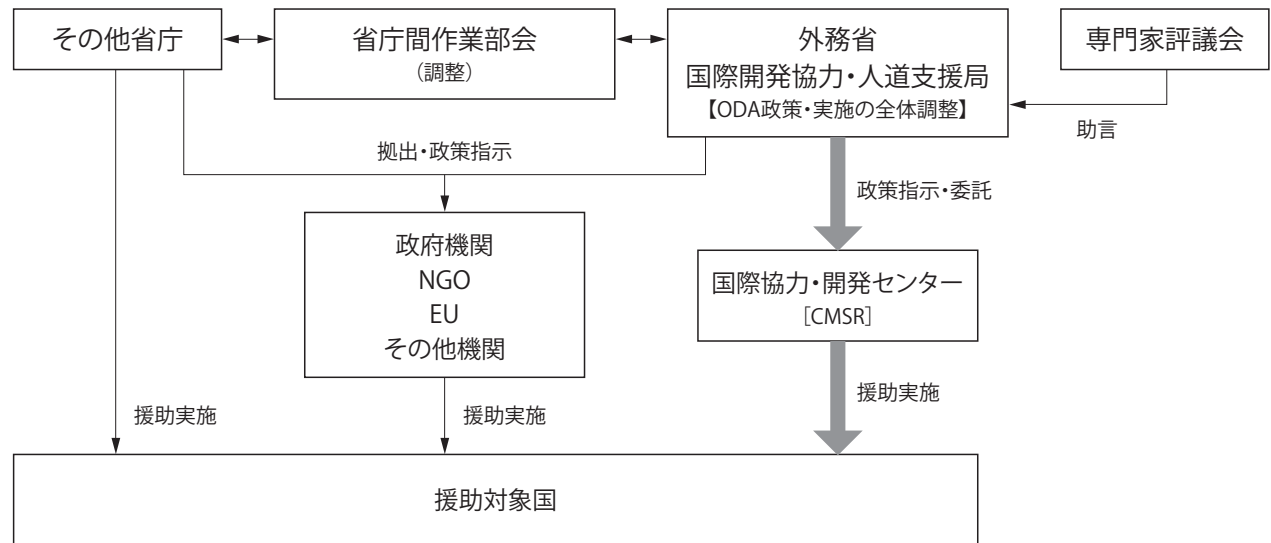
またNGOも重要なODA実施機関であり、10以上の国内NGOに加え多数の国際NGOがODA実施を担っている。

● ウェブサイト

・スロベニア外務省

http://mzz.gov.si/en/foreign_policy_and_international_law/international_development_cooperation_and_humanitarian_assistance/

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位 10 か国

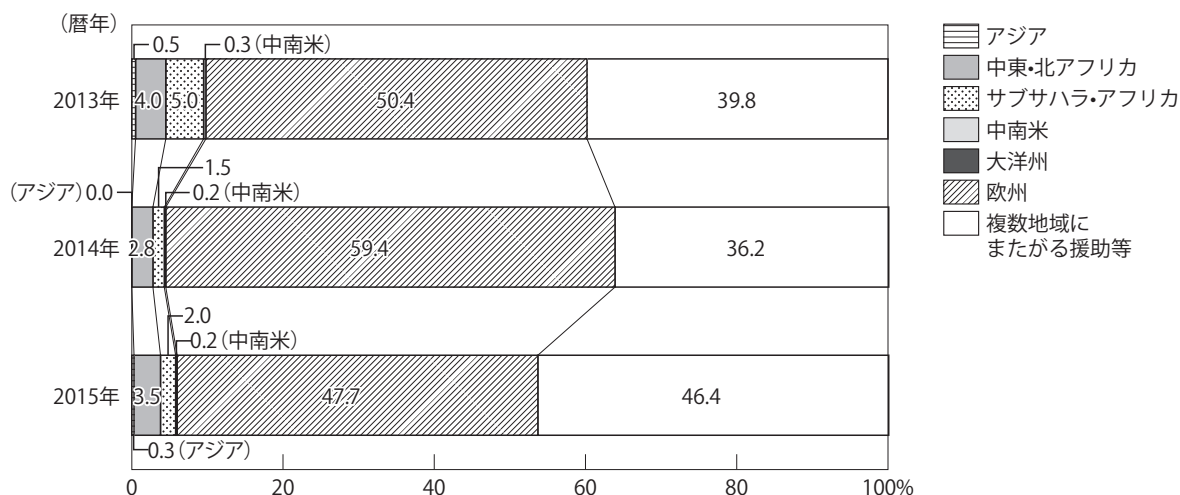
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	3.67	17.8	1	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.21	15.9	1	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.66	14.6
2	モンテネグロ	2.06	10.0	2	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	2.76	13.7	2	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	2.53	10.1
3	コソボ	1.35	6.6	3	モンテネグロ	1.53	7.6	3	モンテネグロ	1.73	6.9
4	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1.07	5.2	4	セルビア	1.26	6.2	4	セルビア	1.58	6.3
5	セルビア	0.91	4.4	5	コソボ	1.04	5.1	5	コソボ	1.07	4.3
6	カーボヴェルデ	0.83	4.0	6	モルドバ	0.49	2.4	6	ウクライナ	0.31	1.2
7	アフガニスタン	0.31	1.5	7	アルバニア	0.39	1.9	7	[パレスチナ自治区]	0.24	1.0
8	アルバニア	0.26	1.3	8	アフガニスタン	0.16	0.8	8	シリア	0.16	0.6
9	[パレスチナ自治区]	0.21	1.0	8	[パレスチナ自治区]	0.16	0.8	9	モルドバ	0.15	0.6
10	ウクライナ	0.20	1.0	10	ウクライナ	0.13	0.6	10	アフガニスタン	0.12	0.5
10位の合計		10.87	52.8	10位の合計		11.13	55.1	10位の合計		11.55	46.0
二国間ODA合計		20.57	100.0	二国間ODA合計		20.21	100.0	二国間ODA合計		25.10	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

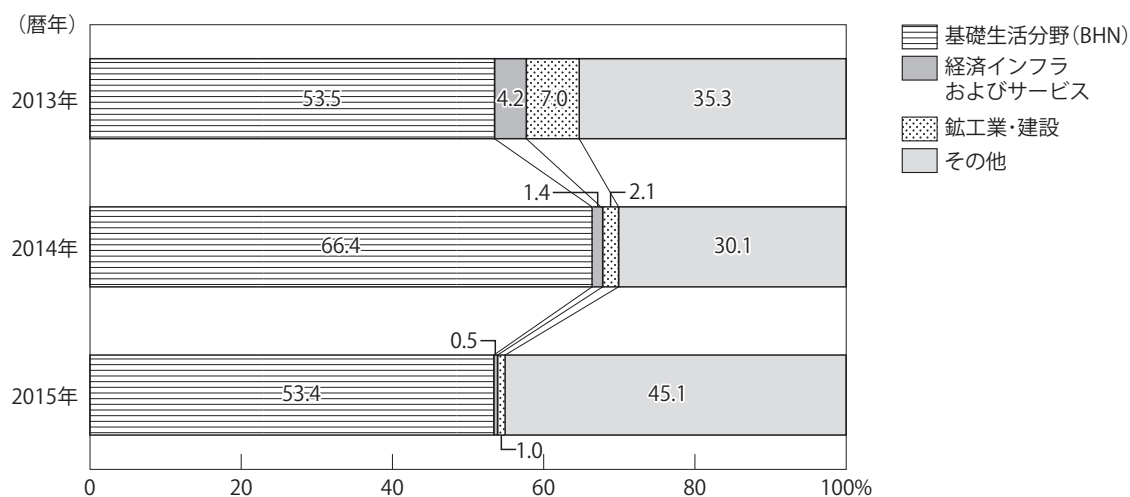
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

24 スペイン(Spain)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

「国際開発協力に関する1998年7月7日付法律23/1998号」(以下、国際開発協力法)は、スペインの国際開発協力政策の法的枠組み、目標および優先課題、協力手段、管轄機関の役割分担、国際協力への参加等を規定している。開発協力政策については、最貧国および完全な民主主義体制の構築に向けた移行過程にある国において、人権および基本的権利の擁護・保護、経済・社会的ニーズの充足および環境の保護・再生に関わる協力を推進すると定めている(第1条)。

(2) 基本方針

国際開発協力法は、スペインの開発協力政策は基本計画を通じて実施されると規定している(第8条)。外務・協力省は4年毎に基本計画を策定し、国際開発協力政策の大綱および基本指針を盛り込むほか、それぞれの目標、優先課題、優先地域および予算を定めている。また、年次報告書を通じて、基本計画内に含まれるプロジェクトの追跡・評価を取り纏めている。

現行の「スペイン国際協力基本計画2013-2016年期」(以下、国際協力基本計画)(2012年12月21日付閣議承認)は、①民主的なガバナンスおよび法治国家体制の確立、②貧困・格差削減、③貧困層の経済的機会の向上、④基本的な社会サービスを含む社会的結束の促進、⑤ジェンダー平等および女性の権利の推進、⑥持続可能な成長・平和・環境保護の推進、⑦質の高い人道援助、および⑧開発教育の8つの取組を優先課題としている。

開発協力はスペインの外交政策の最も重要な手段の1つであり、スペイン国民、中央政府、地方政府、民間企業および市民団体(NGOおよび労働組合)のコンセンサスの下で実施されている。

2. 援助規模

2015年のスペインODA実績は14億4,580万ユーロ(純額)と前年比で2.21%増加し、対国民総所得(GNI)比で0.13%となった。その内の5億1,706万ユーロは二国間援助、9億2,874万ユーロは多国間援助に向けられた。近年の厳しい経済情勢に伴う緊縮財政によりODA予算は大幅な削減を強いられているものの、経済が回復するに

つれ、金融危機(リーマン・ショック)以前の水準まで引き上げられていく予定である。

2016年国家予算案によると、2016年のスペインODAは23億9,630万ユーロ(純額)と前年比で32%増加し、対国民総所得(GNI)比で0.21%となる見込み。「国際協力基本計画」には、国連の目標である対GNI比0.7%の達成は困難であるが、比較優位性のある分野と国に特化していくことで、国際協力の効果が最大限発揮されるようにする必要があると記されている。

3. 重点地域

国際協力基本計画に盛り込まれている国際開発協力政策は、各種開発指数や開発援助のインパクト等に応じて、以下の23か国を重点地域と定めている。

- ・中南米(12か国)：ボリビア、コロンビア、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、ニカラグア、パラグアイ、ペルー、ドミニカ共和国
- ・北アフリカおよび中東(4か国・[地域])：モーリタニア、モロッコ、西サハラ、[パレスチナ自治区]
- ・西アフリカ(3か国)：マリ、ニジェール、セネガル
- ・その他のアフリカ諸国(3か国)：エチオピア、赤道ギニア、モザンビーク
- ・アジア(1か国)：フィリピン

4. NGOの活用

国際協力基本計画は、開発NGOを重要なパートナーと位置付けており、開発協力政策における開発NGOの役割・協力体制・資金協力に関する枠組みを定めている。

現在、外務・協力省国際開発協力庁に登録されている開発NGOは2,000団体以上に上り、世界100か国以上で様々な事業を展開している。その内の44団体は認定開発NGOに指定されており(開発NGOへの認定の付与・見直し・取り消しに関する2013年9月17日付国際開発協力庁総裁決定)、同省庁との協力合意を通じて、人権保護(教育、水および医療へのアクセス含む)、法治国家体制の強化、包摂的な成長の推進や緊急救済活動に取り組んでいる。

外務・協力省国際開発協力庁の2015年度予算のうち5,500万ユーロが認定開発NGOの事業に対する資金供与に向けられた。近年は、地域別で中南米、分野別で生産

性向上に関わるプロジェクトへの資金供与に重点が置かれている。

5. 民間セクターとの連携

民間企業は開発途上国の持続可能な発展において重要な役割（雇用創出、所得向上、各種製品・サービスの提供、労働者の技能開発等）を果たしているとの認識の下で、国際協力基本計画は官民連携の促進に向けて、以下の基本軸を定めている。

- (1) 企業幹部を対象とした開発協力に関する認識向上の推進
- (2) 民間企業の参加を促すためのインセンティブ導入および適切な環境の創出
- (3) エネルギー・農産品分野等における実証プロジェクトの実施
- (4) 官民連携を推進する部署の設立

具体的には、外務・協力省国際開発協力庁に企業・開発部が設立されたほか、官民パートナーシップ（PPP）規約が打ち出されるなど、官民協力体制の確立および強化が進められている。これまで27の官民連携プロジェクト（中南米・カリブ諸国16件、アフリカ・エチオピア1件、文化・科学技術分野10件）が実施過程にある。

実施体制

外務・協力省国際協力長官傘下のスペイン国際開発協力庁（AECID：Agencia Española de Cooperación Internacional

para el Desarrollo）は、国際開発協力法の下で実施されるスペインの国際開発協力政策の実施機関である。国際協力基本計画に沿って、開発途上国における貧困削減および持続可能な開発のための人材育成に向けられた国際開発協力政策の推進、運用および実施を担っている。国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」および手法は、政策実施の際の基準となっている。

AECID在外事務所は、世界各地に所在する在外公館の配下に置かれ、海外での業務運営および政策実施を担うと共に、その他の公共行政機関が推進する国際開発協力計画の実行に協力している。在外事務所は49に上り、主に中南米地域に集中している。

2016年度のAECID予算は2億5,275万ユーロに上る（全ODA予算の10.5%）。職員数は国内外合わせて979人（2015年12月時点）。

● ウェブサイト：

- ・スペイン国際開発協力庁（AECID）：
<http://www.aecid.es/es/>

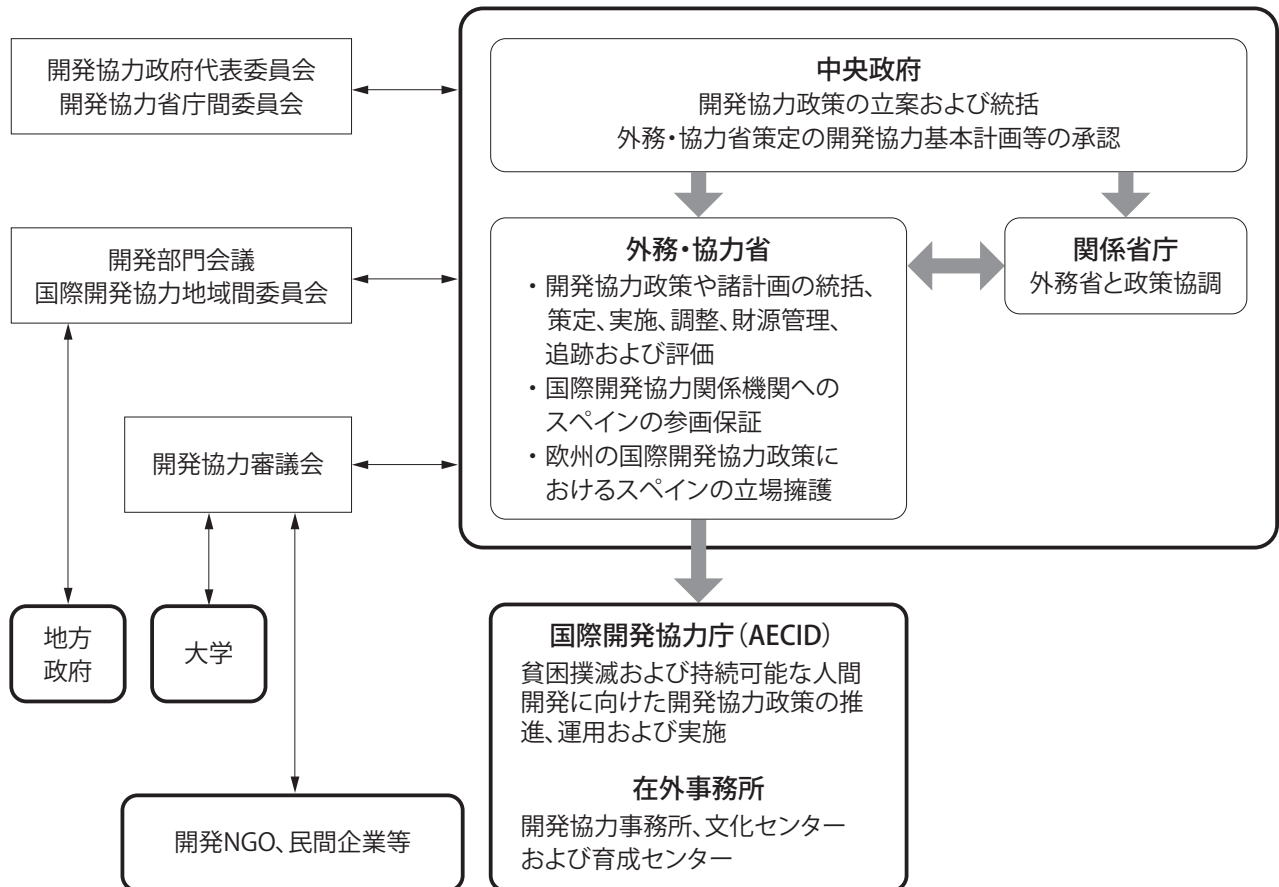
● 参考資料

- ・“Ley 23/1998, de 7 de julio, de Cooperación Internacional para el Desarrollo”、“Plan Director de la Cooperación Española 2013-2016”、“Comunicación 2015”、“Presupuestos Generales del Estado para 2016”。

援助実施体制図

国際開発協力法に基づいた援助実施体制は以下のとおり：

- ・政策統括機関：中央政府、外務・協力省、関係省庁
- ・政策実施機関：関係省庁、地方政府、国際開発協力庁（AECID）および在外事務所、大学、民間企業、NGO
- ・諮問調整機関：開発協力政府代表委員会、開発協力省庁間委員会、開発部門会議、国際開発協力地域間委員会、開発協力審議会



(1) 政府開発援助上位 10 か国

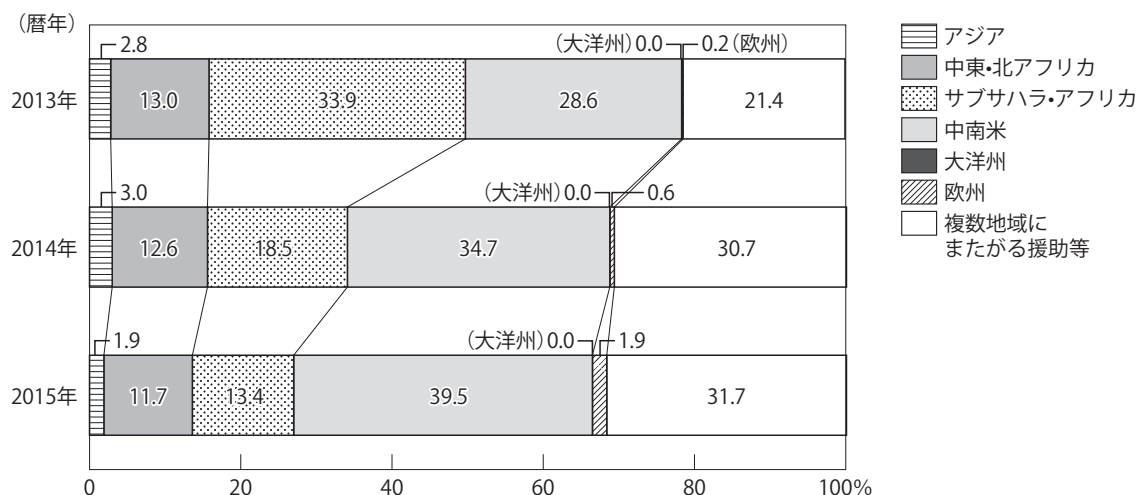
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	コートジボワール	230.86	24.4	1	[パレスチナ自治区]	19.45	4.2	1	キューバ	125.85	35.5
2	ペルー	43.24	4.6	2	エルサルバドル	18.86	4.1	2	[パレスチナ自治区]	18.69	5.3
3	エルサルバドル	33.85	3.6	3	ニジェール	17.44	3.8	3	モロッコ	18.40	5.2
4	コロンビア	32.89	3.5	4	ボリビア	16.94	3.7	4	モーリタニア	14.79	4.2
5	モロッコ	30.39	3.2	5	グアテマラ	16.01	3.5	5	シリア	13.72	3.9
6	ニカラグア	27.54	2.9	6	モロッコ	15.69	3.4	6	セネガル	12.68	3.6
7	チュニジア	25.18	2.7	7	ニカラグア	14.99	3.2	7	レバノン	12.43	3.5
8	マリ	21.10	2.2	8	ハイチ	12.80	2.8	8	ウクライナ	11.87	3.3
9	ボリビア	19.83	2.1	9	マリ	12.66	2.7	9	グアテマラ	11.86	3.3
10	セネガル	19.53	2.1	10	シリア	12.06	2.6	10	モザンビーク	11.48	3.2
10位の合計		484.41	51.3	10位の合計		156.90	33.8	10位の合計		251.77	71.0
二国間ODA合計		944.94	100.0	二国間ODA合計		463.96	100.0	二国間ODA合計		354.57	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

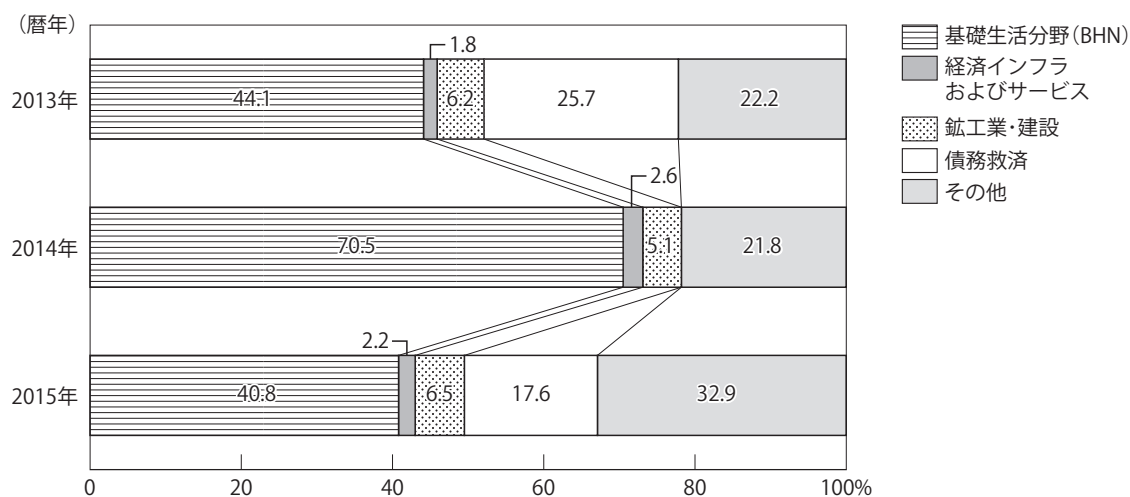
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

25 スウェーデン(Sweden)

援助政策等

1. 基本方針

スウェーデンの開発政策は、公正で持続可能な地球規模の開発に貢献するとの一貫した政策の下に進められており、開発援助については、貧困者の生活の質を向上させる努力を支援することに主眼が置かれている。

また、設定された目的に応じた結果を明らかにするため、開発援助のガバナンスを強化しており、これまで広範にわたっていた二国間援助の対象国を33か国とし、各国で関与するセクターも数セクターに限定して援助を実施している。

さらに、質の高い効果的援助を実現するためには、開発援助の透明性と説明責任が重要であるとして、2010年6月には被援助国にとって効果的なドナーとなるための戦略策定・実施のガイドラインを採択し、2011年4月には、援助に関するデータをすべてインターネット上で利用することを可能としたウェブサイト「openaid.se」の運用を開始した。

開発援助は次の分野を優先分野としている。

(1) 民主主義と人権

－自由と民主主義を求めて活動する個人や団体を対象に民主化と表現の自由を実現するための支援など

(2) 環境と気候

－気候変動への適応、水環境および衛生分野での水準向上など

(3) 男女平等と開発における女性の役割

－SDGsの達成に向けた努力を通じて男女平等の実現に寄与、女性の性や生殖に関する健康および権利を実現するための一環としての妊産婦の支援など

2. 援助規模

2015年のスウェーデンの政府開発援助の当初予算は、404億スウェーデン・クローナであったが、実際には89億スウェーデン・クローナと見積もられていたスウェーデン国内難民対策費用が202億スウェーデン・クローナと膨れあがったことから、最終的にはおよそ540億スウェーデン・クローナ（64億ドル）が支出された。

2016年の政府開発援助予算は430億スウェーデン・クローナであり、政府が掲げる政府開発援助の対GNI比1%という政府目標を維持する水準を設定している。これから前年同様に大きな割合を占めるスウェーデン国内

における難民対策等の費用を差し引いた純粋な開発援助予算は、324億スウェーデン・クローナである。これらの中でアフガニスタンやソマリアに対する人道支援の他、国際機関との連携強化に関する予算配分が相当額を占める傾向について大きな変化は見られない。

3. 重点分野・地域

2015年の政府開発援助総額64億ドルの供与先別に見ると、スウェーデン国内の難民（24億ドル）、国際機関等の多国間援助（16億ドル）、二国間援助（13億ドル）、その他（各国NGO等）（6.5億ドル）、地域機関（地域NGO等）（2.38億ドル）、事務所経費（2.06億ドル）であり、その37.5%がスウェーデン国内に流入した難民対策に支出されている。この背景には、内戦の続くシリア等より大量の難民が欧州に押し寄せる中で、従来より寛大な難民政策をとってきたスウェーデンに2015年だけで16万人以上の難民が新たに流入したため、これらに対して住居、食料、教育等を提供してスウェーデン社会に融合させるための費用が膨らんだことが指摘できる。

このために、援助拠出地域・分野としてはスウェーデン国内難民対策が最大であるが、それ以外では、EU、世銀、国連等への拠出が大きな比重を占め、国別では拠出の多い順に上からアフガニスタン、タンザニア、モザンビーク、ケニア、ソマリア、パレスチナ、コンゴ（民）、ザンビア、ウガンダ、シリア等、貧困対策に取り組むアフリカ諸国を中心に、紛争問題を抱える中東地域へも主にスウェーデン国際開発庁（Sida）を通じて相当の支援を行っている。二国間援助13億ドルの重点拠出分野としては、「ガバナンス・民主主義・人権および男女平等」（3.73億ドル）や「人道支援」（3.15億ドル）が挙げられる。

実施体制

1. 国際開発協力担当大臣

援助の担当大臣は、外務省内に置かれている国際開発協力担当大臣であり、これを国際開発協力担当副大臣、外務省開発政策局、開発協力運営・方策局、多国間開発協力局および安全保障政策局（人道支援等）が補佐している。開発協力を含む各国ごとの外交政策は地域担当部局が調整し、開発協力政策の企画・立案および予算計上は開発政策局等が行う。

2. 援助の実施

援助の実施は、多国間援助については、外務省多国間開発協力局（国際機関を担当、職員数35名）等が担当し、二国間援助については、外務省所管の独立行政庁であるSidaが担当する。国別援助戦略は、Sidaが被援助国との広範な協議に基づいて作成・提案し、外務省との協議を経て政府が承認している。Sidaの職員数は678名で、このうち約140名が被援助国等海外で勤務している（2014年1月現在）。

3. 援助の分析・評価

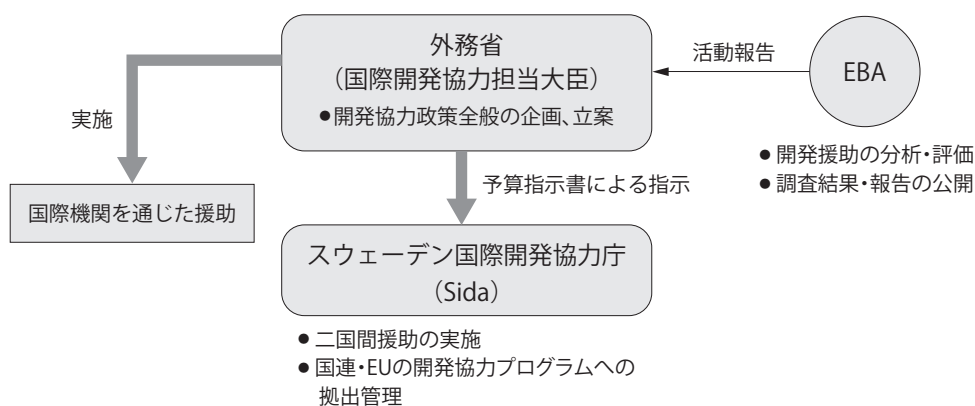
2013年に援助研究専門家チーム（EBA）が立ち上げられ、Sidaが実施するものを含むすべての開発援助について分析・評価することとなった。

● ウェブサイト

・ www.sida.se

（スウェーデン国際開発協力庁 年次報告有り〈2008年以降は英語版なし〉）

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

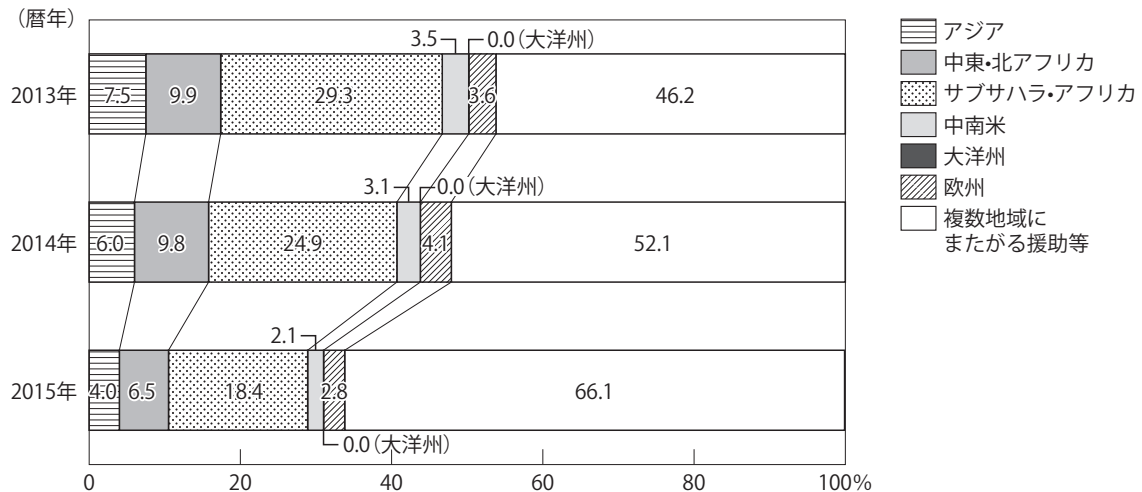
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	モザンビーク	136.02	3.5	1	アフガニスタン	137.07	3.2	1	タンザニア	103.46	2.1
2	アフガニスタン	125.52	3.2	2	モザンビーク	119.17	2.7	2	アフガニスタン	103.08	2.1
3	タンザニア	125.42	3.2	3	ソマリア	82.83	1.9	3	モザンビーク	90.72	1.9
4	コンゴ民主共和国	83.00	2.1	4	ケニア	72.42	1.7	4	ケニア	63.68	1.3
5	ケニア	78.30	2.0	5	[パレスチナ自治区]	67.16	1.5	5	ソマリア	60.58	1.3
6	南スーダン	67.03	1.7	6	コンゴ民主共和国	61.49	1.4	6	[パレスチナ自治区]	54.61	1.1
7	[パレスチナ自治区]	61.02	1.6	7	南スーダン	56.18	1.3	7	コンゴ民主共和国	53.43	1.1
8	ソマリア	57.57	1.5	8	タンザニア	54.07	1.2	8	ザンビア	50.46	1.0
9	ザンビア	50.19	1.3	9	ザンビア	51.78	1.2	9	ウガンダ	41.76	0.9
10	マリ	44.57	1.1	10	バングラデシュ	49.10	1.1	10	エチオピア	34.34	0.7
10位の合計		828.64	21.1	10位の合計		751.27	17.3	10位の合計		656.12	13.6
二国間ODA合計		3,917.93	100.0	二国間ODA合計		4,343.15	100.0	二国間ODA合計		4,827.67	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

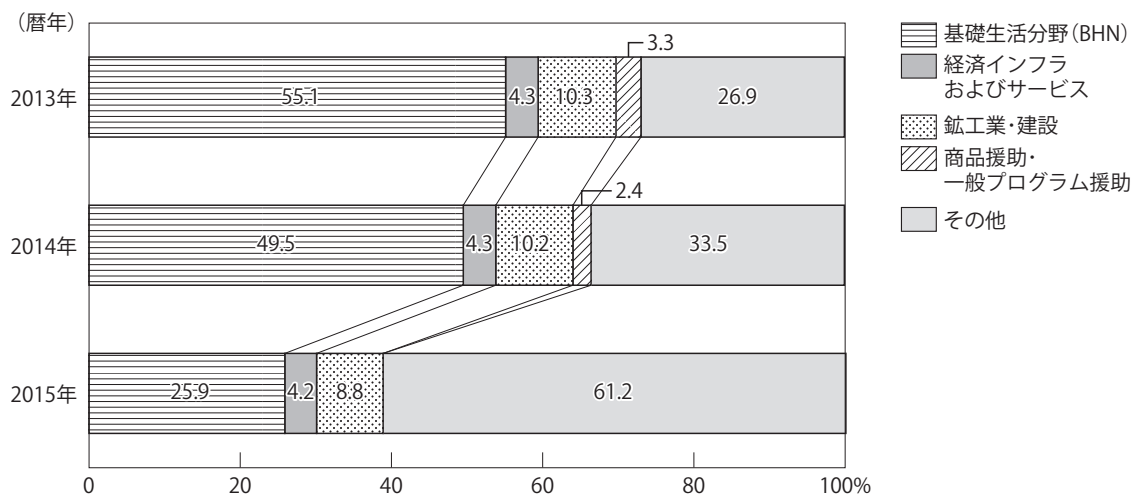
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

26 スイス (Switzerland)

援助政策等

1. 基本法・方針

スイス政府の開発援助は、「世界の困窮および貧困の緩和、人権の尊重、民主主義の促進、人民の平和的な共存および自然の生活基礎条件の維持」に対する貢献について定めるスイス憲法（第54条2）、「国際開発協力・人道援助法」、「東欧協力法」等を根拠にして実施されている。

戦時国際法である1864年のジュネーブ条約の締結に始まり、スイスには長い人道主義の歴史が存在する。

2013年から2016年までの開発協力重点方針としては、以下の5つを挙げている。

- (1) 紛争の予防と解決
- (2) 資源やサービスへのアクセス向上
- (3) 持続可能な経済成長の促進
- (4) 民主主義と自由競争市場への移行支援
- (5) 環境に優しく、社会的に公正なグローバリゼーションの促進

2. 援助規模

2015年のODA支出総額は、34億440万スイスフランで、対国民総所得（GNI）比は0.52%であった。政府および議会は、国連によるODAの対GNI比0.7%目標への達成に向けて真摯に取り組んでいるものの、短期間では難しいとの認識から、当面の目標を2015年までのGNI比0.5%の達成に設定、2014年および2015年と二年連続でこれを達成した。

ODAは二国間が約75%、多国間が約25%の割合で長らく推移してきたが、2011年以降に二国間援助の割合が増し、2015年には77%を占めた。

3. 重点分野

2013年から、特に気候変動や金融危機といった国境を越える危機への対応強化と、脆弱国家^(注)への重点的な支援が目指されるようになった。「グローバルプログラム」として、地球規模の課題である気候変動、移民、水、食料、医療の5分野の問題に積極的に取り組んでいるほか、植民地支配の歴史がない国という特徴を活か

し、脆弱国家での法の支配と人権の定着を働きかけている。

ミレニアム開発目標（MDGs）に続く、国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の形成に関しても、スイスは積極的に関与した。

実施体制

1. スイス政府における実施体制

ODAは、人道支援、開発協力、経済・貿易政策、東欧支援の4つに大別され、主にスイス外務省に属する「開発協力局」（SDC：Swiss Agency for Development and Cooperation）が人道支援と開発協力を、スイス経済省に属する「対外経済庁」（SECO：State Secretariat for Economic Affairs）が経済・貿易政策を担当し、東欧支援は両者ともに行っている。

(1) 開発協力局（SDC）

スイス政府において援助政策の総合調整機能を司るのは、SDCである。ODAの約6割を担当し、具体的な援助内容に応じて環境庁、難民庁、保健庁、農業庁、司法庁等といった政府関係部局とも緊密に連携しながら、東欧支援や人道支援などの案件を実施・調整している。貧困削減を目指し、特にベナン、ブルキナファソ、マリ、モザンビーク、タンザニア、バングラデシュ、モンゴル、ボリビア、キューバなどの国々に重点を置いている。SDCには、国内および国外（50か国以上に連絡事務所を設置）合わせて約600名の政府職員および約1,000名の現地職員が所属しており、2015年の年間援助総額は22億9,580万スイスフランである。

(2) 対外経済庁（SECO）

SDCとならび政府部内で重要な役目を果たすのはSECOである。SECOは、市場経済原理による持続的な経済発展の促進および被援助国の国際経済システムへの統合を主眼に、マクロ経済の観点からの政策改革支援、インフラ整備プロジェクト、貿易・投資分野における各種支援等を行っている。ODAの約1割を担当し、ガーナ、ベトナム、インドネシア、ペルー、エジプト、チュニジア、コロンビア、南アフリカなどの

注：制度面での能力の不足、不十分なガバナンス、政治不安、頻発する暴力、過去の深刻な紛争の後遺症など、極めて厳しい開発課題に直面している国（IDAウェブサイトより）。

国々に重点を置いている。なお、政府における援助政策の企画・立案に際しては、「国際開発協力のための審議会」(Advisory Committee on International Development Cooperation)も連邦政府への諮問機関として重要な役目を果たしている。1977年の政令に基づき設置された同審議会は、政界、民間経済界、学界、報道関係者およびNGO関係者といった幅広い分野からの代表者約20名で構成され、基本的に年5回ベルンで審議を行っている。

2. 非政府団体

スイス政府にとって援助政策の実施において最も重要な外部組織として、スイスの6大開発NGO (Swissaid、Bread For All、Caritas、Catholic Lenten Fund、Helvetas、HEKS) が連携して結成した統括組織「アリアンス・シュド」(Alliance Sud)がある。同組織は、公正で持続可能な開発を目指し、スイスの開発政策、対外政策に関するロビー活動を行っている。個別の具体的な援助プ

ロジェクト等の実施に際しては、同組織は、さらにスイス国内外の多くの協力団体・組織と連携している。

そのほか、案件によっては、大学や研究所などの専門知識を有する機関、各州政府に属する公共団体、民間経済団体等がスイス政府との間で協力を行う事例もある。

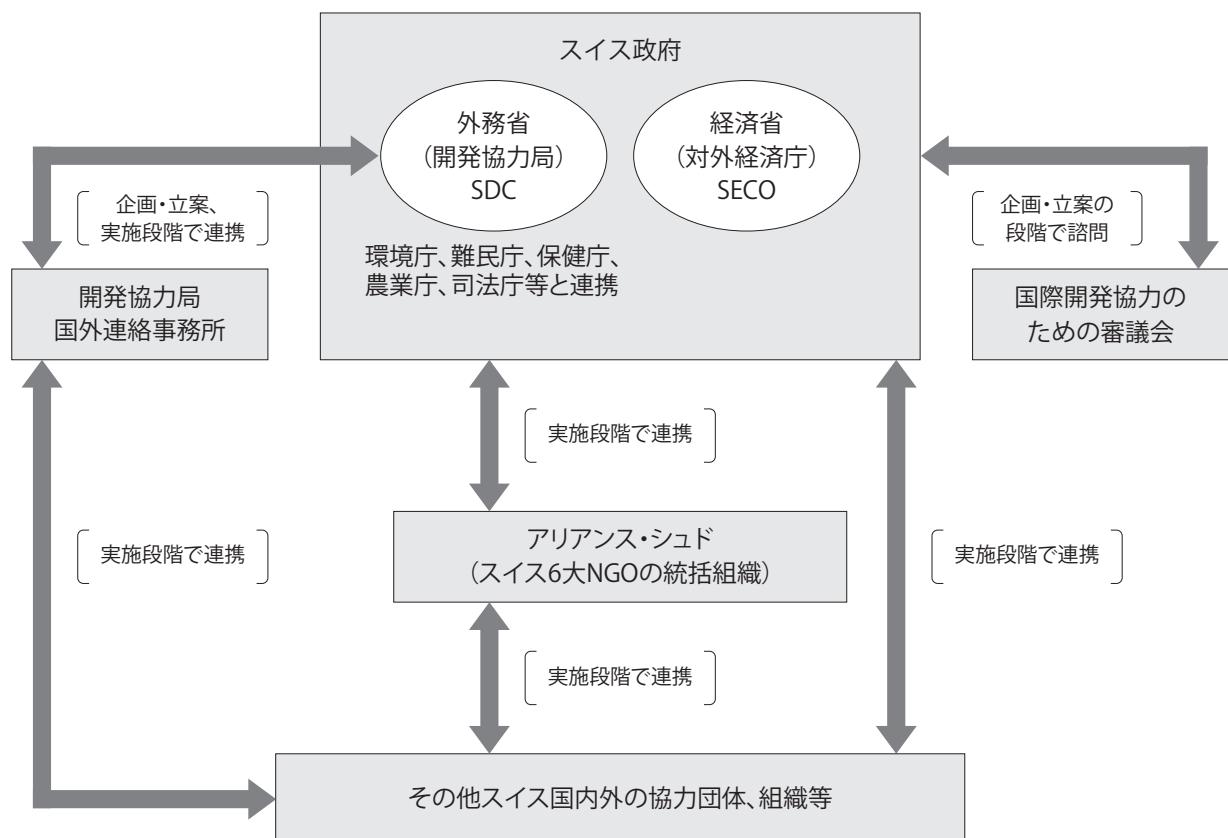
3. 実施後の評価等

SDCは、開発協力事業等の事後評価を行う際のガイドラインや評価結果をウェブサイト上で公開している。また、SDCとSECOは、スイス政府の援助政策につき共同で年次報告書を作成し一般公開しているほか、国会への報告も共同で行っている。

● ウェブサイト

- ・ SDC : www.sdc.admin.ch
- ・ SECO : www.seco.admin.ch
- ・ Alliance Sud : www.alliancesud.ch

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位 10 か国

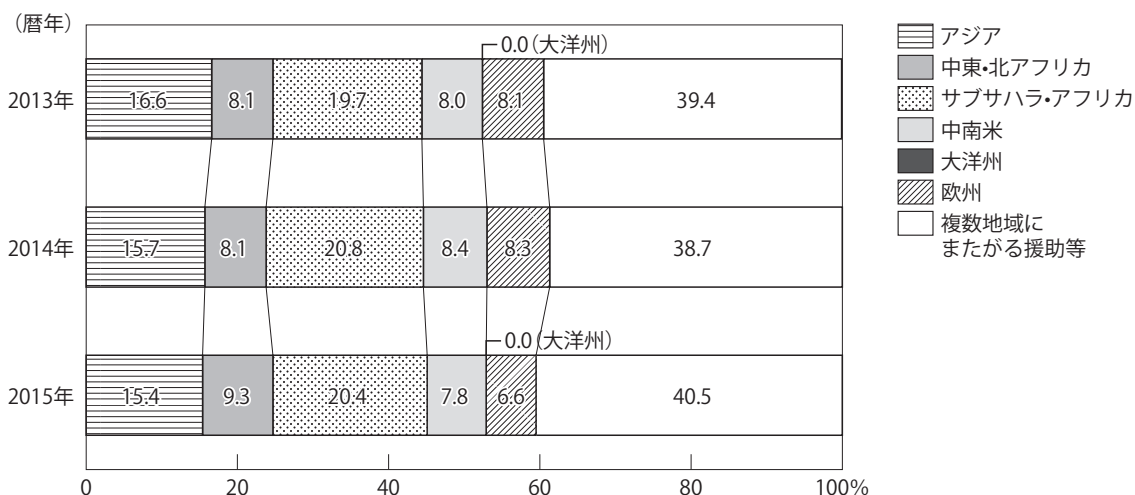
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	コソボ	68.13	2.7	1	コソボ	70.99	2.6	1	ネパール	52.66	1.9
2	ネパール	46.17	1.8	2	ネパール	45.32	1.6	2	シリア	41.31	1.5
3	ブルキナファソ	38.60	1.5	3	シリア	37.26	1.3	3	ミャンマー	40.30	1.5
4	モザンビーク	36.76	1.5	4	モザンビーク	37.18	1.3	4	モザンビーク	39.59	1.4
5	バングラデシュ	36.08	1.4	5	タジキスタン	36.26	1.3	5	ブルキナファソ	38.47	1.4
6	ボリビア	31.62	1.3	6	マリ	35.45	1.3	6	バングラデシュ	37.44	1.4
7	タンザニア	31.37	1.3	7	ボリビア	35.38	1.3	7	ボリビア	37.11	1.3
8	ベトナム	29.92	1.2	8	ミャンマー	33.52	1.2	8	アフガニスタン	34.99	1.3
9	タジキスタン	29.70	1.2	9	[パレスチナ自治区]	33.22	1.2	9	マリ	34.28	1.2
10	マリ	29.51	1.2	10	バングラデシュ	32.91	1.2	10	タンザニア	32.31	1.2
10位の合計		377.86	15.1	10位の合計		397.49	14.3	10位の合計		388.46	14.1
二国間ODA合計		2,505.62	100.0	二国間ODA合計		2,778.52	100.0	二国間ODA合計		2,758.65	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

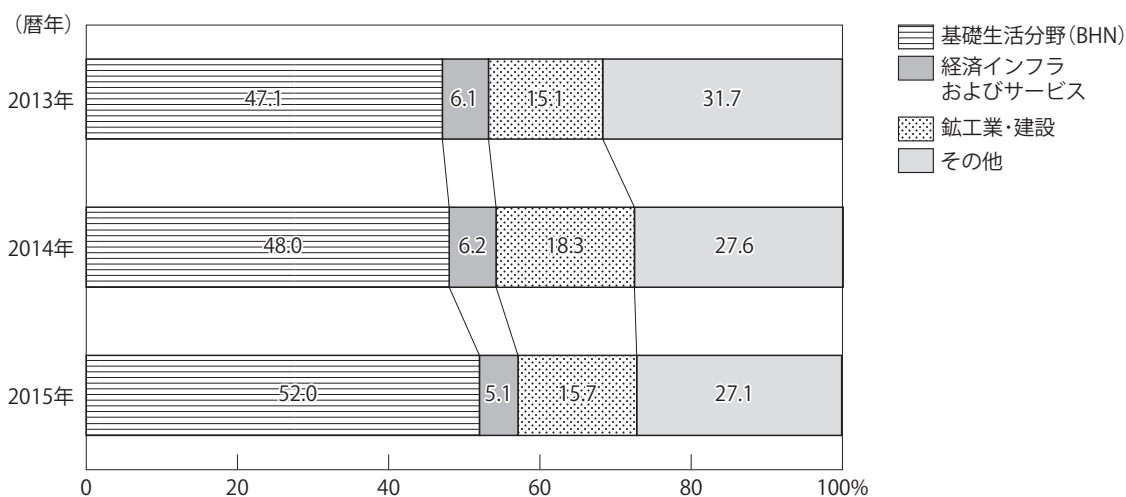
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

27 英国 (United Kingdom)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

英国の開発援助の基本法は、2002年に成立した国際開発法 (International Development Act) である。英国の国際開発を主導する国際開発省 (DFID: Department for International Development) は、同法に基づいて活動している。同法に従い国際開発大臣は、それらが貧困削減に貢献することを前提に、持続可能な開発と福利厚生を目的とした開発援助と人道的援助を提供することができる。

2006年に成立した国際開発報告・透明性法 (International Development <Reporting and Transparency> Act 2006) は、英国政府が最貧国支援の公約を実施する際の説明責任を強化することを目的とする。同法に従い、DFIDは、毎年、開発政策、援助の提供、援助の活用方法に関する国会への報告の提出を義務付けられている^(注1)。また、2014年には、国際開発ジェンダー平等法 (International Development <Gender Equality> Act 2014) が制定され、2015年、GNIの0.7%を開発予算に充てるという国際目標が法制化 (International Development <Official Development Assistance Target> Act 2015) された。

(2) 基本方針

ア 方針・重点分野

援助の大半は無償であり、2001年から、二国間援助は100%アンタイドとなっている。2015年度の借款は5.32億ポンドで増加傾向にある。2016年から2020年までのDFIDの事業計画 (DFID's Single Department Plan) では、下記(2)の援助戦略に基づき、経済開発、女性・女児支援、人道危機対応、若者のエンゲージメントを目標に設定している。この目標の下、援助成果を測る指標として、グローバルな平和・安全保障・ガバナンスの強化、強靱性・危機への対応力の強化、グローバルな繁栄の推進、極端な貧困への対処と最も脆弱な人への支援、費用対効果 (value for money) を掲げている。近年特に経済成長分野に力を入れており、英国企業の協力等も得

つ、優先国に対しての雇用創出支援等を実施している。女性・女児支援においては、DFIDの実施するすべての活動にジェンダー間の平等を考慮することを義務付けている。気候変動については、国際社会における気候変動に関する議論をリードしつつ、国際気候基金 (ICF) を立ち上げ、気候変動に脆弱な国に対する小農支援等を行っている。英国は、全ての二国間支援をイヤマークする方針に転換しており、一般財政支援を廃止する方向。そのため、2015年度の支出は53百万ポンドと2014年度の1.35億ポンドに比して大幅に削減した。

英国政府は、ODAの対GNI比0.7%との国際目標を2013年に達成した。

イ 援助戦略

英国政府は2015年11月に援助戦略の見直しを発表し、貧困撲滅という開発協力の目標を、英国の経済的・安全保障面での国益に一致させる方向性を明確にした。具体的には、1) ODA計上の拡大によるGNI比ODA予算の0.7%国際目標達成の継続、2) 費用対効果の重視、3) 4つの優先分野の策定 (①平和・安全関連の予算の増額 (紛争・安全保障・安定基金 (CSSF) の拡張)、②危機対応や強靱性支援の強化、③成長志向の支援政策の強化と「繁栄基金」による民間向けの出資・融資等の強化、④極度の貧困の撲滅、4) DACのODA統計のルールの変革を挙げている。

ウ 援助効果

英国は、援助の費用対効果、および説明責任を重視する方針の下、多国間援助および二国間援助の見直しを実施した。そして、2011年3月に発表された同見直しでは、英国が拠出する43の国際機関を費用対効果に従い4段階 (とても良い、良い、適切、劣っている) に分けて評価し、「劣っている」と評価された9機関のうち4機関への拠出を取りやめた。また、二国間援助については、16か国への援助を停止し、27か国・地域 (その後、南スーダンを加えた28か国・地域) の重点国に援助を集中することが決定された。

注1: DFIDの年次報告書2015/2016年度版 (Department for International Development Annual Report and Accounts 2015-16) 等の公開文書は、DFIDのウェブサイト (<http://www.dfid.gov.uk/>) で入手可能。

2. 援助規模

(1) 規模

2015年度の英国の政府開発援助（ODA）は、122億ポンドとなり、世界第2位の援助国である。また、同年のODAのGNI比は0.71%（出典：DFID年次報告書2015/2016年度版）。このうち、DFIDによる支出は98.86億ポンド、英国のODA予算全体に占めるDFIDによる支出割合は79.8%で前年の86%に比して減少傾向にある。

(2) 支出方法

2015年度、二国間援助は77億ポンド（62%、前年は68.3億ポンド）、多国間援助機関への拠出金は45.4億ポンド（38%、前年は48.9億ポンド）であり、二国間援助を増加する傾向にある。また、援助見直しに従い、二国間援助を28か国・地域に重点化している^{（注2）}。

3. 日本との開発協力

2014年5月の日英首脳会談では、日英共同声明（21世紀のためのダイナミックな戦略的パートナーシップ）において開発分野における日英の協力が確認された。さらに、2016年1月の第2回日英外務・防衛閣僚会合（「2+2」）では、安全保障・防衛分野における東南アジアおよびアフリカ諸国の能力構築のための連携を追求していくことが確認された。これらの具体的連携の例としては、ASEAN諸国向け人道支援／災害救援セミナー（2016年1月、於フィリピン）、チュニジア国境警備改善事業（2016年4月発表）、アンゴラにおける地雷除去（2016年

8月発表）、TICAD VIにおけるサイドイベント「ジェンダー平等と女性のエンパワメントが平和な社会を創る」（2016年8月、於ケニア）、チュニジアの空港における国境管理能力向上支援（2016年9月発表）等がある。

実施体制

(1) 政府

政府開発援助は、援助政策の立案から実施まで、閣僚が率いるDFIDの責任の下に行われるが、外務省を始めとする各省庁も実施に関与する。2015年度のODA予算のうち、DFIDのシェアは79.8%。

DFIDの常勤職員数は、2,853名（2015年）。

DFIDはロンドンとスコットランド（東キルブライド）に所在する本拠地に加え、28か国に海外事務所を有する。1,484人が国内、1,369人が途上国のDFID事務所で勤務しており、海外事務所の権限を増加させている。

(2) 市民社会・NGO・民間セクターとの連携

英国は市民社会を通じた援助を重視している。2015年度、DFIDの二国間援助の25%（約14億ポンド）は、市民社会組織を通じて実施された。

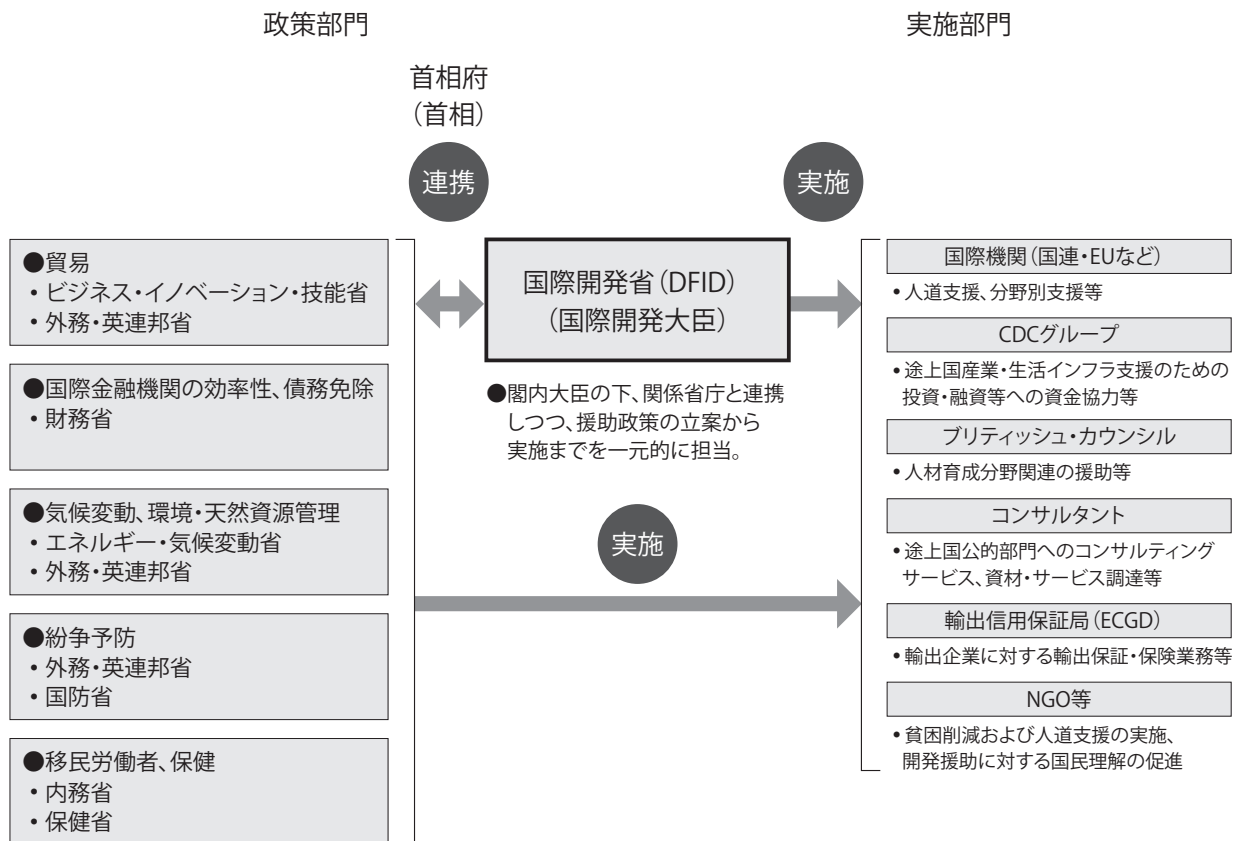
DFIDは、大手小売企業などと戦略的関係を結び共同支援等を実施している。

● ウェブサイト

・国際開発省：<http://www.dfid.gov.uk/>

注2:英国国際開発省は、重点国として、アフガニスタン、バングラデシュ、ミャンマー、コンゴ民主共和国、エチオピア、ガーナ、インド、ケニア、キルギス、リベリア、馬拉ウイ、モザンビーク、ネパール、ナイジェリア、パレスチナ自治区、パキスタン、ルワンダ、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、スーダン、南スーダン、タンザニア、タジキスタン、ウガンダ、イエメン、ザンビア、ジンバブエの28か国・地域を設定している。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位 10 か国

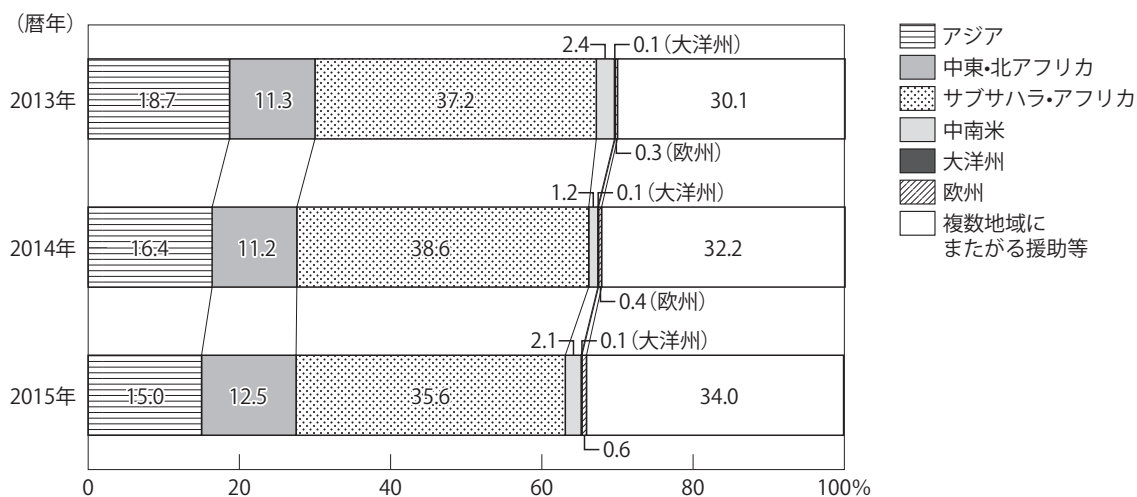
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	パキスタン	528.80	5.0	1	エチオピア	529.72	4.7	1	パキスタン	571.10	4.9
2	エチオピア	515.11	4.9	2	インド	459.43	4.1	2	エチオピア	517.62	4.4
3	バングラデシュ	425.27	4.0	3	パキスタン	438.47	3.9	3	アフガニスタン	458.25	3.9
4	インド	420.12	4.0	4	シエラレオネ	391.42	3.5	4	ナイジェリア	401.35	3.4
5	ナイジェリア	388.93	3.7	5	ナイジェリア	389.75	3.5	5	シリア	393.75	3.4
6	アフガニスタン	331.23	3.1	6	バングラデシュ	342.85	3.1	6	シエラレオネ	332.63	2.8
7	コンゴ民主共和国	252.72	2.4	7	アフガニスタン	325.23	2.9	7	南スーダン	317.79	2.7
8	ケニア	250.39	2.4	8	南スーダン	275.04	2.4	8	タンザニア	312.98	2.7
9	タンザニア	237.83	2.3	9	コンゴ民主共和国	274.27	2.4	9	インド	283.54	2.4
10	シリア	216.93	2.1	10	タンザニア	245.19	2.2	10	バングラデシュ	250.11	2.1
10位の合計		3,567.33	33.8	10位の合計		3,671.37	32.7	10位の合計		3,839.12	32.8
二国間ODA合計		10,544.90	100.0	二国間ODA合計		11,233.19	100.0	二国間ODA合計		11,710.03	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

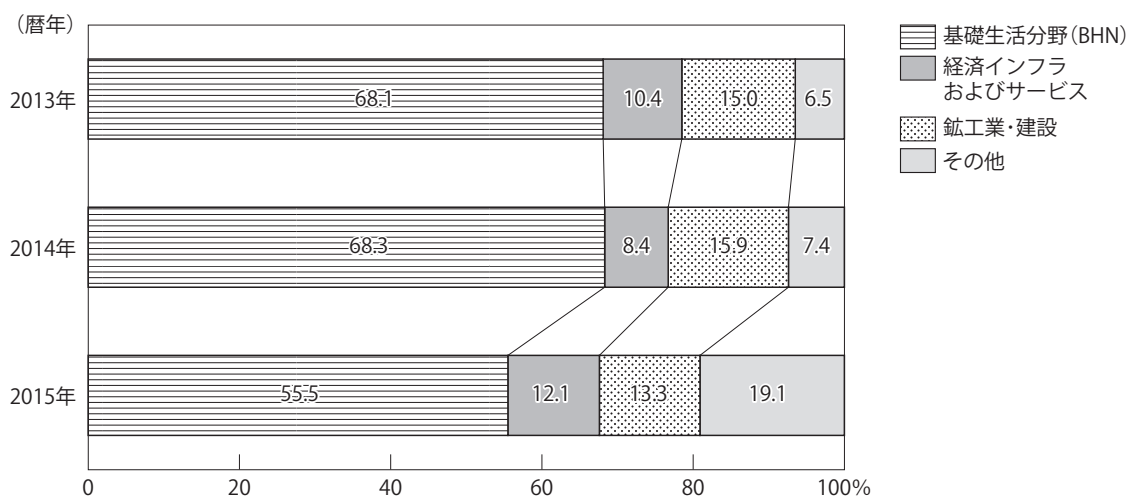
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

28 米国 (United States of America)

援助政策

1. オバマ政権における開発協力の位置づけ

2009年1月に発足したオバマ政権は、対外援助予算を2015年までに500億ドルに倍増するとの目標を掲げ、倍増目標達成を目指してきた。2016年度、2017年度の予算額はそれぞれ507億ドル（推定）、501億ドル（要求）となっている。また、開発を国防および外交同様に、米国安全保障および外交政策上の柱の1つに位置づけ、国家安全保障戦略^(注1)においても「開発は、戦略的、経済的に、また道徳上不可欠なもの」と位置づけている。

オバマ大統領は、2010年9月に発表した大統領政策指令（PPD：Presidential Policy Directive）の中で、開発が米国の安全保障にとって不可欠との認識の下、外交および防衛と相互補完的な外交政策として高い位置づけを与えた^(注2)。

国務省^(注3)および米国国際開発庁（USAID）^(注4)は、クリントン国務長官（当時）の下で2010年12月に公表された「4年毎の外交・開発政策の見直し（QDDR：Quadrennial Diplomacy and Development Review）」に基づき、開発を外交に統合する改革を実施してきた。2015年4月、新たなQDDRを発表した^(注5)。このQDDRは、これまでの取組を振り返り、また今後の取組を見通すという目的の下で米国の開発政策に関する主な領域や戦略の優先順位付け、組織や人のあり方について述べている^(注6)。

2. 重点分野・地域

2016年6月現在、対外援助予算を含む2017年度（2016年10月1日から2017年9月30日まで）の国務省・USAIDの予算要求^(注7)（総額501億ドル）は議会において審議中である。同予算案において強調されている開発関連の予算は以下のとおり。

(1) 先進的な安全保障、新しい脅威への直面、地球規模課題

ア 暴力的過激主義対策：過激主義集団と戦い、今後新たなテロ組織の台頭を防ぐ。この中には、暴力的過激主義の出現の元となる統治の失敗、弱い経済成長、汚職といった問題へ取り組むためのプログラムへの支援を含む。また、ISILを打倒するための米国によるリーダーシップを強化する。この取組は、最終的にはISILから解放されたシリアやイラクにおけ

るコミュニティの安定化、ISILの意思決定や資金調達、リクルーティングの阻止、テロリストのプロパガンダ妨害、シリア内戦の政治的解決支援を目的としている。また、イスラエルやヨルダンを含む重要な地域的パートナーとの長期にわたる関係強化を今後も継続していく。

イ 欧州（9.5億ドル）：民主的なウクライナを支援し、パートナー国の安全保障や繁栄、エネルギーの独立性、よい統治を強化する。

ウ 中米（7.6億ドル）：中米における戦略および離散状態にある移民の子どもと家族への取組を形成する長期的・包括的なアプローチのために割り当てられる（これは現政権による中米への財政的支援10億ドルの一部）。

エ 南米：コロンビア政府とコロンビア革命軍との間の平和合意がなされるという想定の下、紛争後の地域における新たな治安上の懸念への取組、合意に基づいた地雷除去の重要性の強調、治安維持支援や公正の担保、公的サービスの向上を通じた市民社会プログラムの提供について、支援を行っていく。

オ アフガニスタン・パキスタン（34億ドル）：アフガニスタン軍の訓練および支援、腐敗撲滅、過激主義およびテロリズムへの対抗、市民社会の強化、保健・教育・経済成長およびよい統治の支援を通じたアフガニスタンにおける治安強化および発展を補強。また、このうち8.6億ドルは、パキスタンとの協力関係維持と暴力的過激主義集団の壊滅のために充てられる。これはパキスタンによる対反乱作戦、力強い安定性、エネルギーアクセス、経済成長、社会変革を支援する。

カ アフリカ（71億ドル）：民主主義・保健・教育・経済成長および安全保障の支援。また、大統領によるイニシアティブである“Stand With Civil Society”のようなメカニズムを通じた市民社会および民主主義的組織の強化、統治の改善、経済成長の促進、人権保護に焦点を当てる。ナイジェリアにおける民主主義の促進、ギニアを始めとした各国の重要な民主主義への移行を支援することを計画している。パワーアフリカを通じた地域の繁栄にも投資していく。戦略的に重要な平和維持活動への支援や、安全保障統治イニシアティブと同じく、アフリカでの平

和維持軍を迅速に展開するためのイニシアティブの下、継続して取り組んでいる地域の安定にも支援を行っていく。

キ アジア・太平洋（15億ドル）：当該地域におけるアジアリバランスを支援。米国の同盟国および新興勢力との協力関係強化、地域の経済協力促進、開かれた市場に寄与し、米国の労働者および企業が活動する場を均すTPP支援のためのリソースおよび活動を調整する。

ク 気候変動（9.8億ドル）：国務省やUSAIDによる主要国および新興国との多国間および二国間協力を通じた気候変動イニシアティブを支援する。これには、発展途上国が炭素汚染の削減と気候変動への強靱性強化のための公的・民間資金を動員する一助となる緑の気候基金への拠出を含む。

ケ 人道支援（62億ドル）：世界中で起こっている人道への挑戦に取り組む。これには紛争や自然災害による被害を受けている国内避難民、難民、コミュニティへの支援を含んでいる。

コ 民主主義・人権および統治（27億ドル）：オバマ政権の戦略的目標の中心の1つである人権および統治への拠出を含む。この支援プログラムは、国家安全保障を保護し、世界の繁栄を促進させ、アメリカの価値観とアイデンティティを反映した原則に引き続きコミットしていくことを示していく。

サ 国際機関（47億ドル）：国際機関および平和維持活動、諸外国が平和維持および安定性維持活動に参加する能力強化のための支援。

(2) 繁栄、保健および開発の促進

ア 米国企業支援：米国の雇用を確保し、米国の企業のために、新しい、開かれた市場を促進し、米国の企業が外国政府および企業との契約のために競争することを支援。これにより米国が世界経済において指導的役割を果たすことを確実なものとする。

イ 国際保健（86億ドル）：健全な地球全体の人口は持続的な経済成長と貧困減少にとって極めて重要であるため、オバマ政権は国際保健への関与を増大さ

せる。ここには大統領エイズ救済緊急計画(PEPFAR)や世界健康安全保障アジェンダ(GHSA)、ワクチンアライアンス(GAVI)のほか、母子死亡率低下といった保健に関する重要な問題に取り組む鍵となるプログラムへの強力な支援を含む。また、大統領マラリア・イニシアティブ(PMI)への支援増大やグローバルファンドへの拠出も含んでいる。

ウ その他：開発を補強するために、アフリカにおけるエネルギー・ポートフォリオと、経済拡大およびパートナー国の能力構築に向けた投資を推進するパワーアフリカを支援する。また、被援助国の貧困削減と栄養失調改善に資するFeed the Futureへの投資も行う。さらに、この予算は、民主主義、人権、よい統治、貿易、思春期の少女を含む子どもの教育、浄水、天然資源保護といったその他の重要な目標達成にも貢献する。

3. 日米開発協力

2014年4月のオバマ大統領訪日に際して発表された日米共同声明およびファクト・シートの中で、今後の地球規模の課題に対して日米両国が開発分野において協力関係を開始・拡大していることが言及された。2015年4月に行われた日米首脳会談後に発表された「日米共同ビジョン声明」^(注8)においては、日本と米国はグローバルな課題に対処するパートナーシップを構築していることが言及された。同時に発出された「より繁栄し安定した世界のための日米協力に関するファクト・シート」^(注9)の中では、①開発協力（ポスト2015年開発アジェンダ、食料安全保障、アフリカを含むグローバルな開発協力、ミャンマーにおける労働の権利に関する環境改善、防災）、②環境および気候変動（COP21の成功に向けた協力、温室効果ガス排出量の削減、GCFの活用、GEFと共同した協力の可能性追求など）、③女性・女児のエンパワーメント（女性起業家支援、アフガニスタンにおける女性および女児に対する支援、国際的な女児教育支援）、④国際保健（感染症対策、母子保健の推進、西アフリカやアジア太平洋地域における保健システムの再建・強

注1:2010年5月ホワイトハウス発表“National Security Strategy” https://www.whitehouse.gov/sites/default/files/rss_viewer/national_security_strategy.pdf

注2:<http://www.state.gov/ppd/>

注3:国務省 <http://www.state.gov/>

注4:米国国際開発庁(USAID) <http://www.usaid.gov/>

注5:<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2015/04/241177.htm>

注6:<http://www.state.gov/documents/organization/241429.pdf>

注7:2017年度予算要求(Congressional Budget request) <http://www.state.gov/documents/organization/252493.pdf>

化、GHSAの前進)に取り組むことが確認されている。日米の首脳レベルでのやりとりを受け、日米開発対話を高級実務者レベルでこれまで計3回開催し、日米が共同で取り組むべき開発課題並びにグローバルおよび地域的な課題への対応や、グローバルな課題の解決に向けた日米の協働について協議してきている。

実施体制

1. 米国国際開発庁 (USAID : U.S. Agency for International Development)

米国の対外援助に関わる機関は財務省や農務省、保健福祉省、平和部隊など数多くあるが、二国間援助の実施において中心的な役割を担うのがUSAIDである。USAIDは国務長官から総合的な外交政策のガイダンスを受ける独立した連邦政府機関であり、米国外交政策の目標を支持して、世界各地に経済援助、開発援助、人道援助を提供する。

USAIDは、海外事務所に多くのスタッフを配置し、援助案件実施の管理を海外事務所に委ねている。2014年9月時点で、政府直接雇用職員は3,831名在籍しており、在外現地採用職員4,415名のほか、各種プログラムで採用される者を含めると職員は総数9,355名在籍している。また、USAIDは従来からPVO (Private Voluntary Organization、NGOを指す) を重要なパートナーと位置づけ、積極的に活用している。

2. ミレニアム挑戦公社^(注10) (MCC : Millennium Challenge Corporation)

2004年に設立されたミレニアム挑戦公社 (MCC) は、MCC理事会によって監査され、最高経営責任者 (CEO) により運営されている。MCC理事会は国務長官が議長を務め、財務長官、通商代表、USAID長官のほかに民間企業関係者が参加する。USAIDとは異なったアプローチで効率的に貧困支援を行うことを目的としており、職員は300名以下の小さな組織となっている。

MCCは、低所得国もしくは中所得国の中で、「良い統治」「経済的自由」「市民への投資」を公約としている国々から市民の自由度、汚職規制、女性の初等教育修了率、貿易政策などの指標 (指標は毎年変更され、公表される) を用いて被援助国を選定し、①MCC理事会によって適格国と認められた途上国に対する無償資金協力、および②もう少しで適格国になり得る途上国を対象とした小規模の無償資金協力を行っている。

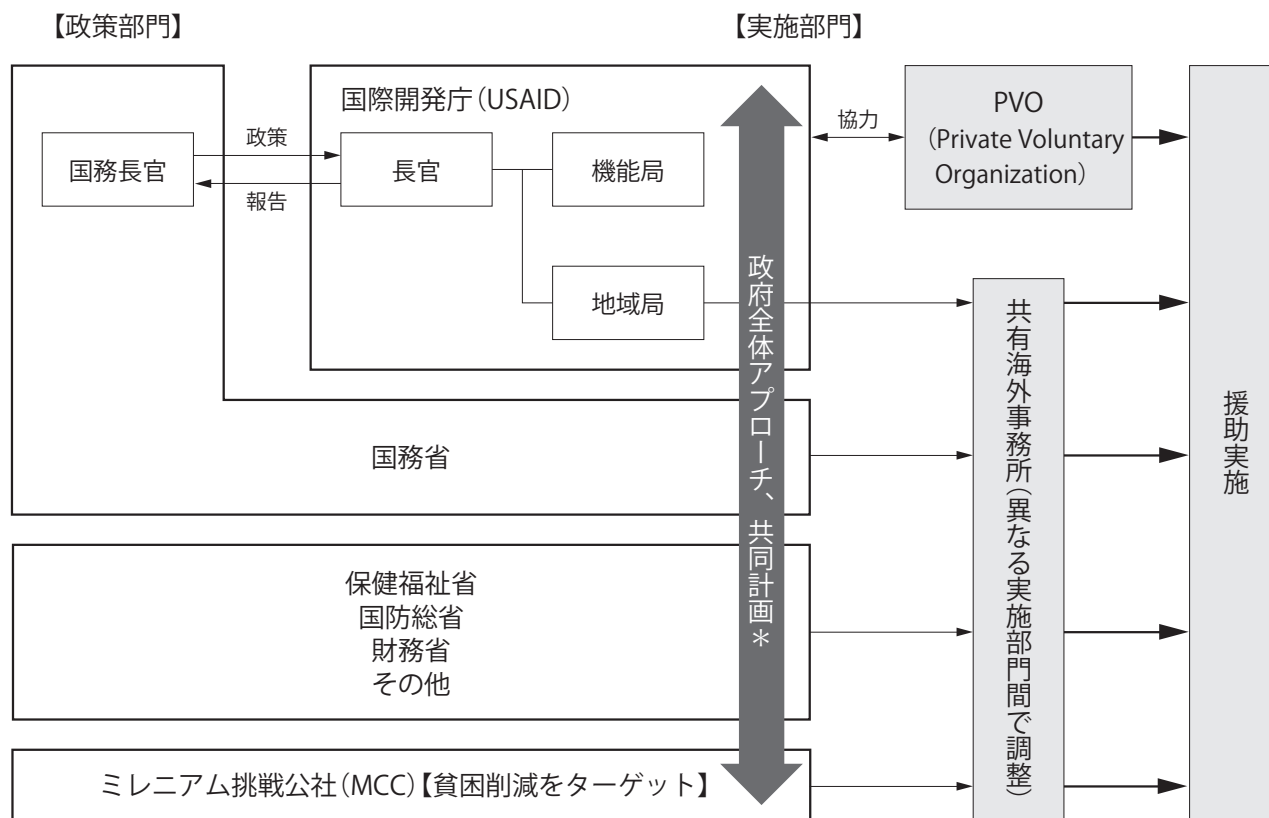
MCCは、これまでに農業および灌漑、交通、水の供給および衛生などの分野で総額84億ドル以上のプログラムを承認している。14万8,000人以上の農業従事者への訓練、8万2,000ヘクタール以上の開墾、4,900km以上の道路の設計・建設、農業ローンへの6,500万ドル拠出を実行してきており、被援助国の発展機会の促進、市場開拓、生活水準向上、貧しい人々の繁栄と将来の創造に寄与してきた。

注8:「日米共同ビジョン声明」 <https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2015/04/28/us-japan-joint-vision-statement>

注9:「より繁栄し安定した世界のための日米協力に関するファクト・シート」

<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2015/04/28/fact-sheet-us-japan-cooperation-more-prosperous-and-stable-world>

援助実施体制図



* 2009年より政府は、強力な方針指導の下、開発協力をより戦略的かつ統合的に実施していくために、省庁間の協働を推奨したり、組織横断的な業務に携わるスタッフの報奨制度を導入したりしている。この結果、MCC・政府/USAID間の共同計画要領などが策定され、いくつかの被援助国では既存のUSAIDの事業をMCCが受け継いだり、活動を補完したりする好ましい事例が発生している。

(1) 政府開発援助上位10か国

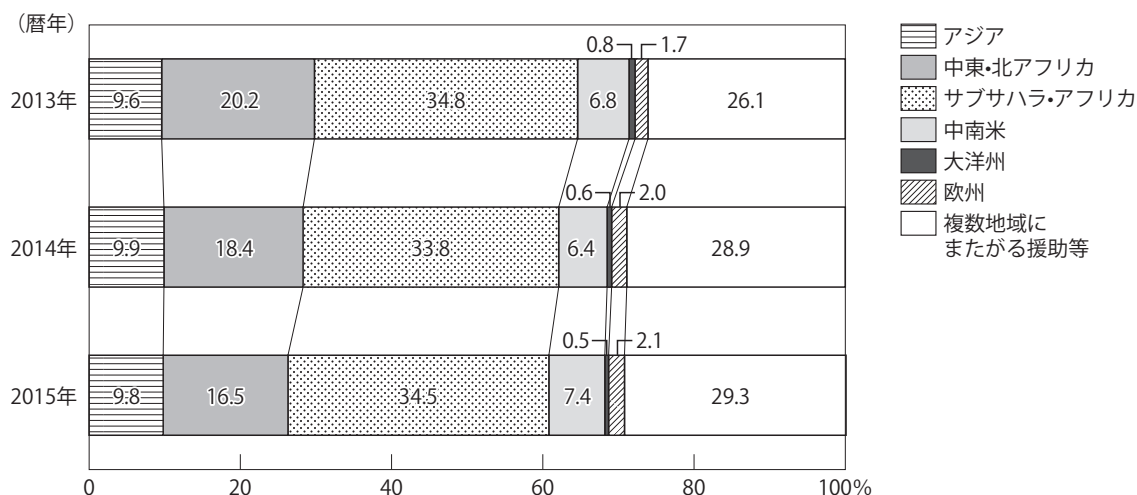
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アフガニスタン	1,694.07	6.4	1	アフガニスタン	1,928.08	7.0	1	アフガニスタン	1,631.47	6.1
2	[パレスチナ自治区]	958.67	3.6	2	ヨルダン	1,183.45	4.3	2	ヨルダン	809.69	3.0
3	ケニア	893.63	3.4	3	ケニア	807.37	2.9	3	コンゴ民主共和国	769.23	2.9
4	シリア	765.72	2.9	4	南スーダン	796.07	2.9	4	エチオピア	746.43	2.8
5	タンザニア	734.88	2.8	5	パキスタン	695.96	2.5	5	パキスタン	746.10	2.8
6	スーダン	713.88	2.7	6	エチオピア	664.84	2.4	6	ケニア	711.73	2.7
7	エチオピア	678.78	2.6	7	シリア	644.27	2.3	7	シリア	710.85	2.7
8	パキスタン	609.85	2.3	8	[パレスチナ自治区]	544.19	2.0	8	南スーダン	595.10	2.2
9	ナイジェリア	544.10	2.1	9	南アフリカ	515.02	1.9	9	リベリア	514.06	1.9
10	モザンビーク	541.17	2.1	10	タンザニア	509.01	1.9	10	ナイジェリア	490.64	1.8
10位の合計		8,134.75	30.9	10位の合計		8,288.26	30.1	10位の合計		7,725.30	29.0
二国間ODA合計		26,360.28	100.0	二国間ODA合計		27,509.30	100.0	二国間ODA合計		26,654.11	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

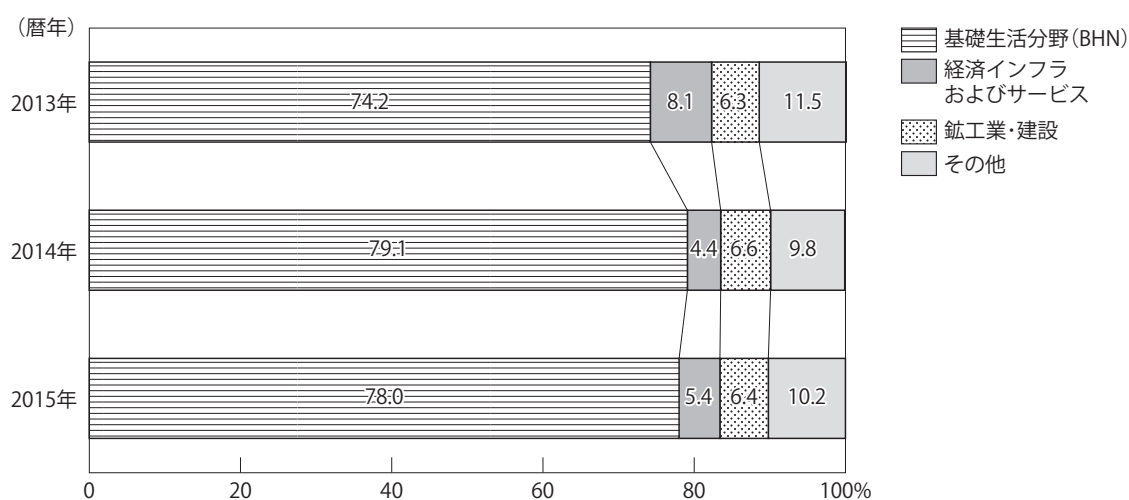
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

29 ブラジル(Brazil)

援助政策等

1. 基本方針

ブラジルによる開発援助は1950年代から行われているが、開発援助に関する基本法は存在しない。ブラジル応用経済研究所(Ipea: Instituto de Pesquisa Econômica Aplicada)や外務省国際協力庁(ABC: Agência Brasileira de Cooperação)等がまとめた資料^(注1)によれば、ブラジル政府は「国際開発協力」として、①人道支援、②国費留学生、③技術協力および科学技術協力、④国際機関向けの資金拠出、⑤平和協力活動を実施している。

外交政策上、技術協力による開発援助を重視し、被援助国の住民の社会正義・生活水準の向上および持続的開発を優先課題とし、それらを達成するためのツールとして南南協力を実施している。援助は、途上国間協力といった意味合いも強く、ブラジルと途上国間の関係強化の中での政策協調や、両国実施機関の能力強化、人材育成、技術の開発・普及等を基本的な政策目的として実施している。

2. 援助規模

2009-2010年の政府開発援助額をスキーム・分野別に見ると以下の表のとおりである^(注2)。

(単位:百万レアル、%)

	2009		2010		2009から 2010への 増減率
	金額	割合	金額	割合	
技術協力	97.7	11.5	101.7	6.3	4.0
留学生受入れ	44.5	5.2	62.6	3.8	40.7
科学技術協力	—	—	42.3	2.6	—
人道支援	87.0	10.2	285.2	17.6	227.7
平和維持活動	125.4	14.8	585.1	36.0	366.5
国際機関への拠出	495.2	58.3	548.4	33.7	10.7
合計	849.8 (約401億 9,000万円)	100.0	1,625.1 (約807億 2,000万円)	100.0	91.2

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

地域別に見ると、中南米諸国への援助比率が2010年

で68.1%と突出している。なお、ブラジルは二国間政府貸付を実施していない。

外務省国際協力庁の技術協力に関する予算額は、2010年に5,250万レアル(約26億円)、2011年に5,260万レアル、2012年に5,180万レアルと近年おおむね横ばいとなっている。

3. 重点分野・地域

(1) 技術協力

技術協力に関しては、2010年、外務省国際協力庁により80か国以上で221のプロジェクトが実施されている。主な対象国および分野は、以下の表のとおり(括弧内は金額比)であり、ポルトガル語圏の諸国への協力が大半を占める。分野別では、農業分野での協力が多い点が特徴である。特に、中南米におけるブラジルの主導的な役割、アフリカへの積極外交を背景に、中南米諸国やポルトガル語圏アフリカ諸国に対して、経済社会開発を目的とした地域コミュニティの能力強化にかかわる技術支援を推進している。ほかにも、熱帯・亜熱帯など多様な気候風土を持つことや、旧ポルトガル領であることによる言語・文化の共通点などの特性を活かしながら支援を行っている。

順位	対象国上位10か国 (2005年～2010年の合計)	金額比
1	モザンビーク	15.8%
2	東ティモール	15.2%
3	ギニアビサウ	14.4%
4	ハイチ	13.1%
5	カーボヴェルデ	9.8%
6	パラグアイ	7.5%
7	グアテマラ	7.0%
8	サントメ・プリンシペ	6.4%
9	アンゴラ	4.8%
10	ウルグアイ	3.3%
	その他	2.7%
合計		100%

注1:「Cooperação Brasileira para o Desenvolvimento Internacional 2005-2009(国際開発のためのブラジルの協力2005-2009)」(Ipea、ABC等、2010年)

注2:参考:「Cooperação Brasileira para o Desenvolvimento Internacional 2010(国際開発のためのブラジルの協力2010)」(Ipea、ABC等、2013年)

順位	対象分野 (2003年～2010年の合計)	金額比
1	農業	21.9%
2	保健	16.3%
3	教育	12.1%
4	環境	7.4%
5	社会保障	6.3%
6	行政	5.4%
7	社会開発	5.3%
	その他	25.3%
合計		100%

また、技術協力の実施に当たり、ブラジルは日本をはじめとする先進国をパートナーとする三角協力を推進している。三角協力は、ブラジルが援助国としての技術移転能力を強化していくための重要な手段として期待されている。現在では日本のほか、イタリア、スペイン、イスラエル、エジプト、米国、ドイツ、オーストラリア、英国といった諸国やFAO、WFP、UNESCOといった国際機関との間で、主に中南米諸国やモザンビーク等のポルトガル語圏アフリカ諸国に対し、ブラジルでの経験を活かした農業開発や保健衛生分野での支援を行っている。

(2) 無償資金協力（人道支援）

2008年の2,970万リアルから、2009年8,740万リアル、2010年2億8,520万リアルと急増している。2009年には国連世界食糧計画（WFP：World Food Programme）やスペインと協働して、キューバ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカへの食料無償供与を始めた。2010年の人道支援における多国間援助の割合は56.8%で、残り43.2%は二国間援助であった。

(3) 国際機関への拠出

2010年の内訳は以下のとおり。

（単位：百万リアル、％）

	金額	割合	代表的機関と金額
国連機関等への拠出金	236.2	43.1	UNESCO 13.7 (国連教育科学文化機関) UNIDO 13.2 (国連工業開発機関) PAHO 12.7 (全米保健機構) CTBTO 12.2 (包括的核実験禁止条約機関) OAS 11.1 (米州機構)
国際開発金融機関	306.8	55.9	IDA 168.3 (国際開発協会) FOCEM 134.0 (メルコスール構造的格差是正基金) AfDF 4.4 (アフリカ開発基金)
その他	5.4	1.0	
合計	548.4 (約273億5,000万円)	100.0	

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との開発協力

日本とブラジルは、2000年に開発協力のパートナーシップ・プログラム（JBPP：Japan-Brazil Partnership Programme）を締結し、以来、この枠組を通して、日・ブラジル双方の開発方針に合致する分野において、中南米やポルトガル語圏アフリカ諸国に対し三角協力を実施している。

実施体制

1. 援助担当機関の業務分担

開発援助を総合的に担当する省庁は無く、スキーム別に関省庁・部局が個々の援助案件を担当している。技術協力については外務省国際協力庁が、人道支援については外務省国際飢餓対策室（CGFome）が、科学技術協力については科学技術イノベーション省が担当し、農務省等関係実施機関と連携しながら援助を実施している。

国際機関への拠出については各関係省庁が担当しており、特に企画予算省国際局が米州開発銀行（IDB）、ア

フリカ開発銀行（AfDB）等の国際開発金融機関を、財務省国際局が世界銀行を担当している。

2. 外務省国際協力庁

技術協力を担当する外務省国際協力庁は外務省の外交政策に則り、かつ政府各部門の国家計画・プログラムにより策定される国家優先課題に従い、ブラジルと協力相手国との国際協力協定の範囲内で活動を行っている。

外務省国際協力庁は次の部門により構成されている。

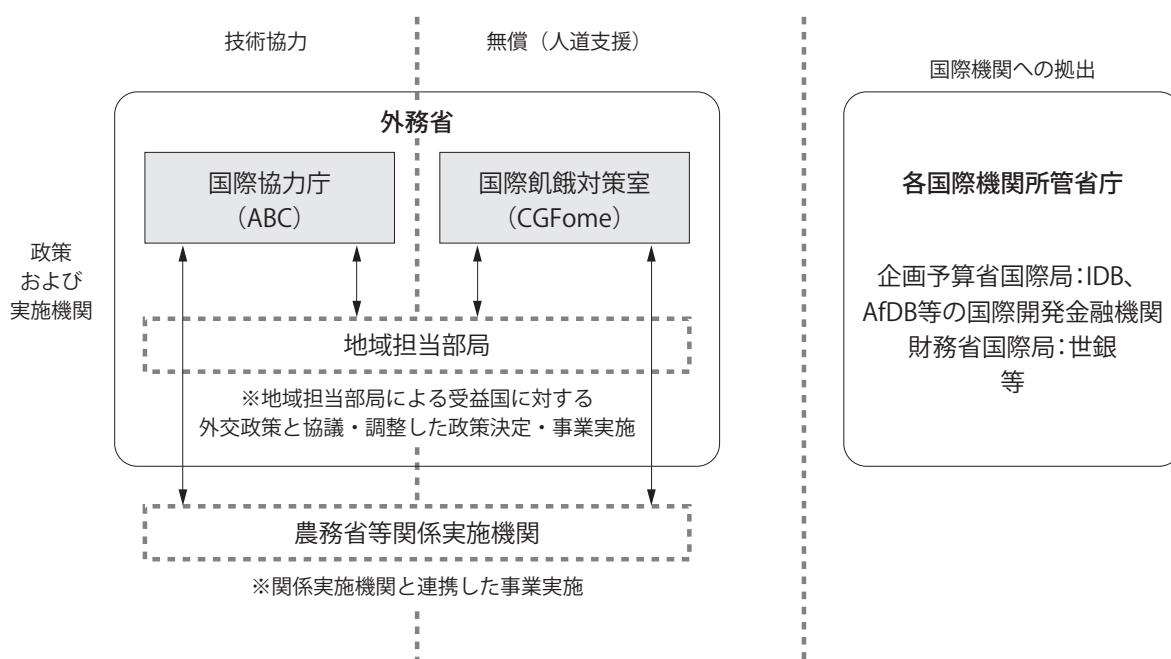
①途上国間協力計画室、②二国間技術協力室、③多国間

協力室、④農牧協力室、⑤保健・社会開発協力室、⑥教育職業訓練協力室、⑦情報技術・電子ガバナンス協力室、⑧防災・都市開発・運輸協力室、⑨三角協力室、⑩管理予算室、⑪国際技術協力計画パートナーシップ推進室。なお、在外拠点として、在外公館に技術協力担当官を配置している。

● ウェブサイト

・外務省国際協力庁：<http://www.abc.gov.br>

援助実施体制図



30 中国 (China)

援助政策等

1. 基本政策・理念・体制

中国は、1950年より対外援助を実施。自国による援助を開発途上国間の相互支援（南南協力）と位置付け、先進国によるODAと一貫して差別化している。1964年に周恩来首相（当時）が発表した「対外援助8原則」（平等互惠、主権尊重・内政不干涉等）を基本原則としている。

中国商務部は2014年11月15日、対外援助の管理に関する初の基本法となる「対外援助管理弁法（試行）」を公布した（同年12月15日に施行）。2015年には企業資格認定、パッケージ型プロジェクト、物資プロジェクト、技術援助プロジェクト等4つの部門規則が公布され、関連法整備が進んだ。

2. 援助規模

中国政府・商務部は、2011年に引き続き2014年7月に2版目となる「対外援助白書」を発表し、対外援助の概観と実績を示した。同白書は中国の対外援助について、政策方針、資金、対象分野、援助方式、援助内容および地域協力メカニズムや多国間組織との連携等について記述。一方、国別・地域別の供与情報や供与条件など詳細なデータは含まれていない。また、国際的に信頼・比較可能な統計情報は明らかではなく、全体像・詳細は不明である。

一方、中国政府・財政部の2016年の発表によれば、2015年の中国の援助支出額は195億3,700万元（約3,125.92億円：1元＝16円で換算。以下同様）とされている。ただし同発表でも、対象国別の実績、具体的案件の概要等の詳細な情報は明らかにされておらず、不明な点が多い。

3. 援助の形態・分野

(1) 対外援助管理弁法等によれば次のとおり。

- ・援助形態：無償援助、無利子借款、優遇借款の3種

類^(注1)。

- ・主たる実施手法：①パッケージ型プロジェクト^(注2)、②物資援助、③技術協力、④人材育成協力、⑤ボランティア派遣

(2) 中国商務年鑑（2016年版）によれば、2015年の具体的な実績は以下のとおり。

①各種プロジェクトおよび物資援助：563件

②人材育成プロジェクト：3万人を養成

このほか、緊急人道援助をスリランカ、バヌアツ、パキスタンを含む26の国々および国際組織に、30回実施。

中国商務年鑑（2016年版）によれば、2015年、商務部は農業、医療衛生、教育、文化、クリーンな水、地域社会発展、貧困救済等民生分野の援助を強化したとされる。

4. 重点地域

援助の対象は伝統的にアフリカ重視。

また、習近平国家主席は、国連創設70周年の一連のサミットの中で、「南南協力援助基金」「南南協力と発展学院」等を含む対外政策を発表。

5. 対アフリカ援助

2013年8月に国務院新聞弁公室から、2010年に次いで第2版となる「中国アフリカ経済貿易協力白書」が公表された。中国・アフリカの経済貿易協力関係の発展は、アフリカの民生レベルの改善、アフリカ経済の多角的発展に寄与するだけでなく、中国経済・社会の発展、南南協力の促進、世界経済の均衡的発展に寄与するとし、具体的な援助状況^(注3)を紹介している。

2014年年初からのアフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対しても、中国政府は支援を行っており、2015年には被害からの再建を主要内容とする第5回援助を実施し、同時にアフリカ連合と共にアフリカ疾病制御センターの企画建設と運営管理を検討している。

2015年に南アフリカで開催された「第6回中国・アフリカ

注1：無償援助は、主に中小型福祉プロジェクトおよび人的資源開発等に使用される。無利子借款は、主に公共施設整備等に使用される。優遇借款は、経済的および社会的に利益のある生産型プロジェクトや大中型インフラプロジェクトの建設等に使用される。

注2：無償支援、無利子借款等で援助を行うインフラプロジェクトの、設計から施工に至るまでの工程のすべて、またはその一部を、設備、建設材料、技術者の調達も含めて中国側が請け負う、中国の最も主要な援助方式。

注3：項目としては①貿易の持続可能な発展の促進、②融資協力レベルの向上、③農業・食料安全協力の強化、④インフラ設備支援、⑤民生・キャンペーン向上、⑥多国間枠組み協力の促進、が挙げられている。

注4：①工業化協力計画、②農業の現代化協力計画、③インフラ協力計画、④金融協力計画、⑤グリーン発展協力計画、⑥貿易および投資の円滑化協力計画、⑦貧困削減・惠民協力計画、⑧公共衛生協力計画、⑨人文協力計画、⑩平和と安全保障協力計画

リカ協力フォーラム（FOCAC）閣僚会合においては、習近平国家主席が10大協力^{（注4）}を提起し、この計画の実施を支援するために、今後3年間で中国側から総額600億米ドルの資金を提供することが決定された。

6. 他国・機関との連携

開発分野における国際協力を強化する方針の下、二国間および多国間で三角協力を試験的に展開しているとされ、商務年鑑によれば、UNICEF、UNIDO等の機関と開発途上国の公共管理、農業、エネルギー・鉱物資源、ビジネスサービス等の研修プロジェクトを実施した。

2015年、アメリカ合衆国国際開発庁、ビル&メリンダ・ゲイツ財団とそれぞれ国際開発分野での協力の覚え書きに署名し、米中両国は農業・衛生・人力資源開発等の分野で協力を開始した。

また国連開発サミット（2015年）には習国家主席が出席、60年来、中国が合わせて166の国と国際組織に4,000億元（約6兆4,000億円）の援助を実施し、60万人超の人員を派遣したことに言及した。その際、中国が①「南南協力援助基金」を設立し、さしあたって20億ドルを提供すること、②後発開発途上国に対して、2030年までに120億ドルの投資をすること、③後発開発途上国、内陸部開発途上国、小島嶼開発途上国の、2015年末までにまだ返還していない政府間の無利子借款債務の免除、④国際開発知識センターの設立について言及した。

そして同じく国連南南協力ラウンドテーブルにおいて、習国家主席は今後5年で中国が①100の貧困削減プロジェクト、②100の農業協力プロジェクト、③100の貿易促進援助プロジェクト、④100の生態保護および気候変化対応プロジェクト、⑤100の病院と診療所、⑥100の学校と職業研修センターを含めた「6つの100」プロジェクト支援を提供することを宣言。今後5年で中国は途上国に12万人の訪中研修、および15万人の奨学金

定員を提供し、50万人の職業技術人員を育成すること、南南協力・開発学院を設立すること、そしてWHOに200万ドルの現金援助を提供することを述べた。

7. 実施体制

対外援助は、商務部（対外援助司）が主管しており、外交部、財政部、中国輸出入銀行と部門間調整システム等を通じて協議しながら、国別援助計画や資金計画等を作成。その他の中央部門も一部の専門性の強い援助事業に参加している。

無償援助、無利子援助は国家財政より支出され、優遇借款については、中国輸出入銀行（国務院直属機関）を通じて実施される。

8. 開発に関係するその他のイニシアティブ等

中国は、「一帯一路」（「シルクロード経済ベルト」と「21世紀海上シルクロード」）構想を提唱し、「一帯一路」沿線国家のインフラ・資源開発・産業協力および金融協力等の連結性関連プロジェクトへ投融資を目的とするシルクロード基金を設立した。

また、中国はアジアインフラ投資銀行（AIIB）の設立を主導し、2015年末までに57か国（日本は不参加）が設立協定に署名。これまでに50か国が批准書を寄託し、加盟国となった（2016年末時点）。2016年1月の創立総会以降、2016年末までに9件（17.3億ドル）の融資案件が理事会において承認されている。

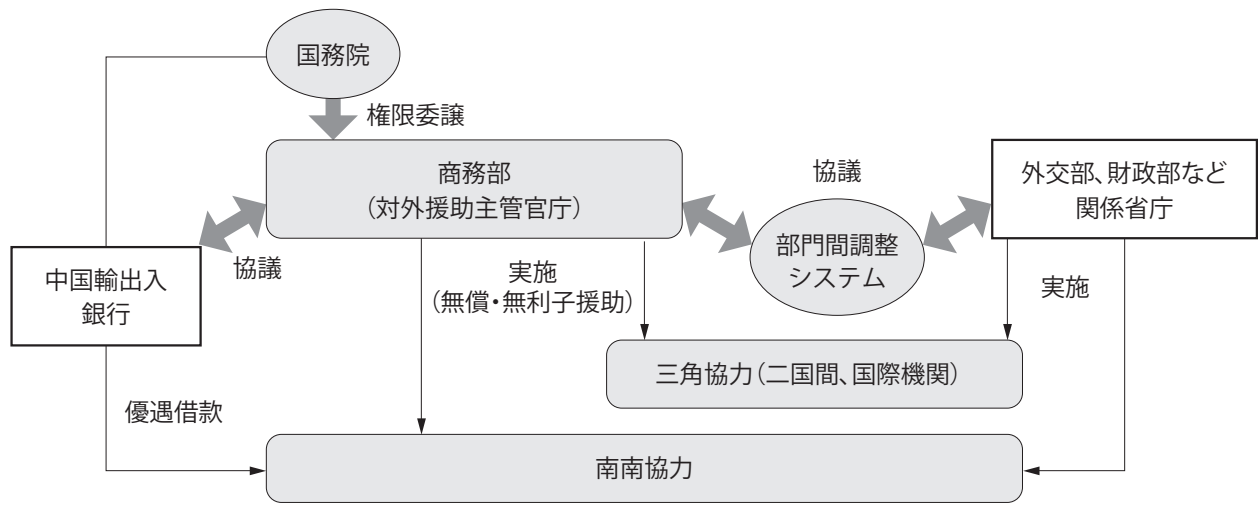
● ウェブサイト

・ 中華人民共和国商務部：<http://www.mofcom.gov.cn/>

● 参考資料

- ・ 2011年度版対外援助白書
- ・ 2014年度版対外援助白書
- ・ 2016年商務年鑑

援助実施体制図



31 ハンガリー(Hungary)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

ハンガリーは国際開発協力の実施を自国の外交政策上、不可欠な事項と位置付けているほか、EU（欧州連合）加盟国として、開発途上国を支援するドナー・コミュニティの責任も共有している。ハンガリーは2000年に国連で採択されたミレニアム開発目標（MDGs）の達成、貧困の撲滅、支援対象国における人権に基づく民主主義体制の確立といった国際社会による支援の取組への貢献を約束しており、2001年には最初の国際開発協力戦略を策定し、2003年から国際開発協力を実施している。2014年に策定した現在の中期国際開発協力戦略（2014～2020年）では、①民主的統治の強化等制度の確立、②持続可能な農業生産の向上を目指すグリーン栽培、環境保全と経済成長の両立を目指すグリーン経済および環境・気候変動、③人的資源および能力開発を重点3分野とし、西バルカン、東欧、アフリカおよび中東を重点4地域と設定している。2017年には、本戦略の中間評価を行うとともに、2015年に採択された持続可能な開発のための2030アジェンダの達成への貢献に資するよう戦略を見直すこととしている。

また、2015年7月には、中期国際開発協力戦略に法的根拠を付与し、その着実な実施を図るため「国際開発協力および国際人道支援に関する法律」を施行した。

2. 援助規模

近年の援助規模は次のとおり。ハンガリーの国際開発協力は、EU、国際連合、世界銀行等に提供される多国間援助を中心としており、2014年では国際開発協力の約8割が多国間援助となっている。

（単位：百万ドル）

	2012年	2013年	2014年
ODA実績額	118.42	128.24	144.03
多国間援助(割合)	96.92(82%)	93.91(73%)	113.93(79%)
二国間援助(割合)	21.50(18%)	34.33(27%)	30.10(21%)
対GNI比	0.10%	0.10%	0.11%

出典：外務貿易省作成資料

3. 重点分野・地域

(1) 援助分野

ハンガリーの国際開発協力は技術協力が主流であり、比較優位を持つ分野である教育、水関連、公衆衛生、農業、環境保護等の分野でプロジェクトを実施し、関連する省庁およびその関連機関が相手国の国家行政機関や地方自治体に対して技術協力を行っている。国際開発協力の一環として、自国が政治的・経済的移行プロセスで得た経験の共有を行っていることが特徴である。EUへ加盟したプロセスに関連する経験を西バルカンおよび東欧の国々に提供し、民主主義へ移行した際の経験を北アフリカ諸国に提供している。また、ハンガリーは、水資源管理、河川流域管理、水質の保全といった水関連プロジェクトへの取組も実施している。

(2) 重点地域

主な二国間援助対象国および地域別の内訳は次のとおり。

① 二国間援助上位5カ国

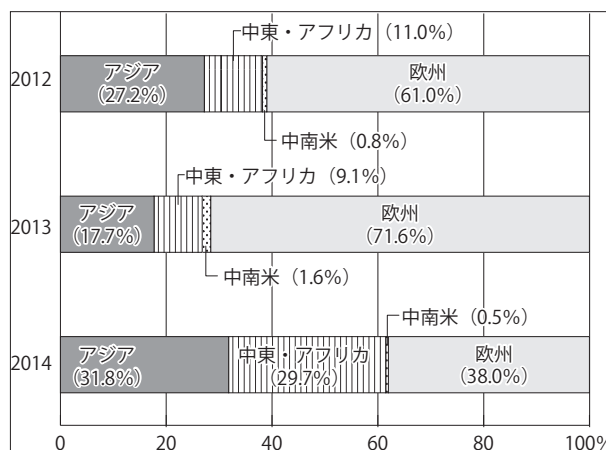
（単位：百万ドル）

2012年		2013年		2014年	
順位	国・地域	金額	順位	国・地域	金額
1	ウクライナ	4.58	1	ウクライナ	7.91
2	セルビア	3.93	2	セルビア	6.45
3	アフガニスタン	1.83	3	スリランカ	1.02
4	中国	0.81	4	ベトナム	0.74
5	イラン	0.54	5	アフガニスタン	0.57

出典：外務貿易省作成資料

* 金額は二国間ODA供与実績（支出純額）

② 地域別内訳



出典：外務貿易省作成資料

4. 日本との開発協力

被援助国からドナー国となったヴィシェグラード4か国（V4：チェコ、ポーランド、スロバキアおよびハンガリー）から、日本の国際協力における経験を学びたいとの要望があり、2013年11月に開催された第5回「V4+日本」外相会合で、「V4+日本」共同プロジェクトを実施することが合意された。具体的には、①セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロの中小企業支援分野（2014年10月）、②モルドバの医療分野（2015年12月）、③セルビアのエネルギー関連分野（2016年10月）支援に関するワークショップが開催され、各国専門家と知見が共有された。

実施体制

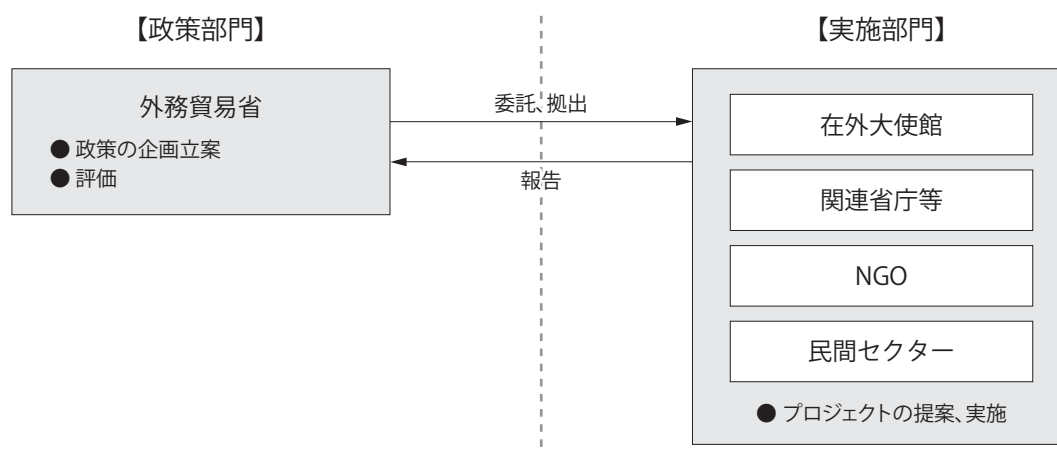
ハンガリーは、独自の国際開発援助実施機関を持っていない。政策部門として、外務貿易省が国際開発協力に係る政策の企画立案および評価を行っており、実施部門として、関連省庁およびその関連機関、在外大使館、NGO、民間セクターが国際開発協力に係るプロジェクトの提案および各プロジェクトの実施を行っている。

● ウェブサイト

・ハンガリー外務貿易省：<http://nefe.kormany.hu/>

※年次報告書の閲覧可能（ハンガリー語のみ）

援助実施体制図



32 インド (India)

援助政策等

1. 基本方針

インドはOECD加盟国と異なり、ODAではなく、開発協力 (Development Partnership) という名の下、開発援助を実施している。開発協力を規定する法律、基本方針等は特段存在しないが、開発協力はインド独立の翌年にブータンに対して供与されて以来、外交において主要な役割を果たすものとして位置付けられている。また、開発協力は、基本的にインド単独で実施しており、他のドナー各国との協働は行っていない。

2010年から、開発協力の対GNI比0.7%を目標としている。

2. 援助規模

2015年度の修正予算では、844億ルピー (約1,400億円) が外国への経済協力として計上され、うち、504億ルピー (60%) が無償資金協力、340億ルピー (40%) が有償資金協力となっている (別表参照)。

3. 重点地域

対象国・地域の選定に当たっては近隣諸国が重視されている。2015年度には、ブータン、アフガニスタン、スリランカ、バングラデシュ、ネパール、ミャンマー、モルディブ等近隣諸国に対して援助額の約91%が供与され、残りの約9%はアフリカ諸国、中央アジア諸国、中南米諸国等の地域を対象としている。最大の援助対象国は、近隣諸国の中でもインドとの関係が特に強く、インドが重要視しているブータンであり、2015年度には全援助額の約66%を占める561億ルピー (うち無償資金協力約237億ルピー、有償資金協力約324億ルピー) が対ブータン援助に支出され、インドはブータンにとって最大の二国間援助供与国となっている。

4. 開発援助スキーム

(1) IDEA (Indian Development and Economic Assistance) スキーム

従来はインド財務省から被援助国政府に対して財政援助を直接行っていたが、2004年から政策変更し、政府の指示によりインド輸出入銀行 (EXIM Bank : Export Import Bank of India) を通じてクレジットライン (信用供与枠) を与えることとした。クレジットラインの

範囲内で政府間貸付が行われる。貸付の実績については、後出の表「インド政府 (外務省) による途上国支援」の通りである。IDEAは2010年度から実施されており、供与される金額のうち、65%はインドからの物資やサービスの購入に充てられ、残りの35%については被供与国が購入先を決めることができる。過去、168億米ドルが226のクレジットラインとして設定されている。そのうち、87億米ドルがアフリカ諸国向けである。

(2) 近隣諸国やアフリカ諸国等への無償支援

アフガニスタンの復興やミャンマーの国境地帯に関する支援、ネパールやスリランカへの支援などが無償支援として行われている。アフガニスタンに対しては、2015年12月にアフガン国会議事堂建設プロジェクトが開始され、医療機器の供給、農業大学への支援、鉱業研究所の創設やバスや関連インフラの提供に向けた準備が行われた。このほか、教育と能力開発も無償支援の対象となった。ミャンマー向けの案件には、地域連結性を高めることを目的としたインドとミャンマーの港湾をつなぐ道路事業や、タイとミャンマーとインドをつなぐ高速道路事業などが挙げられる。その他、IT、病院、農業等の分野でも支援を実施している。対ネパール支援で重要なのは国境の警備設備や鉄道建設、医療機器の供給である。スリランカ向けの援助については、同国の優先度に応じて実施され、国内避難民の再定住のための家屋建設、文化センター建設、寺院再建、病院建設がある。

アフリカ向けはここ10年、力を入れるようになり、2014年度における主な無償支援は、リベリアへのバス15台の供与、ガーナへのトマト栽培研究事業が挙げられる。他のアフリカ諸国に対しては、IT関連設備、病院、薬品、救急車、トラクター等の農業機具等を支援している。

(3) 技術協力

技術協力は、インド技術経済協力プログラム (ITEC : Indian Technical and Economic Cooperation Programme) とその姉妹プログラムであるアフリカに対するコモンウェルス特別プログラム (SCAAP: Special Commonwealth Assistance for Africa Programme) により構成される。

2015年度は、発展途上国161か国とパートナー関係

を結び、約284の研修コースに年間8,300人以上の研修生をインド国内に受け入れ、IT、行政学、教育、中小企業、起業、農村開発、再生エネルギー等の研修を実施している。また、軍関係者研修（約2,000名の受入れ）も実施している。研修受入機関となっているのは中央政府や州政府、民間の教育・研究機関ならびに民間企業等47機関である。

インド人専門家の国外派遣も実施しており、2015年度には科学捜査、アーユルヴェーダ（伝統医学）^(注1)、米生産等の分野において、37人のインド人専門家を開発途上国に派遣した。

(4) 災害援助

2015年度は自然災害を受けた以下の国々に対し支援を行った。

フィリピン、シリア、レバノン、イエメン、ネパール

実施体制

インドは独立後、外務省を通じて開発途上国からの研修員の受入れ等を行ってきたが、1964年9月に外務省内に援助の中心的な実施機関である技術協力課が設置され、本格的なインド技術経済協力プログラムITEC^(注2)が開

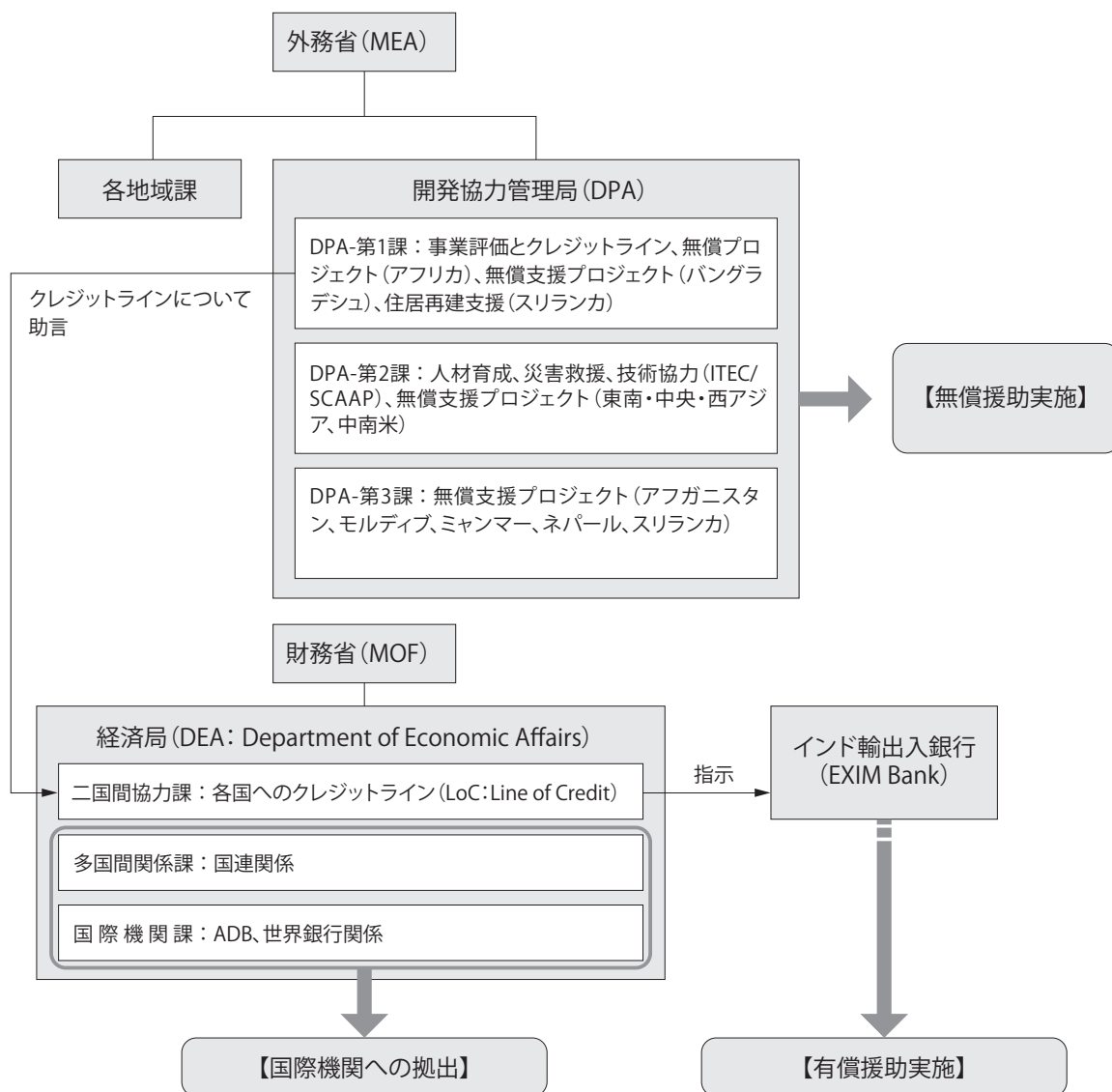
始された。2012年1月に援助の透明性・迅速性向上のため外務省開発協力管理局(DPA: Development Partnership Administration)が新設され体制が一新されている。DPA第1課はクレジットラインとアフリカ諸国における無償支援、バングラデシュとスリランカでの住宅建設の無償支援を担当し、DPA第2課は、ITEC/SCAAP等のプログラムを所管している。また、東南アジアと中央アジア、西アジア、中南米の無償支援事業も第2課の所管である。人道支援、災害支援とアフガニスタン、モルディブ、ミャンマー、ネパール、スリランカ向けの無償支援はDPA第3課が行っている。

その他に对外援助を担当する主な機関として、財務省経済局多国間関係課(UNDP等)、同局国際機関課(ADB、世界銀行との関係等)、同局二国間協力課(各国への信用供与=クレジットライン)が挙げられる。

● ウェブサイト

- ・ 外務省開発協力管理局 (DPA) :
<http://mea.gov.in/development-partnership-administration.htm>
- ・ ITEC : <http://itec.mea.gov.in/>

援助実施体制図



注1:インド・スリランカ発祥の伝統的医学で、ユナニ医学（ギリシャ・アラビア医学）、中国医学と共に世界三大伝統医学の一つと呼ばれている。

注2:インド政府による二国間援助計画で、現在158か国が被援助国となっている。広範囲の地域を対象とするのみならず、互恵のための革新的な協力関係を構築しており、インド政府の主要な技術協力計画となっている。

付表 インド政府（外務省）による途上国支援

(Ministry of External Affairs, Grants and loans to Foreign Governments)

(単位:千万ルピー)

国名	援助形態	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
バングラ デシュ	グラント	8.81	281.20	604.66	197.84	213.79
	ロ ー ン		0.00	0.00	0.00	0.00
	総 額	8.81	281.20	604.66	197.84	213.79
ブータン	グラント	1,230.37	1,572.98	2,458.30	2,281.74	2,371.89
	ロ ー ン	790.99	1,838.00	1,468.49	2,113.42	3,240.80
	総 額	2,021.36	3,410.98	3,926.79	4,395.16	5,612.69
ネパール	グラント	191.15	292.55	381.37	303.26	300.00
	ロ ー ン		0.00	0.00	0.00	0.00
	総 額	191.15	292.55	381.37	303.26	300.00
スリランカ	グラント	181.94	248.20	420.80	499.70	500.00
	ロ ー ン		0.00	0.00	0.00	0.00
	総 額	181.94	248.20	420.80	499.70	500.00
モルディブ	グラント	37.39	16.43	9.67	26.08	55.00
	ロ ー ン	248.30	0.00	156.10	0.00	158.00
	総 額	285.69	16.43	165.77	26.08	213.00
ミャンマー	グラント	67.40	121.87	164.86	104.34	154.00
	ロ ー ン		0.00	0.00	0.00	0.00
	総 額	67.40	121.87	164.86	104.34	154.00
アフガニ スタン	グラント	326.61	490.96	585.31	723.52	682.94
	ロ ー ン		0.00	0.00	0.00	0.00
	総 額	326.61	490.96	585.31	723.52	682.94
モンゴル	グラント	2.02	0.75	1.50	2.28	7.50
	ロ ー ン		0.00	0.00	0.00	0.00
	総 額	2.02	0.75	1.50	2.28	7.50
アフリカ 諸国	グラント	114.26	239.64	251.92	142.86	200.00
	ロ ー ン		0.00	0.00	0.00	0.00
	総 額	114.26	239.64	251.92	142.86	200.00
中央 アジア 諸国	グラント	29.47	32.66	14.30	11.94	20.00
	ロ ー ン		0.00	0.00	0.00	0.00
	総 額	29.47	32.66	14.30	11.94	20.00
中南米 諸国	グラント	0.02	27.61	4.99	12.17	15.00
	ロ ー ン		0.00	0.00	0.00	0.00
	総 額	0.02	27.61	4.99	12.17	15.00
その他の 途上国	グラント	25.47	30.95	61.28	54.13	83.44
	ロ ー ン		0.00	0.00	0.00	0.00
	総 額	25.47	30.95	61.28	54.13	83.44
その他	グラント	215.81	287.18	269.54	262.05	441.13
	ロ ー ン		0.00	0.00	0.00	0.00
	総 額	215.81	287.18	269.54	262.05	441.13
総額	グラント	2,430.72	3,642.98	5,228.50	4,621.91	5,044.69
	ロ ー ン	1,039.29	1,838.00	1,624.59	2,113.42	3,398.80
	総 額	3,470.01	5,480.98	6,853.09	6,735.33	8,443.49

出典: GOI, *Expenditure Budget*, various Years

(注) 2015年度は修正見積予算額、2011年度から2014年度は実績額(2011年度分から実績額が発表されるようになった。)

33 インドネシア (Indonesia)

援助政策等

1. 基本方針

インドネシアの対外援助は、1955年のアジアアフリカ会議を精神的支柱に据えつつ、1980年代から継続的に実施されてきた。自国の開発目標との調和、相互信頼・利益、自主独立と連帯がその基本原則である。途上国間の南南協力は、先進国から途上国への従来型援助を代替するものではなく、補完するものと位置付け、インドネシアの経験を活かした知識や専門的見地からの助言を共有する (knowledge sharing) との姿勢が強調されている。

現時点でインドネシアに開発援助に関する基本法は存在しないが、現行長期国家開発計画 (2005～2025年) に国家開発の使命が明記され、二国間・多国間を問わず様々なチャネルでの国際協力が奨励されている。近年は、国際的地位を高める外交ツールとして、南南協力の有効性に一層関心が向けられるようになった。なお、従来の援助国・機関と協調して、第三国を支援する、いわゆる「三角協力」についても、インドネシアは南南協力を拡充する手段として積極的な採用に努めている。

インドネシアは、東南アジア唯一のG20メンバーとして国際社会での役割を拡大してきた。また、2012年6月にDACにより承認された釜山ハイレベルフォーラムのフォローアップ枠組みであるグローバル・パートナーシップと、2012年7月に立ち上げられたポスト2015年開発アジェンダのハイレベルパネルの双方で、共同議長を務めた。

同国は被災国としての経験を持つことから、人道支援および防災面での協力にも力を入れており、2014年7月には、国連人道問題調整事務所 (UNOCHA) 世界人道サミット北・南東アジア地域準備会合を日本と共催している。インドネシアは、新興国の立場から援助協調の議論に発信を続け、また中進国としての責務並びに自国の経済成長へのインパクトにも動機付けられ、開発協力への関与の度合いを強めている。この方針は2014年に発足したジョコ・ウィドド政権にも踏襲されており、中期国家開発計画 (2015～2019年) や政権公約では南南協力における戦略性の強化が謳われたほか、2015年4月にインドネシアが主催したアジアアフリカ会議60周年記念会合では、社会正義や公平性の実現のために引き続き開発援助に取り組んでいくとの力強いメッセージが表明

された。

2. 援助規模

政府発表によれば、2000～2010年の間に約5,600万米ドルの国家予算が南南・三角協力のために支出された (ただし内訳・詳細は不明)。政府は近年一貫して南南・三角協力の予算規模を拡大してきており、この拡大傾向は続いていく見通しである。

3. 重点分野・地域

重点分野に関しては、インドネシアが比較優位を有する以下の3つの切り口、即ち①開発 (貧困削減、村落開発、災害リスクマネジメント、人的開発、食料・エネルギー保障、等)、②グッド・ガバナンスおよび平和構築 (民主化、平和維持、法の支配、等)、③経済的課題 (マクロ経済運営、公的金融およびマイクロ・ファイナンス、等) が、フラッグシップとされている。

1982年以降、インドネシアは研修生や学生の国内受入れ、インドネシア人の専門家や実習生の被援助国への派遣および奨学金の給付などを行っており、その分野は家族計画、エネルギー関連、社会公共サービス、公共事業、農業、航空、金融と多岐にわたっている。これまでアジア、大洋州、アフリカ、中南米の90以上の国から、延べ4,000名以上がインドネシアの技術協力プログラムに参加した。

重点地域としては、ASEANのメンバー国として、CLMV諸国 (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) に対する協力の比率が大きい一方、政治的に特別に配慮されているパレスチナや東ティモールといった国・地域に対する協力にも重点を置いている。

4. インドネシア南南・三角協力の拡充計画

既述の通り、インドネシアは対外援助に関する基本法を持たないが、2025年までの長期国家開発計画期間を3期に分け、南南・三角協力を拡充する方針である。

インドネシアが実施する南南・三角協力に対して、従来の援助国・機関の期待は概して高く、日本、ドイツ、米国、ノルウェー、また国際機関としてはUNDP等が、新興援助国としてのインドネシアの能力強化に協力している。インドネシアの知識や経験に着目し、三角協力のパートナーとしてインドネシアの参画を求める機関も多

く、近年ではイスラム開発銀行（IDB）等のアプローチが注目される。

実施体制

インドネシアには、対外援助にかかわりを持つ部局が複数の官庁に散在しているが、これを一元的に管理する部局はまだ存在していない。その代わり、2010年の国家開発企画庁令に基づき、国家南南・三角協力調整チーム（National Coordination Team on South-South and Triangular Cooperation）が組織され、同チームに名を連ねる関係省庁（国家開発企画庁、外務省、財務省、国家官房）の合議制によって、一体的な南南・三角協力の実現を目指している。同チームは、「運営委員会」、「技術委員会」、「事務局」の3層から構成されており、被援助国、事業実施機関、三角協力のドナー等との関係を調

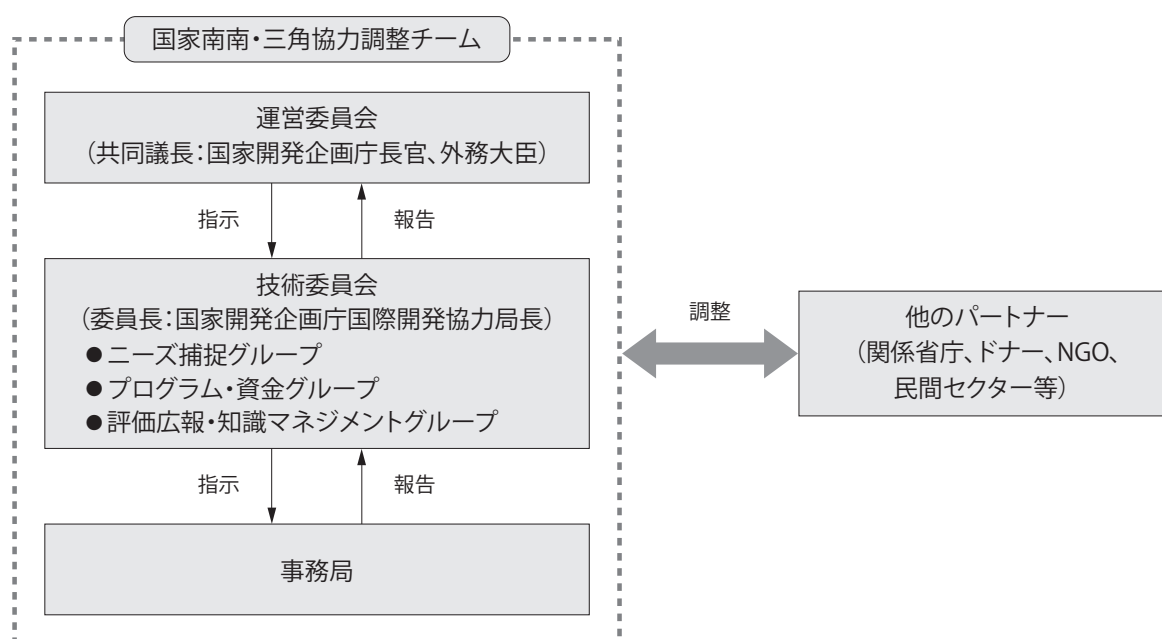
整し、南南・三角協力の統一的窓口（One Gate）として機能することを目指している。

しかし、同調整チームの、寄り合い所帯で予算が無く、専従の職員が配置されていないといった状況を鑑み、専任部局（Single Agency）の創設に向けた動向が加速化している。現在は外務省が主導し、関連の法令・規則の立法化等専任部局創設準備に取り組んでいる。こうした中、国家南南・三角協力調整チームにおける援助リソースの同部局への円滑な移行、同部局の機能強化が、効率的かつ効果的な南南協力・三角協力実施の鍵になる。

● ウェブサイト

- Indonesia South-South and Triangular Cooperation : <http://www.ssc-indonesia.org/>

援助実施体制図



34 マレーシア (Malaysia)

援助政策等

1. マレーシアの南南協力とマレーシア技術協力プログラム

マレーシア政府は、1980年9月にニューデリーで開催された「アジア大洋州地域英連邦首脳会議（Commonwealth Heads of Government Meeting）」において、マレーシアにとり南南協力へのかかわりが重要であることを表明したのを契機として、マレーシア技術協力プログラム（MTCP：Malaysia Technical Cooperation Programme）を立ち上げ、南南協力への取組を開始した。

マレーシア政府は、経済発展には人的資源の開発が不可欠という哲学の下で、技術協力・人材育成に焦点を絞った開発支援としてマレーシア技術協力プログラム（MTCP）を実施している。MTCPには以下の5種類のスキームがある。

- (1) 短期研修コース（マレーシアの研修実施機関への受入れ〈行政マネジメント、公共医療、教育、貧困削減、持続可能な開発、投資促進、ICT、農業等の分野〉）
- (2) 長期研修コース（マレーシアの国立大学修士課程への受入れ）
- (3) 専門家、コンサルタント派遣
- (4) スタディー・ビジット（マレーシアを訪れ、開発に資する視察等を行いたいという被援助国の要請に応じて実施）
- (5) 経済社会開発プロジェクト支援（被援助国の要請に応じて実施）

2. 重点分野・地域

(1) 案件形成に至るまでの流れ

マレーシア政府の南南協力には、法的枠組みや長期的・短期的行動計画はなく、MTCPは上記援助対象国の選定条件に照らし被援助国の要請または研修実施機関の提案を踏まえて形成される。また国策として掲げられている理念である「開かれた地域主義（Open Regionalism）」、「地域内の平和」、「社会の平等」に沿うもの、およびマレーシアを2020年までに先進国にするための経済変革プログラム（Economic Transforma-

tion Programme：ETP）の重点12産業分野^{（注1）}にとって利益のあるプログラムは優先される。

(2) 援助対象国

現在、被援助国の約60%はアジア諸国、約25%はアフリカ諸国、約6%はCIS諸国^{（注2）}および東欧諸国、約6%は大洋州諸国である。これまでに140か国から25,000人以上がMTCPの実施する様々な研修に参加している。

3. TCTP

マレーシア政府は二国間技術協力である南南協力のほかに、日本政府、オーストラリア政府、国連開発計画（UNDP）およびUNESCOと共に、MTCPの下で途上国に研修を行うTCTP（Third Country Training Programme）を実施している。日本政府とは1983年よりTCTPを実施しており、2002年からは予算負担比が50：50（イコール・パートナーシップ）となっている。2015年は、貿易・投資促進、中小企業振興、生物多様性、税務行政、労働安全衛生管理、生産性向上等の分野で、ASEAN諸国、アフリカ、中東（パレスチナ自治区）等を対象に技術協力を行った。

実施体制

援助開始から約30年間、長期研修コース以外のMTCPは首相府経済企画院（Economic Planning Unit）が主管していたが、2010年1月1日付で、長期研修コース以外のMTCPの主管が外務省に移管された。現在は外務省の下で65の研修機関が研修員の受入れを実施している。一方、長期研修コースは高等教育省が所掌しており、国内の大学に留学生を受け入れている。

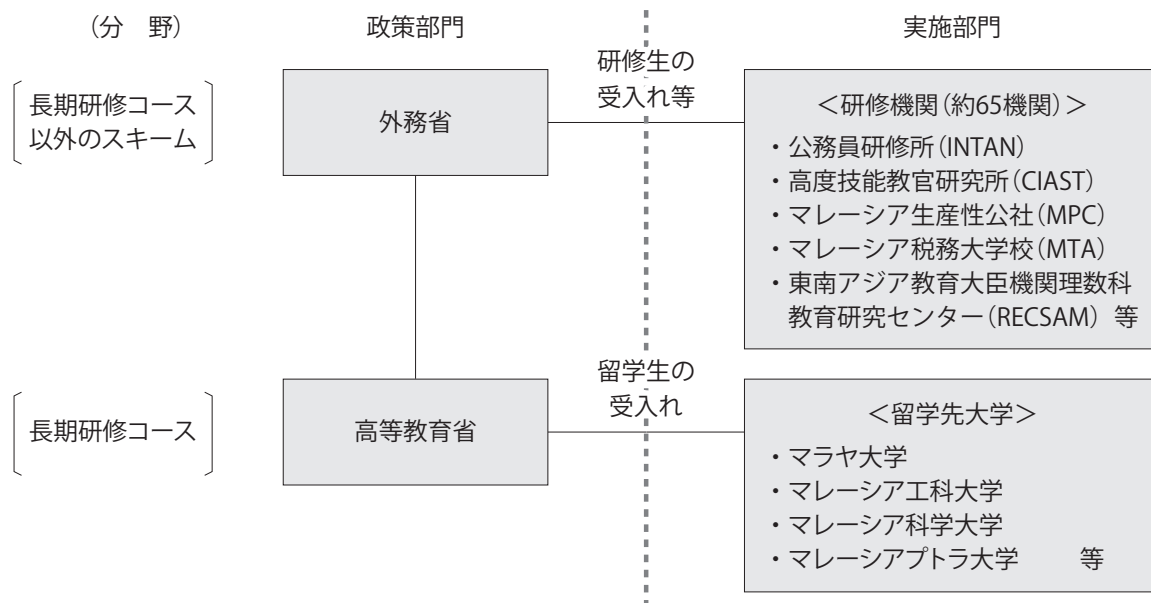
● ウェブサイト

- ・ マレーシア技術協力プログラムMTCP：
<http://mtcp.kln.gov.my/>

注1：ガス・オイル・エネルギー、パームオイル、金融、観光、ビジネス・サービス、電気電子機器、卸売り・小売り、教育、ヘルス・ケア、通信・インフラ、農業、クアラルンプール開発

注2：CIS（Commonwealth of Independent States）諸国とは、旧ソ連空間の一体性を守ることを指向しつつ、権利平等の原則に基づく旧ソ連諸国の協力のための調整を目的として創設された独立国家共同体。2005年にトルクメニスタンが準加盟国となり、2009年にはジョージアが脱退（現在10か国が加盟）。

援助実施体制図



35 メキシコ (Mexico)

援助政策等

1. 外交政策と政府開発援助政策との関係

メキシコは依然として様々な開発課題を抱える国であり、現在も先進諸国および国際機関から援助を受ける一方で、中南米地域における第2の経済大国として、中南米・カリブ地域において持続可能な発展を支援するための国際協力も行っている。ペニャ・ニエト大統領は2012年12月の就任演説において政権の5本の柱を発表し、外交分野では「地球規模の責任ある役割を果たす国家の達成」を掲げた。その後、2013年5月に発表した「国家開発計画2013-2018」において、外交施策の目標の一つに、「国内外の開発に貢献する国際協力の推進」を掲げた。なお、具体的な援助政策については下記基本法の範囲内で各実施機関に委ねられている。

2. 基本法・基本方針

援助政策の基本法として、「開発のための国際協力法 (Ley de cooperación Internacional para el Desarrollo)」(以下、基本法) が定められている。基本法には、基本原理として国際的な連帯および人権向上が謳われており、持続的な社会の発展や福祉の向上を目的として、以下の国際協力分野が別記されている。すなわち、①貧困・失業・社会的排除対策(メキシコ国内に居住している原住民インディオへの援助、人種差別、宗教的な差別、地理的な差別を受けているものへの援助)、②教育・文化・科学技術、③先進国と発展途上国の格差、④環境と気候変動、⑤公共の安全等が掲げられ、それぞれに透明性及び基準、責任が伴うものとしている。基本法に基づき、国際開発協力庁(AMEXCID: La Agencia Mexicana de Cooperación Internacional para el Desarrollo)の諮問委員会が戦略方針として「国際開発協力プログラム(PROCID: El Programa de Cooperación Internacional para el Desarrollo)」を作成し(2年毎に更新可能)、外務省が策定責任を負っている。2014-2018版PROCIDの目標は以下の通りである。

(一般目標)

メキシコの強みや特有のニーズを生かした持続的な政策を通じて国内外の開発の促進

- (1) 開発協力管理改善のため、開発システムの手段や能力の強化
- (2) 戦略的地域・国に対する国際協力の促進(南南協力、

三角協力の利用)

- (3) メキシコの援助国との戦略的連携による、国益に沿った形での資源と能力の活用
- (4) 経済、観光、文化の側面を強調した、メキシコの国際的プレゼンスの強化

3. 援助規模

(単位: ペソ)

	予算	実績
2014	1億9,784万	2億2,334万
2015	1億9,520万	2億1,618万
2016	2億2,663万	NA

4. 重点地域

援助対象国はハイチ、ドミニカ共和国、ジャマイカ、トリニダードトバゴ、セントルシア、ブラジル、コロンビア、アルゼンチン、チリ、中米全体。

予算については上記のみ公表されており、各国への援助内容、金額はともに公表されていない。

5. 日本との開発協力

日本とメキシコは、2003年に開発協力のパートナーシップ・プログラム(JMPP: Japan-Mexico Partnership Programme)を締結し、以来、この枠組を通して、日・メキシコ双方の開発方針に合致する分野において、中南米諸国に対し三角協力を実施している。

実施体制

1. 主管官庁

メキシコ政府の国際援助実施主体である国際開発協力庁(AMEXCID)は外務省の一部であり、2011年9月28日施行の基本法によって設立された。下部組織として、教育文化協力局、国際経済促進協力局、二国間経済環境協力局、科学技術協力局、中米開発統合プロジェクト局から構成されている。局別の予算および定員等は公表されていない。

またNGO等との関係法令として「市民社会団体の活動を促進するための連邦法」が施行されており、外務省内に「市民社会組織活動促進委員会」が設置されている。同委員会は政府の定める条件を満たす組織を所管しているが、活用状況についての公開情報はない。

2. 国際開発協力庁 (AMEXCID)

AMEXCIDの活動指針は基本法に基づく。同法により、メキシコにおける開発援助の国家体制が確立した。AMEXCIDは次の3つの機関から構成される。

(1) 諮問委員会

「国際開発協力プログラム (PROCID)」策定に関する主要な権限を有する。基本法の第15条で定められている機関（以下参照）のそれぞれの代表者で構成されるが、最終的な国際開発協力プログラムの策定責任は外務省にある。第15条の各機関が実施機関となり、調整は諮問委員会で行われる。

〔基本法第15条が定める機関〕

内務省、外務省、国防省、海軍省、大蔵公債省、社会開発省、環境天然資源省、エネルギー省、経済省、農牧省、通信運輸省、公共行政省、教育省、厚生省、労働社会保障省、農地改革省、観光省、国家科学審議会、国家文化芸術審議会、先住民族発展のための国家委員会

(2) 技術委員会と資金運用

資金運用に関しては基本法の第4章に記載されている。技術委員会は外務省代表、大蔵公債省代表、AMEXCID代表によって構成される。同委員会は、連邦予算より割り当てられた国際協力資金の管理、外国政府、国際機関、州政府、市政府からの援助資金および資産の管理を行っている。

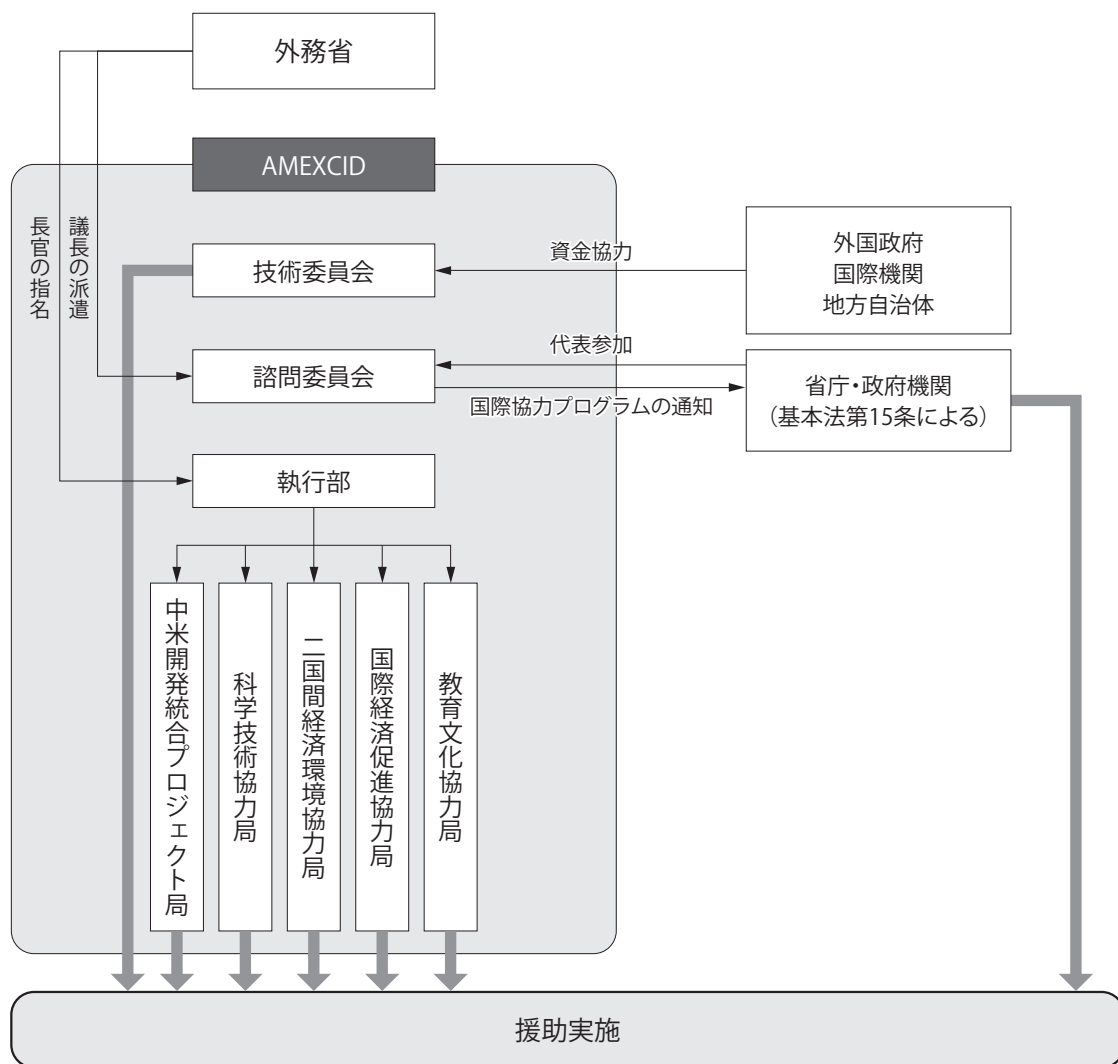
(3) 執行部

外務省の提案を受けて大統領より任命された長官が最高責任者となる。長官はAMEXCIDの管理運営を担うとともに、基本法と外務省の内部規則に記された権限と責任を行使する。長官は、諮問委員会に参加し意見を述べることは可能であるが、投票権はない。

● ウェブサイト

- ・ 国際開発協力庁 (AMEXCID) :
<http://www.gob.mx/amexcid>

援助実施体制図



36 南アフリカ (Republic of South Africa)

援助政策等

1. 基本政策

南アフリカ政府による対外援助の多くは、2001年に制定された「アフリカン・ルネサンス国際協力基金法」に基づいて国際関係・協力省（DIRCO：Department of International Relations and Cooperation）の下に設置されている「アフリカン・ルネサンス国際協力基金」により行われている。同基金の主な目的は、経済協力を通じたアフリカ大陸の統合、民主的、平和的繁栄の実現である。また、基金の供与に当たっては被供与国のオーナーシップを重視し、プロジェクトの実施に主体的に関与することを求めている。

2. 援助規模

「アフリカン・ルネサンス国際協力基金」の近年の支出額は、下記のとおりである。

年度	支出額(千ランド)	
2007	352,172	(約42億円)
2008	475,600	(約57億円)
2009	331,000	(約40億円)
2010	4,000	(約4,400万円)
2011	270,636	(約30億円)
2012	1,070,306	(約120億円)
2013	41,300	(約4億3,000万円)
2014	189,900	(約16億3,300万円)
2015	161,773	(約12億1,300万円)

(報告書公表当時の実勢レートにて換算)

有償資金協力および無償資金協力のスキームがあるが、現在のところ無償資金協力の活用が大半となっている。なお、DIRCOによる同基金を通じた対外援助のほかにも、DIRCO所掌の範囲外で関係省庁により各種の対外援助が行われているが、その詳細については公表されていないため、南アフリカ政府全体としての対外援助統計は存在しない。

3. 重点分野

①南アフリカとその他諸国（特に、アフリカ諸国）との協力関係の強化、②民主主義とグッド・ガバナンスの促進、③紛争の予防と解決、④社会経済開発と統合、⑤人道支援および災害救助、⑥人材育成の6分野。

4. 2015年度(2015年4月1日～2016年3月31日)の支援プロジェクト

- ・キューバ経済パッケージ支援（1億1,000万ランド）
- ・トンブクトゥ歴史文書保存支援（720万ランド）
- ・シエラレオネにおけるキューバ医療旅団支援（398万ランド）
- ・西アフリカにおけるエボラ支援（20万ランド）
- ・ブルンジ総選挙における技術支援（3,803万ランド）
- ・アフリカ人材育成基金への拠出（236万ランド）

実施体制

DIRCO事務次官（または代理）、国際関係・協力大臣が任命したDIRCO職員3名、財務大臣が任命した財務省員2名からなる諮問委員会（Advisory Committee）が、「アフリカン・ルネサンス国際協力基金」を運営・管理している。国際関係・協力大臣が、財務大臣と協議しつつ、個別プロジェクトの承認の可否を採択する。また、諮問委員会は、プロジェクト承認の検討に際して助言を行っている。採択されたプロジェクトについては、国際約束となる覚書（MOU）を被援助国との間で締結する。

在外公館は、透明性確保のため政策広報に加え、定期的なプロジェクト・サイト視察や財務報告等プロジェクト関連報告書の取り付けを通じたモニタリング業務を主に実施している。

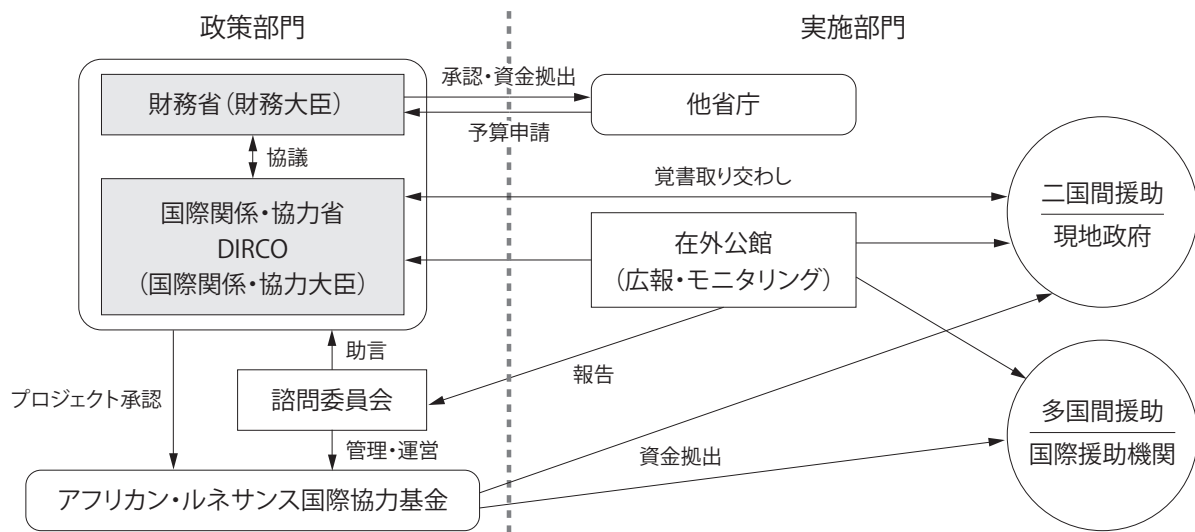
同基金の年次報告は会計監査員により会計年度末に作成され、年末（例年11月頃）にDIRCOウェブサイト上で公表される。

今後のさらなる支援拡大および被援助国から援助国への転身の加速化のため、DIRCOでは、援助実施機関となる南アフリカパートナーシップ庁（South Africa Development Partnership Agency）の新設に向けて準備中である。

● ウェブサイト

- ・国際関係・協力省（DIRCO）：<http://www.dirco.gov.za>
- ・財務省（National Treasury）：
<http://www.treasury.gov.za>

援助実施体制図



37 ロシア (Russia)

援助政策等

1. 基本方針

従来、ロシアの国際開発援助は、2007年6月の「開発援助コンセプトペーパー」に基づき実施されていたが、2014年4月に「国際開発援助におけるロシア連邦の国家政策コンセプト」（以下、「国家政策コンセプト」）がプーチン大統領により承認され、国際開発援助の新たな方針が定められた。「国家政策コンセプト」は大統領令により承認されている文書であり、ロシアの援助政策を規定するための最重要文書であると考えられる。同コンセプトでは、重点分野、重点地域、援助の実施形態・実施要件、ステークホルダーの参加、援助の評価基準等が定められている^(注1)。

2. 援助規模

ロシアは、ソ連時代から、特にアフリカ諸国との関係構築のために資金援助等を実施していたが、ソ連邦解体後は対外援助が一時停止された。1991年にロシア連邦となったからの援助規模は小さいものであったが、2000年代に入ると好調な国内経済を背景に国際的な役割強化に対する関心が徐々に高まった。そして、2006年にはロシアがG8議長国を務め国際的な責務を担うようになったこともあって、2003～2005年には約1億ドルであった開発援助額は、2007～2008年には2億1,000万～2億2,000万ドルにまで増額した。2009年に発生した世界経済危機を受けてユーラシア経済共同体(EAEC)^(注2)の危機対策基金へ出資したこともあり、援助額は7億8,500万ドルと過去最高額に達した。その後の援助額は5億ドル前後の水準で推移していたが、2014年には増額されて8億7,600万ドルとなった^(注3)。また、「ロシア連邦の国家財政の運営に関する国家プログラム」によれば、現在GDP比約0.03%^(注4)の国際開発援助資金を、2020年までに同0.1%まで段階的に増加させることとされている。

3. 重点分野

「国家政策コンセプト」では、援助の優先分野として、被援助国における国家運営システムの改善、貿易投資環境の改善、産業・イノベーションの育成、経済活動の活性化のほか、組織犯罪および国際テロ対策、PKOおよび平和構築支援、さらに社会経済インフラ整備、水および

電気へのアクセス確保、情報通信の整備、農業支援、感染症対策、教育、環境保全、人権保護といった広範な分野が取り上げられている。

4. 重点地域

重点地域としては、CIS諸国、ジョージア紛争後にロシアが独立を承認したアブハジア共和国および南オセチア共和国が筆頭に挙げられている。

5. OECD開発援助委員会 (DAC) との関わり

2016年現在、ロシアはDACに加盟していないが、2010年以降は財務省がロシアの援助実績をOECDに報告している。他方、ロシアによる援助は、DACが定める政府開発援助の定義に必ずしも合致していないため、ロシアでは「国際開発援助」という、より広義の用語が使われている。また、ロシアでは援助額を算出するための統計手法が確立されておらず、当面はOECDの算出方法を使っていくものと考えられるが、一方でこの算出方法ではロシアがウクライナ等の国家予算に対して実施した支援金が計上されず、ドナー国としてのロシアの実態が反映されていないとの批判的な指摘もある。

6. 援助形態の特徴

かつてのロシアには二国間援助を実施するだけの余力がなかったため、多国間協力での人道援助が重視されてきた。しかし、「国家政策コンセプト」では、二国間援助の重要性がより前面に出されることとなった。多国間援助に代えて、二国間援助の割合を増やそうとしている背景には、「ロシアの顔」を被援助国側により強くアピールすることがある。ロシア政府関係者は、2013年の二国間援助（資金はロシアが拠出するが国際機関を経由するものを含む）と多国間援助の比率は51:49であったが、2014年には二国間援助の割合が大幅に増加し、その比率は75:25となった。

実施体制

1. 担当省庁

外務省や予算を管理する財務省のほか、経済発展省、非常事態省、国防省、消費者権利保護・福祉監督庁等が個別の援助案件を手掛けており、各省庁が案件の成果を財務省に報告し、財務省がこれをOECDに報告してい

る。なお、実際の資金拠出等に係る最終決定は首相府で採択されている。

2008年9月、ロシア外務省傘下に連邦CIS問題・在外同胞・国際人道協力庁が設置され、CIS諸国をはじめとする各国への支援、人的・文化交流事業の実施、ロシア語教育・留学等による在外ロシア人支援等を所掌している。2012年5月7日付大統領令では同庁の資金および人材能力の強化が謳われているが、ロシア政府関係者によれば、援助に係る権限の譲渡に否定的な省庁もあり、十分には実行されていない。

また、「国家政策コンセプト」では、援助分野における関係省庁間の調整を行う国際開発援助委員会を設立することが記載されており、同委員会の構成、権限等が今後決定されていく予定となっている。

2. NGO等の役割

従来、ロシアの国際開発援助におけるNGO等の役割は限定的であり、2007年の「開発援助コンセプトペーパー」では、援助実施に際してのNGOとの協力はあくまで必要に応じて行うとされていた。他方、2014年の「国家政策コンセプト」では、NGOが実際の援助の担い手となることに加え、シンクタンク的な役割を担うことが期待されている^(注5)。

● ウェブサイト

- ・ロシア連邦財務省：<http://www.minfin.ru>
- ・ロシア連邦外務省：<http://www.mid.ru>
- ・ロシア連邦CIS問題・在外同胞・国際人道協力庁：<http://rs.gov.ru>

注1:「国家政策コンセプト」に記載されている優先対象地域、優先分野、援助実施のための基本条件の概要は以下のとおり。

(1)優先対象地域（第9条）：(ア) CIS諸国、アブハジア共和国、南オセチア共和国およびロシアとの善隣友好・同盟を方針としているその他の国々ならびにロシア連邦と共に国際機関およびユーラシアの機関に加盟している国々、(イ) ロシアと歴史的に友好関係を有している国々、(ウ) ロシアと互恵的な経済および社会プロジェクトの共同実施に参加している国々、(エ) その国との協力がロシア連邦の国益に適う発展途上国。

(2)優先分野（第10条）：(ア) 被援助国の国家財政の運営を含む、国家運営システムの作業の質の向上、(イ) 商品およびサービスの越境移動の手続き簡素化を含む、被援助国における貿易投資環境の改善、(ウ) 被援助国における産業・イノベーションのポテンシャルの形成、(エ) 被援助国における経済活動の活性化および住民の最貧困層が同活動に参加するための前提条件の創設、(オ) 組織犯罪および国際テロ対策に係る国家システムの創設および改善、犯罪集団および犯罪組織の活動に対する資金提供の阻止、(カ) ロシアの国際平和維持活動および平和構築委員会への参加拡大等を通じた紛争後の平和構築の取組に対する支援、武力紛争を経験した国家の未来志向的な社会経済発展の支援および紛争再発の防止、(キ) 地域経済の統合、国家制度の発展、輸送インフラの創設、天然資源の合理的利用、被援助国住民の最貧困層の生産活動への参加を伴う同国内における社会経済プロジェクトの実現、(ク) 水および電気をはじめとする生活上の最重要資源への被援助国住民のアクセスの確保、(ケ) 情報通信技術の分野および先進国と発展途上国との間の情報の非対称性の克服における被援助国の技術上の自立性確保のための環境整備、(コ) 被援助国の食料安全保障および農業発展の支援、(サ) 感染症蔓延の予防等のための保健および社会保護に係る国家システムの強化、(シ) 初等教育および職業教育をはじめとする被援助国住民のための教育の質の向上および教育へのアクセス可能性の確保、(ス) 環境保全および国境を越える環境問題の解決のための施策の実施、(セ) 人権保護を含む民主的社会制度の発展。

(3)援助実施のための基本条件（第15条）：(ア) 外国政府からの開発援助の供与要請、(イ) 関心を有する連邦行政機関、被援助国と国境を接するロシア連邦構成主体の行政機関による援助供与に向けたイニシアティブ、(ウ) 様々なイニシアティブを実現するための金銭的又は技術的支援を求める国際機関の要請、(エ) ロシアの実業界および社会団体による援助供与に向けたイニシアティブ、(オ) 被援助国が、貧困対策に係る国家プログラム、又は持続可能な社会経済発展、教育、保健および貧困層に対する社会的支援のための社会制度整備の確保に係る戦略を有していること、(カ) 未来志向的な二国間関係の発展に向けた被援助国の関心。

注2:ロシア、ベラルーシおよび中央アジア4か国から成る経済共同体。2000年10月10日創設。

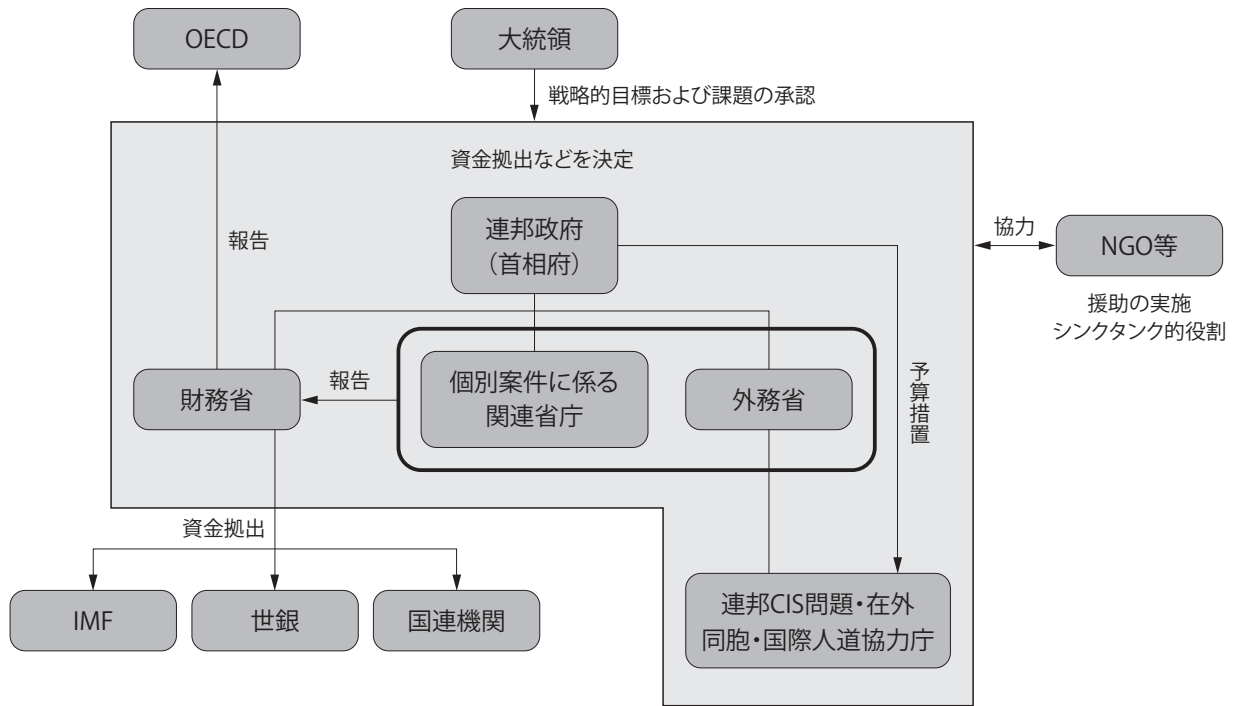
注3:最新の2014年の援助の地域別割合は、東欧および中央アジア40.55%、中南米29.76%、アジア11.99%、アフリカ7.7%、中東および北アフリカ4.58%、その他5.42%となっている。

注4:DAC統計ではGNI指標が用いられているが、「国家プログラム」ではGDPを使用している。

注5:「国際開発援助におけるロシア連邦の国家政策の実現に係る施策の実施には、学術団体、社会諸団体および実業界が参加することができる。」（「国家政策コンセプト」第18条）

「社会団体、ロシア連邦で登録されている非政府および非営利の団体は、文化的小および人道的関係の発展を支援しながら、外国の社会諸団体および慈善団体との協力を発展させることができる。」（同コンセプト第19条）

援助実施体制図



38 サウジアラビア (Saudi Arabia)

援助政策等

1. 基本方針

サウジアラビアの政府開発援助（ODA）については情報がほとんど公表されていない。政府の基本方針は不明であるが、援助機関の一つであるサウジ開発基金（SFD：Saudi Fund for Development）の年次報告書によれば、その果たすべき役割は「途上国の政府と国民を援助することによって生活条件を改善し繁栄を増進する一方で、サウジアラビアの経済的発展を促進・支援すること」となっている。

2. 重点地域

サウジアラビアの援助対象地域はアラブ・イスラム諸国のみならず広くアジア・アフリカ諸国に及んでおり、これらのODAは、借款または無償資金協力として行われている。イスラム開発銀行やOPEC国際開発基金、アラブ経済社会開発基金、アフリカ開発基金といった各種国際機関や国際基金への資金拠出を通じた多国間援助も実施されている。なお、サウジアラビアは研修や専門家派遣等の技術協力は行っていない。

3. サウジ開発基金（SFD）

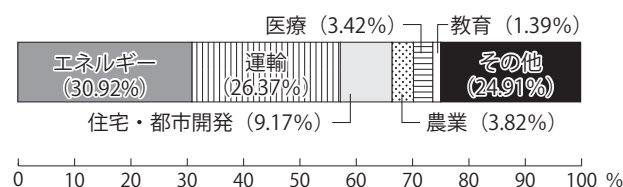
(1) SFDの借款実績等

SFDは二国間借款事業等を実施しており、2015年における借款実績は下記のとおりである。なお、2014年の借款実績と比較すると、借款総額で約5%減（117百万SR〈サウジアラビア・リヤル〉減）となっている。地域別ではアフリカ諸地域への借款額が7%減となっているのに対し、アジア地域への借款額は21%増であった。

SFDによる援助実施国、事業、借款額（2015年）

地域	援助実施国	事業	借款額 (百万SR)
アフリカ	8か国：（ジブチ、リベリア、ベナン、マダガスカル、セーシェル、チュニジア、中央アフリカ、ルワンダ）	9事業：（住宅、港湾、空港、道路、電気〈送電・発電〉、その他）	1,181.25
アジア	7か国：（アフガニスタン、ネパール、ウズベキスタン、モルディブ、スリランカ、ヨルダン、ベトナム）	10事業：（道路、農業、住宅、医療、発電、教育、その他）	1,272.87
合 計	15か国	19事業	2,454.12

(2) 援助分野内訳（2015年）



(3) 借款額および借款条件

2015年単独のSFDにおける借款額は24億5,412万SRであった。サウジアラビアがODAを開始した1975年以降の累積貸出件数は604件であり、累積貸出額は470億9,868万SRである。なお、SFDによる各プロジェクトへの借款の条件は次のとおりである。

- (ア) 各プロジェクトが経済的社会的に実施実現性のあること
- (イ) 資金はサウジリヤル建てで貸与され、返還されること
- (ウ) 各プロジェクトの援助総額が基金総額の5%以内であること
- (エ) 1国当たりの援助総額が基金総額の10%以内であること

実施体制

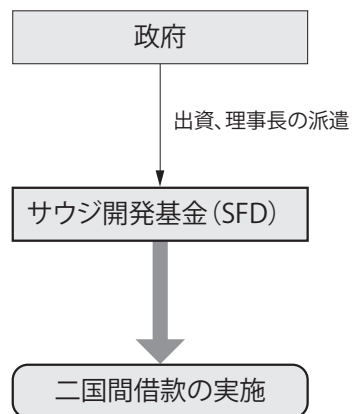
二国間借款については、サウジアラビアの援助機関であるSFDを通じて行われている。SFDは政府から出資を受けているが、独立した会計を持っており、各国からの要請に基づき財務大臣を理事長とする理事会にて実施案件が決定される。

● ウェブサイト

- ・ サウジ開発基金 (SFD) : <http://www.sfd.gov.sa/>

援助実施体制図

(SFDによる二国間借款の実施について)



39 シンガポール(Singapore)

援助政策等

1. 基本方針

シンガポールは、天然資源や広い国土を持たずに自国の国づくりを進める中で、人材育成に重点を置いてきたこと、そして建国以来国際社会からの技術協力によって支えられてきたことを背景として、1965年の独立以来、途上国に対して独自の研修プログラムを実施してきた。政府は1992年に各種の技術協力プログラムを統合し、「シンガポール協力プログラム（SCP：Singapore Cooperation Programme）」を策定、これが援助政策の基盤となっている。

2. 援助規模

SCP、国際機関への拠出や分担金を合わせた援助予算は以下のとおりである。

(単位:百万シンガポール・ドル)

2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
137.8	119.6	120.1	126.0	105.0	107.0	109.1

(参考:Singapore Government Budget)

3. シンガポールの援助スキーム

(1) シンガポール協力プログラム（SCP）

SCPIは、特に人づくりと経済開発におけるシンガポールの経験と知見を途上国へ提供する事業である。毎年7,000名近くの外国政府職員を対象に約300コースを実施しており、2016年現在におけるSCPへの累計参加者は170か国、100,000名以上に上る。対象国は、アジア・大洋州、アフリカ、中東、東欧、中南米とほぼすべての地域に及んでいる。

SCPの主な実施態様は、①シンガポール単独での研修事業、②先進国・国際機関との共催で行う研修事業、③ASEAN地域の後発開発途上国グループであるCLMV諸国^(注1)に設置した研修施設を使用したASEAN統合イニシアティブ（IAI：Initiative for ASEAN Integration）プログラム、④開発途上国からの学生をシンガポールの主要大学に留学させる奨学金制度、となっている。ASEANは優先地域で、ガバナンス、貿易・経済開発、環境・都市計画、民間航空輸送、陸上輸送、港湾管理、教育、医療、情報通信技術といった

幅広い分野の研修をASEAN加盟国に対して実施している。IAIも、2000年に当時のゴー・チョクトン首相がASEANの経済発展と統合のために開設した。

(2) 第三国研修

シンガポールは44の国や国際機関と協力して質の高い技術協力を効率的に行う第三国研修（TCTP：Third Country Training Programme）を実施している。日本との間のJSPP21（次項）においても採用されている。

(3) 21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（JSPP21）

SCPの中でも最大の実績を誇るのが、1994年から日本との間で実施している「日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（JSPP）」を前身とし、1997年からは両国が経費を折半する形式となった「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（JSPP21）」である。この下で、国際社会全体の課題への取組や、ASEAN統合に向けた事業が実施されている。また、2015年3月の日星外相会談において、2016年の日星外交関係樹立50周年に向け、JSPP21のさらなる拡充について検討していくことが合意された。2016年4月の日星外相会談でも、その有効性と重要性が改めて確認された。

JSPP開始以降これまでに約360のコースが実施され、延べ95か国・地域、約6,300名の研修員が参加している（2016年3月現在）。

実施体制

SCPの計画・運営はシンガポール外務省技術協力局（TCD：Technical Cooperation Directorate）が担っている。局内は政策課および実施課で構成される。

SCPの特徴として、TCDはプログラムの計画・策定および予算作成を担い、実際の研修コース運営についてはシンガポール国内の政府系・非政府系の各種研修機関を活用していることが挙げられる。このように専門の研修機関が研修コースを運営することで、高度な研修を実施することに成功している。また、研修機関側もSCP専門の部局を有するなど、TCDと研修機関が一体となってSCPの運営を担っている。

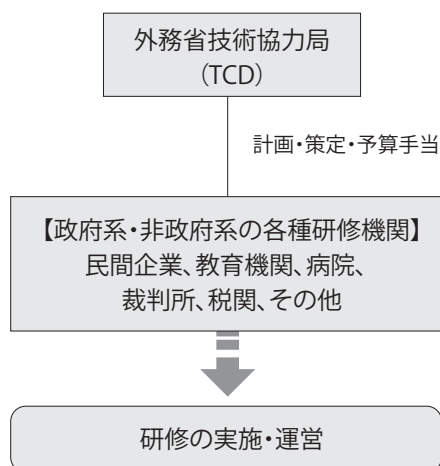
注1:東南アジア諸国連合(ASEAN)に、1995年以降加盟した4か国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)は、その頭文字をとってCLMV諸国と呼ばれる。

● ウェブサイト

- ・シンガポール外務省（「シンガポール協力プログラム（SCP）」関連ページ）：
<http://www.scp.gov.sg/content/scp/>

援助実施体制図

シンガポール協力プログラム（SCP）



40 カタール(Qatar)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

カタール政府内において、開発および人道援助に係る事務は外務省の国際開発局が担っており、具体的政策を策定する。同方針は2010年に決定され、国際開発局内の二つの課（国際開発課および技術協力課）が援助案件をフォローしている。

カタール法2002年第19号（Qatar LAW No.19 of 2002）により設立された「カタール開発基金（the Qatar Development Fund）」が、外務省で決定された援助政策の具体的実施機関であり、アラブ・イスラム諸国を中心に、開発および人道分野への政府援助（有償・無償資金協力、および技術協力）を実施している。カタールは、開発および人道支援を通じた国際平和および安全への貢献をその方針の一つに据えている。

一方で、カタールによる外国への支援は、各慈善団体・NGOを通じても実施されており、この部分が対外援助に占める割合も大きい。

2. 援助規模

2013年、カタールの開発援助予算はGDPの0.87%にあたる17億5,800万米ドル（約63億2,700万カタール・リヤル）であり、内訳は開発支援が69%、人道支援が31%。

一方、同年の支出総額は、約64億8,100万カタール・リヤルとなり、翌2014年は約77億カタール・リヤルに増加した。

3. 重点分野

(1) 開発分野

2013年において、カタールの非政府機関（NGO）による開発分野への援助総額は9億8,000万カタール・リヤルに及び、社会福祉、教育、救援、建設、文化、医療、下水設備、予算支援等の部門に振り分けられている。この内、社会福祉部門への援助額が2億400万カタール・リヤル（全体の21%）と最も多い。

(2) 人道分野

2013年におけるカタールの非政府機関（NGO）による人道分野への援助総額は3億4,800万カタール・リヤルであり、その56%を占める193百万カタール・リヤルが救援プログラム、13%を占める4,600万カタール・リヤルが食料支援プログラムに充てられている。

4. 重点地域

- (1) 2013年において、カタールによる政府援助の最大供与先はシリアであり（15億4,100万カタール・リヤル）、モロッコ、パレスチナ、エジプト、イエメン、スーダンが続く。なお、シリアで騒乱が発生した2011年から2015年2月までの期間で、カタール政府は総額16億米ドル（58億カタール・リヤル）の支援をシリア国民に対して実施している。
- (2) また、2013年、カタールによる非政府援助の供与先は、援助総額順にパレスチナ、イエメン、レバノン、シリア、ソマリア、イタリア、スーダンとなっており、上位10か国中7か国をアラブ諸国が占めている。ヨルダンおよびトルコがその後に続き、この二か国への主な援助目的はシリア難民支援である。

5. 近年における特徴・傾向

カタールによる援助の恩恵を受けた国は、世界100か国以上に上り、その援助傾向として、とりわけ後発開発途上国への援助に重点が置かれているが、自然災害や紛争に苦しむ諸国に対する援助も手厚いことがその特徴として挙げられる。

また、2013年時点では、援助総額の93%がアラブ諸国向けに実施されている。

実施体制

カタールによる外国への支援は、慈善団体・NGOを通じても行われている。これらの慈善団体は、政府とは独立した組織との位置づけではあるが、各団体の責任者は王族のアル・サーニー家他、王族に近い有力部族の関係者であり、直接・間接的にカタール支配層の影響が及んでいるといわれる。主な慈善団体概要は以下のとおり。

(1) カタール赤新月社（Qatar Red Crescent）

アイシャ・ Bint・ハリーフ・ビン・ハマド・アル・サーニー会長。1978年に設立。カタール政府から資金援助を受けているが、意志決定および活動については独立しているとされる。

(2) カタール・チャリティー（Qatar Charity）

ガーニム・ビン・サアド・アル・サアド会長。

1992年に設立。非政府組織（NGO）。非営利団体。プロジェクトの実施においてカタール政府の出資を受ける等、カタール政府との連携も強い。

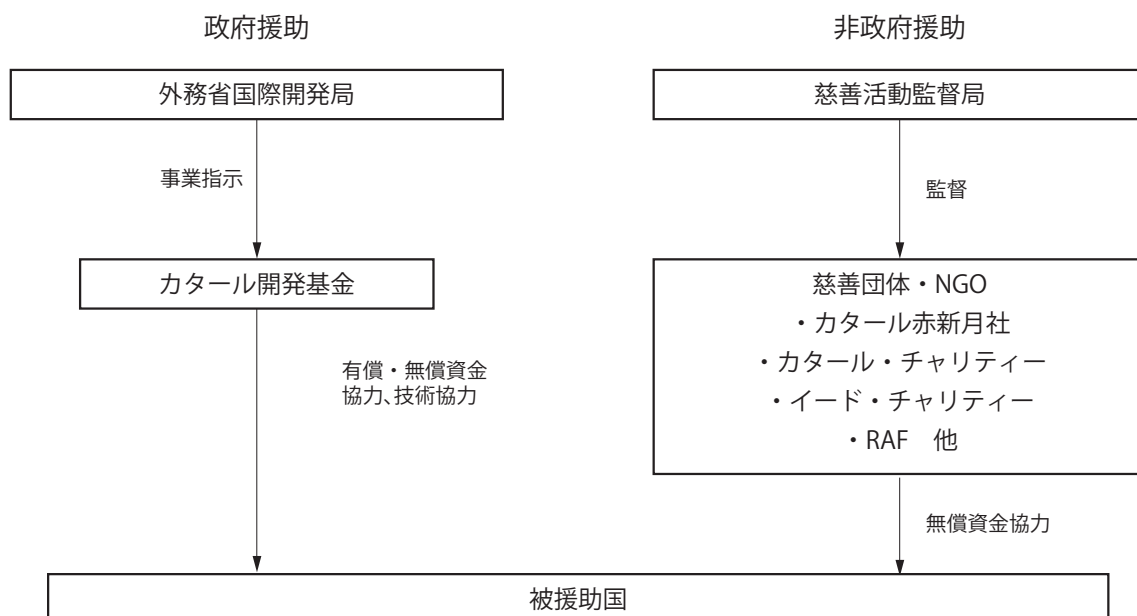
- (3) イード・チャリティー (Sheikh Eid bin Mohammed Al Thani Charity Foundation)
ムハンマド・ビン・イード・アール・サーニー会長。1995年設立、非政府系（NGO）。
- (4) The Sheikh Thani Bin Abdullah Al Thani Foundation for Humanitarian Services（通称：RAF [由来は、慈悲の意味を有するアラビア語の単語「ra'afa」]）

サーニー・ビン・アブドッラー・アール・サーニー会長。2004年設立、非政府系（NGO）。

● 文献およびウェブサイト

- ・カタール外務省「海外援助報告2013」（Foreign Aid Report 2013）
- ・OECD、“Qatar’s Development Co-operation”
<http://www.oecd.org/countries/qatar/qatars-development-co-operation.htm>

援助実施体制図



41 タイ (Thailand)

援助政策等

1. 基本方針・目的

タイ政府の現行の政府開発援助（ODA）戦略文書（Strategic Framework for Thailand's ODA 2007～2011）（2016年時点未改訂）によると、ODAの目的は以下の4点である。

- (1) 開発途上国の持続可能な発展のための能力を向上させることにより、貧困削減を支援すること
- (2) 社会経済発展のために、地域的な協力関係を強化すること
- (3) アジア、アフリカ、中南米において、タイが重要な役割を担えるように、開発のパートナーシップを広げること
- (4) 自国での成功事例を活かし、教育と技術協力でベスト・プラクティスを提供することで、開発協力の拠点としてのタイの知名度・評価を上げること

2. 援助規模

タイ国際開発協力機構（TICA：Thailand International Development Cooperation Agency）の2014年9月までの実績としては、実施件数1,565件（ラオス365件、ミャンマー276件、カンボジア128件、ベトナム105件、他のASEAN諸国42件、その他）、金額合計約3億499万バーツとなっている。

タイ周辺諸国経済開発協力機構（NEDA：Neighbouring Countries Economic Development Cooperation Agency）の2014年9月末までの協力実績は、技術協力事業15件（ラオス10件、ベトナム2件、ミャンマー2件、カンボジア1件）、資金協力事業21件（ラオス17件、ベトナム1件、カンボジア2件、ミャンマー1件）、研修員受入れが236件（CLMV諸国、ブータン、スリランカを対象）、金額合計約266億6,767万バーツとなっている。

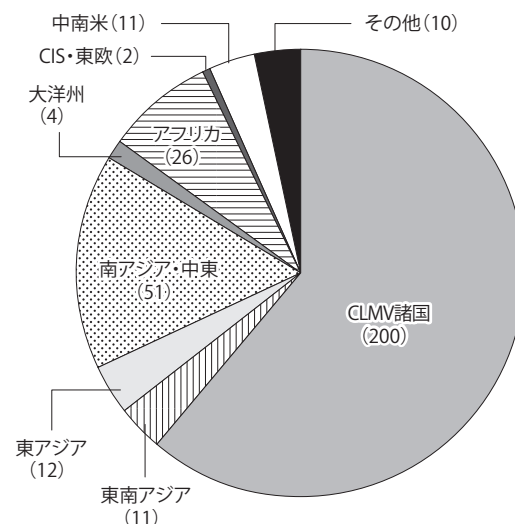
3. 重点分野・地域

援助対象国の優先順位は、①CLMV諸国^{注1}（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）、②外交上の重要国（チュニジア、トルコ、中国など）、③紛争終結後の国（スリランカやアフガニスタン）、④その他の開発途上国、⑤今後協力関係を構築すべき国、となっており

5年ごとに見直されることになっている。

技術協力における主な協力分野は、社会開発・福祉、農業、教育、公衆衛生分野である。

TICAによる2012年10月～2013年9月の地域別援助割合
（単位：百万バーツ）



4. 南南協力・三角協力

タイODAの中心は、開発途上国の開発を支援し、貧困を削減するための南南協力である。近隣のCLMV諸国から、アフリカや中南米にまで援助の対象を広げている。

さらに、タイに対する海外諸国からのODAが縮小していく中で、三角協力（開発途上国間の南南協力を先進国や国際機関などからの支援が加わったもの）という新たな関係を通して、これまで築いてきたドナー（援助国）との関係を発展させていく方針である。日本との三角協力ではメコン地域やアフリカを対象に、農業、保健、産業振興等の分野を中心としてJICAによる第三国研修や技術協力プロジェクトが実施されている。具体的には、TICAとJICAは、アフリカ開発会議（TICAD：Tokyo International Conference on African Development）への貢献としてアフリカ諸国を対象とした稲作分野の第三国研修を行っており、2015年10月時点で17カ国58名を受け入れている。また、ASEAN諸国への支援として、ASEAN経済共同体（AEC）を展望した、電力供給の互換性を高めるための配電システム管理技術に関する研修、

注1：東南アジア諸国連合（ASEAN）に1995年以降加盟した4か国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）は、その頭文字をとってCLMV諸国と呼ばれる。

投資環境の調和を目指したメコン諸国向け投資促進政策ワークショップ、他のメコン諸国に比べて優位性の高い業材加工技術に関する研修などを実施予定である。

実施体制

タイ外務省の外局であったTICAは2015年1月に内局化され、引き続き技術協力を担当している。タイ財務省財政政策局の監督下に置かれている政府系機関のNEDAは、有償資金協力（一部の案件については無償も）およびこれに関連した技術協力を担当している。

1. TICA

2013年時点での職員数は108名。TICAによる技術協力の内容は、研修、専門家派遣、機材供与、ボランティア派遣等であり、上述の三角協力も担当している。このほかTICAは、ODA戦略文書の策定、技術協力実施予算の各省庁への配賦、供与機材の調達等を行っている。

従来は外局であったことから、TICA局長はTICA出身者であったが、内局化に伴い2016年より外務省出身者が就任するなど、人事交流が進められている。

2. NEDA

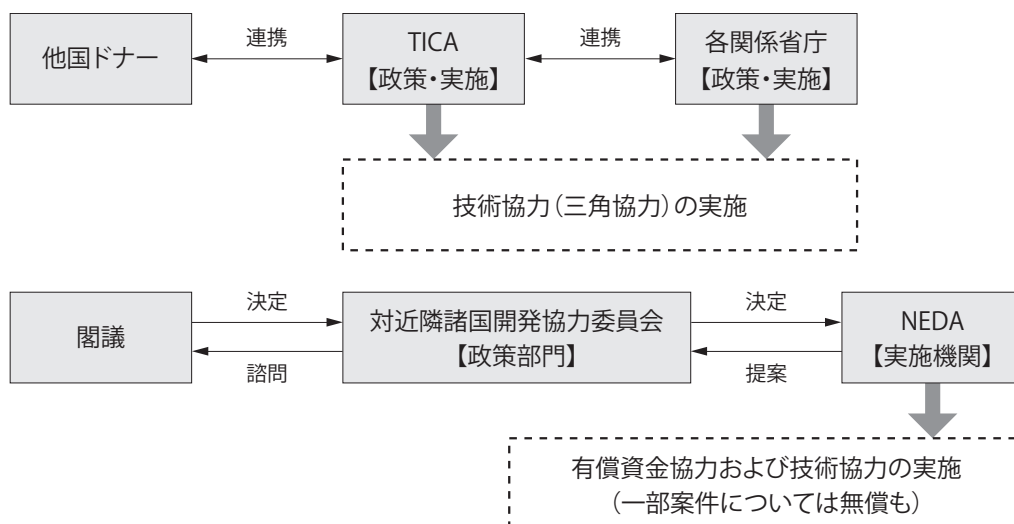
NEDAの前身は1995年にタイ財務省内に設立された周辺諸国経済開発協力基金（NECF）。2005年にNEDAへと改編された。2016年時点での職員数は42名。ラオス、カンボジア、ミャンマー、ベトナムや、東ティモール、スリランカ、ブータンにおける道路等、インフラ整備のためのソフト・ローンの供与およびこれに関連した協力準備調査や研修を実施している。また、ミャンマーのダウエー開発を管理する特別目的事業体（SPV）へも出資している。

援助対象案件は、当初は首脳会議等における周辺諸国からの要望を踏まえトップダウンで決定される形となっていたが、最近においてはNEDAが相手国側との対話を通じて案件の発掘・形成支援も行っている。案件としての取り上げに関しては、首相を委員長とする対近隣諸国開発協力委員会において政府方針の検討がなされた上で、最終的には閣議に諮ることとなっている。

● ウェブサイト

- ・ TICA : <http://www.tica.thaigov.net/main/en/>
- ・ NEDA : <http://www.neda.or.th/home/en/>

援助実施体制図



42 トルコ (Turkey)

援助政策等

1. 基本政策

トルコの地政学的な影響力が増す中で、ODAは積極的外交に不可欠な手段となっており、トルコは紛争や自然災害などに見舞われた国々に対する支援を増大させてきた。

冷戦後、主に中央アジア・コーカサスのトルコ系の国々に対する国際協力・開発援助のプロジェクトやプログラム計画を立案し、実施する機関として、1992年にトルコ国際協力調整庁（TiKA：Turkish Cooperation and Coordination Agency）がTiKA設置法に基づき外務省の下に設置された。その後1999年に、援助能力および人的リソースを拡大するために首相府の下へと移管された。2005年には国際機関や援助相手国等への支援とNGO等に対する支援の調整機関としての役割も担うようになった。

TiKAは支援相手のパートナー国に対して、トルコの経験に基づく貧困削減や持続的な開発に資する事業の実施を目指している。少なくとも年に一度は開催される開発援助調整委員会において、トルコの援助政策・実施方針・戦略が政府の外交方針に沿って決定される。開発援助調整委員会はTiKA総裁が主催し、外務省、財務省、国家教育省、経済省、エネルギー天然資源省、文化観光省、宗務庁、トルコ科学技術研究委員会（TUBITAK：Türkiye Bilimsel ve Teknolojik Araştırma Kurumu、The Scientific and Technological Research Council of Turkey）およびトルコ商工会議所連合会（TOBB：Türkiye Odalar ve Borsalar Birliği、The Union of Chambers and Commodity Exchanges of Turkey）の次官補級、副総裁級の代表者から構成される。必要に応じて、他の省庁や政府機関の関係者、NGO、ボランティア団体の代表者も招集される。しかし、同委員会の議事内容は対外秘で、政策・方針についての詳細は公表されていない。

2. 援助規模

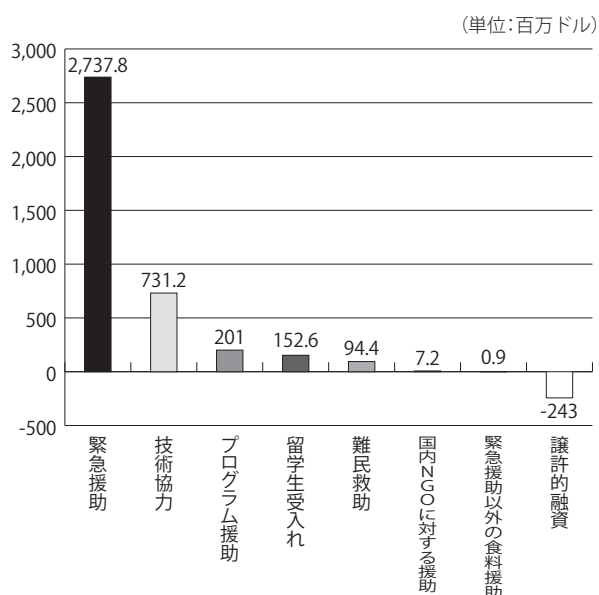
トルコの政府開発援助総額は、約39.2億ドル（2015年）であり、2011年から見ると4年間で約3.1倍増と、特に近年の増加が著しい。

近年のこの増加の最も大きな要因は、緊急援助額の増

加である。トルコの緊急援助は、2011年約2.6億ドル、2012年約10.4億ドル、2013年約16.3億ドル、2014年約24.2億ドル、2015年約27.4億ドルと近年大幅に増加傾向にある。この大部分は、シリア内戦に伴いトルコに流入したシリア避難民支援を実施するために充てられている。

また、2015年のトルコの民間企業およびNGOの海外に対する直接投資は約10.8億ドル、うちNGOによる支援は約4.8億ドルとなっており、開発援助における民間企業やNGOの役割も小さくない。

2015年二国間援助の分野別内訳は以下のとおり。



3. 重点地域・分野

2014年のトルコの国別開発援助額を見ると、最も額が大きい国はシリアであり、支援額は約22.9億ドルに上る。次にチュニジア（約2億ドル）、キルギス（約0.85億ドル）、ソマリア（約0.74億ドル）、パレスチナ自治区（約0.66億ドル）、アフガニスタン（約0.65億ドル）となっている。

シリアへの援助額が非常に大きくなっている理由は、2011年に始まったシリア内戦に伴う多数のシリア避難民^{注1}がトルコ国内に流入している状況の中、トルコ政府は、シリア国境に近いトルコ南東部を中心に避難民キャンプを設置して避難民の受入れなどの支援を実施しているためである。

注1:2016年9月26日付のUNHCR発表ではトルコ国内に、登録ベースで約273万人の避難民がいる。

また、過去において、トルコはトルコ周辺国への支援（コーカサスおよび中央アジア、バルカンの国々）に力を入れていたが、シリアを除けば、近年は周辺国に限らず、アフリカ諸国やアフガニスタンなどの国々にも援助を拡大しているといえる。

実施体制

1. 援助実施機関

開発援助調整委員会によって決定された方向性に沿って、TiKAや他省庁等が連携し、被援助国の開発目標やニーズに応じたプロジェクトやプログラムを実施する。開発援助の内容は幅広く、経済、商業、技術、社会、文化、教育分野等、多岐にわたっている。

主たる実施機関のTiKAは、中東、中央アジア、南アジア、バルカン半島、アフリカ等に50の事務所を有し、2014年には126か国で実施支援を進めるなど、社会インフラ、教育、医療、職業訓練などの分野を中心に技術協力を展開している。また、前述のとおりNGO等も開発援助の主要な役割を担っている。

2. 日本との開発協力

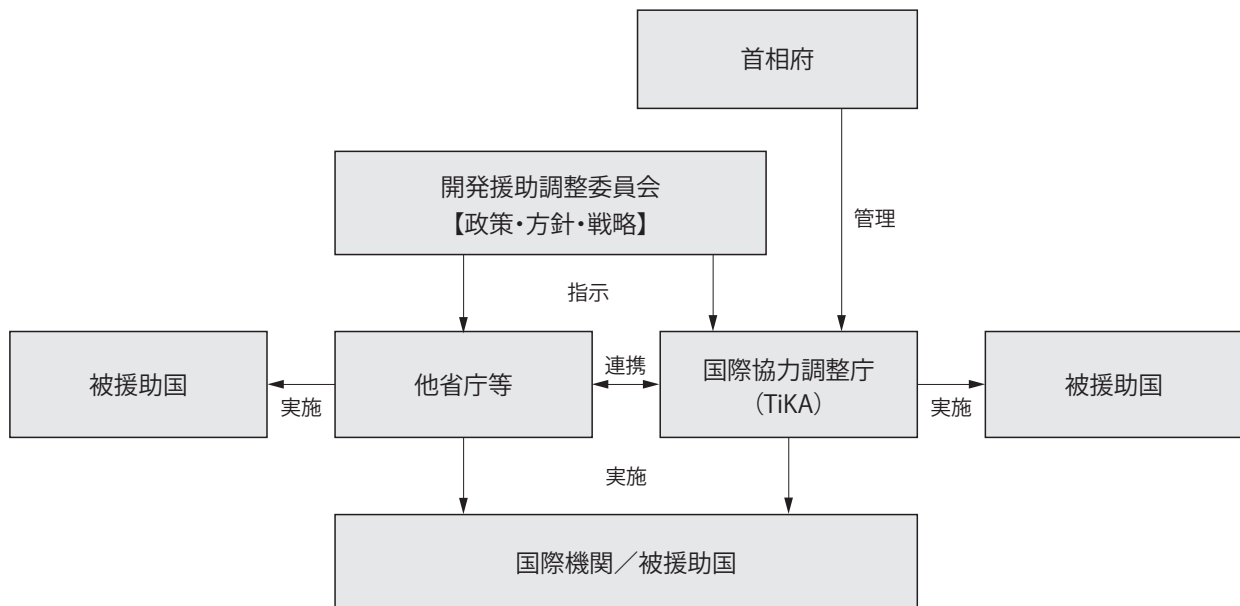
日本とトルコの関係では、JICAとTiKAが2012年2月に協力覚書を締結し、第三国向けの協力・連携を強化していくこととなった。たとえば、「バルカン諸国向け地下資源開発・評価」や「中東向け持続的な水産開発」などはトルコの資源を活用しながら、周辺国を対象とするプロジェクトである。また2011～2014年には、日本とNATO（北大西洋条約機構）の協力を得て、アフガニスタンの警察官計約2,000名をトルコに招致して研修を実施し、日本の現職警察官がJICA専門家として派遣され、柔道の指導を行った。2014年からはアフガニスタンの女子警察官の訓練も行っており、日本からは現職の女性警察官やJICA専門家としてジェンダー分野の専門家が送られている。

2015年度からは、TiKAやその他援助関連省庁向けに、ドナーとなるための能力強化に関する研修を開始し、トルコの対外援助の実施体制の強化を支援している。

● ウェブページ

- ・トルコ外務省：<http://www.mfa.gov.tr/>
- ・TiKAホームページ：<http://www.tika.gov.tr/>

援助実施体制図



43 アラブ首長国連邦(United Arab Emirates)

援助政策等

1. 実施体制

アラブ首長国連邦（UAE）の対外援助は、連邦政府各省庁、各首長国政府機関、首長家の個人による贈与、アブダビ開発ファンド（Abu Dhabi Fund for Development）による貸付、UAE赤新月社（UAE Red Crescent）による人道支援など、様々な主体と形式により実施されている。2014年版UAE対外援助報告書では、UAEに18の政府系援助実施機関および多くの非政府系援助実施機関があり、それぞれ独自に援助を実施している。

2013年3月、対外援助の一般的政策を提案することを主たる任務として国際協力開発省（Ministry of International Cooperation and Development：MICAD）が新設された。国際協力開発省は、対外援助を直接に実施したり、上記援助実施機関の業務を統括したりする権限はないが、国際開発人道機関に関する業務、国際人道支援にかかる国内機関との調整、UAE対外支援のモニターと評価、および活動報告等を作成することをその主たる業務としつつ、一方、UAEの対外援助に関する外交窓口としての一面を有していた。

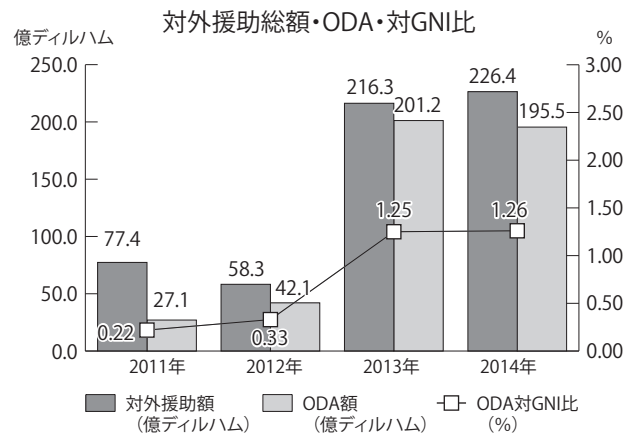
その後、2016年2月に実施されたUAE連邦政府の省庁改編の際にUAE国際協力開発省は解体、外務省と統合され、外務・国際協力省（Ministry of Foreign Affairs and International Cooperation）の一部として上記業務を行う形となった。同省より発行されたUAE対外援助報告書は、後述のウェブサイト上で閲覧が可能である。

なお、2014年7月、UAEはアラブ諸国で唯一のOECD開発委員会（DAC）の参加国^{（注1）}となった。

2. 援助の概要（国際協力開発省発行UAE対外援助報告書による。）

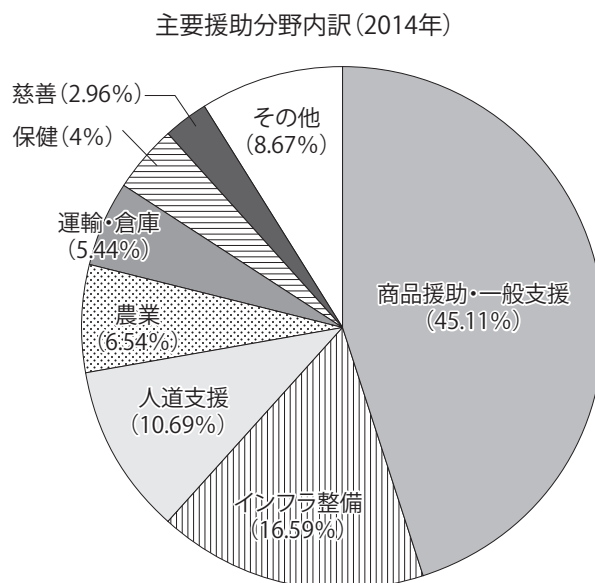
（1）援助規模

2014年のUAEの対外援助^{（注2）}の総額は226.4億ディルハム（約62億ドル）。このうち、政府開発援助（ODA）は195.5億ディルハム（約53.5億ドル）で、対GNI比は1.26%^{（注3）}（2014年）。



（2）分野別実績

2014年、UAEの対外援助の主要分野は、「商品援助・一般支援（45.11%）」、「インフラ整備（16.59%）」などとなっている。



注1：DAC加盟国ではないが、DAC会合への参加・発言が認められる。ただし、意思決定には参加できず、また議長・副議長等を務めることはできない。

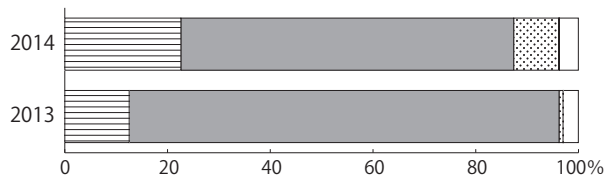
注2：UAE対外援助報告書でいう対外援助（Foreign Assistance）は、民間資金を含むこと、貸付返済額を含まないこと、慈善としての宗教的・文化的援助を含むこと、受取国を限定しないことで政府開発援助（ODA）とは異なるとされている。

注3：OECD開発委員会が発表しているUAEのODAの対国民総所得（GNI）比率。

(3) 地域的配分

2014年、UAEの対外援助は150か国向けに支出され、支出総額の6割超がアフリカ向けとなっている（前年と比べアジア・欧州向けが増加）。

地域別割合の推移（2013～2014年）



	2013	2014
アジア	12.53%	22.60%
アフリカ	83.72%	64.81%
欧州	0.78%	8.73%
大洋州	0.01%	0.16%
米州	0.04%	0.03%
グローバル	2.93%	3.67%

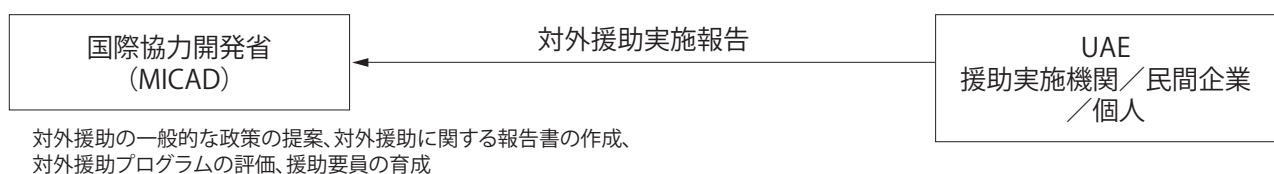
主要受取国（2014年）	受取額（億ディルハム）
エジプト	11.51
ヨルダン	2.51
モロッコ	1.73
パレスチナ自治区	0.34
パキスタン	0.31
その他	2.23

● ウェブサイト

・外務・国際協力省

<https://www.mofa.gov.ae/EN/TheMinistry/UAEForeignPolicy/Pages/UAEFAR.aspx>

実施体制図（省庁再編前／2014年時点）



援助実施機関

